

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-5 添付資料 12 泊発電所 3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

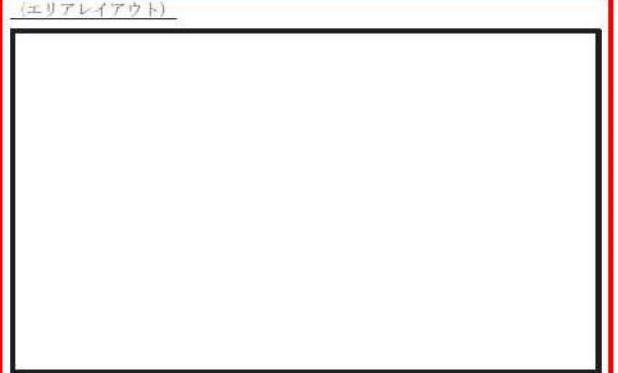
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p><u>内部概要及び設置されている機器</u></p> <p>軽油タンクの構造及び給油イメージ [A-A' 矢視]</p> <p><u>上部開放箇所 (写真①)</u></p> <p>上部開放箇所</p>	<p><u>内部概要及び設置されている機器</u></p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8)燃料移送ポンプ(A)室(Y-7-8)</p> <p>燃料移送ポンプ(A)室(床面積 15m²)は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>室内の様子（写真①）及び 設置されている機器</p>  <p>油配管</p> <p>ポンプ設置予定箇所</p>  <p>上部開放箇所</p> <p>上部開放箇所（入域不可）</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

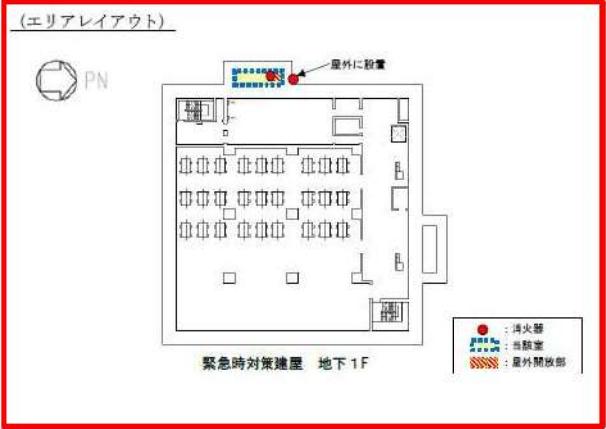
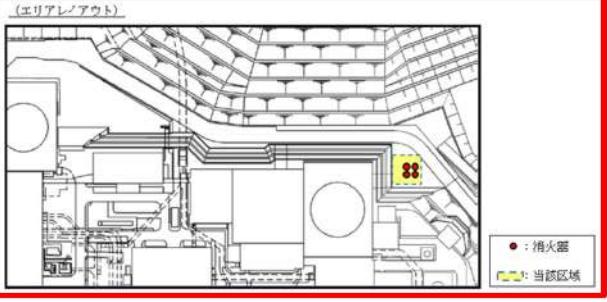
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) 軽油タンク室(H) (Y-7-9)</p> <p>軽油タンク室(H) (床面積 95m²)は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク(170kL)があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p style="text-align: center;">(エリアレイアウト)</p>  <p>5. 重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域又は火災区画 重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。 現場の状況を以下に示す。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違
		<p>3. 重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域又は火災区画 重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。 現場の状況を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違 (女川実績の反映)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

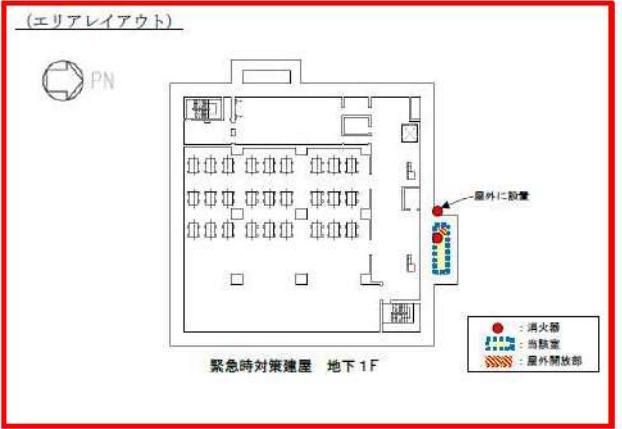
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) ケーブルピット(A) (KB-2-12) ケーブルピット(A) (床面積8m²)は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。 設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。 消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。 移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急時対策棟 地下1F</p> <p>●: 消火器 ■: 当該区域</p>	<p>(1) 代替非常用発電機 (0/B 1-5, 0/B 1-6) 代替非常用発電機は屋外に設置しており、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を設置し、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>●: 消火器 ■: 当該区域</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 設備及び系統構成の相違による配置の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) ケーブルピット(B) (KB-2-13)</p> <p>ケーブルピット(B)（床面積8m²）は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるよう部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) ケーブル取合ピット(A) (E-1-6)</p> <p>ケーブル取合ピット(A) (床面積 37m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>The diagram shows a floor plan of a building with various rooms and equipment. A specific area is highlighted with a red border and labeled '(エリアレイアウト)'. Within this area, there is a vertical structure labeled 'PN' at the top. A blue dashed line indicates the boundary of the underground area. A red dot marks the location of the cable access pit (A). A legend at the bottom right identifies symbols: a red circle for '消火器' (fire extinguisher), a green square for '当該室' (relevant room), and a blue square with diagonal lines for '屋外開放部' (outdoor opening).</p> <p>緊急用電気品庫屋 地下1F</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

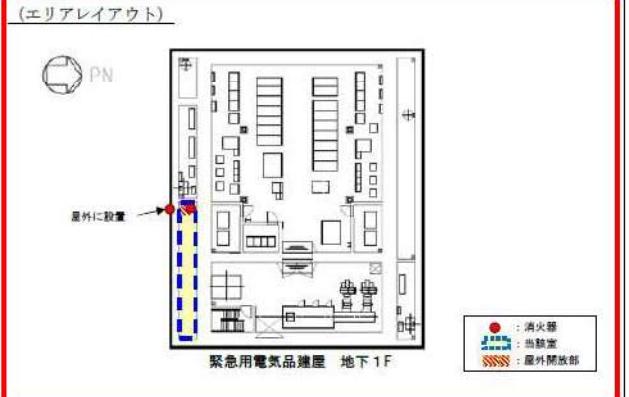
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) ケーブル取合ピット(B) (E-1-7)</p> <p>ケーブル取合ピット(B) (床面積8m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気品建屋 地下1F</p> <p>■ 設計方針の相違 （女川実績の反映） ■ 設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

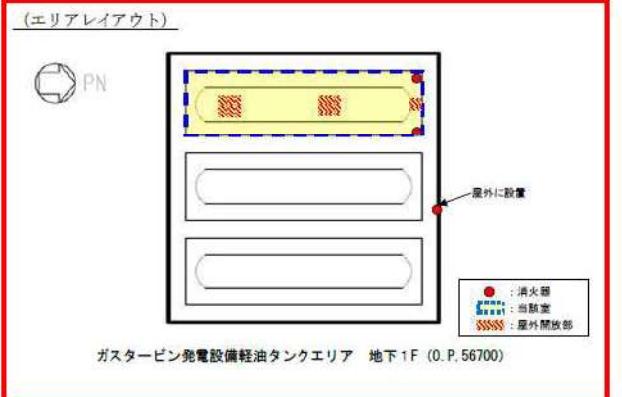
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) ケーブル取合ピット(C) (E-1-8)</p> <p>ケーブル取合ピット(C) (床面積 25m²) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置しているケーブルトレイは、支持構造物の主要な構造材には、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>The diagram illustrates the layout of the underground area (地下1F) for the emergency electrical equipment building (緊急用電気品建屋). A red box highlights the location of the cable access pit (C) outside the building. The legend indicates:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消火器 (Fire Extinguisher) ■ : 当駆室 (Control Room) △ : 屋外開放部 (Outdoor Release Valve) 		<p>【女川】</p> <p>■ 設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室(Y-8-1)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(A)室(床面積 96m²)は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充满せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)(110 k1)があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるよう部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (O.P. 56700)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

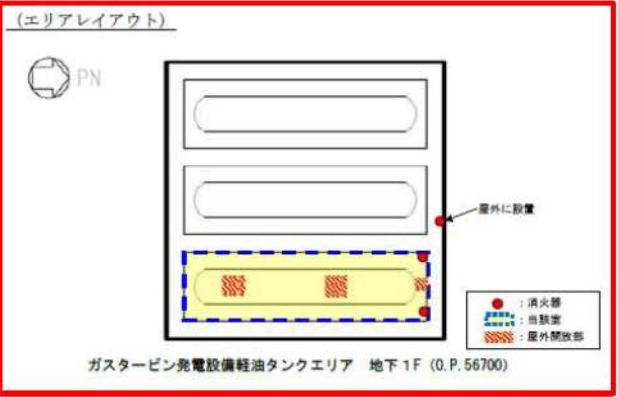
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室(Y-8-2)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(B)室(床面積 96m²)は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)(110 k1)があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるよう部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (O.P. 56700)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室(Y-8-3)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク(C)室(床面積 96m²)は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電設備軽油タンク(C)(110 k1)があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるよう部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>ガスタービン発電設備軽油タンクエリア 地下1F (O.P. 56700)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

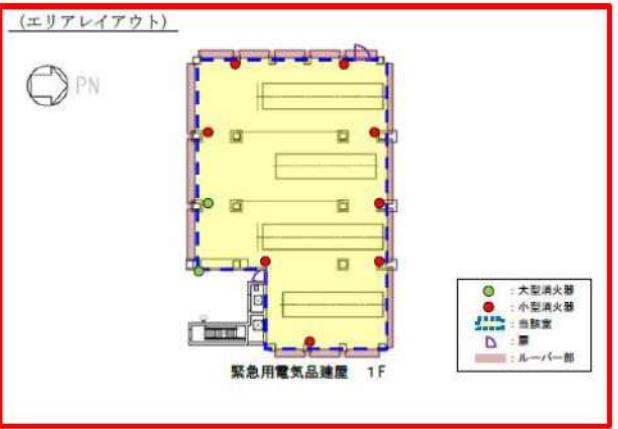
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア (Y-8-4) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア（床面積 484m²）は、屋外に設置されており、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(10) ガスタービン発電機室 (E-2-1)</p> <p>ガスタービン発電機室（床面積 532m²）は、屋外に設置されており、屋根及びルーバーの壁に囲まれ、火災が発生しても、ルーバーから煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ガスタービン発電機車 2 台、制御車 2 台及び各燃料タンク（発電用 500L（軽油））がある。</p> <p>各車両間の離隔距離は約 3m と消火器運搬、ホース展開には十分なスペースを有している。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるよう部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。（別紙 1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>緊急用電気品連屋 1F</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>海水ポンプ室（補機ポンプエリア）へのアクセス性及び消火活動について</p> <p>1. 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）へのアクセス性</p> <p>地下ピット構造の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）は、竜巻防護ネットを設置する設計であるが、竜巻防護ネット設置後においても、地上面（OP14,800）から循環水ポンプ室とTSWポンプ室を通過し各部屋（P3,000）にアクセスし、大型消火器及び小型消火器で初期消火を行うことが可能なことを確認した。（第1図）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>第1図 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）へのアクセス性</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>2. 移動式消火設備による消火活動</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車は消火栓又は防火水槽から取水し、消火ホースを海水ポンプ室（補機ポンプエリア）ほかに敷設し消火活動を行う。</p> <p>取水は2箇所以上から対応可能である。（第2図）取水箇所と各消火エリアの消火ホース敷設距離は最大約400m、高低差は地面上より下方への放水となり、化学消防自動車の性能や消火ホース圧損を考慮しても消火活動は可能である。</p> <p>化学消防自動車の車幅は約2.3mであり、保管場所から取水箇所までの道幅は3.5m以上を確保しており化学消防自動車の活動は可能である。また、地下ピット構造の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）は、竜巻防護ネット及び浸水防止壁を設置する設計であるが、地上面から放水による消火活動が、竜巻防護ネット構造及び浸水防止壁高さ（約0.6m）を考慮しても消火活動が可能であることを確認した。（第3図）</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車の消火活動は、火災区画毎に消防車と消火エリアの高低差、活動ルート、消火ホース敷設距離（第1表）などが変わることから、火災発生時の必要な消防資機材や消防車の操作等について、個別の消火手順を整備すること及び要員の訓練（第4図）を計画的に行うことを火災防護計画に定める。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第1表 消火ホース敷設距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火エリア</th> <th>水源</th> <th>距離（最大）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ室（補機ポンプエリア）</td> <td>屋外消火栓 耐震性防火水槽</td> <td>約170m 約320m</td> </tr> <tr> <td>軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室</td> <td>屋外消火栓 耐震性防火水槽</td> <td>約80m 約150m</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約120m 約400m</td> </tr> <tr> <td>緊急用電気品建屋及びガスター ピン発電設備軽油タンクエリア</td> <td>屋外消火栓 耐震性防火水槽</td> <td>約130m 約360m</td> </tr> </tbody> </table> </div>	消火エリア	水源	距離（最大）	海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓 耐震性防火水槽	約170m 約320m	軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓 耐震性防火水槽	約80m 約150m	緊急時対策建屋	屋外消火栓	約120m 約400m	緊急用電気品建屋及びガスター ピン発電設備軽油タンクエリア	屋外消火栓 耐震性防火水槽	約130m 約360m		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内での火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>
消火エリア	水源	距離（最大）																
海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓 耐震性防火水槽	約170m 約320m																
軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓 耐震性防火水槽	約80m 約150m																
緊急時対策建屋	屋外消火栓	約120m 約400m																
緊急用電気品建屋及びガスター ピン発電設備軽油タンクエリア	屋外消火栓 耐震性防火水槽	約130m 約360m																

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-5 添付資料 12 泊発電所 3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について)

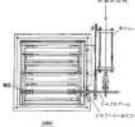
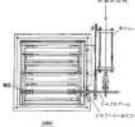
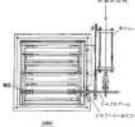
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>第2図 移動式消防設備による消防活動例</p> <p>第3図 電気防護ネットの概要図 (北西側から見た場合)</p> <p>第4図 化学消防自動車泡放水 (訓練写真)</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

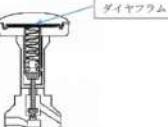
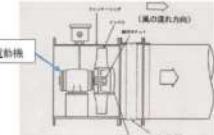
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
<p>別紙1</p> <p>各機器における火災の発生防止対策について</p> <table border="1"> <tr> <td>タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 資材</td> <td>金属製（不燃材料）の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。</td> </tr> <tr> <td>ダンパー</td> <td>全て金属製（不燃材料）の部品で構成されており、火災源とならない。  ダンパー</td> </tr> <tr> <td>空気作動弁</td> <td>シリンドリに計器用空気を給気／排気することで動作する弁であり、全て金属製（不燃材料）で構成されており、火災源とならない。  空気作動弁(1) 空気作動弁(2)</td> </tr> </table> <p>各機器の図面は機密に属する事項ですので公開することはできません。</p>	タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 資材	金属製（不燃材料）の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。	ダンパー	全て金属製（不燃材料）の部品で構成されており、火災源とならない。  ダンパー	空気作動弁	シリンドリに計器用空気を給気／排気することで動作する弁であり、全て金属製（不燃材料）で構成されており、火災源とならない。  空気作動弁(1) 空気作動弁(2)
タンク ダクト 配管 コンテナ ドラム缶 資材	金属製（不燃材料）の静的機器であり、火災源とならない。 なお、コンテナ及びドラム缶は、金属、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物のみ収納している。					
ダンパー	全て金属製（不燃材料）の部品で構成されており、火災源とならない。  ダンパー					
空気作動弁	シリンドリに計器用空気を給気／排気することで動作する弁であり、全て金属製（不燃材料）で構成されており、火災源とならない。  空気作動弁(1) 空気作動弁(2)					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-5 添付資料12 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設周辺の可燃物等の状況について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空気作動弁</p> <p>ダイヤフラムに計器用空気を給気／排気することで動作する弁であり、可とう性のあるダイヤフラムは可燃物であるが、金属製（不燃材料）の液体で覆われていること、ダイヤフラム以外の構成品は、全て金属製（不燃材料）で構成されており、火災源とならない。</p>  <p>空気作動弁③</p> <p>制御・計装品</p> <p>金属液体で覆われた構造であり、付属ケーブルは電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれはない。煙の発生は抑制される。</p> <p>冷却ファン</p> <p>冷却ファンは、電動機で駆動するファンであるが、電動機はグリスを使用し、潤滑油は使用していない。また、電動機及び付属のケーブルは金属製の液体及び電線管に収納することで、他の機器に延焼するおそれなく、煙の発生は抑制される。</p>  <p>冷却ファン</p> <p>ユーティリティ機器 （照 明 灯、コンセント、大容量動カメラ、ページング等）</p> <p>送電流による発火が想定されるが、金属製の液体等で構成されており、当該機器の裏面にとどまることから、火災源とならない。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映；着色せず)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 資料5 添付資料13 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

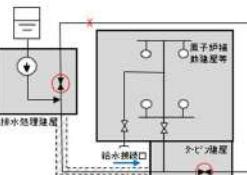
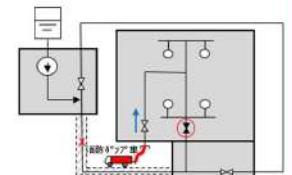
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付資料13</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について</p> <p>1. 発電所の水消防設備の設計概要</p> <p>(1) 泊発電所の消防設備について</p> <p>火災防護の審査基準で、消防困難箇所や系統分離を行うために設置する消防設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震時においても機能を維持することが求められている。</p> <p>泊発電所の消防設備は、従来、水消防設備を主とする設計としていたが、水消防設備は耐震Cクラス設計であり、上記の要求を満足することは難しいことから、原子炉建屋等の建屋にはSs機能維持された全域ガス消防設備、放射性廃棄物処理建屋や固体廃棄物貯蔵庫、ペイラ室には耐震クラスに応じた全域ガス消防設備を設置する設計とし、耐震性を満足することを確認した。</p> <p>(2) 水消防設備について</p> <p>火災防護に係る審査基準における、水消防設備に対する要求事項を以下に示す。</p> <p>② 消火剤に水を使用する消防設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるとところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。 b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。 c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には、隔壁弁等を設置して遮断する等の措置により、消防用水の供給を優先する設計であること。 <p>2.2.2 火災感知設備及び消防設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消防の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消防設備は、凍結防止対策を講じた</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>泊発電所の水消防設備は、上記審査基準の要求事項に適合するものであり、設計に当たっては「原子力発電所の火災防</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は消火水配管の凍結防止及び地盤変位対策の設計について記載する方針とする。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 資料5 添付資料13 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010 以下「JEAC」という）の要求事項を満足するとともに、「原子力発電所の火災防護指針」（日本電気協会JEAG4607-2010 以下「JEAG」という）に示されている例示については、泊発電所の状況等を踏まえ極力取り込むこととした。</p> <p>泊発電所の消火用水供給系は以下に示すとおり、原子炉補助建屋等に消火用水を供給する主配管はループ回路を構成し（第1図），地震時に消火水配管が損傷することを想定し、消防ポンプ車を用いて、原子炉補助建屋等の屋内消火栓に消火用水を給水することを可能とする給水接続口（第2図）を原子炉補助建屋等に設置し、多様性を持たせることにより消火用水供給系の信頼度の向上を図る設計としている。なお、消火用水供給系の水源及び消防ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計としている。</p> <p>万一、消火用水のループ構成の主配管が破断した場合（ケース1（埋設消火配管部分での破断）又はケース2（洞道内の破断））を想定しても、以下のように当該部分を原子炉補助建屋等の消火設備から隔離した上で、消防ポンプ又は消防ポンプ車により原子炉補助建屋等に消火水を供給でき、多様な手段による対応が可能な設計となっている。</p> <p>また、洞道内は人の立ち入りが可能であり、破断箇所の発見及び修保は容易である。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>ケース1 屋外消火栓の埋設消火配管部分で破断が生じた場合は、赤枠の隔壁弁を開止し、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消火用水供給系を使用してターピン建屋側から可能。</p>  <p>ケース2 洞道内の消火配管部分で破断が生じた場合は、赤枠の隔壁弁を開止し、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消防ポンプ車を用いて給水接続口から可能。</p>  </div> <p style="text-align: center;">第1図：消火用水供給系概要図</p> <p>なお、泊発電所1～3号炉の運転開始以降における消火用水のループ構成の主配管損傷事例は、2号側屋外消火栓の埋設消火配管での1例^{※1}のみであり、消火配管の単一故障^{※2}を仮定する必要性は十分に低いものと考える。</p> <p>※1 建設時の消火配管埋め戻しに際して砂利等による配管損</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 資料5 添付資料13 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について）

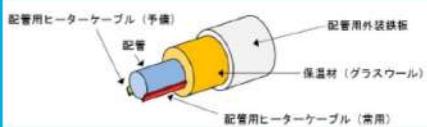
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>傷部からの劣化事象及び2号機側バックフィル部での配管損傷事象。</p> <p>※2 審査基準2.2.1 (2) 消火設備（参考）④で、「消火設備は、消火ポンプ系等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないこと」との記載がある。給水接続口の設置状況について、第2図に示す。</p>  <p>第2図 給水接続口設置状況</p> <p>消火配管系統概要図を第3図に示す。</p>  <p>第3図 消火配管系統概要図（1/2）</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 資料5 添付資料13 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>て、屋外の埋設消火配管については、耐震性確保をするための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。</p> <p>また、屋外消火栓については、泊発電所の設計外気温度が-19°Cであることから消火配管の地上化のみでは十分な凍結防止が難しいこと、すでに多数の埋設物がある中に新たに広範囲に洞道を設置することが困難であることから、プラント設計として凍結防止の観点と合わせてより合理的と判断される消火配管の埋設を採用している。</p> <p>屋外消火栓については、JEACの『凍結の可能性のある屋外消火栓は、凍結防止を考慮した設計とすること』との要求事項に基づき、凍結防止対策として凍結深さより深く消火配管を埋設する設計を基本とし、埋設することが困難であり地上化する場合は保温材等により配管内部の水が凍結しない設計としている。</p> <p>そこで、泊発電所の屋外の消火配管は、凍結防止のため埋設を基本とし、地震時における地盤変位対策として、建屋貫通部付近の接続部には機械式継手ではなくフレキシブル継手又は溶接継手を採用するとともに、屋外の埋設消火配管については、JEACの[解説-3-11]で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により耐震性の確保を確認する設計とする。</p> <p>3. 屋外消火栓（消火配管の一部地上化）の設計方針</p> <p>屋外消火配管は上記のとおり埋設を基本としているが、2号炉バックフィル部については工事により損傷し、再度埋設化による復旧が困難であったことから地上化する設計としている。地上化にあたり、凍結防止対策として保温材等の施工による凍結防止対策を図る設計としている。</p>  <p>第4図 地上化した消火配管の凍結防止対策 概要図</p> <p>4. 洞道内消火配管の設計方針</p> <p>給排水処理建屋からタービン建屋への消火配管は、凍結深さ</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 資料5 添付資料13 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		より深く施工され建屋内と同様に凍結防止が図られる建屋間の洞道内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計としている。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 資料5 添付資料14 泊発電所3号炉における消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について)

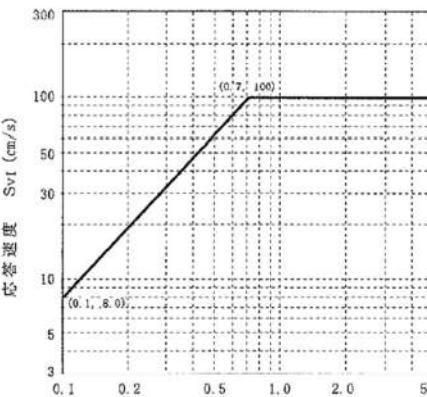
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付資料14</p> <p>泊発電所3号炉における 消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について</p> <p>1.はじめに</p> <p>「原子力発電所の火災防護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010以下、「JEAC」）では、自然現象に対する消火装置の性能維持として、地震等の自然現象によってもその性能が著しく阻害されないと求めており、そのための耐震設計として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①屋内・屋外消火栓設備等の機能を地震後においても維持する観点から、消火配管について、耐震強度や耐震構造を考慮し耐震性を確保すること。 ②消火配管については、地震時における地盤変位対策を考慮した設計とすること。 <p>が求められている。</p> <p>また、JEAC の[解説-3-11]で上記「耐震強度や耐震構造の考慮」として、屋外の埋設消火配管については、耐震性を確保するための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。</p> <p>泊発電所の屋外消火栓は凍結防止の観点から基本的に埋設消火配管であることから、JEAC の[解説-3-11]で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により係る評価を行う。</p> <p>2.屋外埋設消火配管仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管規格 : JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼配管 ・継手規格 : JIS B 2312 配管用鋼製突合せ溶接式管継手 ・配管材質 : STPG370 (STPG38) ・管厚さ : SCH40 ・管径 : 80A, 100A, 150A, 200A <p>3.評価方法</p> <p>(1) 「高圧ガス導管耐震設計指針」(JGA 指-206-03: 社団法人日本ガス協会発行)に基づき、第1表のとおりレベル1地震動及びレベル2地震動に対して評価を実施した。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊の屋外の水消火配管については、凍結防止も考慮し、埋設を基本としており、地盤変位対策が大飯発電所3／4号炉及び女川原子力発電所2号炉と相違することから、本資料にて示す。(以降は、同様な相違理由のため着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 資料5 添付資料14 泊発電所3号炉における消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第1表 設計地震動一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定する地震動</th> <th>設計地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に1～2回発生する確率を有する一般的な地震動</td> <td>$K_d=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ K_d：設計水平震度 v_1：埋設区分(=1.0) v_2：地域別補正係数(=0.6)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に発生する確率は低いが、非常に強い地震動</td> <td>「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用</td> </tr> <tr> <td>(参考) 耐震C クラス設計</td> <td>「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力</td> <td>$Kh=1.2 \cdot Ci=0.24$ Kh：設計水平震度 Ci：地震層せん断力係数(=0.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>レベル2地震動による評価にあたっては、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される設計地震動のうち、最も大きな地震動である兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトル（第1図）に対する評価を行っている。</p>  <p>第1図 レベル2地震動評価に用いる速度応答スペクトル</p> <p>なお、「道路橋示方書・同解説V 耐震設計編」によると、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定されたレベル2地震動は、設計水平震度0.40～0.50以上を想定していることから、耐震Cクラス設計に基づく設計水平震度0.24よりも大きいことを確認している。</p>	想定する地震動		設計地震動	レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1～2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_d=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ K_d ：設計水平震度 v_1 ：埋設区分(=1.0) v_2 ：地域別補正係数(=0.6)	レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低いが、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用	(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$Kh=1.2 \cdot Ci=0.24$ Kh ：設計水平震度 Ci ：地震層せん断力係数(=0.2)	
想定する地震動		設計地震動													
レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1～2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_d=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ K_d ：設計水平震度 v_1 ：埋設区分(=1.0) v_2 ：地域別補正係数(=0.6)													
レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低いが、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用													
(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$Kh=1.2 \cdot Ci=0.24$ Kh ：設計水平震度 Ci ：地震層せん断力係数(=0.2)													

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 資料5 添付資料14 泊発電所3号炉における消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について）

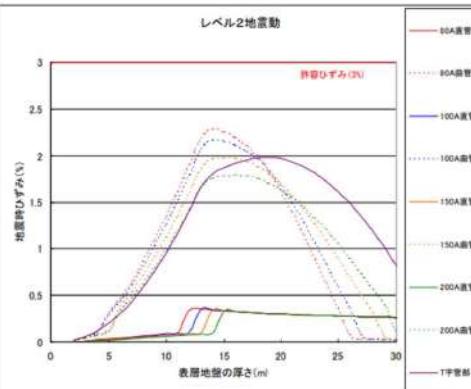
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 上記第1表の設計地震動及び泊発電所内の屋外埋設消火配管周辺の埋戻地盤データを基に、表層地盤変位及び表層地盤ひずみを算出する。</p> <p>表層地盤ひずみは、表層地盤の厚さ（表層地盤の固有周期）に応じて変化することから、消火配管敷設ルートにおける表層地盤の厚さの分布状況を確認し、0～30mの範囲で評価する。</p> <p>(3) 表層地盤変位及び地盤ひずみ等からそれぞれ配管直管部、曲管部及びT字管部に発生する地震時ひずみを算出する。</p> <p>(4) 配管の地震時ひずみがそれぞれ「高压ガス導管耐震設計指針」において設定される以下の許容ひずみ以内であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル1地震動に対する許容ひずみ：1% ・レベル2地震動に対する許容ひずみ：3% <pre> graph TD A[① 設計地震動] --> B[② 表層地盤の固有周期] B --> C[③ 地震動の見かけの伝播速度] C --> D[④ 表層地盤変位] D --> E[⑤ 一様地盤ひずみ] E --> F[⑥ 不整地盤ひずみ] F --> G[⑦ 地盤ひずみ] G --> H[⑧ 地盤ひずみ設計] H --> I[⑨ 地盤ひずみ規制] I --> J[⑩ 地盤ひずみ評価] J --> K[⑪ 地盤ひずみに対する割合] K --> L[⑫ 割合に対する判断] L --> M[終了] </pre> <p>① 設計地震動</p> <p>② 表層地盤の固有周期 $T = \frac{4}{\pi} \sqrt{\frac{H}{V_s}}$, $V_s = \frac{2\pi f}{H}$ H: 表層地盤の厚さ(m) V_s: 表層地盤の伝播速度(m/s)</p> <p>③ 地震動の見かけの伝播速度 V: 地震動の見かけの伝播速度 $V = \frac{L}{T}$ L: 地震動の距離(m) T: 地震動の周期(s) </p> <p>④ 表層地盤変位 $\Delta U_s = \frac{2}{\pi} \frac{V}{H} + \nu + T \cdot \beta \nu - \nu \tan(\frac{\pi}{2} \frac{Z}{H})$ ν: 地盤ひずみ T: 地震動の周期(s) Z: 地盤の深度(m) </p> <p>⑤ 一様地盤ひずみ $\epsilon_s = \frac{1}{2} \frac{V}{H} + \nu$ ν: 地盤ひずみ H: 地盤の厚さ(m)</p> <p>⑥ 不整地盤ひずみ $\epsilon_{irr} = \frac{1}{2} \frac{V}{H} + \nu + \frac{1}{2} \frac{V}{H} \left(\frac{2\pi f}{H} \right)^2 \cdot \frac{1}{1 + \left(\frac{2\pi f}{H} \right)^2}$ f: 不整地盤の周波数(Hz) ν: 地盤ひずみ H: 地盤の厚さ(m)</p> <p>⑦ 地盤ひずみ $\epsilon = \epsilon_s + \epsilon_{irr}$ ϵ_s: 一様地盤ひずみ ϵ_{irr}: 不整地盤ひずみ</p> <p>⑧ 地盤ひずみ設計 $U_s = \frac{1}{2} \frac{V}{H} + \nu$ ν: 地盤ひずみ H: 地盤の厚さ(m)</p> <p>⑨ 地盤ひずみ規制 $U_s = \frac{1}{2} \frac{V}{H} + \nu$ ν: 地盤ひずみ H: 地盤の厚さ(m)</p> <p>⑩ 地盤ひずみ評価 $\epsilon = \frac{K_s}{E} \cdot \nu$ K_s: 地盤剛性 E: 地盤の剛性係数(N/mm²) ν: 地盤ひずみ</p> <p>⑪ 地盤ひずみに対する割合 $\frac{\epsilon}{U_s} \times 100\%$ ϵ: 地盤ひずみ U_s: 地盤ひずみ設計</p> <p>⑫ 割合に対する判断 → 適用する → 適用しない</p>	

第2図 レベル2地震動に対する耐震性評価フロー図
 （「高压ガス導管耐震設計指針」を参照して作成）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 資料5 添付資料14 泊発電所3号炉における消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について)

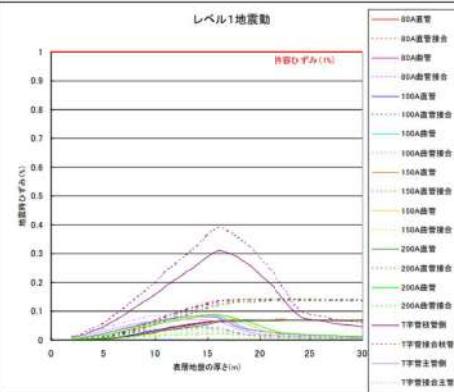
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 評価結果</p> <p>埋設消火配管について、各敷設ルートにおける管径、管底深度及び表層地盤の厚さの分布状況をそれぞれ確認し、「高圧ガス導管耐震設計指針」に基づき耐震評価を行った。</p> <p>評価に当たっては、管底深度を固定し、管底深度に応じて管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させ、各埋設消火配管に発生する地震時ひずみの最大値を算出した。</p> <p>最も厳しい評価となったのは、管底深度GL. -800mmに対し、管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させて地震時ひずみを算出した場合であり、この算出結果を第3図及び第4図に示す。</p> <p>また、第3図及び第4図で示す地震時ひずみの最大値を第2表及び第3表に示す。</p> <p>評価の結果、表層地盤の厚さが10m～20mの範囲において各埋設消火配管に発生する地震時ひずみがそれぞれ最大となるが、レベル1地震動に対する許容ひずみ(1%)及びレベル2地震動に対する許容ひずみ(3%)以下となることから、それぞれの地震動に対して安定性を有することを確認した。</p>  <p>第3図 レベル2地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p>	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 資料5 添付資料14 泊発電所3号炉における消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
		 <p>第4図 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. - 800mm)</p> <p>第2表 レベル2地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. - 800mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">80A</td> <td>直管部</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.29</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100A</td> <td>直管部</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.17</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">150A</td> <td>直管部</td> <td>0.35</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.99</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200A</td> <td>直管部</td> <td>0.34</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.79</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T字管部 主管：200A 枝管：100A</td> <td></td> <td>1.99</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. - 800mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">80A</td> <td>直管部</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">100A</td> <td>直管部</td> <td>0.05</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">150A</td> <td>直管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.04</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">200A</td> <td>直管部</td> <td>0.14</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">T字管部 枝管：100A 主管：200A</td> <td>直管部</td> <td>0.14</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T字管部 枝管：100A 主管：200A</td> <td>直管部</td> <td>0.32</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>接合部</td> <td>0.39</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>曲管部</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直管部</td> <td>0.10</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	0.36	○	曲管部	2.29	○	100A	直管部	0.36	○	曲管部	2.17	○	150A	直管部	0.35	○	曲管部	1.99	○	200A	直管部	0.34	○	曲管部	1.79	○	T字管部 主管：200A 枝管：100A		1.99	○	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	0.08	○	接合部	0.15	○	曲管部	0.09	○	100A	直管部	0.05	○	接合部	0.07	○	曲管部	0.15	○	150A	直管部	0.09	○	接合部	0.04	○	曲管部	0.07	○	200A	直管部	0.14	○	接合部	0.10	○	曲管部	0.03	○	T字管部 枝管：100A 主管：200A	直管部	0.14	○	接合部	0.09	○	曲管部	0.03	○	T字管部 枝管：100A 主管：200A	直管部	0.32	○		接合部	0.39	○		曲管部	0.08	○		直管部	0.10	○	
管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																																																											
80A	直管部	0.36	○																																																																																																												
	曲管部	2.29	○																																																																																																												
100A	直管部	0.36	○																																																																																																												
	曲管部	2.17	○																																																																																																												
150A	直管部	0.35	○																																																																																																												
	曲管部	1.99	○																																																																																																												
200A	直管部	0.34	○																																																																																																												
	曲管部	1.79	○																																																																																																												
T字管部 主管：200A 枝管：100A		1.99	○																																																																																																												
管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																																																											
80A	直管部	0.08	○																																																																																																												
	接合部	0.15	○																																																																																																												
	曲管部	0.09	○																																																																																																												
100A	直管部	0.05	○																																																																																																												
	接合部	0.07	○																																																																																																												
	曲管部	0.15	○																																																																																																												
150A	直管部	0.09	○																																																																																																												
	接合部	0.04	○																																																																																																												
	曲管部	0.07	○																																																																																																												
200A	直管部	0.14	○																																																																																																												
	接合部	0.10	○																																																																																																												
	曲管部	0.03	○																																																																																																												
T字管部 枝管：100A 主管：200A	直管部	0.14	○																																																																																																												
	接合部	0.09	○																																																																																																												
	曲管部	0.03	○																																																																																																												
T字管部 枝管：100A 主管：200A	直管部	0.32	○																																																																																																												
	接合部	0.39	○																																																																																																												
	曲管部	0.08	○																																																																																																												
	直管部	0.10	○																																																																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>41-6 重大事故等対処施設を設置する 火災区域又は火災区画の火災防護対策について (資料5)</p> <p><目次></p> <p>1. 火災区域、火災区画の設定 2. 火災感知設備 3. 消火設備</p> <p>添付資料1 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）の火災感知器の配置を明示した図 添付資料2 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）の消火設備を明示した図 添付資料3 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）及び火災防護対策について</p>	<p>41-6 重大事等対処施設が設置される 火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p><目次></p> <p>1. 概要 2. 火災区域又は火災区画の設定について 3. 火災感知設備について 4. 消火設備について</p> <p>添付資料1 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画及び火災防護対策一覧</p>	<p>41-6 重大事等対処施設が設置される 火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p><目次></p> <p>1. 概要 2. 火災区域又は火災区画の設定について 3. 火災感知設備について 4. 消火設備について</p> <p>添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画及び火災防護対策一覧</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について)

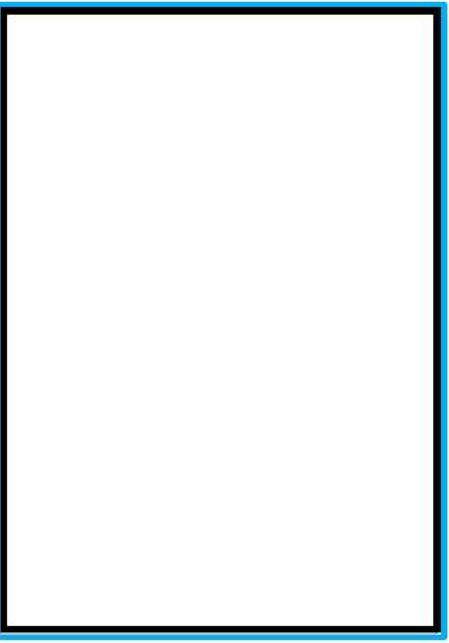
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p>大飯原子力発電所3／4号機における重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災防護対策のうち、「火災区域、区画の設定」「火災感知設備」「消火設備」について以下のとおり整理を行った。</p> <p>1. 火災区域、火災区画の設定（資料2） 原子炉格納容器、アニュラス部、原子炉周辺建屋、制御建屋、緊急時対策所と屋外の重大事故等対処施設を設置するエリアについて火災区域及び火災区画を設定した。</p> <p>2. 火災感知設備（資料3） 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために、環境条件や予想される火災の性質を考慮して火災感知設備を設置する。</p> <p>3. 消火設備（資料4） 消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために、火災発生時の煙の充満等により、消防活動が困難となる火災区域又は火災区画であるかを考慮して設計する。</p> <p>本資料では、これらをもとに火災防護対策をまとめ、その結果を以下の添付資料に示す。</p>	<p>41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p>1. 概要 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災防護対策のうち、「火災区域又は火災区画の設定」「火災感知設備」「消火設備」について以下のとおり整理を行った。</p> <p>2. 火災区域又は火災区画の設定について 重大事故等対処施設の火災防護対策を講じるために、原子炉建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋と屋外の常設重大事故等対処施設を設置するエリアについて、火災区域又は火災区画を設定した。（補足41-3）</p> <p>3. 火災感知設備について 火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計とする。（補足41-4）</p> <p>4. 消火設備について 消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するため、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき「消火設備」を設置する設計とする。（補足41-5）</p>	<p>41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災防護対策について</p> <p>1. 概要 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設を設置する火災区域の火災防護対策のうち、「火災区域又は火災区画の設定」「火災感知設備」「消火設備」について以下のとおり整理を行った。</p> <p>2. 火災区域又は火災区画の設定について 重大事故等対処施設の火災防護対策を講じるために、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、緊急時対策所及び循環水ポンプ建屋と屋外の常設重大事故等対処施設を設置するエリアについて、火災区域又は火災区画を設定した。（補足41-3）</p> <p>3. 火災感知設備について 火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計とする。（補足41-4）</p> <p>4. 消火設備について 消火設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するため、火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき「消火設備」を設置する設計とする。（補足41-5）</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川・大飯】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 ■設計の相違 建屋設計及び建屋名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

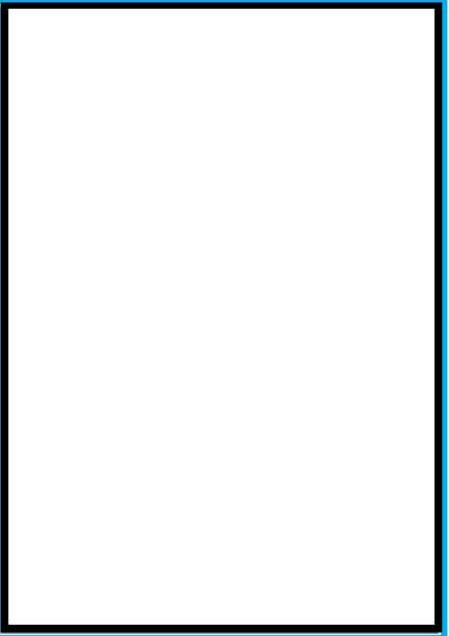
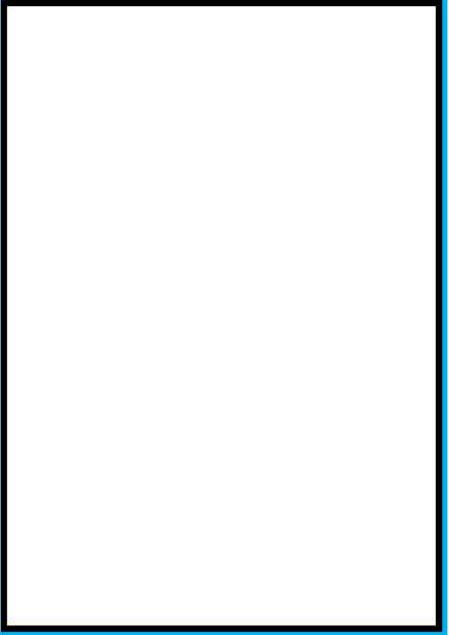
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料1 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）の 火災感知器の配置を明示した図</p> 			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

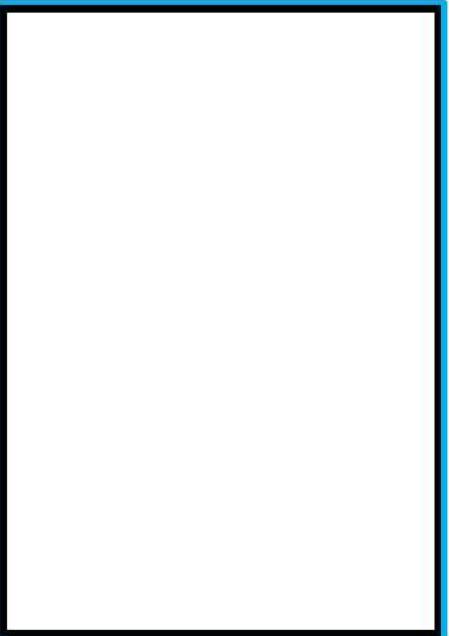
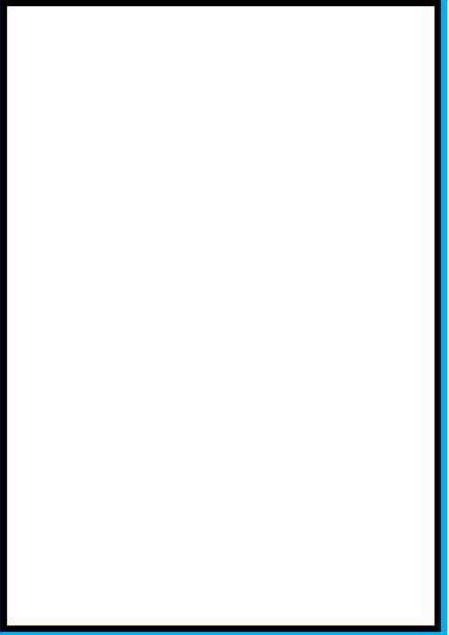
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

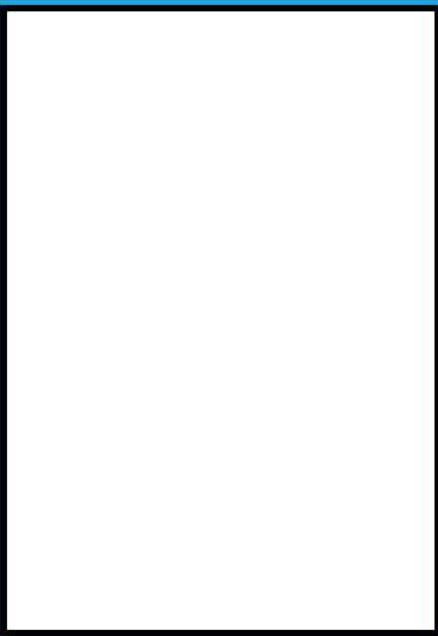
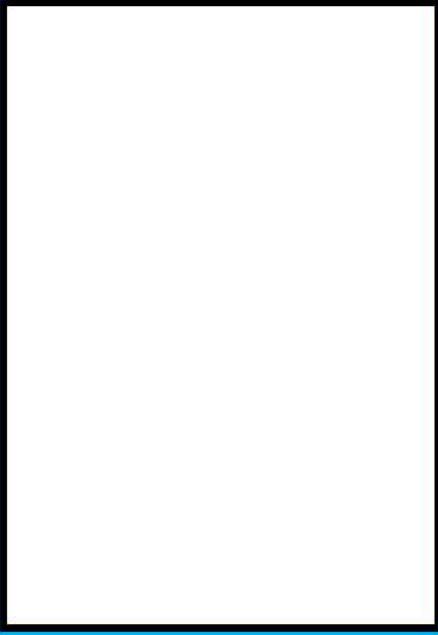
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

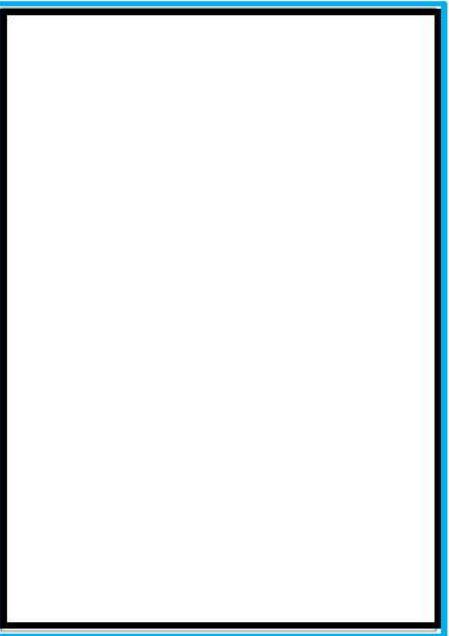
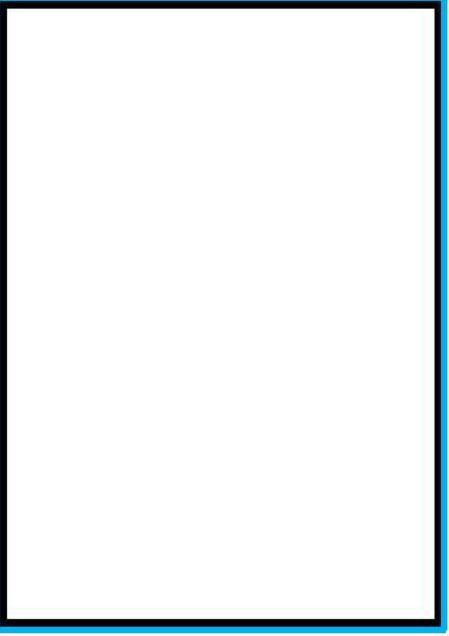
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

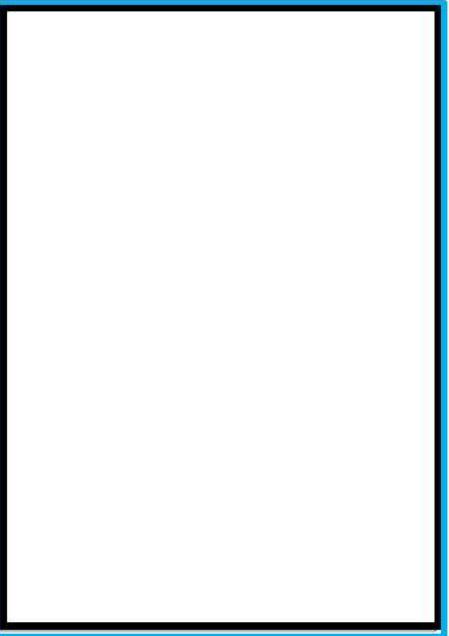
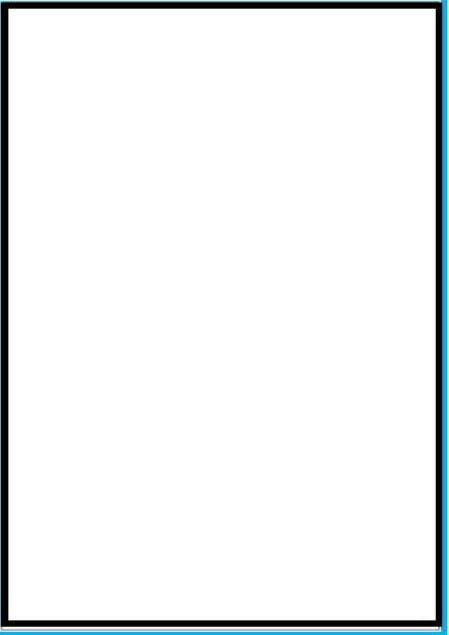
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

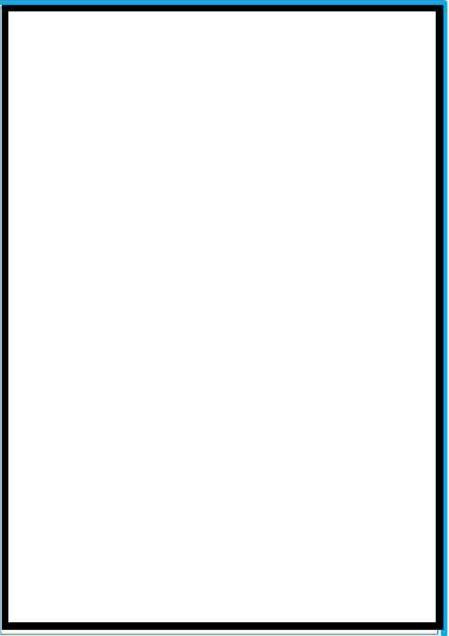
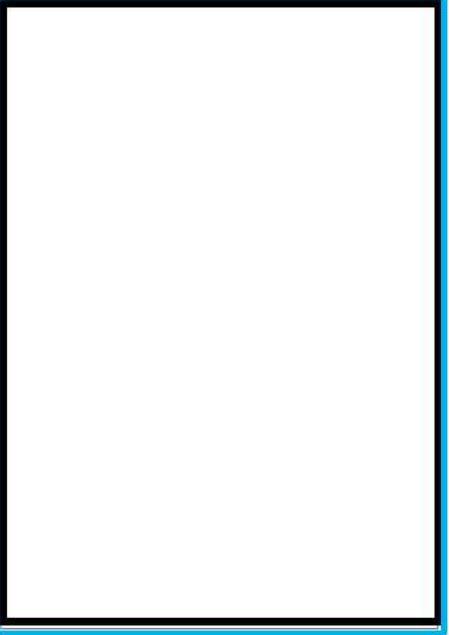
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

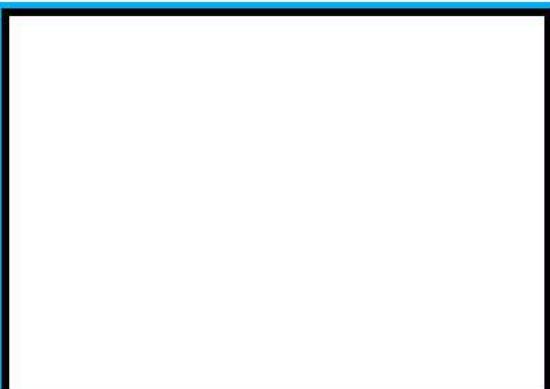
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）の 消防設備を明示した図</p>  			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

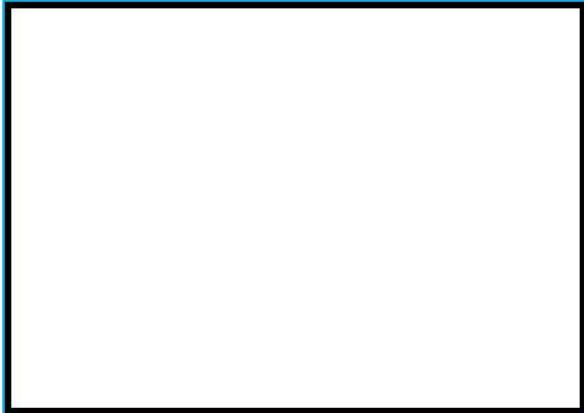
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

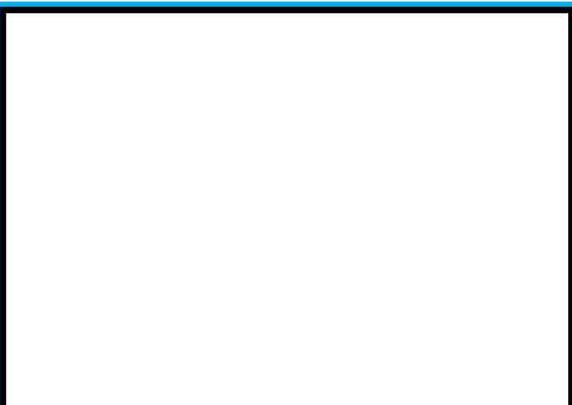
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

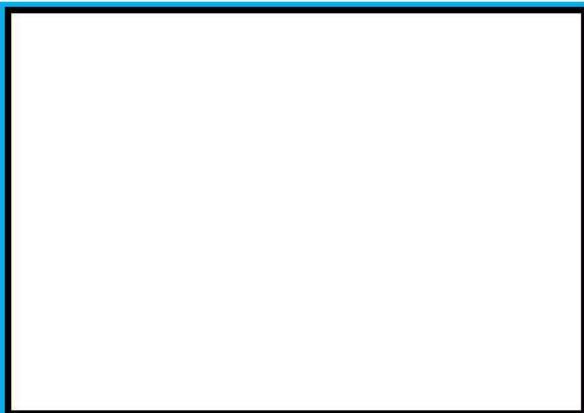
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表 r. 4. 0

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
添付資料3 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画） 及び火災防護対策について				添付資料1 女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設が設置される 火災区域又は火災区画及び火災防護対策一覧				添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設が設置される火災区域 又は火災区画及び火災防護対策一覧				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
大飯3号炉及び緊急時対策室エリア 火災区画（区画番号）	重大事故等対処施設の火災防護対策（早期検知・消火）	火災区画番号	消火設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備
区分 重・生 五・生	重大事故等対処施設の火災防護対策（早期検知・消火）	火災区画番号	消火設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備
火災区画 R/B 1-3 Bディーゼル発電機室	種・熱	二酸化炭素消火設備 ハロゲン消火設備	自動 自動	【代替制御棒挿入機能による制御棒突き込み】 ATWS 液位警報（代替制御棒挿入機能） 制御棒監査機能 制御棒動作水栓系定期ニット 制御棒動作水栓系配管【火災時】	C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	【手動による原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器	A/B 4-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 1-4 B安全橢槽室	種・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）	C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
火災区画 R/B 1-5 A安全橢槽室	種・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器 又は 前所ガス消火装置	【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
火災区画 R/B 1-6 Aディーゼル発電機室	種・熱	二酸化炭素消火設備 ハロゲン消火設備	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）	C-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器	【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
火災区画 R/B 1-7 タービン動輪助給水ポンプ室	種・熱・炎	ハロゲン消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）	R-3-29	煙感知器・熱感知器	消火器	【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
火災区画 R/B 2-1 B安全系冷却器室	種・熱	スプリンクラー消火設備	指定の半動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）	R-1-14	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火装置	【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト(C/Nスプレイ設備)	【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-2 A安全系冷却器室	種・熱	スプリンクラー消火設備	指定の半動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-3 B電動助給水ポンプ室	種・炎	ハロゲン消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-4 A電動助給水ポンプ室	種・炎	ハロゲン消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-6 A光でんポンプ室	種・炎	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-7 B光でんポンプ室	種・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-9 ほう触覚シート・ほう触タンク室	種・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-10 C光でんポンプ室	種・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	指定の半動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-11 燃料荷役用木ビットエリア	なし	なし	—	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 2-9 B安全地盤空調空調ファン、配管室	種・熱	スプリンクラー消火設備	指定の半動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 3-5 基干トリップ近断部室	種・熱	ハロゲン消火設備	自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 3-7 制御棒駆動装置電気室及び通路	種・熱	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 3-8 アニコラス空気淨化フィルタユニット室	種・熱	スプリンクラー消火設備	指定の半動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 3-10 体積制御タンク及び通路	種・熱	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 3-11 ベネットレーションエリア	種・熱	スプリンクラー消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動 自動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 3-12 使用燃料ビット及び新燃料貯蔵庫エリア	種・熱	消火器又は消火栓	半動	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区画 R/B 3-13 深水ビットエリア	なし	なし	—	【原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力削減】 ATWS 液位警報（代替原子炉各部機器ガントレットリセット機能）				【原子炉緊急停止】 原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスター 原子炉トリップ遮断器				【女川】 ■設備名称の相違 ■大飯 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対応施設に設置される火災区域又は火災区画対第一観）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
区分	場所	主機	水災防知器	消火栓	消火栓	消火栓	消火栓	【系統機能】 主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	【大飯】
火災区域	R/B 6-2	主電気・主給水装置	煙・熱 ガス消火設備（ケーブルトレイ）	自動 消火栓	自動	自動	自動	【高圧ポンプ】 高圧ポンプ・スプレイポンプ 高圧ポンプ・スプレイポンプ水系・配管・ 弁・ストレーナー・スリーブ・洗浄路 原子炉圧力容器（注水先） 原子炉圧力容器（注水先） サブレッキング・タンク（水槽）	R-1-5	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	■記載方針の相違 (女川実績の反映)
火災区域	R/B 6-3	熱能容器放気ファン室及び通路	煙・熱 スプリンクラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動	自動	自動	自動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	■女川】	
火災区域	R/B 6-6	アミュラスエリア	煙・熱 消火栓又は消火栓	手動	手動	手動	手動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違	
火災区域	R/B 7-1	原子炉換熱冷却水セージタンク室	煙・熱 消火栓又は消火栓	手動	手動	手動	手動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	C/F 3-1	原子炉換熱器	煙・熱 原子炉換熱器容積スプレイ設備	手動 スプリンクラー消火設備	固定の手動 自動	固定の手動 自動	固定の手動 自動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	C/B 1-4	原子炉換熱冷却水ポンプ室（3号機）	煙・熱・美 スプリンクラー消火設備	手動 ハロン消火設備	固定の手動 自動	固定の手動 自動	固定の手動 自動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	C/B 1-7	原子炉換熱冷却水ポンプ室-2（3号機）	煙・熱・美 ハロン消火設備	手動 ハロン消火設備	固定の手動 自動	固定の手動 自動	固定の手動 自動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	C/B 3-6	B安全排煙隔壁室（3号機）	煙・熱・美 ガス消火設備（ケーブルトレイ） 消火栓	手動 自動	手動 自動	手動 自動	手動 自動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	C/B 3-7	B蓄電池室（3号機）	煙・炎 ハロン消火設備	手動	手動	手動	手動	【C-4-1】	煙感知器・熱感知器	消火器		
火災区域	C/B 3-8	B蓄電池室（3号機）	煙・炎 ハロン消火設備	手動	手動	手動	手動	【C-4-1】	煙感知器・熱感知器	消火器		
火災区域	C/B 4-6	中央制御室	煙・炎 消火器・アラーム・消火設備（電気盤内） ハロン消火設備	手動 自動	手動 自動	手動 自動	手動 自動	【R-5-31】	煙感知器・熱感知器	消火器		
火災区域	C/B 4-10	A 1次系電機室（3号機）	煙・炎 ハロン消火設備	手動	手動	手動	手動	【R-7-13】	煙感知器・熱感知器	消火器		
火災区域	C/B 4-11	計算機室（3号機）	煙・熱 ハロン消火設備	手動	手動	手動	手動	【R-7-13】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	C/B 5-1	空調ダクトエリア	煙・熱 スプリンクラー消火設備	手動 自動	手動 自動	手動 自動	手動 自動	【R-7-13】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	C/B 5-2	空調ダクトエリア-2	煙・熱 スプリンクラー消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ） 消火栓	手動 自動	手動 自動	手動 自動	手動 自動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	消火器		
火災区域	C/B 5-3	中央制御室常用排障フィルタユニット室（3号機）	煙・熱 消火栓又は消火栓	手動	手動	手動	手動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	A/B 1-1	緊急時対応所	煙・熱 消火器	手動	手動	手動	手動	【R-5-1】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	屋外1-1	海水ボンプ室	熱・炎 二酸化炭素消火設備	手動	手動	手動	手動	【R-5-1】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	屋外1-3	3号A-DG燃料油貯蔵タンク	熱・炎 消火器	手動	手動	手動	手動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	消火器		
火災区域	屋外1-4	3号B-DG燃料油貯蔵タンク	熱・炎 消火器	手動	手動	手動	手動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	屋外1-5	蓄電タンク3A	熱・炎 消火器	手動	手動	手動	手動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	屋外1-6	蓄電タンク3B	熱・炎 消火器	手動	手動	手動	手動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	屋外1-11	3号A式非常用発電装置	熱・炎 消火器又は消火栓	手動	手動	手動	手動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		
火災区域	屋外1-12	3号B式非常用発電装置	熱・炎 消火器又は消火栓	手動	手動	手動	手動	【R-1-60】	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対応施設に設置される火災区域又は火災区画対第一覧）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
火災区域（区画）		重大事故等対応施設の火災防護機制（早期警報・消火）		火災区域又は火災区画番号		感知設備		消防設備		【大飯】	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	
区分	番号	名 称	火感知器	消火設備	消火方法					■記載方針の相違 （女川）	■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違	
火災区画	R/S 1-23	Bディーゼル発電機室	僅・熟	二重化火警警報装置 ハロン消火設備	自動 自動							
火災区画	R/S 1-24	B安全補機室	僅・熟・美	スプリングラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動							
火災区画	R/S 1-25	A安全補機室	僅・熟・美	スプリングラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動							
火災区画	R/S 1-26	Aディーゼル発電機室	僅・熟	二重化火警警報装置 ハロン消火設備	自動 自動							
火災区画	R/S 1-27	タービン動輪駆動給水ポンプ室	僅・熟・美	ハロン消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動 自動							
火災区画	R/S 2-21	B安全系冷却器室	僅・熟	スプリングラー消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動 自動							
火災区画	R/S 2-22	A安全系冷却器室	僅・熟	スプリングラー消火設備	固定の手動							
火災区画	R/S 2-23	B電動補助給水ポンプ室	僅・美	ハロン消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動 自動							
火災区画	R/S 2-24	A電動補助給水ポンプ室	僅・美	ハロン消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動 自動							
火災区画	R/S 2-27	A光でんポンプ室	僅・熟・美	スプリングラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動							
火災区画	R/S 2-28	B光でんポンプ室	僅・熟・美	スプリングラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動							
火災区画	R/S 2-29	C光でんポンプ室	僅・熟・美	スプリングラー消火設備 ハロン消火設備	固定の手動 自動							
火災区画	R/S 2-30	ほう酸ポンプ・ほう酸タンク室	僅・美	スプリングラー消火設備 ハロン消火設備	自動 自動							
火災区画	R/S 3-31	燃料費賃用氷ビットエリア	なし	なし	—							
火災区画	R/S 3-33	原子炉トリップ遮断器監室	僅・熟	ハロン消火設備	自動							
火災区画	R/S 3-34	B安全補機室空調ファン、配管室	僅・熟	スプリングラー消火設備	固定の手動							
火災区画	R/S 3-36	制御棒駆動装置電気室及び通路	僅・熟	スプリングラー消火設備 ハロゲン消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動 自動							
火災区画	R/S 3-38	ヘリテーションエリア	僅・熟	スプリングラー消火設備 ガス消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動 自動							
火災区画	R/S 3-39	アニラス空気清浄フィルタユニット室	僅・熟	スプリングラー消火設備	固定の手動							
火災区画	R/S 3-40	使用済燃料ビット及び新燃料貯蔵庫エリア	僅・熟	消防器又は消防栓	手動							
火災区画	R/S 3-41	体積測定タンク及び通路	僅・熟	スプリングラー消火設備 ハロゲン消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動 自動							
火災区画	R/S 5-22	主蒸気・主給水蓄圧室	僅・熟	ガス消火設備（ケーブルトレイ消 火設備）	自動							
火災区画	R/S 5-23	復水ビットエリア	なし	なし	—							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対第一観）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
火災区域 区分	番号	名 称	火災感知器	消防設備	消防方法	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	【大飯】
火災区域 R/B 5-26	熱敷器給気ファン室及び通路	熱・燃	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	固定の手動・自動	消防水又は消火栓	R/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備
火災区域 R/B 6-26	アニュラスエリヤ	燃・熱	消防水又は消火栓	手動	消防水又は消火栓	R/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備
火災区域 R/B-21	原子炉補機冷却水セージターン室	燃・熱	消防水又は消火栓	手動	消防水又は消火栓	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)
火災区域 C/Y 2-21	原子炉格納容器	燃・熱	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	固定の手動・自動	消防水又は消火栓	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備
火災区域 C/B 1-2	原子炉補機冷却水ポンプ室（4号機）	燃・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備	固定の手動・自動	消防水又は消火栓	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備
火災区域 C/B 1-6	原子炉補機冷却水ポンプ室-2（4号機）	燃・熱・炎	スプリンクラー消火設備 ハロゲン消火設備 ダス消防設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動・自動・自動	消防水又は消火栓	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備
火災区域 C/B 3-1	B安全機能開閉器室（4号機）	燃・熱・炎	ハロゲン消火設備 ダス消防設備（ケーブルトレイ消火設備）	自動・自動	消防水又は消火栓	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消防設備	■記載方針の相違 （女川実績の反映）	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消防設備
火災区域 C/B 3-2	B蓄電池室（4号機）	燃・熱・炎	ハロゲン消火設備	自動	消防水又は消火栓							
火災区域 C/B 3-3	A蓄電池室（4号機）	燃・火	ハロゲン消火設備	自動	消防水又は消火栓							
火災区域 C/B 4-2	B 1次系絶縁器室及び通路（4号機）	燃・熱	ハロゲン消火設備	自動	消防水又は消火栓							
火災区域 C/B 4-3	A 1次系絶縁器室及び通路（4号機）	燃・熱	ハロゲン消火設備	自動	消防水又は消火栓							
火災区域 C/B 5-4	中央制御室非常用電源フィルダユニット室（4号機）	燃・熱	消防水又は消火栓	手動	消防水又は消火栓							
火災区域 屋外1-7	4号A-DG燃料油貯蔵タンク	燃・炎	消防水又は消火栓	手動	消防水又是消火栓							
火災区域 屋外1-8	4号B-DG燃料油貯蔵タンク	燃・炎	消防水又は消火栓	手動	消防水又是消火栓							
火災区域 屋外1-9	重油タンク4 A	燃・炎	消防水又は消火栓	手動	消防水又是消火栓							
火災区域 屋外1-10	重油タンク4 B	燃・炎	消防水又は消火栓	手動	消防水又是消火栓							
火災区域 屋外1-13	4号A空冷式非常用発電装置	燃・炎	消防水又は消火栓	手動	消防水又是消火栓							
火災区域 屋外1-14	4号B空冷式非常用発電装置	燃・炎	消防水又は消火栓	手動	消防水又是消火栓							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対応施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連番号</th><th>【系統構成】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td><td> <p>【原子炉被機冷却水系（原子炉被機冷却水系を含む。）（水温は水温を使用。）】 原子炉被機冷却水ポンプ 原子炉被機冷却水ボンブ 原子炉被機冷却水系（原子炉被機冷却水系を含む。）配管・弁・海水系ストレーナ・セイクリング（流路） 原子炉被機冷却水系 水交換器</p> <p>【高圧炉心スプレイ被機冷却水系（高圧炉心スプレイ被機冷却水系を含む。）（水温は水温を使用。）】 高圧炉心スプレイ被機冷却水ボンブ 高圧炉心スプレイ被機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレイ被機冷却水系（高圧炉心スプレイ被機冷却水系を含む。）配管・弁・海水系ストレーナ・セイクリング（流路） 高圧炉心スプレイ被機冷却水系 热交換器</p> <p>【非常用給水設備】 貯水槽 貯水池 貯水頭 海水ポンプ装置</p> <p>【原子炉格納容器内被機冷卻系（昇圧）による原子炉格納容器内の冷却】 後水箱ポンプ 被機水系配管・弁【貯留】 高圧炉心スプレイ被機水系【貯留】 後水箱貯留水系配管・弁【貯留】 スプレイ池【貯留】 原子炉格納容器【貯水池】 海水貯留タンク【貯留】</p> <p>【原子炉格納容器内被機冷卻系（可変型）による原子炉格納容器内の冷却】 後水箱系配管・弁・スプレイ管【貯留】 原子炉格納容器【注水先】 淡水貯水槽（No.1）【本館】 淡水貯水槽（No.2）【本館】</p> </td><td>R-L-6 R-1-20 T-1-1 T-1-4 T-1-7 T-11-1</td><td>煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器 全城ガス消火設備 消火器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>49</td><td></td><td>R-1-6 T-1-3 R-9-1</td><td>煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>49</td><td></td><td>R-9-3</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>49</td><td></td><td>R-1-2</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連番号	【系統構成】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	49	<p>【原子炉被機冷却水系（原子炉被機冷却水系を含む。）（水温は水温を使用。）】 原子炉被機冷却水ポンプ 原子炉被機冷却水ボンブ 原子炉被機冷却水系（原子炉被機冷却水系を含む。）配管・弁・海水系ストレーナ・セイクリング（流路） 原子炉被機冷却水系 水交換器</p> <p>【高圧炉心スプレイ被機冷却水系（高圧炉心スプレイ被機冷却水系を含む。）（水温は水温を使用。）】 高圧炉心スプレイ被機冷却水ボンブ 高圧炉心スプレイ被機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレイ被機冷却水系（高圧炉心スプレイ被機冷却水系を含む。）配管・弁・海水系ストレーナ・セイクリング（流路） 高圧炉心スプレイ被機冷却水系 热交換器</p> <p>【非常用給水設備】 貯水槽 貯水池 貯水頭 海水ポンプ装置</p> <p>【原子炉格納容器内被機冷卻系（昇圧）による原子炉格納容器内の冷却】 後水箱ポンプ 被機水系配管・弁【貯留】 高圧炉心スプレイ被機水系【貯留】 後水箱貯留水系配管・弁【貯留】 スプレイ池【貯留】 原子炉格納容器【貯水池】 海水貯留タンク【貯留】</p> <p>【原子炉格納容器内被機冷卻系（可変型）による原子炉格納容器内の冷却】 後水箱系配管・弁・スプレイ管【貯留】 原子炉格納容器【注水先】 淡水貯水槽（No.1）【本館】 淡水貯水槽（No.2）【本館】</p>	R-L-6 R-1-20 T-1-1 T-1-4 T-1-7 T-11-1	煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器 全城ガス消火設備 消火器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	49		R-1-6 T-1-3 R-9-1	煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	49		R-9-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	49		R-1-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連番号</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td><td> <p>【蒸気発生器2側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの機能回復）】 タービン動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット【水源】 蒸気発生器【注水先】 タービン動補助給水ポンプ駆動 蒸気入口弁 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> <p>【蒸気発生器2側からの除熱（電動補助給水ポンプの機能回復）】 電動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット【水源】 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> <p>【監視及び制御に用いる設備】 加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 補助給水ピット水位</p> </td><td>R/B 3-03-1 R/B 5-03 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備</td><td>58条に記載</td></tr></tbody></table>	関連番号	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	45	<p>【蒸気発生器2側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの機能回復）】 タービン動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット【水源】 蒸気発生器【注水先】 タービン動補助給水ポンプ駆動 蒸気入口弁 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> <p>【蒸気発生器2側からの除熱（電動補助給水ポンプの機能回復）】 電動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット【水源】 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> <p>【監視及び制御に用いる設備】 加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 補助給水ピット水位</p>	R/B 3-03-1 R/B 5-03 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備	58条に記載	<p>■【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連番号	【系統構成】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																		
49	<p>【原子炉被機冷却水系（原子炉被機冷却水系を含む。）（水温は水温を使用。）】 原子炉被機冷却水ポンプ 原子炉被機冷却水ボンブ 原子炉被機冷却水系（原子炉被機冷却水系を含む。）配管・弁・海水系ストレーナ・セイクリング（流路） 原子炉被機冷却水系 水交換器</p> <p>【高圧炉心スプレイ被機冷却水系（高圧炉心スプレイ被機冷却水系を含む。）（水温は水温を使用。）】 高圧炉心スプレイ被機冷却水ボンブ 高圧炉心スプレイ被機冷却水ポンプ 高圧炉心スプレイ被機冷却水系（高圧炉心スプレイ被機冷却水系を含む。）配管・弁・海水系ストレーナ・セイクリング（流路） 高圧炉心スプレイ被機冷却水系 热交換器</p> <p>【非常用給水設備】 貯水槽 貯水池 貯水頭 海水ポンプ装置</p> <p>【原子炉格納容器内被機冷卻系（昇圧）による原子炉格納容器内の冷却】 後水箱ポンプ 被機水系配管・弁【貯留】 高圧炉心スプレイ被機水系【貯留】 後水箱貯留水系配管・弁【貯留】 スプレイ池【貯留】 原子炉格納容器【貯水池】 海水貯留タンク【貯留】</p> <p>【原子炉格納容器内被機冷卻系（可変型）による原子炉格納容器内の冷却】 後水箱系配管・弁・スプレイ管【貯留】 原子炉格納容器【注水先】 淡水貯水槽（No.1）【本館】 淡水貯水槽（No.2）【本館】</p>	R-L-6 R-1-20 T-1-1 T-1-4 T-1-7 T-11-1	煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器 全城ガス消火設備 消火器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備																																		
49		R-1-6 T-1-3 R-9-1	煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備																																		
49		R-9-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		
49		R-1-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		
関連番号	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																		
45	<p>【蒸気発生器2側からの除熱（タービン動補助給水ポンプの機能回復）】 タービン動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット【水源】 蒸気発生器【注水先】 タービン動補助給水ポンプ駆動 蒸気入口弁 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> <p>【蒸気発生器2側からの除熱（電動補助給水ポンプの機能回復）】 電動補助給水ポンプ 主蒸気逃がし弁 補助給水ピット【水源】 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> <p>【監視及び制御に用いる設備】 加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 補助給水ピット水位</p>	R/B 3-03-1 R/B 5-03 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全城ガス消火設備	58条に記載																																		

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表 r. 4. 0

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止(補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	【大抵】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)	
49	【预留熱除害系】(燃給装置ユブリイ冷却モードによる原子炉格納容器内部の冷却) 预留熱除害系ポンプ 预留熱除害系ポンプ 配管・弁・ストレーナ・スプレイ管[火薬] 预留熱除去系・熱交換器 原子炉格納容器[庄水先] サブレッシュジョンチャンバー[火薬]	R-1-2 R-1-3 R-7-14 R-7-52	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器 消火器	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	【女川】 ■設計の相違		
49	【预留熱除害系】(サブレッシュジョンチャーブル冷却モードによるサブレッシュジョンチャーブル冷却系の冷却) 预留熱除害系ポンプ 预留熱除害系ポンプ 配管・弁・ストレーナ[冷却] 预留熱除去系・熱交換器 原子炉格納容器[庄水先] サブレッシュジョンチャンバー[火薬]	R-1-2 R-1-3 R-7-14 R-7-52	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器 消火器	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違		
49	【原子炉補機代替冷却水系による原子炉水温を監視する】 原子炉補機冷却水系・配管・弁・シージタ ンク、残留熱除去系熱交換器[冷却] 貯留槽 取水口 海水ポンプ室	48条に記載				C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)		
49	【原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)(水側は海水を参照)】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)・配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク[冷却] 原子炉補機冷却水系・熱交換器	48条に記載				A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
49	【非常用海水装置】 海水ポンプ 海水口 海水路、海水ポンプ室	その他の設備に記載				E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
						A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
						A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">50</td><td> <p>【代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除圧及び除熱】 代替循環冷却ポンプ 除湿熱除去系 原子炉循環冷却水系 (原子炉循環冷却水系を含む) - 除湿熱除去系 配管・弁・ サージタンク・ストレーナ・スプレイ 管 (洗浄) 補給水系配管・弁 (洗浄) 原子炉圧力容器 (注水先) 原子炉格納容器 (注水先) ナノバッシャンユニット (注水側) 原子炉循環冷却水ポンプ 原子炉循環冷却水系熱交換器 除湿器 取水口 取水塔 海水ポンプ室</p> </td><td>R-I-21 R-I-7 R-I-39 V-I-1 V-I-4</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 熱感知カメラ・炎感知器 熱感知カメラ・炎感知器</td><td>消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火器又は移動式消 火設備 消火器又は移動式消 火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="5">50</td><td> <p>【原子炉格納容器上部バルブメント部に上る 原子炉格納容器内の除圧及び除熱】 ゴムドア装置 フィルタ装置 (上側セクション) 原子炉格納容器 フィルタメント系 - 原子炉 格納容器膜式冷却配管・弁 (洗浄) 遮断子動弁操作装置 原子炉格納容器 (真空吸収装置化ガラフ。) [排出用] 淡水貯水槽 (No. 1) [水側] 淡水貯水槽 (No. 2) [水側]</p> </td><td>R-I-40</td><td>煙感知器・炎感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="5">51</td><td> <p>【原子炉格納容器下部注入水系 (海水 への注入) 海水移送ポンプ 補給水系・高圧炉心スプレイ系・燃料ゴー ル補給水系・配管・弁 (洗浄) 原子炉格納容器 (注水用) 海水貯蔵タンク (洗浄)</p> </td><td>R-S-8</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">46</td><td> <p>【蒸気発生器2次側からの除 熱】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水槽] 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器 (注水先) 主蒸気管 (洗浄) 補助給水設備 配管・弁 [洗 槽] 主蒸気設備 配管・弁 [洗 槽]</p> </td><td>R/B 3-64 R/B 3-65 R/B 3-63-1 R/B 5-63</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td> <p>【蒸気発生器2次側からの除 熱 (タービン駆動補助給水ポンプの 機能回復)] タービン駆動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ駆動 装置吸入弁 補助給水ピット [水槽] 蒸気発生器 (注水先) - 主蒸気逃がし弁 主蒸気管 (洗浄) 補助給水設備 配管・弁 [洗 槽] 主蒸気設備 配管・弁 [洗 槽]</p> </td><td>R/B 3-63 R/B 3-64 R/B 3-65</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消防設備	50	<p>【代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除圧及び除熱】 代替循環冷却ポンプ 除湿熱除去系 原子炉循環冷却水系 (原子炉循環冷却水系を含む) - 除湿熱除去系 配管・弁・ サージタンク・ストレーナ・スプレイ 管 (洗浄) 補給水系配管・弁 (洗浄) 原子炉圧力容器 (注水先) 原子炉格納容器 (注水先) ナノバッシャンユニット (注水側) 原子炉循環冷却水ポンプ 原子炉循環冷却水系熱交換器 除湿器 取水口 取水塔 海水ポンプ室</p>	R-I-21 R-I-7 R-I-39 V-I-1 V-I-4	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 熱感知カメラ・炎感知器 熱感知カメラ・炎感知器	消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火器又は移動式消 火設備 消火器又は移動式消 火設備	50	<p>【原子炉格納容器上部バルブメント部に上る 原子炉格納容器内の除圧及び除熱】 ゴムドア装置 フィルタ装置 (上側セクション) 原子炉格納容器 フィルタメント系 - 原子炉 格納容器膜式冷却配管・弁 (洗浄) 遮断子動弁操作装置 原子炉格納容器 (真空吸収装置化ガラフ。) [排出用] 淡水貯水槽 (No. 1) [水側] 淡水貯水槽 (No. 2) [水側]</p>	R-I-40	煙感知器・炎感知器	消火器	51	<p>【原子炉格納容器下部注入水系 (海水 への注入) 海水移送ポンプ 補給水系・高圧炉心スプレイ系・燃料ゴー ル補給水系・配管・弁 (洗浄) 原子炉格納容器 (注水用) 海水貯蔵タンク (洗浄)</p>	R-S-8	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	46	<p>【蒸気発生器2次側からの除 熱】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水槽] 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器 (注水先) 主蒸気管 (洗浄) 補助給水設備 配管・弁 [洗 槽] 主蒸気設備 配管・弁 [洗 槽]</p>	R/B 3-64 R/B 3-65 R/B 3-63-1 R/B 5-63	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備	<p>【蒸気発生器2次側からの除 熱 (タービン駆動補助給水ポンプの 機能回復)] タービン駆動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ駆動 装置吸入弁 補助給水ピット [水槽] 蒸気発生器 (注水先) - 主蒸気逃がし弁 主蒸気管 (洗浄) 補助給水設備 配管・弁 [洗 槽] 主蒸気設備 配管・弁 [洗 槽]</p>	R/B 3-63 R/B 3-64 R/B 3-65	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消防設備																											
50	<p>【代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除圧及び除熱】 代替循環冷却ポンプ 除湿熱除去系 原子炉循環冷却水系 (原子炉循環冷却水系を含む) - 除湿熱除去系 配管・弁・ サージタンク・ストレーナ・スプレイ 管 (洗浄) 補給水系配管・弁 (洗浄) 原子炉圧力容器 (注水先) 原子炉格納容器 (注水先) ナノバッシャンユニット (注水側) 原子炉循環冷却水ポンプ 原子炉循環冷却水系熱交換器 除湿器 取水口 取水塔 海水ポンプ室</p>	R-I-21 R-I-7 R-I-39 V-I-1 V-I-4	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 熱感知カメラ・炎感知器 熱感知カメラ・炎感知器	消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火器又は移動式消 火設備 消火器又は移動式消 火設備																											
	50	<p>【原子炉格納容器上部バルブメント部に上る 原子炉格納容器内の除圧及び除熱】 ゴムドア装置 フィルタ装置 (上側セクション) 原子炉格納容器 フィルタメント系 - 原子炉 格納容器膜式冷却配管・弁 (洗浄) 遮断子動弁操作装置 原子炉格納容器 (真空吸収装置化ガラフ。) [排出用] 淡水貯水槽 (No. 1) [水側] 淡水貯水槽 (No. 2) [水側]</p>	R-I-40	煙感知器・炎感知器	消火器																										
		51	<p>【原子炉格納容器下部注入水系 (海水 への注入) 海水移送ポンプ 補給水系・高圧炉心スプレイ系・燃料ゴー ル補給水系・配管・弁 (洗浄) 原子炉格納容器 (注水用) 海水貯蔵タンク (洗浄)</p>	R-S-8	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																									
			46	<p>【蒸気発生器2次側からの除 熱】 電動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水槽] 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器 (注水先) 主蒸気管 (洗浄) 補助給水設備 配管・弁 [洗 槽] 主蒸気設備 配管・弁 [洗 槽]</p>	R/B 3-64 R/B 3-65 R/B 3-63-1 R/B 5-63	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備																								
				<p>【蒸気発生器2次側からの除 熱 (タービン駆動補助給水ポンプの 機能回復)] タービン駆動補助給水ポンプ タービン駆動補助給水ポンプ駆動 装置吸入弁 補助給水ピット [水槽] 蒸気発生器 (注水先) - 主蒸気逃がし弁 主蒸気管 (洗浄) 補助給水設備 配管・弁 [洗 槽] 主蒸気設備 配管・弁 [洗 槽]</p>	R/B 3-63 R/B 3-64 R/B 3-65	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統概念】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">51</td><td>【原子炉格納容器下部注水系(常給) (代替保険冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水】 代替保険冷却ポンプ 残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ【支路】 補給水系配管・弁【支路】 原子炉格納容器【注水弁】 サブレッシュショットウェンパイ【水側】</td><td>R-1-21</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>R-1-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>R-1-30</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td rowspan="3">51</td><td>【原子炉格納容器下部注水系(可搬型) による原子炉格納容器下部への注水】 補給水系・配管・弁【支路】 原子炉格納容器【注水弁】 淡水封水槽【No.1】【水頭】 淡水封水槽【No.2】【水頭】</td><td>R-1-80</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統概念】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	51	【原子炉格納容器下部注水系(常給) (代替保険冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水】 代替保険冷却ポンプ 残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ【支路】 補給水系配管・弁【支路】 原子炉格納容器【注水弁】 サブレッシュショットウェンパイ【水側】	R-1-21	煙感知器・熱感知器	消火器	R-1-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	R-1-30	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	51	【原子炉格納容器下部注水系(可搬型) による原子炉格納容器下部への注水】 補給水系・配管・弁【支路】 原子炉格納容器【注水弁】 淡水封水槽【No.1】【水頭】 淡水封水槽【No.2】【水頭】	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統概念】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">46</td><td>【蒸気発生器2次側からの除熱(電動補助給水ポンプの機能回復)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水頭】 蒸気発生器【注水弁】 主蒸気管【支路】 補助給水設備・配管・弁【支路】 主蒸気設備・配管・弁【支路】</td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-08</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td rowspan="3">A/B 3-09</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消防設備</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統概念】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備	46	【蒸気発生器2次側からの除熱(電動補助給水ポンプの機能回復)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水頭】 蒸気発生器【注水弁】 主蒸気管【支路】 補助給水設備・配管・弁【支路】 主蒸気設備・配管・弁【支路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消防設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消防設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消防設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統概念】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備																																																												
51	【原子炉格納容器下部注水系(常給) (代替保険冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水】 代替保険冷却ポンプ 残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ【支路】 補給水系配管・弁【支路】 原子炉格納容器【注水弁】 サブレッシュショットウェンパイ【水側】	R-1-21	煙感知器・熱感知器	消火器																																																												
	R-1-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																													
	R-1-30	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																													
51	【原子炉格納容器下部注水系(可搬型) による原子炉格納容器下部への注水】 補給水系・配管・弁【支路】 原子炉格納容器【注水弁】 淡水封水槽【No.1】【水頭】 淡水封水槽【No.2】【水頭】	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																												
	関連条文	【系統概念】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備																																																											
	46	【蒸気発生器2次側からの除熱(電動補助給水ポンプの機能回復)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水頭】 蒸気発生器【注水弁】 主蒸気管【支路】 補助給水設備・配管・弁【支路】 主蒸気設備・配管・弁【支路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																											
R/B 3-05		煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																													
R/B 5-03		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消防設備																																																													
R/B 3-03-1		煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																													
R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																													
A/B 3-08		煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																													
A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全域ガス消防設備																																																														
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																													
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消防設備																																																													
C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																														
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消防設備																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51</td><td>【原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(高圧)】による原子炉格納容器下部への注水 海水移送ポンプ 連結水系配管・弁【流路】 高圧印心スプレイ系配管・弁【流路】 機械ゾール連結水系弁【流路】 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 海水貯水槽【水源】</td><td></td><td>49条, 56条, その他の設備に記載</td><td></td></tr> <tr> <td>51</td><td>【原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(中圧型)】による原子炉格納容器下部への注水 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 淡水貯水槽【(No. 2) [水源]】 淡水貯水槽【(No. 1) [水源]】</td><td></td><td>49条, 56条, その他の設備に記載</td><td></td></tr> <tr> <td>51</td><td>【代替微膜冷却系による原子炉格納容器下部への注水】 代替微膜冷却ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 チップレスシリンジング【水源】 原子炉循環冷却水系配管・弁・サージタンク【流路】 原子炉循環冷却水ポンプ 原子炉循環冷却水系熱交換器 貯留槽 貯水口 貯水槽 海水ポンプ室</td><td></td><td>48条, 50条, 56条, その他の設備に記載</td><td></td></tr> <tr> <td>51</td><td>【節流印心の導入・遮断・防止】 高圧代替注水系 低圧代替注水系(削波) (海水移送ポンプ) 代替微膜冷却系</td><td></td><td>44条, 45条, 47条, 50条に記載</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	51	【原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(高圧)】による原子炉格納容器下部への注水 海水移送ポンプ 連結水系配管・弁【流路】 高圧印心スプレイ系配管・弁【流路】 機械ゾール連結水系弁【流路】 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 海水貯水槽【水源】		49条, 56条, その他の設備に記載		51	【原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(中圧型)】による原子炉格納容器下部への注水 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 淡水貯水槽【(No. 2) [水源]】 淡水貯水槽【(No. 1) [水源]】		49条, 56条, その他の設備に記載		51	【代替微膜冷却系による原子炉格納容器下部への注水】 代替微膜冷却ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 チップレスシリンジング【水源】 原子炉循環冷却水系配管・弁・サージタンク【流路】 原子炉循環冷却水ポンプ 原子炉循環冷却水系熱交換器 貯留槽 貯水口 貯水槽 海水ポンプ室		48条, 50条, 56条, その他の設備に記載		51	【節流印心の導入・遮断・防止】 高圧代替注水系 低圧代替注水系(削波) (海水移送ポンプ) 代替微膜冷却系		44条, 45条, 47条, 50条に記載		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A/B 3-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td></td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td></td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td></td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td></td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td></td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td></td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td></td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	A/B 3-03	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備		A/B 3-04	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備		A/B 3-05	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器		消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																
51	【原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(高圧)】による原子炉格納容器下部への注水 海水移送ポンプ 連結水系配管・弁【流路】 高圧印心スプレイ系配管・弁【流路】 機械ゾール連結水系弁【流路】 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 海水貯水槽【水源】		49条, 56条, その他の設備に記載																																																																	
51	【原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(中圧型)】による原子炉格納容器下部への注水 残留熱除去系配管・弁【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 淡水貯水槽【(No. 2) [水源]】 淡水貯水槽【(No. 1) [水源]】		49条, 56条, その他の設備に記載																																																																	
51	【代替微膜冷却系による原子炉格納容器下部への注水】 代替微膜冷却ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ【流路】 スプレイ管【流路】 原子炉格納容器【注水先】 チップレスシリンジング【水源】 原子炉循環冷却水系配管・弁・サージタンク【流路】 原子炉循環冷却水ポンプ 原子炉循環冷却水系熱交換器 貯留槽 貯水口 貯水槽 海水ポンプ室		48条, 50条, 56条, その他の設備に記載																																																																	
51	【節流印心の導入・遮断・防止】 高圧代替注水系 低圧代替注水系(削波) (海水移送ポンプ) 代替微膜冷却系		44条, 45条, 47条, 50条に記載																																																																	
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																
A/B 3-03	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備																																																																	
A/B 3-04	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備																																																																	
A/B 3-05	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備																																																																	
A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備																																																																	
R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備																																																																	
A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器		全城ガス消防設備																																																																	
C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器		消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機部】主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52</td><td>【原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素発生防止】 (原子炉格納容器調査気)</td><td>R-1-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>52</td><td>【可燃型遮蔽材火災開始実験による原子炉格納容器内の不活性化】 原子炉格納容器調査気配管・弁[遮蔽] 原子炉格納容器[注水口]</td><td>R-1-90</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>52</td><td>【原子炉格納容器フィルタヘッド系による原子炉格納容器内の水素および酸素の排出】 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線モニタ 原子炉格納容器フィルタヘッド系、原子炉格納容器調査気配管・弁[遮蔽] 遮隔手動弁操作装置 原子炉格納容器(真空排氣装置を含む。) 【抽出元】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]</td><td></td><td>50条、58条に記載</td><td></td></tr> <tr> <td>52</td><td>【原子炉格納容器内水素濃度及び酸素濃度の監視】 格納容器内水素濃度 (H/V) 格納容器内水素濃度 (S/C) 格納容器内水素濃度 格納容器内水素濃度</td><td>R-1-90 R-1-1 R-1-14 R-1-15</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>53</td><td>【静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制】 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 原子炉建屋原子炉</td><td>R-1-11</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>53</td><td>【原子炉建屋内の水素濃度監視】 原子炉建屋内水素濃度</td><td>R-1-12</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>54</td><td>【燃料ブール水投注水系(常設配管)】による 使用済燃料ブールへの注水】 燃料ブール冷却水化水配管・弁[遮蔽] 使用済燃料ブール(サイフォン防止機能含む。)【注水先】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]</td><td>R-1-11</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>54</td><td>【燃料ブール水投注水系(可搬型)】による 使用済燃料ブールへの注水】 使用済燃料ブール(サイフォン防止機能含む。)【注水先】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]</td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機部】主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td><td>【代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-1格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] B-1格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 原子炉格納容器冷却水ポンプ (原子炉建屋冷却水ポンプ、原子炉建屋冷却海水ポンプ、原子炉建屋冷却水サージタンク、原子炉建屋冷却水冷却器並びに原子炉建屋冷却水設備 配管・弁[流路]及び原子炉建屋冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] 補助給水ピット[水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>R/B 3-08-1 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機部】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	52	【原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素発生防止】 (原子炉格納容器調査気)	R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器	52	【可燃型遮蔽材火災開始実験による原子炉格納容器内の不活性化】 原子炉格納容器調査気配管・弁[遮蔽] 原子炉格納容器[注水口]	R-1-90	煙感知器・熱感知器	消火器	52	【原子炉格納容器フィルタヘッド系による原子炉格納容器内の水素および酸素の排出】 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線モニタ 原子炉格納容器フィルタヘッド系、原子炉格納容器調査気配管・弁[遮蔽] 遮隔手動弁操作装置 原子炉格納容器(真空排氣装置を含む。) 【抽出元】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]		50条、58条に記載		52	【原子炉格納容器内水素濃度及び酸素濃度の監視】 格納容器内水素濃度 (H/V) 格納容器内水素濃度 (S/C) 格納容器内水素濃度 格納容器内水素濃度	R-1-90 R-1-1 R-1-14 R-1-15	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器	53	【静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制】 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 原子炉建屋原子炉	R-1-11	煙感知器・熱感知器	消火器	53	【原子炉建屋内の水素濃度監視】 原子炉建屋内水素濃度	R-1-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	54	【燃料ブール水投注水系(常設配管)】による 使用済燃料ブールへの注水】 燃料ブール冷却水化水配管・弁[遮蔽] 使用済燃料ブール(サイフォン防止機能含む。)【注水先】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]	R-1-11	煙感知器・熱感知器	消火器	54	【燃料ブール水投注水系(可搬型)】による 使用済燃料ブールへの注水】 使用済燃料ブール(サイフォン防止機能含む。)【注水先】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]		不燃材のため追加対策不要					<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機部】主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td><td>【代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-1格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] B-1格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 原子炉格納容器冷却水ポンプ (原子炉建屋冷却水ポンプ、原子炉建屋冷却海水ポンプ、原子炉建屋冷却水サージタンク、原子炉建屋冷却水冷却器並びに原子炉建屋冷却水設備 配管・弁[流路]及び原子炉建屋冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] 補助給水ピット[水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>R/B 3-08-1 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機部】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-1格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] B-1格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 原子炉格納容器冷却水ポンプ (原子炉建屋冷却水ポンプ、原子炉建屋冷却海水ポンプ、原子炉建屋冷却水サージタンク、原子炉建屋冷却水冷却器並びに原子炉建屋冷却水設備 配管・弁[流路]及び原子炉建屋冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)			【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] 補助給水ピット[水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 3-08-1 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	
関連条文	【系統機部】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																
52	【原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素発生防止】 (原子炉格納容器調査気)	R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
52	【可燃型遮蔽材火災開始実験による原子炉格納容器内の不活性化】 原子炉格納容器調査気配管・弁[遮蔽] 原子炉格納容器[注水口]	R-1-90	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
52	【原子炉格納容器フィルタヘッド系による原子炉格納容器内の水素および酸素の排出】 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線モニタ 原子炉格納容器フィルタヘッド系、原子炉格納容器調査気配管・弁[遮蔽] 遮隔手動弁操作装置 原子炉格納容器(真空排氣装置を含む。) 【抽出元】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]		50条、58条に記載																																																																	
52	【原子炉格納容器内水素濃度及び酸素濃度の監視】 格納容器内水素濃度 (H/V) 格納容器内水素濃度 (S/C) 格納容器内水素濃度 格納容器内水素濃度	R-1-90 R-1-1 R-1-14 R-1-15	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
53	【静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制】 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 原子炉建屋原子炉	R-1-11	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
53	【原子炉建屋内の水素濃度監視】 原子炉建屋内水素濃度	R-1-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																
54	【燃料ブール水投注水系(常設配管)】による 使用済燃料ブールへの注水】 燃料ブール冷却水化水配管・弁[遮蔽] 使用済燃料ブール(サイフォン防止機能含む。)【注水先】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]	R-1-11	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																
54	【燃料ブール水投注水系(可搬型)】による 使用済燃料ブールへの注水】 使用済燃料ブール(サイフォン防止機能含む。)【注水先】 淡水町水槽 (No.1) [水槽] 淡水町水槽 (No.2) [水槽]		不燃材のため追加対策不要																																																																	
			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>【系統機部】主要設備</th> <th>火災区域又は火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td><td>【代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-1格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] B-1格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 原子炉格納容器冷却水ポンプ (原子炉建屋冷却水ポンプ、原子炉建屋冷却海水ポンプ、原子炉建屋冷却水サージタンク、原子炉建屋冷却水冷却器並びに原子炉建屋冷却水設備 配管・弁[流路]及び原子炉建屋冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] 補助給水ピット[水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>R/B 3-08-1 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機部】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-1格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] B-1格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 原子炉格納容器冷却水ポンプ (原子炉建屋冷却水ポンプ、原子炉建屋冷却海水ポンプ、原子炉建屋冷却水サージタンク、原子炉建屋冷却水冷却器並びに原子炉建屋冷却水設備 配管・弁[流路]及び原子炉建屋冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)			【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] 補助給水ピット[水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 3-08-1 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																				
関連条文	【系統機部】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																
47	【代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-1格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] B-1格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 原子炉格納容器冷却水ポンプ (原子炉建屋冷却水ポンプ、原子炉建屋冷却海水ポンプ、原子炉建屋冷却水サージタンク、原子炉建屋冷却水冷却器並びに原子炉建屋冷却水設備 配管・弁[流路]及び原子炉建屋冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																																	
	【代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット[水源] 補助給水ピット[水源] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁[流路] 1次冷却材設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器 [注水先]	R/B 3-08-1 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 5-03 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備		
54	【燃料ブーストブレイク系(可燃性配管)による使用済燃料ブールへのスプレー】 使用済燃料ブール【注水先】 燃料ブール冷却净化系配管・弁【流路】 淡水貯水槽 (No. 1) [水源] 淡水貯水槽 (No. 2) [水源]	R-11-1	煙感知器・炎感知器	消火器		
54	【燃料ブーストブレイク系(可燃性)による使用済燃料ブールへのスプレー】 使用済燃料ブール【注水先】 淡水貯水槽 (No. 1) [水源] 淡水貯水槽 (No. 2) [水源]		不燃材のため追加対策不要			
54	【使用済燃料ブールの監視】 使用済燃料ブール水位 (ヒートサークル式) 使用済燃料ブール水位 (ガイドバルブ式) 使用済燃料ブール温度 (ヒートサークル式) 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高精度: 低精度) 使用済燃料ブール監視カメラ		55 条に記載			
54	【重大事故等における使用済燃料ブールの監視】 燃料ブール冷却ポンプ・ポンプ 燃料ブール冷却净化系・熱交換器 燃料ブール冷却净化系・配置・弁・ディフューザー・スキマヨージタング・熱交換器 【流路】 原子炉冷却系配管・弁・サージタンク・液漏路 使用済燃料ブール【注水先】 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室	R-7-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
		R-7-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
55	【大気への放射性物質の放射抑制 (本源は海水を使用)】 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室		その他の設備に記載			
55	【軌道燃料水貯への消火 (水源は海水を使用)】 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室		その他の設備に記載			
47		A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
		R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
	【代替炉心注水 (可燃型大型送水ポンプ車)】 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系補助給水設備又は燃料取替用水設備・配管・弁【流路】 原子炉格納容器ブレイズ設備及び余熱除去設備・配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 （蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管）	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備		
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレー設備)		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>56</td><td>【重大事故等対策のための水槽（水槽としては池も使用可能）】 淡水貯蔵タンク サブレッショーブランケット 淡水貯水槽（No.1） 淡水貯水槽（No.2） ほう噴水注入用貯槽タンク</td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td><td></td></tr> <tr> <td>56</td><td>【水の供給（淡水貯蔵タンクへの補給）】 補給水系 配管・弁[流路] 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室</td><td>Y-7-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>57</td><td>【常設代用火災警報設備による給電】 ガスタービン発電機 ガスタービン発電機燃料貯油タンク 軽油タンク ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ガスタービン発電機燃料移送系 配管・弁[燃料汽路] 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路） ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路〔電路〕</td><td>E-1-1 E-2-1</td><td>炎感知器・熱感知器 炎感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 消火器又は移動式消火設備</td></tr> <tr> <td>57</td><td>【可動型代用火災警報設備による給電】 軽油タンク ガスタービン発電機燃料貯油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 電原車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路〔電路〕 電原車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線 2G 系電路〔電路〕</td><td>Y-7-3 Y-7-6 Y-8-1 Y-8-2 Y-8-3</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	56	【重大事故等対策のための水槽（水槽としては池も使用可能）】 淡水貯蔵タンク サブレッショーブランケット 淡水貯水槽（No.1） 淡水貯水槽（No.2） ほう噴水注入用貯槽タンク		不燃材のため追加対策不要		56	【水の供給（淡水貯蔵タンクへの補給）】 補給水系 配管・弁[流路] 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室	Y-7-7	煙感知器・熱感知器	消火器	57	【常設代用火災警報設備による給電】 ガスタービン発電機 ガスタービン発電機燃料貯油タンク 軽油タンク ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ガスタービン発電機燃料移送系 配管・弁[燃料汽路] 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路） ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路〔電路〕	E-1-1 E-2-1	炎感知器・熱感知器 炎感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 消火器又は移動式消火設備	57	【可動型代用火災警報設備による給電】 軽油タンク ガスタービン発電機燃料貯油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 電原車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路〔電路〕 電原車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線 2G 系電路〔電路〕	Y-7-3 Y-7-6 Y-8-1 Y-8-2 Y-8-3	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>47</td><td>【代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ） (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンプル〔水槽〕 B-格納容器再循環サンプル〔流路〕 B-安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C／V外側隔離弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却設備〔原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器セグメント) 原子炉容器〔注水先〕</td><td>A/B 2-02 R/B 2-03 R/B 4-02-1 C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓ウォータミスト設備</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備			A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	47	【代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ） (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンプル〔水槽〕 B-格納容器再循環サンプル〔流路〕 B-安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C／V外側隔離弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却設備〔原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器セグメント) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 2-02 R/B 2-03 R/B 4-02-1 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓ウォータミスト設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																							
56	【重大事故等対策のための水槽（水槽としては池も使用可能）】 淡水貯蔵タンク サブレッショーブランケット 淡水貯水槽（No.1） 淡水貯水槽（No.2） ほう噴水注入用貯槽タンク		不燃材のため追加対策不要																																								
56	【水の供給（淡水貯蔵タンクへの補給）】 補給水系 配管・弁[流路] 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室	Y-7-7	煙感知器・熱感知器	消火器																																							
57	【常設代用火災警報設備による給電】 ガスタービン発電機 ガスタービン発電機燃料貯油タンク 軽油タンク ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ガスタービン発電機燃料移送系 配管・弁[燃料汽路] 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路） ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路〔電路〕	E-1-1 E-2-1	炎感知器・熱感知器 炎感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 消火器又は移動式消火設備																																							
57	【可動型代用火災警報設備による給電】 軽油タンク ガスタービン発電機燃料貯油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料汽路] ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁[燃料汽路] 電原車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路〔電路〕 電原車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線 2G 系電路〔電路〕	Y-7-3 Y-7-6 Y-8-1 Y-8-2 Y-8-3	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備 消火器又は移動式消火設備																																							
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																							
		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																							
47	【代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ） (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンプル〔水槽〕 B-格納容器再循環サンプル〔流路〕 B-安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C／V外側隔離弁〔流路〕 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補機冷却設備〔原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〕 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器セグメント) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 2-02 R/B 2-03 R/B 4-02-1 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓ウォータミスト設備																																							

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表 r. 4. 0

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止(補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開連 番文</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">51</td><td>【非常用直流電源装置】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>125V蓄電池 2A 125V蓄電池 2B 125V充電器 2A 125V充電器 2B</td><td>C-2-6 C-2-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>125V蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 真直主母線盤 2A 及び 125V 真直主母線盤 2A-1 [電路] [電路]</td><td>C-2-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>125V蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 真直主母線盤 2B 及び 125V 真直主母線盤 2B-1 [電路] [電路]</td><td>C-2-5 R-5-12</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>125V蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 真直主母線盤 2B 及び 125V 真直主母線盤 2B-1 [電路] [電路]</td><td>R-5-31</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>【燃料噴射装置】 軽油タンク ガスステーピング充電設備軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配 管・弁[燃料路]</td><td>Y-7-3</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は移動式消 火設備</td></tr> <tr> <td>高压炉心スプレイ系デバイセル蒸発器噴燃 料移送系配管・弁[燃料路] ガスステーピング蒸発器燃料移送系配管・弁 [燃料路]</td><td>Y-7-6</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は移動式消 火設備</td></tr> <tr> <td>【原子炉圧力容器内の圧度】 原子炉圧力容器圧度</td><td>R-1-80</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>【原子炉圧力容器内の圧力】 原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)</td><td>R-7-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は局部ガス 消火設備</td></tr> <tr> <td>【原子炉圧力容器内の水位】 原子炉水位 (広域) 原子炉水位 (燃料) 原子炉水位 (SA 広域) 原子炉水位 (SA 燃料)</td><td>R-5-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開連 番文	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	51	【非常用直流電源装置】				125V蓄電池 2A 125V蓄電池 2B 125V充電器 2A 125V充電器 2B	C-2-6 C-2-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	125V蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 真直主母線盤 2A 及び 125V 真直主母線盤 2A-1 [電路] [電路]	C-2-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	125V蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 真直主母線盤 2B 及び 125V 真直主母線盤 2B-1 [電路] [電路]	C-2-5 R-5-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	125V蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 真直主母線盤 2B 及び 125V 真直主母線盤 2B-1 [電路] [電路]	R-5-31	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	【燃料噴射装置】 軽油タンク ガスステーピング充電設備軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配 管・弁[燃料路]	Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消 火設備	高压炉心スプレイ系デバイセル蒸発器噴燃 料移送系配管・弁[燃料路] ガスステーピング蒸発器燃料移送系配管・弁 [燃料路]	Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消 火設備	【原子炉圧力容器内の圧度】 原子炉圧力容器圧度	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	【原子炉圧力容器内の圧力】 原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消火器又は局部ガス 消火設備	【原子炉圧力容器内の水位】 原子炉水位 (広域) 原子炉水位 (燃料) 原子炉水位 (SA 広域) 原子炉水位 (SA 燃料)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開連 番文</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td><td>【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ)】 (1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時)</td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット (未燃) 噴射給水ピット (未燃)</td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>非常用炉心冷却装置 配管・弁 [流路]</td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>補助給水設備・配管・弁 [流 路]</td><td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備・配管・弁 [流 路]</td><td>C/T 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Tスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>1次冷却材設備 (循環) (送気扇装置、1次冷却材ポン プ、加压器、1次冷却材管、加 压器リジグ管)</td><td>E/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>原子炉容器 (注水先)</td><td>E/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> </tbody> </table>	開連 番文	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ)】 (1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時)	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット (未燃) 噴射給水ピット (未燃)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	非常用炉心冷却装置 配管・弁 [流路]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	補助給水設備・配管・弁 [流 路]	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備・配管・弁 [流 路]	C/T 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Tスプレイ設備)	1次冷却材設備 (循環) (送気扇装置、1次冷却材ポン プ、加压器、1次冷却材管、加 压器リジグ管)	E/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	原子炉容器 (注水先)	E/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
開連 番文	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																																																																											
51	【非常用直流電源装置】																																																																																														
	125V蓄電池 2A 125V蓄電池 2B 125V充電器 2A 125V充電器 2B	C-2-6 C-2-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																											
	125V蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 真直主母線盤 2A 及び 125V 真直主母線盤 2A-1 [電路] [電路]	C-2-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																											
	125V蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 真直主母線盤 2B 及び 125V 真直主母線盤 2B-1 [電路] [電路]	C-2-5 R-5-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																											
	125V蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 真直主母線盤 2B 及び 125V 真直主母線盤 2B-1 [電路] [電路]	R-5-31	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																											
	【燃料噴射装置】 軽油タンク ガスステーピング充電設備軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配 管・弁[燃料路]	Y-7-3	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消 火設備																																																																																											
	高压炉心スプレイ系デバイセル蒸発器噴燃 料移送系配管・弁[燃料路] ガスステーピング蒸発器燃料移送系配管・弁 [燃料路]	Y-7-6	煙感知器・熱感知器	消火器又は移動式消 火設備																																																																																											
	【原子炉圧力容器内の圧度】 原子炉圧力容器圧度	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																											
	【原子炉圧力容器内の圧力】 原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消火器又は局部ガス 消火設備																																																																																											
	【原子炉圧力容器内の水位】 原子炉水位 (広域) 原子炉水位 (燃料) 原子炉水位 (SA 広域) 原子炉水位 (SA 燃料)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																											
開連 番文	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																																																																											
47	【代替炉心注水 (代替格納容器 スプレイポンプ)】 (1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時)	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
	代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット (未燃) 噴射給水ピット (未燃)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
	非常用炉心冷却装置 配管・弁 [流路]	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
	補助給水設備・配管・弁 [流 路]	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
	原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備・配管・弁 [流 路]	C/T 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Tスプレイ設備)																																																																																											
	1次冷却材設備 (循環) (送気扇装置、1次冷却材ポン プ、加压器、1次冷却材管、加 压器リジグ管)	E/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
	原子炉容器 (注水先)	E/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																																																																																											
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対応施設に設置される火災区域又は火災区画対第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 番号</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">58</td><td>【原子炉圧力容器への注水量】 高圧代替ポンプ出入口流量 冷却熱除去系先端ライン流量（冷却熱除去 系ヘッドスプレインライン流量） 冷却熱除去系ポンプ出入口流量 第5系統冷却水ポンプ出入口流量 原子炉隔離冷却ポンプ出入口流量 高圧代替ポンプ出入口流量 低圧代替ポンプ出入口流量 残留熱除去系ポンプ出入口流量 代替循環冷却ポンプ出入口流量 直流駆動代替ポンプ出入口流量</td><td>R-5-9</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-5-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-1-14</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-3-4</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-3-3</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-3-2</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-3-9</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-1-9</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">59</td><td>【原子炉格納容器への注水量】 原子炉格納容器代替ポンプ出流量 原子炉格納容器下部水流量 代替循環冷却ポンプ出入口流量 残留熱除去系ポンプ出入口流量（残留熱除去 系ヘッドスプレインライン流量） 残留熱除去系先端ライン流量（冷却熱除去 系ヘッドスプレインライン先端流量）</td><td>R-7-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>消防栓又は周辺ガス 消火設備</td></tr> <tr> <td>R-5-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">60</td><td>【原子炉格納容器内の圧力】 ドライカーブル温度 圧力抑制室内空気温度 モブレッシュボール水温 原子炉格納容器下部温度</td><td>R-1-60</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消防栓</td></tr> <tr> <td>R-9-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>消防栓又は周辺ガス 消火設備</td></tr> <tr> <td>R-9-5</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消防栓</td></tr> <tr> <td rowspan="3">61</td><td>【原子炉格納容器内の水位】 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライカーブル水位</td><td>R-1-4</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-1-60</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消防栓</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	開港 番号	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	58	【原子炉圧力容器への注水量】 高圧代替ポンプ出入口流量 冷却熱除去系先端ライン流量（冷却熱除去 系ヘッドスプレインライン流量） 冷却熱除去系ポンプ出入口流量 第5系統冷却水ポンプ出入口流量 原子炉隔離冷却ポンプ出入口流量 高圧代替ポンプ出入口流量 低圧代替ポンプ出入口流量 残留熱除去系ポンプ出入口流量 代替循環冷却ポンプ出入口流量 直流駆動代替ポンプ出入口流量	R-5-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-1-14	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-1-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備				59	【原子炉格納容器への注水量】 原子炉格納容器代替ポンプ出流量 原子炉格納容器下部水流量 代替循環冷却ポンプ出入口流量 残留熱除去系ポンプ出入口流量（残留熱除去 系ヘッドスプレインライン流量） 残留熱除去系先端ライン流量（冷却熱除去 系ヘッドスプレインライン先端流量）	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消防栓又は周辺ガス 消火設備	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備				60	【原子炉格納容器内の圧力】 ドライカーブル温度 圧力抑制室内空気温度 モブレッシュボール水温 原子炉格納容器下部温度	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消防栓	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消防栓又は周辺ガス 消火設備	R-9-5	煙感知器・熱感知器	消防栓	61	【原子炉格納容器内の水位】 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライカーブル水位	R-1-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消防栓				<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 番号</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">47</td><td>【代替炉心注水（可搬型大型送 水ポンプ車） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時）】 代替炉心注水（可搬型大型送水 ポンプ車） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時） 原子炉格納容器ヘッドプレイン設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】</td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="10">47</td><td>【代替炉心注水（代替格納容器 スプレイポンプ）（代替電源） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、サポート系機能喪 失時）】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット【水槽】 補助給水ピット【水槽】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁【流 路】 原子炉格納容器ヘッドプレイン設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加压器、1次冷却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】</td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 番号	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水（可搬型大型送 水ポンプ車） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時）】 代替炉心注水（可搬型大型送水 ポンプ車） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時） 原子炉格納容器ヘッドプレイン設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	47	【代替炉心注水（代替格納容器 スプレイポンプ）（代替電源） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、サポート系機能喪 失時）】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット【水槽】 補助給水ピット【水槽】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁【流 路】 原子炉格納容器ヘッドプレイン設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加压器、1次冷却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>■【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>■プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
開港 番号	【系統機器】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																																																																																																								
58	【原子炉圧力容器への注水量】 高圧代替ポンプ出入口流量 冷却熱除去系先端ライン流量（冷却熱除去 系ヘッドスプレインライン流量） 冷却熱除去系ポンプ出入口流量 第5系統冷却水ポンプ出入口流量 原子炉隔離冷却ポンプ出入口流量 高圧代替ポンプ出入口流量 低圧代替ポンプ出入口流量 残留熱除去系ポンプ出入口流量 代替循環冷却ポンプ出入口流量 直流駆動代替ポンプ出入口流量	R-5-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																								
	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R-1-14	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R-3-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R-3-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R-3-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R-1-9	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
59	【原子炉格納容器への注水量】 原子炉格納容器代替ポンプ出流量 原子炉格納容器下部水流量 代替循環冷却ポンプ出入口流量 残留熱除去系ポンプ出入口流量（残留熱除去 系ヘッドスプレインライン流量） 残留熱除去系先端ライン流量（冷却熱除去 系ヘッドスプレインライン先端流量）	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消防栓又は周辺ガス 消火設備																																																																																																																								
	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
60	【原子炉格納容器内の圧力】 ドライカーブル温度 圧力抑制室内空気温度 モブレッシュボール水温 原子炉格納容器下部温度	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消防栓																																																																																																																								
	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	消防栓又は周辺ガス 消火設備																																																																																																																									
	R-9-5	煙感知器・熱感知器	消防栓																																																																																																																									
61	【原子炉格納容器内の水位】 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライカーブル水位	R-1-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																								
	R-1-60	煙感知器・熱感知器	消防栓																																																																																																																									
開港 番号	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																								
47	【代替炉心注水（可搬型大型送 水ポンプ車） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時）】 代替炉心注水（可搬型大型送水 ポンプ車） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、フロントライン系 機能喪失時） 原子炉格納容器ヘッドプレイン設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																								
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																																																																																									
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
47	【代替炉心注水（代替格納容器 スプレイポンプ）（代替電源） （1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、サポート系機能喪 失時）】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット【水槽】 補助給水ピット【水槽】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁【流 路】 原子炉格納容器ヘッドプレイン設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加压器、1次冷却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																								
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																																																																																									
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																									
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防栓又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																																																																																									
R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																										
A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対応施設に設置される火災区域又は火災区画対第一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統操作】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">56</td><td rowspan="4">【原子炉格納容器内の水素濃度】 格納容器内水素濃度(D/V) 格納容器内水素濃度(G/C) 格納容器内水素濃度</td><td>R-1-80</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr><td>R-1-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr><td>R-9-14</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr><td>R-9-15</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="2">56</td><td rowspan="2">【原子炉格納容器内の放射線量計】 格納容器内塵団気放射線モニタ(D/V) 格納容器内塵団気放射線モニタ(S/C)</td><td>R-5-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R-1-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="2">56</td><td rowspan="2">【外廊界の堆積又は遮蔽】 遮蔽堆積モニタ 平均堆積モニタ</td><td>R-1-80</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr><td>R-1-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="2">56</td><td rowspan="2">【最終ヒートシングルの確保】 サブレーンボルト水道庫 換留熱除去系熱交換器入口温度 代替導熱油炉ポンプ出口流量</td><td>R-7-41</td><td>煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R-1-21</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="5">56</td><td rowspan="5">【最終ヒートシングルの確保】 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫</td><td>R-7-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は局所ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R-7-40</td><td>煙感知器・炎感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr><td>R-9-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は局所ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R-9-55</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr><td>R-1-80</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="3">56</td><td rowspan="3">【最終ヒートシングルの確保】 耐圧強化ペント</td><td>R-2-2</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R-3-9</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R-1-9</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">56</td><td rowspan="2">【格納容器・インバースの監視】 原子炉正圧容器内の半径1】 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力（SA）</td><td>R-5-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R-7-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は局所ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統操作】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	56	【原子炉格納容器内の水素濃度】 格納容器内水素濃度(D/V) 格納容器内水素濃度(G/C) 格納容器内水素濃度	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R-9-14	煙感知器・熱感知器	消火器	R-9-15	煙感知器・熱感知器	消火器	56	【原子炉格納容器内の放射線量計】 格納容器内塵団気放射線モニタ(D/V) 格納容器内塵団気放射線モニタ(S/C)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器	56	【外廊界の堆積又は遮蔽】 遮蔽堆積モニタ 平均堆積モニタ	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器	56	【最終ヒートシングルの確保】 サブレーンボルト水道庫 換留熱除去系熱交換器入口温度 代替導熱油炉ポンプ出口流量	R-7-41	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	R-1-21	煙感知器・熱感知器	消火器	56	【最終ヒートシングルの確保】 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は局所ガス消火設備	R-7-40	煙感知器・炎感知器	消火器	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は局所ガス消火設備	R-9-55	煙感知器・熱感知器	消火器	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	56	【最終ヒートシングルの確保】 耐圧強化ペント	R-2-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-1-9	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	56	【格納容器・インバースの監視】 原子炉正圧容器内の半径1】 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力（SA）	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は局所ガス消火設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統操作】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">47</td><td rowspan="2">【代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ等）；海水】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 補助給水装置又は燃料取替用海水装置 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管)</td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="5">47</td><td rowspan="5">【代替炉心注水（定期型大型送水ポンプ等）；海水】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管)</td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト(C/Yスプレイ設備)</td></tr> <tr><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="7">47</td><td rowspan="7">【代替炉心注水（定期型大型送水ポンプ等）；自己冷却】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 B一丸てんボンブ 燃料取替用海水ポンプ 再生熱交換器【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 化学水槽炉心冷却設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器水設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器【注水弁】</td><td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>A/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr><td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト(C/Yスプレイ設備)</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統操作】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ等）；海水】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 補助給水装置又は燃料取替用海水装置 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	47	【代替炉心注水（定期型大型送水ポンプ等）；海水】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管)	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト(C/Yスプレイ設備)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	47	【代替炉心注水（定期型大型送水ポンプ等）；自己冷却】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 B一丸てんボンブ 燃料取替用海水ポンプ 再生熱交換器【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 化学水槽炉心冷却設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器水設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器【注水弁】	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト(C/Yスプレイ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統操作】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																							
56	【原子炉格納容器内の水素濃度】 格納容器内水素濃度(D/V) 格納容器内水素濃度(G/C) 格納容器内水素濃度	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
		R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
		R-9-14	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
		R-9-15	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
56	【原子炉格納容器内の放射線量計】 格納容器内塵団気放射線モニタ(D/V) 格納容器内塵団気放射線モニタ(S/C)	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
56	【外廊界の堆積又は遮蔽】 遮蔽堆積モニタ 平均堆積モニタ	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
		R-1-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
56	【最終ヒートシングルの確保】 サブレーンボルト水道庫 換留熱除去系熱交換器入口温度 代替導熱油炉ポンプ出口流量	R-7-41	煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R-1-21	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
56	【最終ヒートシングルの確保】 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫 フィルタ部水道庫	R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は局所ガス消火設備																																																																																																																																							
		R-7-40	煙感知器・炎感知器	消火器																																																																																																																																							
		R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は局所ガス消火設備																																																																																																																																							
		R-9-55	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
		R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																																																																							
56	【最終ヒートシングルの確保】 耐圧強化ペント	R-2-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R-3-9	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R-1-9	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
56	【格納容器・インバースの監視】 原子炉正圧容器内の半径1】 原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（SA燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力（SA）	R-5-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R-7-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は局所ガス消火設備																																																																																																																																							
関連条文	【系統操作】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																																																																							
47	【代替炉心注水（可搬型大型送水ポンプ等）；海水】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 補助給水装置又は燃料取替用海水装置 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
47	【代替炉心注水（定期型大型送水ポンプ等）；海水】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管)	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト(C/Yスプレイ設備)																																																																																																																																							
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
47	【代替炉心注水（定期型大型送水ポンプ等）；自己冷却】 (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)】 B一丸てんボンブ 燃料取替用海水ポンプ 再生熱交換器【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 化学水槽炉心冷却設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器水設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーヴィス管) 原子炉容器【注水弁】	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																																																																																																							
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト(C/Yスプレイ設備)																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対第一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統構造】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">58</td><td rowspan="3">【格納容器バイパスの監視（原子炉格納容 器内の状況）】 ドライケーブル温度 ドライケーブル圧力</td><td>R-1-80</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>R-9-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器</td><td>消火器又は専用ガス 消火設備</td></tr> <tr> <td>R-9-5</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="5">58</td><td rowspan="5">【格納容器バイパスの監視（原子炉建屋内 の状況）】 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力</td><td>R-3-4</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-3-3</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-3-2</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-3-9</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-1-14</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">58</td><td rowspan="2">【水槽の排水】 東水槽タンク水位 圧力計測値水位</td><td>R-1-4</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R-7-12</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="3">58</td><td rowspan="3">【原子炉建屋内の水素濃度】 原子炉建屋内水素濃度</td><td>R-9-14</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>R-9-15</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>R-11-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td rowspan="2">58</td><td rowspan="2">【使用冷却材ブールの監視】 使用冷却材ブール水位（ヒートセーキ式） 使用冷却材ブール水位（ガイドバルス式） 使用冷却材ブール温度（ヒートセーキ式） 使用冷却材ブール温度（ガイドバルス式） 使用冷却材ブール上部空間放射線モニタ (高橋量、低橋量) 使用冷却材ブール監視カメラ</td><td>R-11-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>R-4-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統構造】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	58	【格納容器バイパスの監視（原子炉格納容 器内の状況）】 ドライケーブル温度 ドライケーブル圧力	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器	R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	消火器又は専用ガス 消火設備	R-9-5	煙感知器・熱感知器	消火器	58	【格納容器バイパスの監視（原子炉建屋内 の状況）】 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力	R-3-4	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-3-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-3-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-3-9	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-1-14	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	58	【水槽の排水】 東水槽タンク水位 圧力計測値水位	R-1-4	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R-7-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	58	【原子炉建屋内の水素濃度】 原子炉建屋内水素濃度	R-9-14	煙感知器・熱感知器	消火器	R-9-15	煙感知器・熱感知器	消火器	R-11-1	煙感知器・熱感知器	消火器	58	【使用冷却材ブールの監視】 使用冷却材ブール水位（ヒートセーキ式） 使用冷却材ブール水位（ガイドバルス式） 使用冷却材ブール温度（ヒートセーキ式） 使用冷却材ブール温度（ガイドバルス式） 使用冷却材ブール上部空間放射線モニタ (高橋量、低橋量) 使用冷却材ブール監視カメラ	R-11-1	煙感知器・熱感知器	消火器	R-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器		
関連 条文	【系統構造】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																																											
58	【格納容器バイパスの監視（原子炉格納容 器内の状況）】 ドライケーブル温度 ドライケーブル圧力	R-1-80	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
		R-9-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	消火器又は専用ガス 消火設備																																																											
		R-9-5	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
58	【格納容器バイパスの監視（原子炉建屋内 の状況）】 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力	R-3-4	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																											
		R-3-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																											
		R-3-2	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																											
		R-3-9	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																											
		R-1-14	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																											
58	【水槽の排水】 東水槽タンク水位 圧力計測値水位	R-1-4	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																											
		R-7-12	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																											
58	【原子炉建屋内の水素濃度】 原子炉建屋内水素濃度	R-9-14	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
		R-9-15	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
		R-11-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
58	【使用冷却材ブールの監視】 使用冷却材ブール水位（ヒートセーキ式） 使用冷却材ブール水位（ガイドバルス式） 使用冷却材ブール温度（ヒートセーキ式） 使用冷却材ブール温度（ガイドバルス式） 使用冷却材ブール上部空間放射線モニタ (高橋量、低橋量) 使用冷却材ブール監視カメラ	R-11-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
		R-4-1	煙感知器・熱感知器	消火器																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統構造】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A/B 1-03</td><td rowspan="2">A/B 1-03</td><td rowspan="2">煙感知器・熱感知器</td><td rowspan="2">全域ガス消火設備</td><td>A/B 1-02</td></tr> <tr> <td>A/B 2-01</td><td>A/B 2-02</td><td>A/B 2-01</td><td>A/B 2-02</td><td>A/B 2-01</td><td>A/B 2-02</td><td>A/B 2-03</td><td>A/B 2-03</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統構造】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	A/B 1-03	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 1-02	A/B 2-01	A/B 2-02	A/B 2-01	A/B 2-02	A/B 2-01	A/B 2-02	A/B 2-03	A/B 2-03																																											
関連 条文	【系統構造】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																											
A/B 1-03	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 1-02																																																											
				A/B 2-01	A/B 2-02	A/B 2-01	A/B 2-02	A/B 2-01	A/B 2-02	A/B 2-03	A/B 2-03																																																				

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表 r. 4. 0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td><td>【モニタリングボストの代替交流電源から の給電】 常設代替交流電源設備</td><td></td><td>57条に記載</td><td></td></tr> <tr> <td>61</td><td>【活性化の確認（緊急時対策所）】 緊急時対策所 緊急時対策所延縫 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 並用</td><td>K3-1-2</td><td>煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>61</td><td>【電源の確保（緊急時対策所）】 ガススターバイン発電機 ガススターバイン発電機燃料タンク 貯油タンク ガススターバイン発電機燃料移送パイプ ガススターバイン発電機燃料移送系配管・井 [燃料油路] 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配 管・井【燃料油路】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 移送系配管・井【燃料油路】 ガススターバイン発電機接続部 緊急用消防設備2F系 緊急時対策所蓄油タンク 緊急時対策所燃料移送系配管・井【燃料 油路】 緊急時対策所用高圧消防栓系 ガススターバイン発電機へ緊急時対策所用高圧 消防栓系蓄油槽）～緊急時 対策所用高圧消防栓（電路）</td><td>K3-2-2</td><td>煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>61</td><td>【必要な實験の把握】 安全パラメータ表示システム (SPDS)</td><td></td><td>62条に記載</td><td></td></tr> <tr> <td>61</td><td>【過供連絡（緊急時対策所）】 常動連絡設備（固定型） 衛星連絡設備（固定型） 総合原子力炉汎用ネットワークを用いた連絡 本体設備 無線通信装置（屋外アンテナ）【伝送路】 衛星連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】 衛星連絡装置（伝送路） 有線（建屋内）【伝送路】</td><td></td><td>62条に記載</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	60	【モニタリングボストの代替交流電源から の給電】 常設代替交流電源設備		57条に記載		61	【活性化の確認（緊急時対策所）】 緊急時対策所 緊急時対策所延縫 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 並用	K3-1-2	煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備		61	【電源の確保（緊急時対策所）】 ガススターバイン発電機 ガススターバイン発電機燃料タンク 貯油タンク ガススターバイン発電機燃料移送パイプ ガススターバイン発電機燃料移送系配管・井 [燃料油路] 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配 管・井【燃料油路】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 移送系配管・井【燃料油路】 ガススターバイン発電機接続部 緊急用消防設備2F系 緊急時対策所蓄油タンク 緊急時対策所燃料移送系配管・井【燃料 油路】 緊急時対策所用高圧消防栓系 ガススターバイン発電機へ緊急時対策所用高圧 消防栓系蓄油槽）～緊急時 対策所用高圧消防栓（電路）	K3-2-2	煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備		61	【必要な實験の把握】 安全パラメータ表示システム (SPDS)		62条に記載		61	【過供連絡（緊急時対策所）】 常動連絡設備（固定型） 衛星連絡設備（固定型） 総合原子力炉汎用ネットワークを用いた連絡 本体設備 無線通信装置（屋外アンテナ）【伝送路】 衛星連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】 衛星連絡装置（伝送路） 有線（建屋内）【伝送路】		62条に記載		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td><td>代替格納容器スプレイ（代替格 納容器スプレイポンプ）（格納 容器水張り） (1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、溶融デブリが原子 炉容器に残存する場合) 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】 非常用炉心冷却設備・配管・井 【流路】 補助給水設備・配管・井【流 路】 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・井【流路】 原子炉格納容器【注水先】</td><td>R/B 3-08-1 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・決感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・決感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	47	代替格納容器スプレイ（代替格 納容器スプレイポンプ）（格納 容器水張り） (1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、溶融デブリが原子 炉容器に残存する場合) 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】 非常用炉心冷却設備・配管・井 【流路】 補助給水設備・配管・井【流 路】 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・井【流路】 原子炉格納容器【注水先】	R/B 3-08-1 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・決感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・決感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																							
60	【モニタリングボストの代替交流電源から の給電】 常設代替交流電源設備		57条に記載																																								
61	【活性化の確認（緊急時対策所）】 緊急時対策所 緊急時対策所延縫 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 緊急時対策所非常用給排水配管・井【流路】 並用	K3-1-2	煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備																																								
61	【電源の確保（緊急時対策所）】 ガススターバイン発電機 ガススターバイン発電機燃料タンク 貯油タンク ガススターバイン発電機燃料移送パイプ ガススターバイン発電機燃料移送系配管・井 [燃料油路] 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配 管・井【燃料油路】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料 移送系配管・井【燃料油路】 ガススターバイン発電機接続部 緊急用消防設備2F系 緊急時対策所蓄油タンク 緊急時対策所燃料移送系配管・井【燃料 油路】 緊急時対策所用高圧消防栓系 ガススターバイン発電機へ緊急時対策所用高圧 消防栓系蓄油槽）～緊急時 対策所用高圧消防栓（電路）	K3-2-2	煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備																																								
61	【必要な實験の把握】 安全パラメータ表示システム (SPDS)		62条に記載																																								
61	【過供連絡（緊急時対策所）】 常動連絡設備（固定型） 衛星連絡設備（固定型） 総合原子力炉汎用ネットワークを用いた連絡 本体設備 無線通信装置（屋外アンテナ）【伝送路】 衛星連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】 衛星連絡装置（伝送路） 有線（建屋内）【伝送路】		62条に記載																																								
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																							
47	代替格納容器スプレイ（代替格 納容器スプレイポンプ）（格納 容器水張り） (1次冷却材喪失事象が発生し ている場合、溶融デブリが原子 炉容器に残存する場合) 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】 非常用炉心冷却設備・配管・井 【流路】 補助給水設備・配管・井【流 路】 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・井【流路】 原子炉格納容器【注水先】	R/B 3-08-1 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・決感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・決感知器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備 煙感知器・熱感知器 全域ガス消火設備																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 事文</th><th>【系統構成】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>02</td><td> <p>【発電室内の避難道筋】 無神経遮断器（固定型） 無神経遮断器（可動型） 安全ドアメーター表示システム（S90） 無神経遮断器（屋外アンテナ）（伝送炉） 無神経遮断器（屋外アンテナ）（伝送炉） 無神経遮断器（伝送炉）</p> <p>有薪（施設内） 搬行型避難装置、無神経遮断器（固定型）、無神経遮断器（可動型）に係るもの）【伝送炉】 有薪（建屋内）（安全ドアメーター表示システム（S90）に係るもの）【伝送炉】</p> </td><td>A3-1-1 C-4-2</td><td>煙感知器・熱感知器 消火器</td><td>全般ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>03</td><td> <p>【発電室外の避難道筋】 無神経遮断器（固定型） 統合遮断方式ネットワークを用いた遮断遮断器 データ伝送装置 無神経遮断器（屋外アンテナ）【伝送炉】 無神経遮断器（伝送炉） 有薪（建屋内）（無神経遮断器（固定型）に係るもの）【伝送炉】 有薪（建屋内）（移動式子炉の吹きネットワークを用いた遮断遮断器、データ伝送装置に係るもの）【伝送炉】</p> </td><td>A3-1-1 C-4-1 C-4-2</td><td>煙感知器・熱感知器 消火器</td><td>全般ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>その他の 設備</td><td> <p>【重大事故時に對応するための施設、其水池、注入水、排出元等】 男子和式大便器 男子和式小便器 使用済糞料ゴーリー 原ゴーリー堆肥化ナゴリ機</p> </td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の 設備</td><td> <p>【非常用消火設備】 貯留槽 放水口 放水路 蓄水ポンプ室</p> </td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td><td></td></tr> </tbody> </table>	開港 事文	【系統構成】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	02	<p>【発電室内の避難道筋】 無神経遮断器（固定型） 無神経遮断器（可動型） 安全ドアメーター表示システム（S90） 無神経遮断器（屋外アンテナ）（伝送炉） 無神経遮断器（屋外アンテナ）（伝送炉） 無神経遮断器（伝送炉）</p> <p>有薪（施設内） 搬行型避難装置、無神経遮断器（固定型）、無神経遮断器（可動型）に係るもの）【伝送炉】 有薪（建屋内）（安全ドアメーター表示システム（S90）に係るもの）【伝送炉】</p>	A3-1-1 C-4-2	煙感知器・熱感知器 消火器	全般ガス消火設備	03	<p>【発電室外の避難道筋】 無神経遮断器（固定型） 統合遮断方式ネットワークを用いた遮断遮断器 データ伝送装置 無神経遮断器（屋外アンテナ）【伝送炉】 無神経遮断器（伝送炉） 有薪（建屋内）（無神経遮断器（固定型）に係るもの）【伝送炉】 有薪（建屋内）（移動式子炉の吹きネットワークを用いた遮断遮断器、データ伝送装置に係るもの）【伝送炉】</p>	A3-1-1 C-4-1 C-4-2	煙感知器・熱感知器 消火器	全般ガス消火設備	その他の 設備	<p>【重大事故時に對応するための施設、其水池、注入水、排出元等】 男子和式大便器 男子和式小便器 使用済糞料ゴーリー 原ゴーリー堆肥化ナゴリ機</p>		不燃材のため追加対策不要		その他の 設備	<p>【非常用消火設備】 貯留槽 放水口 放水路 蓄水ポンプ室</p>		不燃材のため追加対策不要		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 事文</th><th>【系統構成】 主要設備</th><th>火災区域又 は火災区画 番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td><td> <p>【蒸気発生器 2次側からの除熱（補助給水ポンプ） (1次冷却材喪失事象が発生しない場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット【本館】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備、配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> </td><td>R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>全般ガス消火設備 全般ガス消火設備 全般ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td> <p>【蒸気発生器 2次側からの除熱（補助給水ポンプ）(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生しない場合、サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット【本館】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備、配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p> </td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全般ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 事文	【系統構成】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備	47	<p>【蒸気発生器 2次側からの除熱（補助給水ポンプ） (1次冷却材喪失事象が発生しない場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット【本館】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備、配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p>	R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全般ガス消火設備 全般ガス消火設備 全般ガス消火設備		<p>【蒸気発生器 2次側からの除熱（補助給水ポンプ）(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生しない場合、サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット【本館】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備、配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p>	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全般ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
開港 事文	【系統構成】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																							
02	<p>【発電室内の避難道筋】 無神経遮断器（固定型） 無神経遮断器（可動型） 安全ドアメーター表示システム（S90） 無神経遮断器（屋外アンテナ）（伝送炉） 無神経遮断器（屋外アンテナ）（伝送炉） 無神経遮断器（伝送炉）</p> <p>有薪（施設内） 搬行型避難装置、無神経遮断器（固定型）、無神経遮断器（可動型）に係るもの）【伝送炉】 有薪（建屋内）（安全ドアメーター表示システム（S90）に係るもの）【伝送炉】</p>	A3-1-1 C-4-2	煙感知器・熱感知器 消火器	全般ガス消火設備																																							
03	<p>【発電室外の避難道筋】 無神経遮断器（固定型） 統合遮断方式ネットワークを用いた遮断遮断器 データ伝送装置 無神経遮断器（屋外アンテナ）【伝送炉】 無神経遮断器（伝送炉） 有薪（建屋内）（無神経遮断器（固定型）に係るもの）【伝送炉】 有薪（建屋内）（移動式子炉の吹きネットワークを用いた遮断遮断器、データ伝送装置に係るもの）【伝送炉】</p>	A3-1-1 C-4-1 C-4-2	煙感知器・熱感知器 消火器	全般ガス消火設備																																							
その他の 設備	<p>【重大事故時に對応するための施設、其水池、注入水、排出元等】 男子和式大便器 男子和式小便器 使用済糞料ゴーリー 原ゴーリー堆肥化ナゴリ機</p>		不燃材のため追加対策不要																																								
その他の 設備	<p>【非常用消火設備】 貯留槽 放水口 放水路 蓄水ポンプ室</p>		不燃材のため追加対策不要																																								
開港 事文	【系統構成】 主要設備	火災区域又 は火災区画 番号	感知設備	消火設備																																							
47	<p>【蒸気発生器 2次側からの除熱（補助給水ポンプ） (1次冷却材喪失事象が発生しない場合、フロントライン系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット【本館】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備、配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p>	R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全般ガス消火設備 全般ガス消火設備 全般ガス消火設備																																							
	<p>【蒸気発生器 2次側からの除熱（補助給水ポンプ）(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生しない場合、サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット【本館】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備、配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</p>	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全般ガス消火設備																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>別大設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">47</td><td>【伊心注水 (充てんポンプ) (運転停止中の場合、フロント ライン系機器喪失時)】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット [木屋] 再生熱交換器 [流路] 非常用伊心冷却設備 配管・弁 【流路】 化学体措削装置 配管・弁 【流路】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ並に原 子炉補機冷却却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備 [流路] (蒸気室弁管、1次冷却材ポン プ、加压管、1次冷却材管、加 压器リージ管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>A/B 3-03</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-04</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-05</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>E/B 4-02-1</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="7">47</td><td>【伊心注水 (高圧注入ポンプ) (運動停止中の場合、フロント ライン系機器喪失時)】 高圧注入ポンプ 燃料取替用水ピット [木屋] 1次冷却注入タンク [流路] 非常用伊心冷却設備 配管・弁 【流路】 高圧注入ポンプ・弁 [注水] 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ並に原 子炉補機冷却却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備 [流路] (蒸気室弁管、1次冷却材ポン プ、加压管、1次冷却材管、加 压器リージ管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>A/B 1-03</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 1-04</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>E/B 4-02-1</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感器・熱感知器 又は 煙感器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感器・熱感知器 又は 煙感器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	別大設備	47	【伊心注水 (充てんポンプ) (運転停止中の場合、フロント ライン系機器喪失時)】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット [木屋] 再生熱交換器 [流路] 非常用伊心冷却設備 配管・弁 【流路】 化学体措削装置 配管・弁 【流路】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ並に原 子炉補機冷却却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備 [流路] (蒸気室弁管、1次冷却材ポン プ、加压管、1次冷却材管、加 压器リージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 3-03	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-04	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-05	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	E/B 4-02-1	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	47	【伊心注水 (高圧注入ポンプ) (運動停止中の場合、フロント ライン系機器喪失時)】 高圧注入ポンプ 燃料取替用水ピット [木屋] 1次冷却注入タンク [流路] 非常用伊心冷却設備 配管・弁 【流路】 高圧注入ポンプ・弁 [注水] 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ並に原 子炉補機冷却却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備 [流路] (蒸気室弁管、1次冷却材ポン プ、加压管、1次冷却材管、加 压器リージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-03	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 1-04	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	E/B 4-02-1	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/V 3-01	煙感器・熱感知器 又は 煙感器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	A/B 2-02	煙感器・熱感知器 又は 煙感器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	別大設備																																									
47	【伊心注水 (充てんポンプ) (運転停止中の場合、フロント ライン系機器喪失時)】 充てんポンプ 燃料取替用水ピット [木屋] 再生熱交換器 [流路] 非常用伊心冷却設備 配管・弁 【流路】 化学体措削装置 配管・弁 【流路】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ並に原 子炉補機冷却却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備 [流路] (蒸気室弁管、1次冷却材ポン プ、加压管、1次冷却材管、加 压器リージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 3-03	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																									
	A/B 3-04	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																										
	A/B 3-05	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																										
	E/B 4-02-1	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																										
47	【伊心注水 (高圧注入ポンプ) (運動停止中の場合、フロント ライン系機器喪失時)】 高圧注入ポンプ 燃料取替用水ピット [木屋] 1次冷却注入タンク [流路] 非常用伊心冷却設備 配管・弁 【流路】 高圧注入ポンプ・弁 [注水] 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ並に原 子炉補機冷却却水設備 配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却設備 [流路] (蒸気室弁管、1次冷却材ポン プ、加压管、1次冷却材管、加 压器リージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-03	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																									
	A/B 1-04	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																										
	A/B 3-01-1	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																										
	E/B 4-02-1	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																										
	A/B 4-01-7	煙感器・熱感知器	全域ガス消火設備																																										
	C/V 3-01	煙感器・熱感知器 又は 煙感器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																										
	A/B 2-02	煙感器・熱感知器 又は 煙感器・炎感知器	全域ガス消火設備																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">47</td><td>【代替炉心注水（B-格納容器 スプレイポンプ） (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水槽】 B-格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】</td><td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="5">47</td><td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ並びに原 子炉補機冷却海水ポンプ並びに原 子炉補機冷却海水ポンプ) 【流路】及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="5"></td><td>【代替炉心注水（代替格納容器 スプレイポンプ） (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水槽】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水（B-格納容器 スプレイポンプ） (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水槽】 B-格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	47	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ並びに原 子炉補機冷却海水ポンプ並びに原 子炉補機冷却海水ポンプ) 【流路】及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		【代替炉心注水（代替格納容器 スプレイポンプ） (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水槽】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																							
47	【代替炉心注水（B-格納容器 スプレイポンプ） (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 B-格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水槽】 B-格納容器スプレイ冷却器 【流路】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																								
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
47	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ並びに原 子炉補機冷却海水ポンプ並びに原 子炉補機冷却海水ポンプ) 【流路】及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																							
	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																								
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	【代替炉心注水（代替格納容器 スプレイポンプ） (運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水槽】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 クォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																							
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																								
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td>47</td><td>【代替炉心注水（可搬型大型送 水ポンプ車） （運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時）】 補助給水設備又は燃料取替用水 設備・配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備・配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器オーバージ管) 原子炉容器【注水先】 非常用取水設備【流路】</td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消防器又は消防栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		47	【代替炉心注水（可搬型大型送 水ポンプ車） （運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時）】 補助給水設備又は燃料取替用水 設備・配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備・配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器オーバージ管) 原子炉容器【注水先】 非常用取水設備【流路】	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消防栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備			A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備																																												
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																													
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																													
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																													
47	【代替炉心注水（可搬型大型送 水ポンプ車） （運転停止中の場合、フロント ライン系機能喪失時）】 補助給水設備又は燃料取替用水 設備・配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備・配管・弁【流 路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器オーバージ管) 原子炉容器【注水先】 非常用取水設備【流路】	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																																												
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消防栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																													
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																													
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																													
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連全文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>【再循環運転（高圧注入ポンプ）（運転停止中の場合、フロン・ライン系機能喪失時）】 高圧注入ポンプ 格納容器再循環サンプル水頭 格納容器再循環サンプルスクリーニング 安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C／V外側隔壁弁〔流路〕 まく射注入タンク〔流路〕 高圧再循環系、配管・弁〔流路〕 47 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ボンブ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却海水冷却器並びに原子炉補機冷却海水設備、配管・手「流路」) 及び原子炉補機冷却海水設備、配管・弁・ストレーナ「流路」) 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕</td><td>A/B 1-03 A/B 1-04 R/B 2-03 A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連全文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備		【再循環運転（高圧注入ポンプ）（運転停止中の場合、フロン・ライン系機能喪失時）】 高圧注入ポンプ 格納容器再循環サンプル水頭 格納容器再循環サンプルスクリーニング 安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C／V外側隔壁弁〔流路〕 まく射注入タンク〔流路〕 高圧再循環系、配管・弁〔流路〕 47 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ボンブ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却海水冷却器並びに原子炉補機冷却海水設備、配管・手「流路」) 及び原子炉補機冷却海水設備、配管・弁・ストレーナ「流路」) 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 1-03 A/B 1-04 R/B 2-03 A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連全文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消防設備									
	【再循環運転（高圧注入ポンプ）（運転停止中の場合、フロン・ライン系機能喪失時）】 高圧注入ポンプ 格納容器再循環サンプル水頭 格納容器再循環サンプルスクリーニング 安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C／V外側隔壁弁〔流路〕 まく射注入タンク〔流路〕 高圧再循環系、配管・弁〔流路〕 47 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ボンブ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却海水冷却器並びに原子炉補機冷却海水設備、配管・手「流路」) 及び原子炉補機冷却海水設備、配管・弁・ストレーナ「流路」) 1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器〔注水先〕	A/B 1-03 A/B 1-04 R/B 2-03 A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">47</td><td>【代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時）】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンプル【木屋】 B-格納容器再循環サンプルクリーン【流路】 B-格納容器スプレイ冷却器 【流路】 B-安全注入ポンプ再循環サンプル側人口C／V外側隔離弁【虎屋】 原子炉補機冷却水設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水タンク、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器室)内に原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ槽) 原予炉容器【注水先】</td><td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>消防器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="4">47</td><td>【蒸気発生器2次側からの除熱（補助給水ポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時）】 電動補助給水ポンプ タービン補助給水ポンプ 補助給水ピット【木屋】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】</td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時）】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンプル【木屋】 B-格納容器再循環サンプルクリーン【流路】 B-格納容器スプレイ冷却器 【流路】 B-安全注入ポンプ再循環サンプル側人口C／V外側隔離弁【虎屋】 原子炉補機冷却水設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水タンク、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器室)内に原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ槽) 原予炉容器【注水先】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消防器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	47	【蒸気発生器2次側からの除熱（補助給水ポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時）】 電動補助給水ポンプ タービン補助給水ポンプ 補助給水ピット【木屋】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																						
47	【代替再循環運転（B-格納容器スプレイポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時）】 B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器再循環サンプル【木屋】 B-格納容器再循環サンプルクリーン【流路】 B-格納容器スプレイ冷却器 【流路】 B-安全注入ポンプ再循環サンプル側人口C／V外側隔離弁【虎屋】 原子炉補機冷却水設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水タンク、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器室)内に原子炉補機冷却水設備 配管・弁【流路】及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ 【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ槽) 原予炉容器【注水先】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																						
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消火設備																																						
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消防器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)																																						
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																						
47	【蒸気発生器2次側からの除熱（補助給水ポンプ）（運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時）】 電動補助給水ポンプ タービン補助給水ポンプ 補助給水ピット【木屋】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 主蒸気設備 配管・弁【流路】	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																						
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																						
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																						
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消火設備																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																													
47	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																														
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																														
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																														
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																														
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																														
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																														
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																														
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																														
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																														
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>47</td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消防器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		47	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備																																												
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																													
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																													
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																													
47	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																													
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)																																													
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																													
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																													
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">47</td><td>【代替炉心注水 (充てんポンプ (自己治却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 D-充てんポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 再生熱交換器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 化学体積制御設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]</td><td>A/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消防艇又は消防栓 ウォータミスト (C/Vディレイ設備)</td></tr> <tr> <td rowspan="6">47</td><td>【代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再循環サンプル [水源] A-格納容器再循環サンプル [流路] A-安全注入ポンプ再循環サンプル側人口C/V外側隔離弁 [流路] ほう酸注入タンク [流路] 高圧再循環系 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] 非常用取水設備 [流路]</td><td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 2-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【代替炉心注水 (充てんポンプ (自己治却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 D-充てんポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 再生熱交換器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 化学体積制御設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防艇又は消防栓 ウォータミスト (C/Vディレイ設備)	47	【代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再循環サンプル [水源] A-格納容器再循環サンプル [流路] A-安全注入ポンプ再循環サンプル側人口C/V外側隔離弁 [流路] ほう酸注入タンク [流路] 高圧再循環系 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] 非常用取水設備 [流路]	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備				<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																															
47	【代替炉心注水 (充てんポンプ (自己治却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 D-充てんポンプ 燃料取替用水ピット [水源] 再生熱交換器 [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 化学体積制御設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先]	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
	R/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																
	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																
	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防艇又は消防栓 ウォータミスト (C/Vディレイ設備)																																																
47	【代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)】 A-高圧注入ポンプ A-格納容器再循環サンプル [水源] A-格納容器再循環サンプル [流路] A-安全注入ポンプ再循環サンプル側人口C/V外側隔離弁 [流路] ほう酸注入タンク [流路] 高圧再循環系 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器 [注水先] 非常用取水設備 [流路]	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																
	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																
	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																
	R/B 2-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">47</td><td>【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (運転停止中の場合、サポート 系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]</td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="7">47</td><td>【抑心注水 (高圧注水ポンプ) (油槽が心の原子炉格納容器下 部への漏下遮断及び防止、交流 動力電源及び原子炉補機冷却能 能が健全である場合)】 高圧注入ポンプ 燃料取扱用ピット [水源] はう盤注水タンク [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 高圧注入系 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水サービスタンク、原 子炉補機冷却海水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サービスタンク) 原子炉容器 [注水先]</td><td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> </tbody> </table>	開連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (運転停止中の場合、サポート 系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	47	【抑心注水 (高圧注水ポンプ) (油槽が心の原子炉格納容器下 部への漏下遮断及び防止、交流 動力電源及び原子炉補機冷却能 能が健全である場合)】 高圧注入ポンプ 燃料取扱用ピット [水源] はう盤注水タンク [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 高圧注入系 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水サービスタンク、原 子炉補機冷却海水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サービスタンク) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
開連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																		
47	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (運転停止中の場合、サポート 系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ 補助給水ピット [水源] 蒸気発生器 [注水先] 主蒸気管 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流 路] 主蒸気設備 配管・弁 [流路]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																		
47	【抑心注水 (高圧注水ポンプ) (油槽が心の原子炉格納容器下 部への漏下遮断及び防止、交流 動力電源及び原子炉補機冷却能 能が健全である場合)】 高圧注入ポンプ 燃料取扱用ピット [水源] はう盤注水タンク [流路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 高圧注入系 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水サービスタンク、原 子炉補機冷却海水冷却器並びに原 子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポン プ、加圧器、1次冷却材管、加 圧器サービスタンク) 原子炉容器 [注水先]	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																		
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																		

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td><td>【伊心注水（余熱除去ポンプ） （溶融伊心の原子炉格納容器下 部への落下・遮断及び防止、交換 動力電源及び原子炉補機冷却却機 能が健全である場合）】 燃料散替用水ピット【水源】 余熱除去冷却器【配管】 非常用伊心冷却却装置・配管・非 （既設） 余熱除去装置・配管・弁【流 路】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプタック、原 子炉補機冷却却水冷却器並びに原 子炉補機冷却却水設備・配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備・配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却却装置【流路】 (蒸気発生器、1次冷却却材ポン プ、加压器、1次冷却却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】</td><td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-00</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>主域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="7">47</td><td>【伊心注水（光てんポンプ）】 （溶融伊心の原子炉格納容器下 部への落下・遮断及び防止、交換 動力電源及び原子炉補機冷却却機 能が健全である場合） 光てんポンプ 燃料散替用水ピット【水源】 再生水交換器【流路】 非常用伊心冷却却装置・配管・弁 【既設】 化学体積制御設備・配管・弁 【既設】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプタック、原 子炉補機冷却却水冷却器並びに原 子炉補機冷却却水設備・配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備・配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却却装置【流路】 (蒸気発生器、1次冷却却材ポン プ、加压器、1次冷却却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】</td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【伊心注水（余熱除去ポンプ） （溶融伊心の原子炉格納容器下 部への落下・遮断及び防止、交換 動力電源及び原子炉補機冷却却機 能が健全である場合）】 燃料散替用水ピット【水源】 余熱除去冷却器【配管】 非常用伊心冷却却装置・配管・非 （既設） 余熱除去装置・配管・弁【流 路】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプタック、原 子炉補機冷却却水冷却器並びに原 子炉補機冷却却水設備・配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備・配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却却装置【流路】 (蒸気発生器、1次冷却却材ポン プ、加压器、1次冷却却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-00	煙感知器・熱感知器	主域ガス消火設備	47	【伊心注水（光てんポンプ）】 （溶融伊心の原子炉格納容器下 部への落下・遮断及び防止、交換 動力電源及び原子炉補機冷却却機 能が健全である場合） 光てんポンプ 燃料散替用水ピット【水源】 再生水交換器【流路】 非常用伊心冷却却装置・配管・弁 【既設】 化学体積制御設備・配管・弁 【既設】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプタック、原 子炉補機冷却却水冷却器並びに原 子炉補機冷却却水設備・配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備・配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却却装置【流路】 (蒸気発生器、1次冷却却材ポン プ、加压器、1次冷却却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																		
47	【伊心注水（余熱除去ポンプ） （溶融伊心の原子炉格納容器下 部への落下・遮断及び防止、交換 動力電源及び原子炉補機冷却却機 能が健全である場合）】 燃料散替用水ピット【水源】 余熱除去冷却器【配管】 非常用伊心冷却却装置・配管・非 （既設） 余熱除去装置・配管・弁【流 路】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプタック、原 子炉補機冷却却水冷却器並びに原 子炉補機冷却却水設備・配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備・配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却却装置【流路】 (蒸気発生器、1次冷却却材ポン プ、加压器、1次冷却却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)																																																			
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備																																																			
	A/B 3-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	A/B 3-00	煙感知器・熱感知器	主域ガス消火設備																																																			
47	【伊心注水（光てんポンプ）】 （溶融伊心の原子炉格納容器下 部への落下・遮断及び防止、交換 動力電源及び原子炉補機冷却却機 能が健全である場合） 光てんポンプ 燃料散替用水ピット【水源】 再生水交換器【流路】 非常用伊心冷却却装置・配管・弁 【既設】 化学体積制御設備・配管・弁 【既設】 原子炉補機冷却却設備 (原子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプ、原 子炉補機冷却却水ポンプタック、原 子炉補機冷却却水冷却器並びに原 子炉補機冷却却水設備・配管・弁 【流路】及び原子炉補機冷却却 水設備・配管・弁・ストレーナ 【流路】) 1次冷却却装置【流路】 (蒸気発生器、1次冷却却材ポン プ、加压器、1次冷却却材管、加 压器サージ管) 原子炉容器【注水先】	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																			
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォータースト (C/Vスプレイ設備)																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統構成】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">47</td><td>【代替炉心注水 (B一格納容器 スプレイポンプ) 〔溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遮延及び防止、交流 動力電源及びB原子炉被機冷却機能が健全である場合〕】 B一格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット【水槽】 B一格納容器スプレイ冷却却器 【流路】 非常用炉心冷却却設備 配管・井 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・井【流 路】</td><td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統構成】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備	47	【代替炉心注水 (B一格納容器 スプレイポンプ) 〔溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遮延及び防止、交流 動力電源及びB原子炉被機冷却機能が健全である場合〕】 B一格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット【水槽】 B一格納容器スプレイ冷却却器 【流路】 非常用炉心冷却却設備 配管・井 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・井【流 路】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統構成】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備																								
47	【代替炉心注水 (B一格納容器 スプレイポンプ) 〔溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遮延及び防止、交流 動力電源及びB原子炉被機冷却機能が健全である場合〕】 B一格納容器スプレイポンプ 燃料取扱用水ピット【水槽】 B一格納容器スプレイ冷却却器 【流路】 非常用炉心冷却却設備 配管・井 原子炉格納容器スプレイ設備及 び余熱除去設備 配管・井【流 路】	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																								
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																									
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																									
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																									
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																									
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																									

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th> <th>【系統構造】 主要設備</th> <th>火災区域又は 火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>I/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>I/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>I/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>47</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統構造】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備			I/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			I/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			I/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		47	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)			R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		<p>【大抵】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統構造】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																	
	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																		
	I/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
	I/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
	I/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
47	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																		
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																		
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">47</td><td>A/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【代替炉心注水（充てんポンプ（自己冷却）） (熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遮断及び防止・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)】 B-充てんポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 再生熱交換器【流路】 非常用炉心冷却設備【配管】 化学体積制御設備【配管】 原子炉補機冷却水設備【配管】 井【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水井】</p>	関連 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		<p>■大飯</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>■女川</p> <p>■設計の相違</p> <p>プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																	
47	A/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																		
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																		
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																		
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																		
	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																		
	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																		
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td><td></td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>消防器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table> <p>【代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）（代替電源） （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下・遮断及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時）】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水廻】 補助給水ピット【水廻】 非常用炉心冷却設備 配管・弁【流路】 補助給水設備 配管・弁【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁【流路】 1次冷却設備【流路】 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管) 原子炉容器【注水先】</p>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消防器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備	<p>■大飯</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>■女川</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																													
47		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備																																													
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消防器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																													
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備																																													
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">47</td><td>【余熱除去設備】 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 余熱除去設備・配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子 炉補機冷却海水ポンプ、原子 炉補機冷却海水ポンプ)</td><td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	47	【余熱除去設備】 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 余熱除去設備・配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子 炉補機冷却海水ポンプ、原子 炉補機冷却海水ポンプ)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																										
47	【余熱除去設備】 余熱除去ポンプ 余熱除去冷却器 余熱除去設備・配管・弁【流路】 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子 炉補機冷却海水ポンプ、原子 炉補機冷却海水ポンプ)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																										
	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																											
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																											
	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																												
C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																												
A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 全文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">48</td><td>【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (フロントライン系機能喪失 時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット(木戸) 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器[注水先] 主蒸気管[流路] 補助給水設備、配管・弁[流 路] 主蒸気設備、配管・弁[流路]</td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">48</td><td>【格納容器内自然対流冷却(C /V再循環ユニット:海水) (フロントライン系機能喪失 時)】 C、D-格納容器再循環ユニッ ト 原子炉補機冷却水設備、配管・ 弁[流路] 可搬型温度計測装置 原子炉格納容器 非常用取水設備[流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 全文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	48	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (フロントライン系機能喪失 時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット(木戸) 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器[注水先] 主蒸気管[流路] 補助給水設備、配管・弁[流 路] 主蒸気設備、配管・弁[流路]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	48	【格納容器内自然対流冷却(C /V再循環ユニット:海水) (フロントライン系機能喪失 時)】 C、D-格納容器再循環ユニッ ト 原子炉補機冷却水設備、配管・ 弁[流路] 可搬型温度計測装置 原子炉格納容器 非常用取水設備[流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	<p>■大飯</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>■女川</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 全文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																														
48	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (フロントライン系機能喪失 時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット(木戸) 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器[注水先] 主蒸気管[流路] 補助給水設備、配管・弁[流 路] 主蒸気設備、配管・弁[流路]	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																														
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																														
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																														
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																														
48	【格納容器内自然対流冷却(C /V再循環ユニット:海水) (フロントライン系機能喪失 時)】 C、D-格納容器再循環ユニッ ト 原子炉補機冷却水設備、配管・ 弁[流路] 可搬型温度計測装置 原子炉格納容器 非常用取水設備[流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																														
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>大災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48</td><td> 【代替補機冷却 (A-S I P (海水冷却)) (フロントライン系機能喪失 時)】 A-高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 幷【流路】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーニング室、取水 ピットポンプ室) </td><td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>48</td><td> 【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水頭】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・ 幷【流路】 主蒸気設備 配管・ 幷【流路】 </td><td> R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03 </td><td> 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 </td><td> 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 </td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	大災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	48	【代替補機冷却 (A-S I P (海水冷却)) (フロントライン系機能喪失 時)】 A-高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 幷【流路】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーニング室、取水 ピットポンプ室)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	48	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水頭】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・ 幷【流路】 主蒸気設備 配管・ 幷【流路】	R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	大災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備														
48	【代替補機冷却 (A-S I P (海水冷却)) (フロントライン系機能喪失 時)】 A-高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 幷【流路】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーニング室、取水 ピットポンプ室)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備														
48	【蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電 源) (サポート系機能喪失時)】 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ 補助給水ピット【水頭】 主蒸気逃がし弁 蒸気発生器【注水先】 主蒸気管【流路】 補助給水設備 配管・ 幷【流路】 主蒸気設備 配管・ 幷【流路】	R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48</td><td>【格納容器内自然対流冷却（海水） （サポート系機能喪失時）】 C、D—格納容器再循環ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁【流路】 可搬型温度計測装置（注2） 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>48</td><td>【代替補機冷却（高圧注入ポンプ（海水冷却）（代替電源）】 （サポート系機能喪失時）】 A—高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁【流路】 非常用取水設備【流路】 (野留堰、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	48	【格納容器内自然対流冷却（海水） （サポート系機能喪失時）】 C、D—格納容器再循環ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁【流路】 可搬型温度計測装置（注2） 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	48	【代替補機冷却（高圧注入ポンプ（海水冷却）（代替電源）】 （サポート系機能喪失時）】 A—高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁【流路】 非常用取水設備【流路】 (野留堰、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																														
48	【格納容器内自然対流冷却（海水） （サポート系機能喪失時）】 C、D—格納容器再循環ユニット 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁【流路】 可搬型温度計測装置（注2） 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																														
	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																															
	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																															
48	【代替補機冷却（高圧注入ポンプ（海水冷却）（代替電源）】 （サポート系機能喪失時）】 A—高圧注入ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁【流路】 非常用取水設備【流路】 (野留堰、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																														
	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																															
	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48</td><td>【原子炉補機冷却設備】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁・サージタンク【流路】 原子炉補機冷却海水設備 配 管・弁・ストレーナ【流路】 原子炉補機冷却水冷却器</td><td>R/B 2-01 R/B 2-02 R/B 8-02 CWP/B 1-01 CWP/B 1-02-1 CWP/B 1-02-2</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備	48	【原子炉補機冷却設備】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁・サージタンク【流路】 原子炉補機冷却海水設備 配 管・弁・ストレーナ【流路】 原子炉補機冷却水冷却器	R/B 2-01 R/B 2-02 R/B 8-02 CWP/B 1-01 CWP/B 1-02-1 CWP/B 1-02-2	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備									
48	【原子炉補機冷却設備】 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁・サージタンク【流路】 原子炉補機冷却海水設備 配 管・弁・ストレーナ【流路】 原子炉補機冷却水冷却器	R/B 2-01 R/B 2-02 R/B 8-02 CWP/B 1-01 CWP/B 1-02-1 CWP/B 1-02-2	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td><td> <p>【格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水） (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系機能失却時)】 C, D-格納容器再灌漿ユニット C, D-原子炉補機冷却水ポンプ C, D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サーボタンク C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ【流路】 C, D-原子炉補機冷却水冷却海水入口ストレーナ【流路】 原子炉補機冷却水設備 配管・ 节【流路】 原子炉補機冷却海水設備 配 管・节【流路】 可搬型温度計測装置(注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン等、取水 ビットポンプ室) 原子炉補機冷却水サーボタンク 加圧用可搬型空氣ガスピンベ ホース・弁【流路】</p> </td><td>C/V 3-01 R/B 2-01 R/B 2-02 CWP/B 1-02-2 R/B 8-01</td><td> <p>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p> </td><td> <p>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p> </td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	49	<p>【格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水） (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系機能失却時)】 C, D-格納容器再灌漿ユニット C, D-原子炉補機冷却水ポンプ C, D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サーボタンク C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ【流路】 C, D-原子炉補機冷却水冷却海水入口ストレーナ【流路】 原子炉補機冷却水設備 配管・ 节【流路】 原子炉補機冷却海水設備 配 管・节【流路】 可搬型温度計測装置(注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン等、取水 ビットポンプ室) 原子炉補機冷却水サーボタンク 加圧用可搬型空氣ガスピンベ ホース・弁【流路】</p>	C/V 3-01 R/B 2-01 R/B 2-02 CWP/B 1-02-2 R/B 8-01	<p>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p>	<p>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備									
49	<p>【格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水） (炉心の著しい損傷防止、フロントライン系機能失却時)】 C, D-格納容器再灌漿ユニット C, D-原子炉補機冷却水ポンプ C, D-原子炉補機冷却水冷却器 原子炉補機冷却水サーボタンク C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ【流路】 C, D-原子炉補機冷却水冷却海水入口ストレーナ【流路】 原子炉補機冷却水設備 配管・ 节【流路】 原子炉補機冷却海水設備 配 管・节【流路】 可搬型温度計測装置(注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ビットスクリーン等、取水 ビットポンプ室) 原子炉補機冷却水サーボタンク 加圧用可搬型空氣ガスピンベ ホース・弁【流路】</p>	C/V 3-01 R/B 2-01 R/B 2-02 CWP/B 1-02-2 R/B 8-01	<p>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</p> <p>煙感知器・熱感知器</p>	<p>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p> <p>全域ガス消火設備</p>									

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r. 4. 0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区域番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">49</td><td rowspan="9"> <p>【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ） (炉心の著しい損傷防止、プロ ントライ・系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】</p> <p>非常用炉心冷却設備 配管、非 補助給水設備 配管、弁【流 路】</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 【流路】</p> <p>原子炉格納容器【注水口】</p> </td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区域番号	感知設備	消火設備	49	<p>【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ） (炉心の著しい損傷防止、プロ ントライ・系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】</p> <p>非常用炉心冷却設備 配管、非 補助給水設備 配管、弁【流 路】</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 【流路】</p> <p>原子炉格納容器【注水口】</p>	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区域番号	感知設備	消火設備																																	
49	<p>【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ） (炉心の著しい損傷防止、プロ ントライ・系機能喪失時)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】</p> <p>非常用炉心冷却設備 配管、非 補助給水設備 配管、弁【流 路】</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 【流路】</p> <p>原子炉格納容器【注水口】</p>	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																	
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																	
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																	
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																	
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																	
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																	
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																	
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																	
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td><td>【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ）（代 替電源） 〔炉心の著しい損傷防止、サ ポート系機能喪失時〕 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 補助給水ピット〔水源〕 非常用給水冷却設備 配管・非 〔流路〕 補助給水設備 配管・非〔流 路〕 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・非 〔流路〕 原子炉格納容器〔注水先〕</td><td>R/B 3-08-1 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備) 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備	49	【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ）（代 替電源） 〔炉心の著しい損傷防止、サ ポート系機能喪失時〕 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 補助給水ピット〔水源〕 非常用給水冷却設備 配管・非 〔流路〕 補助給水設備 配管・非〔流 路〕 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・非 〔流路〕 原子炉格納容器〔注水先〕	R/B 3-08-1 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備) 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備									
49	【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ）（代 替電源） 〔炉心の著しい損傷防止、サ ポート系機能喪失時〕 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 補助給水ピット〔水源〕 非常用給水冷却設備 配管・非 〔流路〕 補助給水設備 配管・非〔流 路〕 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・非 〔流路〕 原子炉格納容器〔注水先〕	R/B 3-08-1 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 消火器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備) 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備 全城ガス消防設備									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td><td> <p>【格納容器内自然対流冷却（海水） (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)】 C、D一格納容器再循環ユニット</p> <p>原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁〔流路〕 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備〔流路〕 (貯留槽、取水口、取水路、取水 ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</p> </td><td>C/V 3-01 R/B 2-01 R/B 2-02</td><td> 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 </td><td> 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 </td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	49	<p>【格納容器内自然対流冷却（海水） (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)】 C、D一格納容器再循環ユニット</p> <p>原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁〔流路〕 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備〔流路〕 (貯留槽、取水口、取水路、取水 ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</p>	C/V 3-01 R/B 2-01 R/B 2-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備									
49	<p>【格納容器内自然対流冷却（海水） (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)】 C、D一格納容器再循環ユニット</p> <p>原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁〔流路〕 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備〔流路〕 (貯留槽、取水口、取水路、取水 ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</p>	C/V 3-01 R/B 2-01 R/B 2-02	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 全文</th><th>【系統構成】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>49</td><td> <p>【格納容器内自然対流冷却 (原子炉建機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)】 C, D-格納容器再循環ユニット C, D-原子炉建機冷却水ポンプ C, D-原子炉建機冷却水冷却器 原子炉建機冷却水サービタンク C, D-原子炉建機冷却海水ポンプ C, D-原子炉建機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路] C, D-原子炉建機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路] 原子炉建機冷却水設備 配管・井 [流路] 原子炉建機冷却海水設備 配管・井 [流路] 可燃型温度計測装置 (法2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室) 原子炉建機冷却水サービタンク 加圧用可燃型蓄湯ガスポンベ ホース・井 [流路]</p> </td><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-02</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>CWP/B 1-02-2</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 8-01</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 全文	【系統構成】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備		C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	49	<p>【格納容器内自然対流冷却 (原子炉建機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)】 C, D-格納容器再循環ユニット C, D-原子炉建機冷却水ポンプ C, D-原子炉建機冷却水冷却器 原子炉建機冷却水サービタンク C, D-原子炉建機冷却海水ポンプ C, D-原子炉建機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路] C, D-原子炉建機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路] 原子炉建機冷却水設備 配管・井 [流路] 原子炉建機冷却海水設備 配管・井 [流路] 可燃型温度計測装置 (法2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室) 原子炉建機冷却水サービタンク 加圧用可燃型蓄湯ガスポンベ ホース・井 [流路]</p>	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 2-02		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		CWP/B 1-02-2		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消火設備		R/B 8-01		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
開港 全文	【系統構成】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																													
	C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																													
49	<p>【格納容器内自然対流冷却 (原子炉建機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)】 C, D-格納容器再循環ユニット C, D-原子炉建機冷却水ポンプ C, D-原子炉建機冷却水冷却器 原子炉建機冷却水サービタンク C, D-原子炉建機冷却海水ポンプ C, D-原子炉建機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路] C, D-原子炉建機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路] 原子炉建機冷却水設備 配管・井 [流路] 原子炉建機冷却海水設備 配管・井 [流路] 可燃型温度計測装置 (法2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室) 原子炉建機冷却水サービタンク 加圧用可燃型蓄湯ガスポンベ ホース・井 [流路]</p>	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													
	R/B 2-02		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													
	CWP/B 1-02-2		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全城ガス消火設備																													
	R/B 8-01		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">49</td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器</td><td>消防器又は消防栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	49	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器	全城ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器	消防器又は消防栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器	全城ガス消火設備		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																									
49	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器	全城ガス消火設備																																										
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																										
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																										
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																										
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器	消防器又は消防栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																										
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																										
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																										
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																										
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・汎感知器	全城ガス消火設備																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
		<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">問進 条文</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【系統機能】 主要設備</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">火災区域又は 火災区画番号</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">感知設備</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">消防設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center;">49</td> <td>R/B 3-08-1</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>C/V 3-01</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消防器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-04</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-05</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 5-03</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">49</td> <td>C/V 3-01</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td>消防器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R/B 2-01</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R/B 2-02</td> <td></td> <td>煙感知器・熱感知器</td> <td>全城ガス消火設備</td> </tr> </table>	問進 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備	49	R/B 3-08-1		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-01-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-7		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)	R/B 3-04		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-05		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 3-03-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 5-03		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	49	C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)		R/B 2-01		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 2-02		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
問進 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備																																																												
49	R/B 3-08-1		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																												
	A/B 3-01-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
	R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
	A/B 4-01-7		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
	C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																												
	R/B 3-04		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
	R/B 3-05		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
	R/B 3-03-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
	R/B 5-03		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																												
	R/B 4-02-1		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
49	C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消防器又は消火栓 ウォーターミスト (C/Vスプレイ設備)																																																												
	R/B 2-01		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												
	R/B 2-02		煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																												

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対第一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		<p style="text-align: center;">■【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p style="text-align: center;">■【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>																																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">開連 条文</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">【系統機能】 主要設備</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">火災区域又は 火災区域番号</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">感知設備</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">消火設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">49</td> <td style="padding: 5px;">【格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環】 格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイ冷却器 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 燃料取替用水ピット〔水源〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 格納容器再循環サンプル〔水源〕 格納容器再循環サンプルクリー ン 原子炉過熱冷却設備 (原子炉過熱冷却水ポンプ、原 子炉過熱冷却海水ポンプ、原 子炉過熱冷却水サージタンク、原 子炉過熱冷却水冷却器並びに原 子炉過熱冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉過熱冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td style="padding: 5px;">A/B 1-03</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">A/B 1-04</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">A/B 2-02</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">A/B 3-01-1</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">R/B 4-02-1</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">A/B 4-01-7</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">C/V 3-01</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="padding: 5px;">消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">50</td> <td style="padding: 5px;">【格納容器スプレイ (格納容器 スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉過熱 冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 格納容器スプレイ冷却器〔流 路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉過熱冷却設備 (原子炉過熱冷却水ポンプ、原 子炉過熱冷却海水ポンプ、原 子炉過熱冷却水サージタンク、原 子炉過熱冷却水冷却器並びに原 子炉過熱冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉過熱冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td style="padding: 5px;">A/B 1-03</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">A/B 1-04</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">A/B 3-01-1</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">R/B 4-02-1</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">A/B 4-01-7</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器</td> <td style="padding: 5px;">全城ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">C/V 3-01</td> <td style="padding: 5px;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="padding: 5px;">消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> </table>	開連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区域番号	感知設備	消火設備	49	【格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環】 格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイ冷却器 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 燃料取替用水ピット〔水源〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 格納容器再循環サンプル〔水源〕 格納容器再循環サンプルクリー ン 原子炉過熱冷却設備 (原子炉過熱冷却水ポンプ、原 子炉過熱冷却海水ポンプ、原 子炉過熱冷却水サージタンク、原 子炉過熱冷却水冷却器並びに原 子炉過熱冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉過熱冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器〔注水先〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	50	【格納容器スプレイ (格納容器 スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉過熱 冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 格納容器スプレイ冷却器〔流 路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉過熱冷却設備 (原子炉過熱冷却水ポンプ、原 子炉過熱冷却海水ポンプ、原 子炉過熱冷却水サージタンク、原 子炉過熱冷却水冷却器並びに原 子炉過熱冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉過熱冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器〔注水先〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)
開連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区域番号	感知設備	消火設備																																																			
49	【格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環】 格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイ冷却器 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 燃料取替用水ピット〔水源〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 格納容器再循環サンプル〔水源〕 格納容器再循環サンプルクリー ン 原子炉過熱冷却設備 (原子炉過熱冷却水ポンプ、原 子炉過熱冷却海水ポンプ、原 子炉過熱冷却水サージタンク、原 子炉過熱冷却水冷却器並びに原 子炉過熱冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉過熱冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器〔注水先〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																			
	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																				
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																				
	50	【格納容器スプレイ (格納容器 スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉過熱 冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 格納容器スプレイ冷却器〔流 路〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉過熱冷却設備 (原子炉過熱冷却水ポンプ、原 子炉過熱冷却海水ポンプ、原 子炉過熱冷却水サージタンク、原 子炉過熱冷却水冷却器並びに原 子炉過熱冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉過熱冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器〔注水先〕	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																		
	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																				
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一覧）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-01</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>50</td><td>R/B 2-02</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>CWP/B 1-02-2</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 8-01</td><td></td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備		C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		R/B 2-01		煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	50	R/B 2-02		煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		CWP/B 1-02-2		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		R/B 8-01		煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																													
	C/V 3-01		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																													
	R/B 2-01		煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																													
50	R/B 2-02		煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																													
	CWP/B 1-02-2		煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																													
	R/B 8-01		煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>50</td><td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【代替格納容器スプレイ（代替格納容器スプレイポンプ） (交流動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合)】 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット【水源】 補助給水ピット【水源】 非常用炉心冷却設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 【流路】 原子炉格納容器【往水先】</p>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		50	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)			R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																	
	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																		
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																		
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																		
50	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																		
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																		
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																		
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																		
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																		
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機器】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">50</td><td>【格納容器内自然対流冷却（海水） (全交換動力電源又は原子炉補 機冷却機能喪失時)】 C. D-格納容器再循環ユニット</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備	50	【格納容器内自然対流冷却（海水） (全交換動力電源又は原子炉補 機冷却機能喪失時)】 C. D-格納容器再循環ユニット	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備																																																					
50	【格納容器内自然対流冷却（海水） (全交換動力電源又は原子炉補 機冷却機能喪失時)】 C. D-格納容器再循環ユニット	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																					
	原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路] 可搬型温度計測装置 (注2) 原子炉格納容器 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																					
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																					
		R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																																																					
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																					
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																					
		A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																					
		C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																					
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																					
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																					
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																																						
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消防設備																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51</td><td>【格納容器スプレイ（格納容器 スプレイポンプ） (交換動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピッカ [水路] 格納容器スプレイ冷却路 [流 路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水サービスタンク、原 子炉補機冷却海水冷却器並びに原 子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器 [注水先]</td><td>A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	51	【格納容器スプレイ（格納容器 スプレイポンプ） (交換動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピッカ [水路] 格納容器スプレイ冷却路 [流 路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水サービスタンク、原 子炉補機冷却海水冷却器並びに原 子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器 [注水先]	A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備									
51	【格納容器スプレイ（格納容器 スプレイポンプ） (交換動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合)】 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピッカ [水路] 格納容器スプレイ冷却路 [流 路] 非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路] 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路] 原子炉補機冷却水ポンプ、原 子炉補機冷却海水ポンプ、原 子炉補機冷却海水サービスタンク、原 子炉補機冷却海水冷却器並びに原 子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海 水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]) 原子炉格納容器 [注水先]	A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 2-02 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 全城ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>間連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51</td><td>【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ） (交流動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合) 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 補助給水ピット〔水源〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流 路〕 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 〔流路〕 原子炉格納容器〔注水先〕</td><td>A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓 又は ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	間連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備	51	【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ） (交流動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合) 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 補助給水ピット〔水源〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流 路〕 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 〔流路〕 原子炉格納容器〔注水先〕	A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓 又は ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
間連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備									
51	【代替格納容器スプレイ（代替 格納容器スプレイポンプ） (交流動力電源及び原子炉補機 冷却機能が健全である場合) 代替格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水ピット〔水源〕 補助給水ピット〔水源〕 非常用炉心冷却設備 配管・弁 〔流路〕 補助給水設備 配管・弁〔流 路〕 原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 〔流路〕 原子炉格納容器〔注水先〕	A/B 1-03 A/B 1-04 A/B 3-01-1 R/B 4-02-1 A/B 4-01-7 C/V 3-01 R/B 3-04 R/B 3-05 R/B 3-03-1 R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓 又は ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は 火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>A/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td>51</td><td>A/B 4-01-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備		A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		51	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)			R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																																						
	A/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	A/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
51	A/B 4-01-7	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																																							
	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																																							
	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51</td><td> 【溶融炉心の落下遮延・防止】 売心注水（高圧注入ポンプ） 売心注水（余熱除去ポンプ） 売心注水（充てんポンプ） 代替炉心注水（B一格納容器ス プレイポンプ） 代替炉心注水（代替格納容器ス プレイポンプ） 代替炉心注水（B一充てんポン プ） </td><td></td><td></td><td>47条に記載</td></tr> <tr> <td>52</td><td> 【水素濃度低減（原子炉格納容 器内水素処理装置）】 原子炉格納容器内水素処理装置 原子炉格納容器内水素処理装置 温度 原子炉格納容器 </td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>52</td><td> 【水素濃度低減（格納容器水素 イグナイタ）】 格納容器水素イグナイタ 格納容器水素イグナイタ 温度 原子炉格納容器 </td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	51	【溶融炉心の落下遮延・防止】 売心注水（高圧注入ポンプ） 売心注水（余熱除去ポンプ） 売心注水（充てんポンプ） 代替炉心注水（B一格納容器ス プレイポンプ） 代替炉心注水（代替格納容器ス プレイポンプ） 代替炉心注水（B一充てんポン プ）			47条に記載	52	【水素濃度低減（原子炉格納容 器内水素処理装置）】 原子炉格納容器内水素処理装置 原子炉格納容器内水素処理装置 温度 原子炉格納容器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	52	【水素濃度低減（格納容器水素 イグナイタ）】 格納容器水素イグナイタ 格納容器水素イグナイタ 温度 原子炉格納容器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																			
51	【溶融炉心の落下遮延・防止】 売心注水（高圧注入ポンプ） 売心注水（余熱除去ポンプ） 売心注水（充てんポンプ） 代替炉心注水（B一格納容器ス プレイポンプ） 代替炉心注水（代替格納容器ス プレイポンプ） 代替炉心注水（B一充てんポン プ）			47条に記載																			
52	【水素濃度低減（原子炉格納容 器内水素処理装置）】 原子炉格納容器内水素処理装置 原子炉格納容器内水素処理装置 温度 原子炉格納容器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																			
52	【水素濃度低減（格納容器水素 イグナイタ）】 格納容器水素イグナイタ 格納容器水素イグナイタ 温度 原子炉格納容器	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52</td><td> <p>【水素濃度監視】 格納容器空気ガス試料採取設備 格納容器空気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補助冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測 ユニット 可搬型ガスサンプリング用冷 却装置 可搬型代替ガスサンプリング圧 縮装置 格納容器空気サンブルライン網 離弁操作用可搬型空素ガスボン ベ</p> </td><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 5-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>53</td><td> <p>【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流水電源が 健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニ ット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配 管・弁・ダンバ〔流路〕</p> </td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 7-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	52	<p>【水素濃度監視】 格納容器空気ガス試料採取設備 格納容器空気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補助冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測 ユニット 可搬型ガスサンプリング用冷 却装置 可搬型代替ガスサンプリング圧 縮装置 格納容器空気サンブルライン網 離弁操作用可搬型空素ガスボン ベ</p>	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	53	<p>【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流水電源が 健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニ ット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配 管・弁・ダンバ〔流路〕</p>	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																										
52	<p>【水素濃度監視】 格納容器空気ガス試料採取設備 格納容器空気ガス試料採取設備 配管・弁〔流路〕 原子炉補助冷却水設備 配管・弁〔流路〕 非常用取水設備〔流路〕 (貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室) 可搬型格納容器内水素濃度計測 ユニット 可搬型ガスサンプリング用冷 却装置 可搬型代替ガスサンプリング圧 縮装置 格納容器空気サンブルライン網 離弁操作用可搬型空素ガスボン ベ</p>	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																										
	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											
53	<p>【アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流水電源が 健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニ ット 排気筒〔流路〕 アニュラス空気浄化設備 配 管・弁・ダンバ〔流路〕</p>	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																										
	R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53</td><td> <p>【アニュラス空気浄化設備による水素排出（全文流動力電源又は直波電源が喪失した場合）】 B-アニュラス空気浄化ファン B-アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒【流路】 アニュラス空気浄化設備・配管・弁・ダンバ【流路】 アニュラス全量排気弁操作用可燃型蓄素ガスボンベ ホース・弁【流路】</p> </td><td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>R/B 7-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>R/B 7-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>53</td><td> <p>【水素濃度監視】 試料採取設備・配管・弁【流路】 可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット ホース・弁【流路】</p> </td><td>R/B 5-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>54</td><td> <p>【使用済燃料ビットへの注水】 使用済燃料ビット（サイフォン防止機能を含む。）【注水先】 非常用取水設備【流路】 （貯留槽、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室）</p> </td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td></tr> <tr> <td>54</td><td> <p>【使用済燃料ビットへのスプレー】 使用済燃料ビット【注水先】 非常用取水設備【流路】 （貯留槽、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室）</p> </td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	53	<p>【アニュラス空気浄化設備による水素排出（全文流動力電源又は直波電源が喪失した場合）】 B-アニュラス空気浄化ファン B-アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒【流路】 アニュラス空気浄化設備・配管・弁・ダンバ【流路】 アニュラス全量排気弁操作用可燃型蓄素ガスボンベ ホース・弁【流路】</p>	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 7-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	53	<p>【水素濃度監視】 試料採取設備・配管・弁【流路】 可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット ホース・弁【流路】</p>	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	54	<p>【使用済燃料ビットへの注水】 使用済燃料ビット（サイフォン防止機能を含む。）【注水先】 非常用取水設備【流路】 （貯留槽、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室）</p>		不燃材のため追加対策不要	54	<p>【使用済燃料ビットへのスプレー】 使用済燃料ビット【注水先】 非常用取水設備【流路】 （貯留槽、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室）</p>		不燃材のため追加対策不要	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び系統構成の相違による火災防護対策の相違
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																
53	<p>【アニュラス空気浄化設備による水素排出（全文流動力電源又は直波電源が喪失した場合）】 B-アニュラス空気浄化ファン B-アニュラス空気浄化フィルタユニット 排気筒【流路】 アニュラス空気浄化設備・配管・弁・ダンバ【流路】 アニュラス全量排気弁操作用可燃型蓄素ガスボンベ ホース・弁【流路】</p>	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																
		R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																
		R/B 7-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																
53	<p>【水素濃度監視】 試料採取設備・配管・弁【流路】 可燃型アニュラス水素濃度計測ユニット ホース・弁【流路】</p>	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																
54	<p>【使用済燃料ビットへの注水】 使用済燃料ビット（サイフォン防止機能を含む。）【注水先】 非常用取水設備【流路】 （貯留槽、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室）</p>		不燃材のため追加対策不要																																	
54	<p>【使用済燃料ビットへのスプレー】 使用済燃料ビット【注水先】 非常用取水設備【流路】 （貯留槽、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室）</p>		不燃材のため追加対策不要																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54</td><td>【使用済燃料ピットの監視】 使用済燃料ピット水位 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット温度 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置 (注4) を含む。) 使用済燃料ピット水位 (可搬 型) 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ</td><td>R/B 4-02-3 R/B 6-02 A/B 6-01 R/B 4-02-7</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 消火器又は消火栓 全域ガス消火設備 消火器又は消火栓</td></tr> <tr> <td>55</td><td>【大気への拡散抑制 (伊心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td></td><td>その他の設備に記載</td></tr> <tr> <td>55</td><td>【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td></td><td>その他の設備に記載</td></tr> <tr> <td>55</td><td>【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td></td><td>その他の設備に記載</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	54	【使用済燃料ピットの監視】 使用済燃料ピット水位 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット温度 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置 (注4) を含む。) 使用済燃料ピット水位 (可搬 型) 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	R/B 4-02-3 R/B 6-02 A/B 6-01 R/B 4-02-7	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 消火器又は消火栓 全域ガス消火設備 消火器又は消火栓	55	【大気への拡散抑制 (伊心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載	55	【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載	55	【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																					
54	【使用済燃料ピットの監視】 使用済燃料ピット水位 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット温度 (AM用) (※3) 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置 (注4) を含む。) 使用済燃料ピット水位 (可搬 型) 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	R/B 4-02-3 R/B 6-02 A/B 6-01 R/B 4-02-7	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 消火器又は消火栓 全域ガス消火設備 消火器又は消火栓																					
55	【大気への拡散抑制 (伊心の著しい損傷及び原子炉 格納容器の破損時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載																						
55	【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載																						
55	【大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等 の著しい損傷時)】 非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td><td>【航空機燃料火災への 消防】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td></td><td>その他の設備に記載</td><td></td></tr> <tr> <td>56</td><td>【重大事故等収束のための水循 環水源としては海水も使用可能】 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 代替給水ピット 2台系統水タンク ろ過水タンク 原水槽 はう離タンク</td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="7">56</td><td rowspan="7">【水の供給】 燃料取替用水設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁【流 路】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォーターストーム (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>A/B 3-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 3-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	55	【航空機燃料火災への 消防】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載		56	【重大事故等収束のための水循 環水源としては海水も使用可能】 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 代替給水ピット 2台系統水タンク ろ過水タンク 原水槽 はう離タンク		不燃材のため追加対策不要		56	【水の供給】 燃料取替用水設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁【流 路】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	消火器又は消火栓 ウォーターストーム (C/Vスプレイ設備)	A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																					
55	【航空機燃料火災への 消防】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)		その他の設備に記載																																						
56	【重大事故等収束のための水循 環水源としては海水も使用可能】 燃料取替用水ピット 補助給水ピット 代替給水ピット 2台系統水タンク ろ過水タンク 原水槽 はう離タンク		不燃材のため追加対策不要																																						
56	【水の供給】 燃料取替用水設備 配管・弁 【流路】 補助給水設備 配管・弁【流 路】 非常用取水設備【流路】 (貯留槽、取水口、取水路、取 水ピットスクリーン室、取水 ピットポンプ室)	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	消火器又は消火栓 ウォーターストーム (C/Vスプレイ設備)																																					
		A/B 3-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																					
		A/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	全域ガス消火設備																																					
		R/B 3-03-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																					
		R/B 3-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																					
		R/B 3-05	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																					
		R/B 5-03	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・光感知器	全域ガス消火設備																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th> <th>【系統機能】 主要設備</th> <th>火災区域又は 火災区画番号</th> <th>感知設備</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>【常設代替交流電源設備による 給電】 代替非常用発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁【燃料流路】 代替非常用発電機～非常用高圧 母線（6-A）及び非常用高圧 母線（6-B）電路【電路】</td> <td> 0/B 1-05 0/B 1-01 0/B 1-02 DG/B 2-01 DG/B 2-02 A/B 6-01 A/B-D A/B 5-01 A/B 2-01-2 A/B 3-08 A/B 3-09 </td> <td> 热感知カメラ・炎感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 热感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 </td> <td> 消火器又は移動式消火 設備 消火器 消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 </td> </tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【常設代替交流電源設備による 給電】 代替非常用発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁【燃料流路】 代替非常用発電機～非常用高圧 母線（6-A）及び非常用高圧 母線（6-B）電路【電路】	0/B 1-05 0/B 1-01 0/B 1-02 DG/B 2-01 DG/B 2-02 A/B 6-01 A/B-D A/B 5-01 A/B 2-01-2 A/B 3-08 A/B 3-09	热感知カメラ・炎感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 热感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器	消火器又は移動式消火 設備 消火器 消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備									
57	【常設代替交流電源設備による 給電】 代替非常用発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁【燃料流路】 代替非常用発電機～非常用高圧 母線（6-A）及び非常用高圧 母線（6-B）電路【電路】	0/B 1-05 0/B 1-01 0/B 1-02 DG/B 2-01 DG/B 2-02 A/B 6-01 A/B-D A/B 5-01 A/B 2-01-2 A/B 3-08 A/B 3-09	热感知カメラ・炎感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 热感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器 烟感知器・热感知器	消火器又は移動式消火 設備 消火器 消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td><td>【可搬型代替交流電源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統・配管・弁【燃料流路】 可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路【電路】 可搬型直流変換器 可搬型直流変換器後蓄電池接続盤電路【電路】</td><td>0/B 1-01 0/B 1-02 DG/B 2-01 DG/B 2-02 A/B 3-08 A/B 3-09 A/B 6-01 A/B-D A/B 5-01 A/B 2-01-2 R/B 4-02-7 R/B 5-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器又は 熱感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器又は 熱感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・炎感知器又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>消火器 消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【可搬型代替交流電源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統・配管・弁【燃料流路】 可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路【電路】 可搬型直流変換器 可搬型直流変換器後蓄電池接続盤電路【電路】	0/B 1-01 0/B 1-02 DG/B 2-01 DG/B 2-02 A/B 3-08 A/B 3-09 A/B 6-01 A/B-D A/B 5-01 A/B 2-01-2 R/B 4-02-7 R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器又は 熱感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器又は 熱感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・炎感知器又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器 消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備									
57	【可搬型代替交流電源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統・配管・弁【燃料流路】 可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路【電路】 可搬型直流変換器 可搬型直流変換器後蓄電池接続盤電路【電路】	0/B 1-01 0/B 1-02 DG/B 2-01 DG/B 2-02 A/B 3-08 A/B 3-09 A/B 6-01 A/B-D A/B 5-01 A/B 2-01-2 R/B 4-02-7 R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器又は 熱感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器又は 煙感知器・炎感知器又は 熱感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・炎感知器又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器 消火器 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 消火栓又は消火栓 全域ガス消火設備									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">57</td><td rowspan="5"> 【所内常設蓄電式直流水源設備による給電】 蓄電池（非常用） 後備蓄電池（非常用）（A－蓄電池）～A－直流水母線電路〔電路〕 蓄電池（非常用）（B－蓄電池）～B－直流水母線電路〔電路〕 後備蓄電池～B－直流水母線電路〔電路〕 </td><td>A/B 3-10</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-11</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-13</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-08</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-09</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="4">57</td><td rowspan="4"> 【可搬型代替直流水源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水泵装置電路〔電路〕 後備蓄電池接続盤～A－直流水母線電路〔電路〕 後備蓄電池接続盤～B－直流水母線電路〔電路〕 </td><td>0/B 1-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>0/B 1-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>A/B 3-08</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 3-09</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【所内常設蓄電式直流水源設備による給電】 蓄電池（非常用） 後備蓄電池（非常用）（A－蓄電池）～A－直流水母線電路〔電路〕 蓄電池（非常用）（B－蓄電池）～B－直流水母線電路〔電路〕 後備蓄電池～B－直流水母線電路〔電路〕	A/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-13	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	57	【可搬型代替直流水源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水泵装置電路〔電路〕 後備蓄電池接続盤～A－直流水母線電路〔電路〕 後備蓄電池接続盤～B－直流水母線電路〔電路〕	0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器	0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器	A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																			
57	【所内常設蓄電式直流水源設備による給電】 蓄電池（非常用） 後備蓄電池（非常用）（A－蓄電池）～A－直流水母線電路〔電路〕 蓄電池（非常用）（B－蓄電池）～B－直流水母線電路〔電路〕 後備蓄電池～B－直流水母線電路〔電路〕	A/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-13	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
57	【可搬型代替直流水源設備による給電】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型直流水源接続盤～可搬型直流水泵装置電路〔電路〕 後備蓄電池接続盤～A－直流水母線電路〔電路〕 後備蓄電池接続盤～B－直流水母線電路〔電路〕	0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																			
		0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																			
		A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			
		A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">57</td><td rowspan="7"> 【代替所内電気設備による給電】 代替非常用発電機 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替格納容器スプレイポンプ変圧器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替所内電気設備分電盤 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備分電盤 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 【燃料補給設備】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路] </td><td>O/B 1-05</td><td>熱感知カメラ・火感知器</td><td>消火器又は移動式消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-3</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 5-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>O/B 1-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>O/B 1-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>A/B-D</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>O/B 1-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td></td><td>O/B 1-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td></td><td>DG/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器 又は 熱感知器・火感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td></td><td>DG/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器 又は 熱感知器・火感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	57	【代替所内電気設備による給電】 代替非常用発電機 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替格納容器スプレイポンプ変圧器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替所内電気設備分電盤 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備分電盤 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 【燃料補給設備】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]	O/B 1-05	熱感知カメラ・火感知器	消火器又は移動式消火設備	A/B 4-01-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	A/B 5-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備	O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器	O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器	A/B-D	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備		O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器		O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器		DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器 又は 熱感知器・火感知器	全域ガス消火設備		DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器 又は 熱感知器・火感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																											
57	【代替所内電気設備による給電】 代替非常用発電機 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替格納容器スプレイポンプ変圧器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替所内電気設備分電盤 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備分電盤 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器 【燃料補給設備】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]	O/B 1-05	熱感知カメラ・火感知器	消火器又は移動式消火設備																																											
		A/B 4-01-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																											
		A/B 4-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																											
		A/B 5-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器	全域ガス消火設備																																											
		O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																											
		O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																											
		A/B-D	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																											
	O/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																												
	O/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																												
	DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器 又は 熱感知器・火感知器	全域ガス消火設備																																												
	DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・火感知器 又は 熱感知器・火感知器	全域ガス消火設備																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連全文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>DG/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>DG/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>0/B 1-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>0/B 1-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 4-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-10</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-11</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 3-08-1</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-01-2</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-01-4</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 2-05-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-07-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-08</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 3-09</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">57</p> <p>【非常用交流電源設備】 ディーゼル発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁〔燃料路〕 ディーゼル発電機～非常用高圧母線、(6-A) 及び非常用高圧母線、(6-B) 電路〔電路〕 原子炉補機冷却海水ポンプ、 原子炉補機冷却海水設備、配管・弁・ストレーナ〔流路〕</p>	関連全文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備		DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器			0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器			R/B 4-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 4-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備			R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-01-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 2-05-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備			A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連全文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																																																																																				
	DG/B 2-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	DG/B 2-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 又は 熱感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	0/B 1-01	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																					
	0/B 1-02	煙感知器・熱感知器	消火器																																																																																					
	R/B 4-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	R/B 4-05	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	R/B 3-10	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	R/B 3-11	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	A/B 2-01-4	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	A/B 2-05-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	A/B 3-07-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	A/B 3-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					
	A/B 3-09	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58</td><td>【温度計測 (原子炉容器内の温度)】 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)</td><td>C/Y 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【圧力計測 (原子炉容器内の圧力)】 1次冷却材圧力 (広域)</td><td>C/Y 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【水位計測 (原子炉容器内の水位)】 加圧蓄水位 原子炉容器水位</td><td>C/Y 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)】 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)</td><td>R/B 5-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)】 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (アニュラス水素濃度 (可搬型))</td><td>R/B 5-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【注水量計測 (原子炉容器への注水量)】 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイポンプ出 口積算流量 B-格納容器スプレイ冷却器出 口積算流量 (AM用)</td><td>A/B 3-07-1 A/B 2-01-2</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備 全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)】 代替格納容器スプレイポンプ出 口積算流量 B-格納容器スプレイ冷却器出 口積算流量 (AM用) 高圧注入流量 低圧注入流量</td><td>A/B 3-07-1 A/B 2-01-2</td><td>煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消防設備 全城ガス消防設備</td></tr> <tr> <td></td><td>【温度計測 (原子炉格納容器内の温度)】 格納容器内温度</td><td>C/Y 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備	58	【温度計測 (原子炉容器内の温度)】 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)	58	【圧力計測 (原子炉容器内の圧力)】 1次冷却材圧力 (広域)	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)	58	【水位計測 (原子炉容器内の水位)】 加圧蓄水位 原子炉容器水位	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)	58	【水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)】 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	58	【水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)】 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (アニュラス水素濃度 (可搬型))	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備	58	【注水量計測 (原子炉容器への注水量)】 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイポンプ出 口積算流量 B-格納容器スプレイ冷却器出 口積算流量 (AM用)	A/B 3-07-1 A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備 全城ガス消防設備	58	【注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)】 代替格納容器スプレイポンプ出 口積算流量 B-格納容器スプレイ冷却器出 口積算流量 (AM用) 高圧注入流量 低圧注入流量	A/B 3-07-1 A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備 全城ガス消防設備		【温度計測 (原子炉格納容器内の温度)】 格納容器内温度	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備																																												
58	【温度計測 (原子炉容器内の温度)】 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)																																												
58	【圧力計測 (原子炉容器内の圧力)】 1次冷却材圧力 (広域)	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)																																												
58	【水位計測 (原子炉容器内の水位)】 加圧蓄水位 原子炉容器水位	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)																																												
58	【水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)】 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (格納容器内水素濃度)	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																												
58	【水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)】 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (アニュラス水素濃度 (可搬型))	R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備																																												
58	【注水量計測 (原子炉容器への注水量)】 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイポンプ出 口積算流量 B-格納容器スプレイ冷却器出 口積算流量 (AM用)	A/B 3-07-1 A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備 全城ガス消防設備																																												
58	【注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)】 代替格納容器スプレイポンプ出 口積算流量 B-格納容器スプレイ冷却器出 口積算流量 (AM用) 高圧注入流量 低圧注入流量	A/B 3-07-1 A/B 2-01-2	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	全城ガス消防設備 全城ガス消防設備																																												
	【温度計測 (原子炉格納容器内の温度)】 格納容器内温度	C/Y 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Yスプレイ設備)																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一覧)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>【系統機能】主要設備</th><th>火災区域又は火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58</td><td>【圧力計器（原子炉格納容器内の圧力）】 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用）</td><td>R/B 4-02-1 R/B 5-01-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【水位計測（原子炉格納容器内の水位）】 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【線量計測（原子炉格納容器内の放射線量率）】 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【出力計器（未臨界の維持又は監視）】 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束</td><td>C/V 3-01</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【温度計測（最終ヒートシンクの確認）】 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度／出口温度)</td><td>A/B 4-04-1 O/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は消火栓 全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備	58	【圧力計器（原子炉格納容器内の圧力）】 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用）	R/B 4-02-1 R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	58	【水位計測（原子炉格納容器内の水位）】 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	58	【線量計測（原子炉格納容器内の放射線量率）】 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	58	【出力計器（未臨界の維持又は監視）】 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	58	【温度計測（最終ヒートシンクの確認）】 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度／出口温度)	A/B 4-04-1 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓 全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 <p>プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違</p>
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備																													
58	【圧力計器（原子炉格納容器内の圧力）】 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用）	R/B 4-02-1 R/B 5-01-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																													
58	【水位計測（原子炉格納容器内の水位）】 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																													
58	【線量計測（原子炉格納容器内の放射線量率）】 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																													
58	【出力計器（未臨界の維持又は監視）】 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																													
58	【温度計測（最終ヒートシンクの確認）】 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度／出口温度)	A/B 4-04-1 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓 全域ガス消火設備																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
		<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">開港 条文</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【系統機器】 主要設備</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">火災区域又は 火災区画番号</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">感知設備</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">58</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【水位計測（最終ヒートシング クの確保）】 蒸気発生器水位（狭城） 蒸気発生器水位（広域） 原子炉補機冷却水サージタンク 水位</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">C/V 3-01 R/B 8-02</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">58</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【注水量計測（最終ヒートシング クの確保）】 補助給水流量</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">R/B 3-08-1</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">58</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【圧力計測（最終ヒートシング クの確保）】 原子炉格納容器圧力 主蒸気ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク 圧力（可動型）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">C/V 3-01 R/B 3-08-1 R/B 8-01 O/B 1-04</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">58</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【水位計測（格納容器バイパス の監視）】 蒸気発生器水位（狭城）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">C/V 3-01</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">58</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【圧力計測（格納容器バイパス の監視）】 主蒸気ライン圧力 1次冷却材圧力（広域）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">R/B 3-08-1 C/V 3-01</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">全域ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">58</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">【水位計測（水槽の確保）】 燃料取扱用水ピット水位 ほう酸タンク水位 補助給水ピット水位</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">R/B 5-01-1 A/B 4-01-1 R/B 3-08-1</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備</td> </tr> </table>	開港 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	58	【水位計測（最終ヒートシング クの確保）】 蒸気発生器水位（狭城） 蒸気発生器水位（広域） 原子炉補機冷却水サージタンク 水位	C/V 3-01 R/B 8-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	58	【注水量計測（最終ヒートシング クの確保）】 補助給水流量	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備	58	【圧力計測（最終ヒートシング クの確保）】 原子炉格納容器圧力 主蒸気ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク 圧力（可動型）	C/V 3-01 R/B 3-08-1 R/B 8-01 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備	58	【水位計測（格納容器バイパス の監視）】 蒸気発生器水位（狭城）	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	58	【圧力計測（格納容器バイパス の監視）】 主蒸気ライン圧力 1次冷却材圧力（広域）	R/B 3-08-1 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)	58	【水位計測（水槽の確保）】 燃料取扱用水ピット水位 ほう酸タンク水位 補助給水ピット水位	R/B 5-01-1 A/B 4-01-1 R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機器】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																		
58	【水位計測（最終ヒートシング クの確保）】 蒸気発生器水位（狭城） 蒸気発生器水位（広域） 原子炉補機冷却水サージタンク 水位	C/V 3-01 R/B 8-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																		
58	【注水量計測（最終ヒートシング クの確保）】 補助給水流量	R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備																																		
58	【圧力計測（最終ヒートシング クの確保）】 原子炉格納容器圧力 主蒸気ライン圧力 原子炉補機冷却水サージタンク 圧力（可動型）	C/V 3-01 R/B 3-08-1 R/B 8-01 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備) 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備																																		
58	【水位計測（格納容器バイパス の監視）】 蒸気発生器水位（狭城）	C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																		
58	【圧力計測（格納容器バイパス の監視）】 主蒸気ライン圧力 1次冷却材圧力（広域）	R/B 3-08-1 C/V 3-01	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備 消火器又は消火栓 ウォータミスト (C/Vスプレイ設備)																																		
58	【水位計測（水槽の確保）】 燃料取扱用水ピット水位 ほう酸タンク水位 補助給水ピット水位	R/B 5-01-1 A/B 4-01-1 R/B 3-08-1	煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	全域ガス消火設備 全域ガス消火設備 全域ガス消火設備																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58</td><td>【水位計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット水位（AM用） 使用済燃料ピット水位（可搬 型）</td><td>R/B 4-02-3 R/B 6-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【温度計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット温度（AM用）</td><td>R/B 4-02-3</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【締量計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ</td><td>A/B 6-01 R/B 4-02-7</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【状態監視（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置(注5)を含む。)</td><td>R/B 4-02-3 R/B 6-02</td><td>煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器</td><td>消火器又は消火栓</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【温度、圧力、水位及び流量に 係るものの計測】 可搬型計測機器</td><td>A/B 4-04-1 O/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は消火栓</td></tr> <tr> <td>58</td><td>【バテメータ記録】 データ収集計算機 データ表示端末 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度／出口温度)</td><td>A/B 4-04-3 O/B 1-03 A/B 4-04-1 O/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	58	【水位計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット水位（AM用） 使用済燃料ピット水位（可搬 型）	R/B 4-02-3 R/B 6-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	58	【温度計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット温度（AM用）	R/B 4-02-3	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	58	【締量計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	A/B 6-01 R/B 4-02-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	58	【状態監視（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置(注5)を含む。)	R/B 4-02-3 R/B 6-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓	58	【温度、圧力、水位及び流量に 係るものの計測】 可搬型計測機器	A/B 4-04-1 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓	58	【バテメータ記録】 データ収集計算機 データ表示端末 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度／出口温度)	A/B 4-04-3 O/B 1-03 A/B 4-04-1 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																		
58	【水位計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット水位（AM用） 使用済燃料ピット水位（可搬 型）	R/B 4-02-3 R/B 6-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓																																		
58	【温度計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット温度（AM用）	R/B 4-02-3	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓																																		
58	【締量計測（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	A/B 6-01 R/B 4-02-7	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		
58	【状態監視（使用済燃料ピット の監視）】 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ 空冷装置(注5)を含む。)	R/B 4-02-3 R/B 6-02	煙感知器・熱感知器 又は 煙感知器・炎感知器	消火器又は消火栓																																		
58	【温度、圧力、水位及び流量に 係るものの計測】 可搬型計測機器	A/B 4-04-1 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓																																		
58	【バテメータ記録】 データ収集計算機 データ表示端末 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口 温度／出口温度)	A/B 4-04-3 O/B 1-03 A/B 4-04-1 O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">58</td><td rowspan="5"> <p>【その他（注6）】 6-A, B母線電圧 A, B一直流コントロールセシ タ母線電圧 A-高圧注入ポンプ及び油冷却 器補機冷却水流量（AM用） A-高圧注入ポンプ電動機補機 冷却水流量（AM用） 原子炉補機冷却水冷却器補機冷 却水流量（AM用） 原子炉補機冷却水供給母管流量 （AM用）</p> </td><td>A/B 4-07</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-08</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 1-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 2-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 2-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="5">59</td><td rowspan="5"> <p>【居住性の確保】 中央制御室 中央制御室～ 中央制御室非常用換気ファン 中央制御室常用換気ファン 中央制御室常用換気フィルタ ニネット 中央制御室給氣ユニット 中央制御室空調装置ダクト・ダ パ【流路】 可燃物照明（SA） 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> </td><td>A/B 4-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>A/B 5-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 5-04-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>A/B 4-04-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は消火栓</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">59</td><td rowspan="2"> <p>【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が 健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタ ユニット アニュラス空気浄化設備 配管・ポンプ【流路】 排気筒【流路】</p> </td><td>R/B 7-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	58	<p>【その他（注6）】 6-A, B母線電圧 A, B一直流コントロールセシ タ母線電圧 A-高圧注入ポンプ及び油冷却 器補機冷却水流量（AM用） A-高圧注入ポンプ電動機補機 冷却水流量（AM用） 原子炉補機冷却水冷却器補機冷 却水流量（AM用） 原子炉補機冷却水供給母管流量 （AM用）</p>	A/B 4-07	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 1-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	59	<p>【居住性の確保】 中央制御室 中央制御室～ 中央制御室非常用換気ファン 中央制御室常用換気ファン 中央制御室常用換気フィルタ ニネット 中央制御室給氣ユニット 中央制御室空調装置ダクト・ダ パ【流路】 可燃物照明（SA） 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p>	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器	A/B 5-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 5-04-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓	R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	59	<p>【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が 健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタ ユニット アニュラス空気浄化設備 配管・ポンプ【流路】 排気筒【流路】</p>	R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																											
58	<p>【その他（注6）】 6-A, B母線電圧 A, B一直流コントロールセシ タ母線電圧 A-高圧注入ポンプ及び油冷却 器補機冷却水流量（AM用） A-高圧注入ポンプ電動機補機 冷却水流量（AM用） 原子炉補機冷却水冷却器補機冷 却水流量（AM用） 原子炉補機冷却水供給母管流量 （AM用）</p>	A/B 4-07	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
		A/B 4-08	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
		A/B 1-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
		R/B 2-01	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
		R/B 2-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
59	<p>【居住性の確保】 中央制御室 中央制御室～ 中央制御室非常用換気ファン 中央制御室常用換気ファン 中央制御室常用換気フィルタ ニネット 中央制御室給氣ユニット 中央制御室空調装置ダクト・ダ パ【流路】 可燃物照明（SA） 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p>	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器																																											
		A/B 5-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
		A/B 5-04-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
		A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓																																											
		R/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											
59	<p>【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が 健全である場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタ ユニット アニュラス空気浄化設備 配管・ポンプ【流路】 排気筒【流路】</p>	R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>開港 全文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">59</td><td rowspan="2">【汚染の持ち込み防止】 可搬型照明 (SA)</td><td>A/B 4-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td></tr> <tr> <td>A/B 4-04-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器又は消火栓</td></tr> <tr> <td rowspan="3">59</td><td rowspan="3">【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が 喪失した場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンバ [液路] 排気筒 [液路] アニュラス全量排気オペレーター 可搬型重油ガスポンベホース・弁 [液路]</td><td>E/B 4-02-1</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 7-01</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>R/B 7-02</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">60</td><td rowspan="2">【モニタリングポストの代替測定】 可搬型モニタリングポスト監視 用端末【伝送路】 可搬型モニタリングポスト</td><td>O/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>O/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">60</td><td rowspan="2">【放射能検測率の代替測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラー NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GM汚染サーベイメータ</td><td>O/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>O/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">60</td><td rowspan="2">【放射能量の測定】 可搬型モニタリングポスト 電離量サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト監視 用端末【伝送路】</td><td>O/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>O/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	開港 全文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	59	【汚染の持ち込み防止】 可搬型照明 (SA)	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器	A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓	59	【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が 喪失した場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンバ [液路] 排気筒 [液路] アニュラス全量排気オペレーター 可搬型重油ガスポンベホース・弁 [液路]	E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 7-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	60	【モニタリングポストの代替測定】 可搬型モニタリングポスト監視 用端末【伝送路】 可搬型モニタリングポスト	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	60	【放射能検測率の代替測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラー NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GM汚染サーベイメータ	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	60	【放射能量の測定】 可搬型モニタリングポスト 電離量サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト監視 用端末【伝送路】	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
開港 全文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																																															
59	【汚染の持ち込み防止】 可搬型照明 (SA)	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器																																															
		A/B 4-04-1	煙感知器・熱感知器	消火器又は消火栓																																															
59	【放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が 喪失した場合)】 アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンバ [液路] 排気筒 [液路] アニュラス全量排気オペレーター 可搬型重油ガスポンベホース・弁 [液路]	E/B 4-02-1	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
		R/B 7-01	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
		R/B 7-02	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
60	【モニタリングポストの代替測定】 可搬型モニタリングポスト監視 用端末【伝送路】 可搬型モニタリングポスト	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
		O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
60	【放射能検測率の代替測定】 可搬型ダスト・よう素サンプラー NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GM汚染サーベイメータ	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
		O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
60	【放射能量の測定】 可搬型モニタリングポスト 電離量サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト監視 用端末【伝送路】	O/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															
		O/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消火設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td><td>【放射性物質濃度 (空気中・水中・土壤中) 及び 海上モニタリング】 可搬型ダスト・ラジオ同位元素サンプラー NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GMカウントメータ α線シンチレーションサーべイ メータ β線サーべイメータ</td><td>0/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>60</td><td>【気象観測設備の代替測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備</td><td>0/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>60</td><td>【緊急時対策所付近の気象観測 項目の測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備</td><td>0/B 1-03 0/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td></tr> <tr> <td>61</td><td>【居住性の確保】 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所遮へい 緊急時対策所待機所遮へい 可搬型空气净化装置配管・ダン バ【常設】・【流路】 空氣供給装置配管・弁【常設】 【流路】 可搬型モニタリングポンスト 可搬型気象観測設備 圧力計 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所可搬型エアモニ タ</td><td>0/B 1-03 0/B 1-04</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全城ガス消火設備 全城ガス消火設備</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備	60	【放射性物質濃度 (空気中・水中・土壤中) 及び 海上モニタリング】 可搬型ダスト・ラジオ同位元素サンプラー NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GMカウントメータ α線シンチレーションサーべイ メータ β線サーべイメータ	0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	60	【気象観測設備の代替測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備	0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備	60	【緊急時対策所付近の気象観測 項目の測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備	0/B 1-03 0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	61	【居住性の確保】 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所遮へい 緊急時対策所待機所遮へい 可搬型空气净化装置配管・ダン バ【常設】・【流路】 空氣供給装置配管・弁【常設】 【流路】 可搬型モニタリングポンスト 可搬型気象観測設備 圧力計 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所可搬型エアモニ タ	0/B 1-03 0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川実績の反映) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消火設備																								
60	【放射性物質濃度 (空気中・水中・土壤中) 及び 海上モニタリング】 可搬型ダスト・ラジオ同位元素サンプラー NaI(Tl)シンチレーションサー ベイメータ GMカウントメータ α線シンチレーションサーべイ メータ β線サーべイメータ	0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																								
60	【気象観測設備の代替測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備	0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備																								
60	【緊急時対策所付近の気象観測 項目の測定】 可搬型気象観測設備監視用端末 【伝送路】 可搬型気象観測設備	0/B 1-03 0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備																								
61	【居住性の確保】 緊急時対策所 緊急時対策所指揮所遮へい 緊急時対策所待機所遮へい 可搬型空气净化装置配管・ダン バ【常設】・【流路】 空氣供給装置配管・弁【常設】 【流路】 可搬型モニタリングポンスト 可搬型気象観測設備 圧力計 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所可搬型エアモニ タ	0/B 1-03 0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備 全城ガス消火設備																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由
関連条文	【系統機能】主要設備	火災区域又は火災区画番号	感知設備	消火設備		
61	【必要な情報の把握】 データ収集計算機 ESS伝送ナーバ データ表示端末		62条に記載			
61	【電源の確保（緊急時対策所）】 緊急時対策所ケーブル接続盤～ 緊急時対策所分電盤【電路】	0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
61	【通信連絡（緊急時対策所）】 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（機械型） 無線連絡設備（機械型） インターフォン テレビ会議システム（指揮所・ 待機所間） 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備		62条に記載			
62	【発電所内の通信連絡】 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX） 衛星電話設備（屋外アンテナ） 【伝送路】 有線（建屋内）（携行型通話装置、衛星電話設備（固定、 FAX）に係るもの）【伝送路】 インターフォン テレビ会議システム（指揮所・ 待機所間） データ収集計算機 データ表示端末 有線（建屋内）（ESSに係るも の）【伝送路】 無線連絡設備（機械型） 携行型通話装置	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器		
		0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		0/B 1-04	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		
		A/B 4-04-3	煙感知器・熱感知器	全城ガス消火設備		

【大飯】

■記載方針の相違
(女川実績の反映)

【女川】

■設計の相違
プラント配置、設備及び
系統構成の相違による
火災防護対策の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-6 添付資料1 泊発電所3号炉における重大事故等対処施設に設置される火災区域又は火災区画対策第一観)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉				相違理由																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th><th>【系統機能】 主要設備</th><th>火災区域又は 火災区画番号</th><th>感知設備</th><th>消防設備</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">62</td><td>【発電所外の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備 データ収集計算機 ESS伝送サーバ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定, FAX) に係るもの) 【伝送路】 有線 (建屋内) (統合原子力防 災ネットワークを用いた通信連 絡設備, ESSに係るもの) 【伝 送路】 衛星電話設備 (携帯型)</td><td>A/B 4-05</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>消火器</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>0/B 1-03</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>A/B 4-04-3</td><td>煙感知器・熱感知器</td><td>全域ガス消火設備</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>【1次冷却設備】 蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 原子炉容器 (炉心支持構造物を 含む) 加圧器 1次冷却材管 加圧器サージ管</td><td></td><td></td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td></tr> <tr> <td></td><td>【原子炉格納容器】 原子炉格納容器</td><td></td><td></td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td></tr> <tr> <td></td><td>【使用済燃料貯蔵槽】 使用済燃料ピット</td><td></td><td></td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td></tr> <tr> <td></td><td>【非常取水設備】 貯留槽 取水口 取水路 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室</td><td></td><td></td><td></td><td>不燃材のため追加対策不要</td></tr> </tbody> </table>	関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備		62	【発電所外の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備 データ収集計算機 ESS伝送サーバ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定, FAX) に係るもの) 【伝送路】 有線 (建屋内) (統合原子力防 災ネットワークを用いた通信連 絡設備, ESSに係るもの) 【伝 送路】 衛星電話設備 (携帯型)	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器			0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			A/B 4-04-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備			【1次冷却設備】 蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 原子炉容器 (炉心支持構造物を 含む) 加圧器 1次冷却材管 加圧器サージ管				不燃材のため追加対策不要		【原子炉格納容器】 原子炉格納容器				不燃材のため追加対策不要		【使用済燃料貯蔵槽】 使用済燃料ピット				不燃材のため追加対策不要		【非常取水設備】 貯留槽 取水口 取水路 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室				不燃材のため追加対策不要	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 プラント配置、設備及び 系統構成の相違による 火災防護対策の相違
関連 条文	【系統機能】 主要設備	火災区域又は 火災区画番号	感知設備	消防設備																																													
62	【発電所外の通信連絡】 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備 データ収集計算機 ESS伝送サーバ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定, FAX) に係るもの) 【伝送路】 有線 (建屋内) (統合原子力防 災ネットワークを用いた通信連 絡設備, ESSに係るもの) 【伝 送路】 衛星電話設備 (携帯型)	A/B 4-05	煙感知器・熱感知器	消火器																																													
		0/B 1-03	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
		A/B 4-04-3	煙感知器・熱感知器	全域ガス消火設備																																													
	【1次冷却設備】 蒸気発生器 1次冷却材ポンプ 原子炉容器 (炉心支持構造物を 含む) 加圧器 1次冷却材管 加圧器サージ管				不燃材のため追加対策不要																																												
	【原子炉格納容器】 原子炉格納容器				不燃材のため追加対策不要																																												
	【使用済燃料貯蔵槽】 使用済燃料ピット				不燃材のため追加対策不要																																												
	【非常取水設備】 貯留槽 取水口 取水路 取水ピットスクリーン室 取水ピットポンプ室				不燃材のため追加対策不要																																												

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA43H-9 r. 2.0
提出年月日	令和5年5月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

43条

令和5年5月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共-2 重大事故等対処設備の設備分類等	共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について	共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について	
<p>1. 重大事故等対処設備の選定について</p> <p>重大事故等対処設備の選定にあたっては、手順と設備を整合させる観点から、設置許可添付十（技術的能力）と添付八（設備）において、共通の重大事故等対処設備を抽出して記載するが、これらに加えて以下の設備を重大事故等対処設備とする。</p> <p>① 重大事故等時に流路を形成する設備</p> <p>② 重大事故等時に使用する、原子炉トリップ信号で動作する系統に含まれる設備である原子炉トリップしゃ断器及び制御棒クラスタ</p> <p>③ その他重大事故等時に使用する設備（有効性評価において使用する設備）：蓄圧タンク・蓄圧タンク出口弁・余熱除去ポンプ入口弁等</p> <p>①については、原則として既設置許可で登録されている設備（配管を除く）を記載しているが、以下については、設置許可に記載すべき設備として抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管であっても「1次冷却材管」「加圧器サージ管」「主蒸気管」は、既設置許可に登録されていることから記載する。 ・「貯水槽」「海水ポンプ室」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。 ・「海水ストレーナ」は、既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。これらをまとめて別紙1に示す。 また、重大事故等の対処に使用するものについては、重大事故等対処設備、多様性拡張設備（設置許可添付十）を記載しているが、これら以外のものについては、以下の判断基準により「その他資機材」として整理した。 ・重大事故等対処設備の移動、運搬に活用する車両等のうち以下のもの ・構内に代用可能な車両があり、他の運搬手段で代替可能なもの ・人力でも有効性評価時間内に対応可能であるが、省力化のため導入するもの ・構内に複数保有しており、速やかに入手できる汎用工具等 ・放射線防護具等、構内に十分な予備が保管されている資材（ゴム手袋、タイバック、マスク、靴下等の装着品、エリア設定に用いるバリア、鉛遮へい等） ・消耗品（乾電池、テープ、ガスケット等） <p>表1に、「その他資機材」として整理した主なものを示す。</p>	<p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料プール内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第43条 アクセスルートを確保するための設備 ・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・第56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 ・第57条 電源設備 ・第58条 計装設備 ・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・第60条 監視測定設備 ・第61条 緊急時対策所 ・第62条 通信連絡を行うために必要な設備 <p>これらの設備については、[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を發揮するため必要な系（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</p>	<p>1 重大事故等対処設備</p> <p>1.1 重大事故等対処設備について</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第三章（重大事故等対処施設）にて定められる重大事故等対処設備として以下の設備を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第43条 アクセスルートを確保するための設備 ・第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・第55条 工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・第56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 ・第57条 電源設備 ・第58条 計装設備 ・第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・第60条 監視測定設備 ・第61条 緊急時対策所 ・第62条 通信連絡を行うために必要な設備 <p>これらの設備については、[A]新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備に加え、当該設備が機能を揮するため必要な系（水源から注水先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>表1 大飯3、4号炉 重大事故等時のみならずの計画機器リスト</p> <table border="1"> <tr> <td>○重大事故等対処設備、運転に用いる機器、装置等</td> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1. フォアラジ</td> <td>冷却水循環ポンプ</td> <td>ユニバーサルモータ</td> </tr> <tr> <td>2. 運転台</td> <td>安全遮断装置</td> <td>内蔵可能</td> </tr> <tr> <td>3. 装置台車</td> <td>安全遮断装置</td> <td>内蔵可能</td> </tr> <tr> <td>4. リードコア保護装置</td> <td>安全遮断装置</td> <td>内蔵可能</td> </tr> <tr> <td>5. ドラッグキャリッジ装置</td> <td>給油システム装置、又は貯水に用いたポンプ装置 大型ポンプ装置、又は貯水装置</td> <td>以下の機器を参考して選定 大型ポンプ装置、又は貯水装置</td> </tr> <tr> <td>6. 機構内保険装置、運転に用いる機器、装置等</td> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>7. 1. 常設重大事故防止設備</td> <td>冷却水循環ポンプ</td> <td>冷却水循環ポンプ</td> </tr> <tr> <td>8. 2. 運転台</td> <td>安全遮断装置</td> <td>内蔵可能</td> </tr> <tr> <td>9. 3. リードコア保護装置</td> <td>安全遮断装置</td> <td>内蔵可能</td> </tr> <tr> <td>10. 4. ドラッグキャリッジ装置</td> <td>安全遮断装置</td> <td>内蔵可能</td> </tr> <tr> <td>11. 機構内保険装置、運転に用いる機器、装置等</td> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>12. 放射能防護員等、構内に十分な手当が置かれていない異常</td> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>13. 沿路品(鉛遮蔽、テープ、ガスケット等)</td> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> </table>	○重大事故等対処設備、運転に用いる機器、装置等	備考	備考	1. フォアラジ	冷却水循環ポンプ	ユニバーサルモータ	2. 運転台	安全遮断装置	内蔵可能	3. 装置台車	安全遮断装置	内蔵可能	4. リードコア保護装置	安全遮断装置	内蔵可能	5. ドラッグキャリッジ装置	給油システム装置、又は貯水に用いたポンプ装置 大型ポンプ装置、又は貯水装置	以下の機器を参考して選定 大型ポンプ装置、又は貯水装置	6. 機構内保険装置、運転に用いる機器、装置等	備考	備考	7. 1. 常設重大事故防止設備	冷却水循環ポンプ	冷却水循環ポンプ	8. 2. 運転台	安全遮断装置	内蔵可能	9. 3. リードコア保護装置	安全遮断装置	内蔵可能	10. 4. ドラッグキャリッジ装置	安全遮断装置	内蔵可能	11. 機構内保険装置、運転に用いる機器、装置等	備考	備考	12. 放射能防護員等、構内に十分な手当が置かれていない異常	備考	備考	13. 沿路品(鉛遮蔽、テープ、ガスケット等)	備考	備考	<p>また、設計基準対象施設の機能のうち、想定される重大事故等時にその機能を期待する場合において、上記設備[A]に該当しないものは、[B]重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備（以下「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」という。）と位置づけ、第44条～第62条のいずれかに適合するための設備の一部として取り扱うこととする。</p>	<p>また、設計基準対象施設の機能のうち、想定される重大事故等時にその機能を期待する場合において、上記設備[A]に該当しないものは、[B]重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備（以下「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」という。）と位置づけ、第44条～第62条のいずれかに適合するための設備の一部として取り扱うこととする。</p>	
○重大事故等対処設備、運転に用いる機器、装置等	備考	備考																																											
1. フォアラジ	冷却水循環ポンプ	ユニバーサルモータ																																											
2. 運転台	安全遮断装置	内蔵可能																																											
3. 装置台車	安全遮断装置	内蔵可能																																											
4. リードコア保護装置	安全遮断装置	内蔵可能																																											
5. ドラッグキャリッジ装置	給油システム装置、又は貯水に用いたポンプ装置 大型ポンプ装置、又は貯水装置	以下の機器を参考して選定 大型ポンプ装置、又は貯水装置																																											
6. 機構内保険装置、運転に用いる機器、装置等	備考	備考																																											
7. 1. 常設重大事故防止設備	冷却水循環ポンプ	冷却水循環ポンプ																																											
8. 2. 運転台	安全遮断装置	内蔵可能																																											
9. 3. リードコア保護装置	安全遮断装置	内蔵可能																																											
10. 4. ドラッグキャリッジ装置	安全遮断装置	内蔵可能																																											
11. 機構内保険装置、運転に用いる機器、装置等	備考	備考																																											
12. 放射能防護員等、構内に十分な手当が置かれていない異常	備考	備考																																											
13. 沿路品(鉛遮蔽、テープ、ガスケット等)	備考	備考																																											
<p>2. 重大事故等対処設備の設備分類の記載について（別紙2参照）</p> <p>(1) 重大事故等対処設備については、以下のとおりとする。 また、常設設備については複数の設備分類に跨る場合があるため、設備分類の重なりの概念を図1に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 重大事故等対処設備のうち常設のもの</td> </tr> <tr> <td>①(a)常設重大事故防止設備：</td> <td>設計基準対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（炉心の著しい損傷）の発生を防止する機能を有する設備のうち常設のもの</td> </tr> <tr> <td>①(a)-1 常設耐震重要重大事故防止設備：</td> <td>常設重大事故防止設備のうち、耐震重要施設（耐震クラスS）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> </tr> <tr> <td>①(a)-2 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備：</td> <td>常設耐震重要重大事故防止設備以外のもの</td> </tr> <tr> <td>①(b)常設重大事故緩和設備：</td> <td>重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備のうち常設のもの</td> </tr> <tr> <td>② 常設重大事故等対処設備（例：①(a)及び①(b)の機能を有しない常設の設備）</td> <td>重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</td> </tr> <tr> <td>②(a)可搬型重大事故等対処設備：</td> <td>重大事故等対処設備のうち持ち運び可能な設備</td> </tr> </table>	① 重大事故等対処設備のうち常設のもの	①(a)常設重大事故防止設備：	設計基準対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（炉心の著しい損傷）の発生を防止する機能を有する設備のうち常設のもの	①(a)-1 常設耐震重要重大事故防止設備：	常設重大事故防止設備のうち、耐震重要施設（耐震クラスS）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	①(a)-2 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備：	常設耐震重要重大事故防止設備以外のもの	①(b)常設重大事故緩和設備：	重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備のうち常設のもの	② 常設重大事故等対処設備（例：①(a)及び①(b)の機能を有しない常設の設備）	重大事故等対処設備のうち可搬型のもの	②(a)可搬型重大事故等対処設備：	重大事故等対処設備のうち持ち運び可能な設備	<p>1.2 重大事故等対処設備の設備分類について</p> <p>重大事故等対処設備は、常設のものと可搬型のものがあり、それぞれ設置許可基準規則に示される名称を踏まえて以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち常設のもの</p> <p>a. 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備（重大事故防止設備）のうち、常設のもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>c. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</p> <p>d. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p>	<p>1.2 重大事故等対処設備の設備分類について</p> <p>重大事故等対処設備は、常設のものと可搬型のものがあり、それぞれ設置許可基準規則に示される名称を踏まえて以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち常設のもの</p> <p>a. 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備（重大事故防止設備）のうち、常設のもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>c. 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</p> <p>d. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 																													
① 重大事故等対処設備のうち常設のもの																																													
①(a)常設重大事故防止設備：	設計基準対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（炉心の著しい損傷）の発生を防止する機能を有する設備のうち常設のもの																																												
①(a)-1 常設耐震重要重大事故防止設備：	常設重大事故防止設備のうち、耐震重要施設（耐震クラスS）に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの																																												
①(a)-2 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備：	常設耐震重要重大事故防止設備以外のもの																																												
①(b)常設重大事故緩和設備：	重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備のうち常設のもの																																												
② 常設重大事故等対処設備（例：①(a)及び①(b)の機能を有しない常設の設備）	重大事故等対処設備のうち可搬型のもの																																												
②(a)可搬型重大事故等対処設備：	重大事故等対処設備のうち持ち運び可能な設備																																												

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備 重大事故防止設備のうち可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備 重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、女川原子力発電所2号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、女川原子力発電所2号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	<p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 a. 以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 c. 以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 常設重大事故等対処設備のうち、上記 a., b., c., d., e. 以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>g. 可搬型重大事故防止設備 重大事故防止設備のうち、可搬型のもの</p> <p>h. 可搬型重大事故緩和設備 重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>i. 可搬型重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記 g. 以外の可搬型のもの（ただし、泊発電所3号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>j. 可搬型重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記 h. 以外の可搬型のもの（ただし、泊発電所3号炉においては、本分類に該当する設備はなし）</p> <p>k. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備 可搬型重大事故等対処設備のうち、上記 g., h., i., j. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>重大事故等対処設備の分類の概念を図1に示す。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1 重大事故等対処設備の区分について</p> <p>(付録) A: ATWS等の設備(主に、常設重要装置) B: 個別作動圧縮水ポンプ(主に、常設重要装置止、常、無効化) C: 電気冷却ビット水冷(AM系)(S4系:常設止、常、無効化) D: 電気冷却水素素水素供給装置(5台:常設維持)</p>	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	<p>図1 重大事故等対処設備の分類</p>	

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について 1.1に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定 1.1に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類 1.1に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。 一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。 この考え方方は、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>1.3 重大事故等対処設備の選定の考え方について 1.1に示した重大事故等対処設備については、図2に示す選定及び分類フローに基づき、それぞれ以下のとおり選定し、かつ1.2に示した設備分類に分類する。</p> <p>(1) 対象設備の選定 1.1に示したとおり、『重大事故等対処設備』とは、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）に定められる設備である。設置許可基準規則第三章には第37条～第62条の26条文があり、このうち、選定した重大事故等対処施設の有効性の評価を求める条文である第37条、重大事故等対処施設全般に対する要求を示した条文である第38条～第41条を除く21条文に適合するために必要な設備が対象となる。なお、各条文に適合するために必要な設備ではなく、かつ設計基準対象施設にも該当しない設備は、自主対策設備である。</p> <p>(2) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類 1.1に示したとおり、(1)に示す21条文に適合するために必要な設備には、新たに重大事故等に対処する機能を付加させた設備、及び当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注水先まで、流路を含む。）が含まれるものとする。 一方、設計基準対象施設の機能を重大事故等発生時に期待する場合において、上記設備に該当しないものは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づける。これは、設計基準対象施設として設計されており、かつ新たに機能を付加させていない設備については、設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に流用しているものであるが、使用環境等が異なる可能性があるため、当該使用環境において使用できること等を評価によって示すためである。 この考え方方は、「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」2.2.2有効性評価の共通解析条件に記載されている以下の内容にも合致するものである。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備の適用条件 b. 故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性（原子炉の圧力、温度及び水位等）が示された場合には、その機能を期待できる。</p> <p>すなわち、重大事故等対処設備の有効性評価においては、有効性を確認したい重大事故等対処設備以外は、機能を期待することが妥当な設計基準対象施設を含めることができるということであり、このような設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけるものである。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、ほう酸水注入系については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点は変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけないことをとする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p> <p>例えば、同審査基準 1. 2【解釈】1 (3) a)</p> <p>「重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系（S L C S）又は制御棒駆動機構（C R D）等から注水する手順等を整備すること。（BWRの場合）」</p> <p>で要求される手順にて使用するほう酸注入系又は制御棒駆動水圧系を用いた注水（事象緩和のみの少量注水）は、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備であるほう酸注入系又は設計基準対象施設である制御棒駆動水圧系を重大事故等発生時の高圧注水の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果としてほう酸水を発電用原子炉へ注入するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である化学体積制御設備をもって適合することとし、高圧注入系について新たな分類は付加しないこととする。</p>	<p>なお、第44条に適合するために必要な設備のうち、ほう酸水注入に使用する化学体積制御設備については、第25条に定められる反応度制御系及び原子炉停止系に該当する設計基準対象施設であり、原子炉に注入することで反応度を制御するための設備である点は変更がない。しかし、当該系統の効果に期待する「原子炉停止機能喪失」事象が新たに重大事故等として明確に位置づけられたことから、重大事故等対処設備にも該当する設備と整理し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）には位置づけないことをとする。</p> <p>一方、第44条に要求されるほう酸水注入を実施する設備のうち、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系の高圧注入ポンプを用いたほう酸水注入は、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である高圧注入系を、重大事故等発生時に1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満であればほう酸水注入の用途に流用して使用するものであり、本来の機能を発揮させる方法で使用した結果としてほう酸水を発電用原子炉へ注入するものである。本要求に対しては、設計基準対象施設 兼 重大事故等対処設備である化学体積制御設備をもって適合することとし、高圧注入系について新たな分類は付加しないこととする。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準」で設置を要求される設備についても、同様に、重大事故等対処設備と整理されるか、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置づけられるかの分類を実施する。</p>	<p>【女川】 PWR固有の整理 ・ほう酸水を注入する設備として、化学体積制御設備を用いる手段に加え、非常用炉心冷却設備のうち高圧注入系を用いる手段があるが、高圧注入系を用いる手段は1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満である場合にほう酸水注入が可能な手段であり、重大事故等対処設備の分類は付加せず、技術的能力1.1において自主対策設備と位置付ける。（大飯と同様の整理）</p> <p>【女川】 技術的能力審査基準 1. 2【解釈】1 (3) 重大事故等の進展抑制 は、BWR固有の要求事項であり、PWRにおいて該当する手順はない。</p>

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、同審査基準1.14【解釈】1(1)c)</p> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、女川原子力発電所2号炉は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外</p> <p>第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	<p>例えば、同審査基準1.14【解釈】1(1)c)</p> <p>「複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。」</p> <p>で要求される手順にて使用する号機間電力融通用の予備ケーブルは、泊発電所3号炉は単号機申請であることから、対象外である。</p> <p>(3) 特定重大事故等対処施設の除外</p> <p>第42条に適合するためだけに必要な設備は『特定重大事故等対処施設』であり、本申請内容には該当しないため除外する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b) 及び①(c)については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「—」を記載する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容比較用に、次頁に再掲</p>			
<p>(3) 重大事故等対処設備の重大事故等クラスの記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① 「SA-2」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス2容器」、「重大事故等クラス2管」、「重大事故等クラス2ポンプ」又は「重大事故等クラス2弁」のいずれかに該当するもの</p> <p>② 「SA-3」：技術基準規則に規定されている「重大事故等クラス3容器」、「重大事故等クラス3管」、「重大事故等クラス3ポンプ」又は「重大事故等クラス3弁」のいずれかに該当するもの。</p> <p>③ 「—」：SA-2 にも SA-3 にも属さないもの。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>(4) 防止設備、緩和設備の分類</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）を除き、重大事故を防止するために必要な設備は『重大事故防止設備』、重大事故の影響の緩和を行うために必要な設備は『重大事故緩和設備』と整理する。両方に該当する場合は『重大事故防止設備兼重大事故緩和設備』と整理し、いずれにも該当しない場合は『防止でも緩和でもない設備』とする。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故対処設備の設備分類等を表1に示す。なお、記載は以下のとおりとする。</p> <p>a. 設備種別 「常設」又は「可搬型」を記載する。</p> <p>b. 機器クラス 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条（定義）に基づき、重大事故等クラスを記載する。常設のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-2」（重大事故等クラス2）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。可搬型のもののうち容器、管、ポンプ及び弁については、「SA-3」（重大事故等クラス3）を記載し、それ以外については、「—」を記載する。</p> <p>内燃機関については、「発電用火力設備に関する技術基準」を準用することから、「—」を記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事 故対処設備の記載については、以下のとおりとする。</p> <p>① (1) ①(a)-1, ①(a)-2 については、代替する機能を有する 設計基準事故対処設備の名称、及び当該設備の耐震重要度 分類を記載する。代替する機能を担保する設計基準事故対処 設備が複数あり、耐震重要度分類が異なる場合には、最も上 位の耐震重要度分類を記載する。</p> <p>② (1) ①(b) 及び①(c)については、代替する機能を有する 設計基準事故対処設備は無いため、「-」を記載する。</p> <p>③ (1) ②(a)については、重大事故防止設備に該当するもの については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の 名称を記載し、重大事故緩和設備に該当するものについては、 代替する機能を有する設計基準事故対処設備は無いため、「-」 を記載する。</p> <p style="text-align: center;">内容比較用に、前頁の記載を再掲</p>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準 対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則 第58条）を除く。）について、代替する機能を有する 設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重 要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対 象施設がない場合は、「-」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基 準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対 象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備に ついては、() 内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設 備の計測が困難となった場合の重要代替監視バラメ ータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視 バラメータがない場合は、「-」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設 備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる 補助バラメータ）については、設置許可基準規則第 58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位 置づけるものの代替バラメータは設定しないことか ら、上記 (a) に従って記載する。</p>	<p>c. 重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準 対象施設</p> <p>(a) 重大事故等対処設備（計装設備（設置許可基準規則 第58条）を除く。）について、代替する機能を有する 設計基準対象施設がある場合は、その名称及び耐震重 要度分類を記載し、代替する機能を有する設計基準対 象施設がない場合は、「-」を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故等時に設計基 準対象施設としての機能を期待するため、設計基準対 象施設であり、かつ重大事故等対処設備である設備に ついては、() 内に当該設備を記載する。</p> <p>(b) 計装設備（設置許可基準規則第58条）は、主要設 備の計測が困難となった場合の重要代替監視バラメ ータの名称及び耐震重要度を記載する。重要代替監視 バラメータがない場合は、「-」を記載する。</p> <p>なお、計装設備のうち、その他（重大事故等対処設 備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる 補助バラメータ）については、設置許可基準規則第 58条への適合方針に従い、重大事故等対処設備に位 置づけるものの代替バラメータは設定しないことか ら、上記 (a) に従って記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>選定対象設備を特定する 該設備がどの程度危険か評価する 該設備がどの程度危険か評価する結果に基づいて、該設備をどの程度危険と見なすか 該設備がどの程度危険か評価する結果に基づいて、該設備をどの程度危険と見なすか</p> <p>図2 重大事故等対応設備の選定及び分析フロー</p>	<p>選定対象設備を特定する 該設備がどの程度危険か評価する 該設備がどの程度危険か評価する結果に基づいて、該設備をどの程度危険と見なすか 該設備がどの程度危険か評価する結果に基づいて、該設備をどの程度危険と見なすか</p> <p>図2 重大事故等対応設備の選定及び分析フロー</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数について</p> <p><基本的考え方></p> <p>可搬型重大事故等対処設備の必要数及び予備数の確保の基本的考え方については、基準規則43条3項1号「想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>必要な容量として、基準規則の解釈43条5項(c)「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効な機能を果たすことができる容量」を満足する数量（以下、必要数：「N」という。）を確保する。</p> <p>また、十分に余裕のある容量として、必要数に加え、基準規則の解釈43条5項(a)及び(b)を踏まえて、以下のとおりとする。</p> <p>① 可搬型重大事故等対処設備の区分に応じた十分に余裕のある容量の確保の考え方</p> <p>(ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、基準規則の解釈43条5項(a)により、「1基当たり2セット以上を持つこと。これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を2セット（2N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものは、基準規則の解釈43条5項(b)により、「1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量を持つこと。」を要求されていることから、設備に応じた必要数を1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>なお、可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものは、可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器とする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、(イ)と同様の考え方従い、必要数1セット（1N）と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>② 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ（予備）数の確保の考え方</p> <p>バックアップ（予備）数については、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮するものとし、保守点検時であっても故障時のバックアップが確保された状態するために、保守点検実施時期、保守点検内容、保守点検実施時の対応を勘案し、バックアップ保有数（α）を選定する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・泊、女川とも左記考え方相当する内容を「共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について」に整理する。

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の考え方をフローにしたものを図2に示す。</p>			

図2 可搬型重大事故等対処設備のバックアップ保有数選定フロー

(2) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の考え方について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を保有する。
(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器）は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。

(ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備（例：タンクローリー等）は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を保有する。

(3) 可搬型重大事故等対処設備の保有数の設置許可上の記載について

- (ア) 可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）は、 $2N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $2N+2$ ）を記載する。
(イ) 可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するもの（可搬型バッテリ・窒素ボンベ・可搬式整流器）は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。

(ウ) (ア)・(イ)以外の可搬型重大事故等対処設備は、 $N+1$ ((1) ②により、バックアップが「2」必要と判断したものは $N+2$ ）を記載する。

別紙3に可搬型重大事故等対処設備の一覧表を保有数量の考え方とともに示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p style="text-align: center;">別紙1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故等対策において流路機能を有する設備</th> <th>既設置許可の記載箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>原子炉容器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>2</td><td>加圧器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>3</td><td>蒸気発生器</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>4</td><td>1次冷却材ポンプ</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>5</td><td>1次冷却材管</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>6</td><td>加圧器サージ管</td><td>1次冷却設備</td></tr> <tr> <td>7</td><td>使用済燃料ピット</td><td>燃料取扱及び貯蔵設備</td></tr> <tr> <td>8</td><td>海水泵</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>9</td><td>海水ポンプ室</td><td>※1</td></tr> <tr> <td>10</td><td>A、B海水ストレーナ</td><td>※2</td></tr> <tr> <td>11</td><td>A、B原子炉機冷却水冷却器</td><td>原子炉機冷却水設備</td></tr> <tr> <td>12</td><td>A、B余熱除去冷却器</td><td>非常用炉心冷却設備 余熱除去設備</td></tr> <tr> <td>13</td><td>中央制御室空調ユニット</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr> <td>14</td><td>ほう酸フィルタ</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>15</td><td>再生熱交換器</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>16</td><td>A、B格納容器スプレイ冷却器</td><td>原子炉格納容器スプレイ設備</td></tr> <tr> <td>17</td><td>主蒸気管</td><td>主蒸気系統設備</td></tr> <tr> <td>18</td><td>排気筒</td><td>換気空調設備</td></tr> <tr> <td>19</td><td>原子炉格納容器</td><td>原子炉格納施設</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に海水ポンプの流路として使用するため今回新たに記載する。</p> <p>※2 既設置許可には記載が無いが、重大事故等時に可搬型重大事故等対応設備と常設設備との接続口として特別な使い方をするため今回新たに記載する。</p>	重大事故等対策において流路機能を有する設備		既設置許可の記載箇所	1	原子炉容器	1次冷却設備	2	加圧器	1次冷却設備	3	蒸気発生器	1次冷却設備	4	1次冷却材ポンプ	1次冷却設備	5	1次冷却材管	1次冷却設備	6	加圧器サージ管	1次冷却設備	7	使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備	8	海水泵	※1	9	海水ポンプ室	※1	10	A、B海水ストレーナ	※2	11	A、B原子炉機冷却水冷却器	原子炉機冷却水設備	12	A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備	13	中央制御室空調ユニット	換気空調設備	14	ほう酸フィルタ	化学体積制御設備	15	再生熱交換器	化学体積制御設備	16	A、B格納容器スプレイ冷却器	原子炉格納容器スプレイ設備	17	主蒸気管	主蒸気系統設備	18	排気筒	換気空調設備	19	原子炉格納容器	原子炉格納施設	<p style="text-align: center;">【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映
重大事故等対策において流路機能を有する設備		既設置許可の記載箇所																																																											
1	原子炉容器	1次冷却設備																																																											
2	加圧器	1次冷却設備																																																											
3	蒸気発生器	1次冷却設備																																																											
4	1次冷却材ポンプ	1次冷却設備																																																											
5	1次冷却材管	1次冷却設備																																																											
6	加圧器サージ管	1次冷却設備																																																											
7	使用済燃料ピット	燃料取扱及び貯蔵設備																																																											
8	海水泵	※1																																																											
9	海水ポンプ室	※1																																																											
10	A、B海水ストレーナ	※2																																																											
11	A、B原子炉機冷却水冷却器	原子炉機冷却水設備																																																											
12	A、B余熱除去冷却器	非常用炉心冷却設備 余熱除去設備																																																											
13	中央制御室空調ユニット	換気空調設備																																																											
14	ほう酸フィルタ	化学体積制御設備																																																											
15	再生熱交換器	化学体積制御設備																																																											
16	A、B格納容器スプレイ冷却器	原子炉格納容器スプレイ設備																																																											
17	主蒸気管	主蒸気系統設備																																																											
18	排気筒	換気空調設備																																																											
19	原子炉格納容器	原子炉格納施設																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																			
<table border="1"> <caption>第42条 重大事故等対処設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th colspan="4">設備分類</th> </tr> <tr> <th>設備別</th> <th>設備名</th> <th>代用する機器等を含む設備の主要な対応設備</th> <th>設備種別</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクシデント・マネジメント</td> <td>アラームシステム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>可燃性ガス監視装置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		設備分類				設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備	アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—	<table border="1"> <caption>第42条 重大事故等対処設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th colspan="4">設備分類</th> </tr> <tr> <th>設備別</th> <th>設備名</th> <th>代用する機器等を含む設備の主要な対応設備</th> <th>設備種別</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクシデント・マネジメント</td> <td>アラームシステム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>可燃性ガス監視装置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		設備分類				設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備	アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—	<table border="1"> <caption>第42条 重大事故等対処設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th colspan="4">設備分類</th> </tr> <tr> <th>設備別</th> <th>設備名</th> <th>代用する機器等を含む設備の主要な対応設備</th> <th>設備種別</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>重大事故等対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクシデント・マネジメント</td> <td>アラームシステム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>可燃性ガス監視装置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		設備分類				設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備	アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—	<p>(43条) 【女川・大飯】 使用機材の相違</p> <p>以降の一覧表は、各条本文の進捗と整合を図り、 ・用語の修正 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の追加 等を行った。</p>
設備名		設備分類																																																							
設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備																																																				
アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—																																																				
設備名		設備分類																																																							
設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備																																																				
アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—																																																				
設備名		設備分類																																																							
設備別	設備名	代用する機器等を含む設備の主要な対応設備	設備種別	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備																																																				
アクシデント・マネジメント	アラームシステム	—	—	可燃性ガス監視装置	—																																																				

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BW固有の設備や対応手段であり、泊号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BW固有の設備や対応手段であり、泊号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由 (47条)																																																																																																																																																																																																
		<p style="text-align: center;">第47条 個別的冷却材注力パラメタリゼーションを実施するための措置（10／12）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施箇所</th> <th rowspan="2">計画（11）</th> <th colspan="2">初期予測結果と実測結果との比較</th> <th rowspan="2">計画</th> <th rowspan="2">実施</th> <th rowspan="2">評議会</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">PWR2号機（47条）</td> <td>ガスループ</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">汽體熱交換器（47条）</td> <td>ガスループ</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">汽體熱交換器（47条）</td> <td>ガスループ</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出水温（本規則）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吐出温（本規則）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>冷却塔吸気温（47条）</td> <td>実測結果と一致（本規則）</td> <td>-</td> <td>実施</td> <td>実測結果と一致（SA-2）</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 実測結果については、実測結果と実測結果との比較（SA-2）を示す。</p>	実施箇所	計画（11）	初期予測結果と実測結果との比較		計画	実施	評議会	計画	実測	PWR2号機（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施	
実施箇所	計画（11）	初期予測結果と実測結果との比較			計画	実施				評議会																																																																																																																																																																																									
		計画	実測																																																																																																																																																																																																
PWR2号機（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
汽體熱交換器（47条）	ガスループ	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出水温（本規則）	-	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吐出温（本規則）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													
	冷却塔吸気温（47条）	実測結果と一致（本規則）	-	実施	実測結果と一致（SA-2）	実施																																																																																																																																																																																													

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p style="text-align: center;">第51条 原子炉格納容器下部の溶接切欠治却するための設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部品種別</th> <th rowspan="2">部品番号</th> <th colspan="4">内筒下部溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却上部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却上部</th> </tr> <tr> <th>内筒 溶接治却下部</th> <th>内筒 溶接治却上部</th> <th>外筒 溶接治却下部</th> <th>外筒 溶接治却上部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内筒</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外筒</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(内筒溶接治却下部) (外筒溶接治却下部) (内筒溶接治却上部) (外筒溶接治却上部)</p> <p style="text-align: center;">第52条 原子炉格納容器上部の溶接切欠治却するための設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部品種別</th> <th rowspan="2">部品番号</th> <th colspan="4">内筒下部溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却下部</th> <th rowspan="2">内筒 溶接治却上部</th> <th rowspan="2">外筒 溶接治却上部</th> </tr> <tr> <th>内筒 溶接治却下部</th> <th>内筒 溶接治却上部</th> <th>外筒 溶接治却下部</th> <th>外筒 溶接治却上部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内筒</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外筒</td> <td>外筒溶接治却下部</td> <td>外筒溶接治却上部</td> <td>内筒溶接治却下部</td> <td>内筒溶接治却上部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(内筒溶接治却下部) (外筒溶接治却下部) (内筒溶接治却上部) (外筒溶接治却上部)</p>	部品種別	部品番号	内筒下部溶接治却下部				内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部	内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部	内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部					外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部					部品種別	部品番号	内筒下部溶接治却下部				内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部	内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部	内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部					外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部						(51条)
部品種別	部品番号			内筒下部溶接治却下部								内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部																																																				
		内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部																																																														
内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部																																																															
外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部																																																															
部品種別	部品番号	内筒下部溶接治却下部				内筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却上部																																																										
		内筒 溶接治却下部	内筒 溶接治却上部	外筒 溶接治却下部	外筒 溶接治却上部																																																														
内筒	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部																																																															
外筒	外筒溶接治却下部	外筒溶接治却上部	内筒溶接治却下部	内筒溶接治却上部																																																															

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										相違理由	
第53条 本蒸気発生炉による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備																					
設備開設・割合	系統別	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	最大事故対応計画	設備開設・割合	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	設備開設・割合	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	設備開設・割合	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	設備開設・割合	代替する機能を有する設備基準適合性評価	(53条)	
アセロラク型浮床式炉心水素脱水装置 アセロラク型浮床式炉心水素脱水装置(ルチニコット) 電磁式炉心水素脱水装置(ルチニコット) 炉心水素脱水装置(ルチニコット) 炉心水素脱水装置(ルチニコット) 炉心水素脱水装置(ルチニコット)	水素津田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【女川】	
(伊方の例)	アセロラク型浮床式炉心水素脱水装置	水素濃度監視	—	—	—	—	—	可燃	可燃型重大事故対応設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	対応手段、対応設備の相違	
第53条 本蒸気発生炉による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備																					【大飯】
設備開設・割合	設備別	設備別	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	設備開設・割合	設備別	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	設備開設・割合	設備別	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	設備開設・割合	設備別	代替する機能を有する設備基準適合性評価	設備別	重大事故対応計画	記載方針の相違
アセロラク型浮床式炉心水素脱水装置 アセロラク型浮床式炉心水素脱水装置(ルチニコット) 電磁式炉心水素脱水装置(ルチニコット) 炉心水素脱水装置(ルチニコット) 炉心水素脱水装置(ルチニコット)	水素津田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・女川審査実績の反映（流路となる設備の記載）
(伊方の例)	アセロラク型浮床式炉心水素脱水装置	水素濃度監視	—	—	—	—	—	可燃	可燃型重大事故対応設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・重大事故等対処設備として選定する設備の相違理由は、個別条文にて説明
第53条 本蒸気発生炉による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備																					・大飯・女川の水素濃度監視設備は常設設備であるが、泊は可搬型設備で水素濃度監視をする。(伊方と同様)

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対応設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
1次冷却設備					その他の設備					1次冷却設備					その他の設備					(その他の設備)		
設備類別(件数)		系統構造	代替する機器を有する設備基準等対応設備		設備種別	最大導動等対応設備		設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	(女川)		
蒸気発生器	5	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	蒸気発生器	常設	(その他の設備)	
1次冷却系ポンプ	4	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	1次冷却系ポンプ	常設	[女川]	
海水冷却器	3	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	海水冷却器	常設	設備の相違	
給水装置	2	常設	給水装置	常設	給水装置	常設	給水装置	常設	給水装置	常設	給水装置	常設	給水装置	常設	給水装置	常設	給水装置	常設	給水装置	常設		
1次冷却系管	2	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設	1次冷却系管	常設		
冷却塔+冷却塔	2	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設	冷却塔+冷却塔	常設		
原子炉格納缶	代替する機器を有する設備基準等対応設備		設備種別		最大導動等対応設備		設備種別		設備種別		設備種別		設備種別		設備種別		設備種別		(女川)			
設備類別(件数)	名前	代替する機器を有する設備基準等対応設備	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別		
原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	原子炉格納缶	常設	
燃料搬出及び貯蔵施設																						
設備類別(件数)	系統構造	代替する機器を有する設備基準等対応設備	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	
海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	海水供給ポンプ	常設	
海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	海水供給用燃料ポンプ	常設	
滑油循環用燃料ポンプ																						
設備類別(件数)	系統構造	代替する機器を有する設備基準等対応設備	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	
軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	軸流式空気扇	常設	
非常用給水装置																						
設備類別(件数)	系統構造	代替する機器を有する設備基準等対応設備	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	設備種別	
海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	
海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	海水ポンプ室	常設	
海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	海水ポンプ	常設	
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容																						
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯3・4号炉 可搬型重大事故等対処設備の選え方について										泊発電所3号炉										相違理由									
No.	設備名 称	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)	選え方	理由(注)		
1	可搬型代用給水ポンプ	2台+1台 (合計3台)	1 (7)	—	—	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
2	低温冷却水槽	2台+1台 (合計3台)	1 (7)	—	—	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
3	大浴槽ポンプ	2台+1台 (合計3台)	1 (7)	—	—	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
4	大浴槽ポンプ(淡水冷却)	1台+2台 (合計3台)	2 (7)	2	2	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
5	海水池	1台+2台 (合計3台)	2 (7)	2	2	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
6	海水泵	2台+1台 (合計3台)	1 (7)	—	—	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
7	電源機	2台+1台 (合計3台)	1 (7)	—	—	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
8	電源機(電動機駆動装置)	2台+1台 (合計3台)	1 (7)	—	—	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
9	電源機(発電機駆動用)	2台+1台 (合計3台)	1 (7)	—	—	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
10	可搬型ドライバー加圧ポンプ (計4台)	1台+2台 (合計3台)	1 (4)	—	—	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1		
11	可搬型空気ポンプ	1台+2台 (合計3台)	1 (4)	—	—	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1		
12	生活供給機	1台+2台 (合計3台)	1 (4)	—	—	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1		
13	タンクローリー	1台+2台 (合計3台)	1 (4)	2	2	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
14	シルバーフラス	1台+2台 (合計3台)	1 (4)	2	2	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
15	小型船艇	1台+2台 (合計3台)	1 (4)	—	—	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1		
16	船用ガソリンポンプ	1台+1台 (合計2台)	1 (2)	105 (105)	105 (105)	4部所×2個 各出口の差込口 差込口の差込口																							
17	河川空気取扱機(空気管)	1台+1台 (合計2台)	1 (2)	2	2	2	2	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No.	設備名稱	運営者 の記号	3/2中 合計	1号炉 合計	2号炉 合計	3号炉 合計	4号炉 合計	合計	図2中 の番号
10	異常モニタリング装置用空気 供給用	1号炉+2号 (赤)	10	代用制御室空気供給用に必要な空氣の供給用(合計) 水、空気供給用	10	10	10	4	24
11	異常モニタリング装置用空気 供給用	1号炉+2号 (赤)	2	原子炉建屋内海水サーバンク加圧用に必要な空氣 供給用	2	2	2	2	8 (合計:2+6=8)
20	可搬型給排水装置水素7.4kg 利抗装置	1号炉+2号 (赤)	1	-	1	1	1	1	4 (合計:1+1=2)
21	利抗装置	1号炉+2号 (赤)	1	-	1	1	1	1	4 (合計:1+1=2)
22	火災共通施設	セカラ 0 (青)	1	一式	1	1	1	1	4 (合計:1+1=2)
23	スプレイヤヘッド	1号炉+2号 (赤)	2	通用消防栓ポンプに付属する消火栓 台	2	2	2	2	8 (合計:2+2=4)
24	通用消防栓ポンプ重要部品	1号炉+2号 (赤)	1	-	1	1	1	1	2 (合計:1+1=2)
25	通用消防栓ポンプ回路	1号炉+2号 (赤)	2	通用消防栓ポンプからの給水路を構成する消火栓 栓柱(2台)	2	2	2	2	8 (合計:2+2=4)
26	可搬型給排水装置水素2kg 利抗装置	1号炉+2号 (赤)	1	-	1	1	1	1	4 (合計:1+1=2)
27	利抗装置	1号炉+2号 (赤)	40	原子炉建屋及び原子炉建屋内の中立槽、運送 水室及び運送水室(生水)計測用として40個の開口 部	40	40	40	40	160 (合計:40+40=80)
28	利抗装置	1号炉+2号 (赤)	2	A用消防栓ポンプに付属する消火栓 栓柱(2台)	2	2	2	2	1 (合計:2+2=4)
29	利抗装置	1号炉+2号 (赤)	1	-	1	1	1	1	2 (合計:1+1=2)
30	利抗装置	1号炉+2号 (赤)	3	利抗装置用開口部二つ入り口(1台・2基軸)29 専用開口部(2台)	3	3	3	3	9 (合計:3+3=6)
31	利抗装置	1号炉+2号 (赤)	1	-	1	1	1	1	2 (合計:1+1=2)

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
No.	回路名稱	主冷却水 流量 (m³/s)	主冷却水 温度 (℃)	回路名稱 (主冷却水流量) 主冷却水流量計(小倉所) 回路定数 回路流量計(監視計)監視計所	3号炉 4号炉 合計	3号炉 4号炉 合計	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・泊、女川とも左記に相当する内容を「共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について」に整理する。

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
共-3 級型化区分及び適合内容	共-2 級型化区分及び適合内容	共-2 級型化区分及び適合内容	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等時の環境条件における健全性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度^①及び使用温度^②）、放射線^③及び荷重^④に加えて、その他の使用条件として環境圧力^⑤、湿度による影響^⑥、重大事故等時に海水を通水する系統への影響^⑦、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの影響及び周辺機器等からの悪影響^⑧を考慮する。荷重^⑨としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度及び機械的荷重に加えて、自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重を考慮する。</p> <p>地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」にて考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、温度による影響、屋外の天候による影響^⑩、重大事故等時の放射線による影響^⑪及び荷重^⑫に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアニメーション部内及び緊急時対策所内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。</p> <p>このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ビットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ビット監視カメラは、使用済燃料ビットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第一号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等時の環境条件における健全性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度^①、使用温度^②）、放射線^③、荷重^④に加えて、その他の使用条件として環境圧力^⑤、湿度による影響^⑥、重大事故等時に海水を通水する系統への影響^⑦、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの影響及び周辺機器等からの悪影響^⑧を考慮する。荷重^⑨としては重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、重大事故等時における発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風（台風）、凍結、降水及び積雪を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響^⑩として考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）及び積雪の影響を考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度^⑪、環境圧力^⑫、湿度による影響^⑬、屋外の天候による影響^⑭、重大事故等時の放射線による影響^⑮及び荷重^⑯に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)又は保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。</p> <p>操作は、中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等時の環境条件における健全性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度^①、使用温度^②）、放射線^③、荷重^④に加えて、その他の使用条件として環境圧力^⑤、湿度による影響^⑥、重大事故等時に海水を通水する系統への影響^⑦、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの影響及び周辺機器等からの悪影響^⑧を考慮する。荷重^⑨としては重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、重大事故等時における発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風（台風）、凍結、降水及び積雪を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響^⑩として考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）及び積雪の影響を考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度^⑪、環境圧力^⑫、湿度による影響^⑬、屋外の天候による影響^⑭、重大事故等時の放射線による影響^⑮及び荷重^⑯に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)又は保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>【女川・大飯】 堆積物の相違 【大飯】 耐震方針の相違 ・中央制御室は、原原子炉建屋内に設置しているため堆積区分で言え “原子炉辅助建屋” であるが、事故時居住性を確保する画面であり、別記とした。 ・当初、燃料貯蔵庫を記載していたが、燃料貯蔵庫は、原原子炉建屋内に設置しているため堆積区分としては “原原子炉建屋” に含めている。 【女川】 耐震方針の相違 ・女川は、原原子炉建屋とその他の建物を別文書にて記載。</p>

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。</p> <p>また、地震、積雪及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。</p> <p>海水を通水する系統への影響^①に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>電磁波による影響^②に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>原子炉建屋付属棟内、制御建屋内（中央制御室を含む。）、緊急用電気品建屋（地下階）内及び緊急時対策建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。操作は、中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。</p> <p>海水を通水する系統への影響^①に対しては、常時海水を通水する、海に設置する、又は海で使用する重大事故等対処設備は耐食性材料を使用する設計とする。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。原則、淡水を通水するが、海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への海水の影響を考慮する。</p> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの選定に当たっては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害^③に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波によりその機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>屋外の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。</p> <p>海水を通水する系統への影響^①に対しては、常時海水を通水する、海に設置する、又は海で使用する重大事故等対処設備は耐食性材料を使用する設計とする。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの選定に当たっては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害^③に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波によりその機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>ているが、P種においては原子炉建屋と原子炉輔助建屋等を書き分ける特徴はないため、一文で記載する。【大飯と同様】</p> <p>【女川・火薙】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“中央制御室”と“それ以外”という括りとなる記載とした。 <p>【女川・大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前ページとの記載統一 <p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外の重大事故等対処設備で“離れた場所”から操作する設備はない。（大飯と同様） <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作場所の観点では“人が携行して使用可能”は、設置場所で操作可能に含まれる。（女川と同様） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等の発生頻度を踏まえ、重大事故等時の環境条件の設定として降下火砕物（火山の影響）、巻き波は対象外。（補足説明資料－共-3）（女川と同様） <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水影響を考慮する設備として、“海水を通水する可能性のある”と簡潔に記載した。（伊方と同様） <p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊（大飯も同様）には“原則淡水を通水”という運用ではないため、記載内容が相違するが、海水影響を考慮する設計方針は同様。

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響⁷⁾により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響⁷⁾により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について2.2火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響⁷⁾により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について2.2火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 •当該^{4行}の溢水水位に対して、高所設置に限定せず機能を損なわない設計とする方針とした。 【女川】 設計方針の相違 •泊は、溢水に対して重大事故等対処設備を防護する設計方針としている。 •止水対策のみならず、静的機器によって機能を損なわない重大事故等対処設備もあるため、機能を損なわない設計とする方針とした。</p>

泊発電所 3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所 3／4号炉		女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																																																																				
(2) 類型化の考え方																																																																																																																								
a. 考慮事項																																																																																																																								
①重大事故等における環境温度、環境圧力及び湿度による影響 ②屋外の天候による影響 ③重大事故等時の放射線による影響（人・設備） ④通常淡水通水系統に対して、重大事故等時海水通水する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥荷重（重大事故等が発生した場合における圧力、温度、機械的荷重及び地震、積雪及び降下火砕物による荷重） ⑦周辺機器等からの悪影響	(2) 類型化の考え方	a. 考慮事項 ①重大事故等における環境温度、環境圧力、湿度による影響 ②屋外の天候による影響 ③重大事故等時の放射線による影響 ④重大事故時に海水を通水する系統への影響 ⑤電磁的障害 ⑥荷重（重大事故等が発生した場合における圧力、温度、機械的荷重及び地震、風（台風）、積雪による荷重） ⑦周辺機器等からの悪影響	(2) 類型化の考え方	a. 考慮事項 ①重大事故等における環境温度、環境圧力、湿度による影響 ②屋外の天候による影響 ③重大事故等時の放射線による影響 ④重大事故等時に海水を通水する可能性のある系統への影響 ⑤電磁的障害 ⑥荷重（重大事故等が発生した場合における圧力、温度、機械的荷重及び地震、風（台風）、積雪による荷重） ⑦周辺機器等からの悪影響																																																																																																																				
b. 類型化																																																																																																																								
①～③、⑥の項目については、影響を受ける区分として、A:原子炉格納容器内、B～E:原子炉格納容器外、F:屋外（耐震建屋以外の建屋を含む）に分類するとともに、原子炉格納容器外については、さらに重大事故発生（B:IS LOCA、C:SFP事故、D:SGTR、E:その他）を想定し、それら事故時に使用する設備を分類する。	b. 類型化	①～③の項目については、A:原子炉格納容器内、B:原子炉建屋原子炉棟内、C:その他の建屋内（原子炉建屋付属棟内を含む）又はD:屋外に分類するとともに、それぞれの場所の重大事故等時における環境条件を考慮したものとする。なお、類型化区分「C」は、原子炉建屋付属棟内、制御建屋内（中央制御室を含む。）、緊急用電気品建屋（地下階）内及び緊急時対策建屋内を示す。 ④海水を通水する系統については、I:常時海水を通水又は海水で使用する系統又はII:使用時海水を通水又は淡水だけでなく海水も使用可能な系統で分類する。 ⑤、⑥及び⑦は共通事項であるため分類しない。	b. 類型化	①～③、⑥の項目については、A:原子炉格納容器内、B:原子炉格納容器外、C:屋外（耐震建屋以外の建屋を含む）に分類するとともに、原子炉格納容器外については、更に重大事故発生（Ba:IS LOCA、Bb:SFP事故、Bc:SGTR、Bd:その他）を想定し、それぞれの場所の重大事故等時における環境条件を考慮したものとする。 ④海水を通水する系統については、I:常時海水を通水又は海水で使用する系統又はII:使用時海水を通水又は淡水だけでなく海水も使用可能な系統で分類する。 ⑤、⑥及び⑦は共通事項であるため分類しない。																																																																																																																				
④海水を通水する系統については、I:常時海水を通水する系統、II:淡水又は海水から選択できる系統、III:海水を通水しない系統で分類する。 ⑤、⑦は、共通事項であるため区分しない。																																																																																																																								
				<p>記載表現の相違（女川） ・⑥は、①及び②により生じる荷重であり、⑤及び⑦のように設置・保管環境により共通的に生じる事項と分類せず、①②と同じ分類とした。設置環境に応じて、生じる荷重を考慮する設計方針は同じである。</p> <p>記載表現の相違（大飯） ・泊は対象外に分類</p>																																																																																																																				
・ 類型化区分と考慮事項の対応		・ 類型化区分と考慮事項の対応	・ 類型化区分と考慮事項の対応																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子炉格納容器内</th> <th>原子炉格納容器外</th> <th>屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備</td> <td>A ○</td> <td>B ○</td> <td>C ○</td> <td>D ○</td> <td>E ○</td> <td>F ○</td> </tr> <tr> <td>①③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>○（地震）</td> <td></td> <td>○（地震、積雪、降下火砕物）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	原子炉格納容器内	原子炉格納容器外	屋外	設備	A ○	B ○	C ○	D ○	E ○	F ○	①③	○	○	○	○	○	○	②	×					○	⑥	○（地震）		○（地震、積雪、降下火砕物）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子炉格納容器内</th> <th>原子炉格納容器外</th> <th>屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備</td> <td>A ○</td> <td>B ○</td> <td>C ○</td> <td>D ○</td> <td>E ○</td> <td>F ○</td> </tr> <tr> <td>①③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>○（地震）</td> <td></td> <td>○（地震、風（台風）、積雪）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	原子炉格納容器内	原子炉格納容器外	屋外	設備	A ○	B ○	C ○	D ○	E ○	F ○	①③	○	○	○	○	○	○	②	×					○	⑥	○（地震）		○（地震、風（台風）、積雪）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>I (海水を通水する系統)</th> <th>II (淡水又は海水から選択)</th> <th>III (海水を通水しない系統)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	区分	I (海水を通水する系統)	II (淡水又は海水から選択)	III (海水を通水しない系統)	④	○	○	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子炉格納容器内</th> <th>原子炉格納容器外</th> <th>屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備</td> <td>A ○</td> <td>Ba ○</td> <td>Bb ○</td> <td>Bc ○</td> <td>Bd ○</td> <td>C ○</td> </tr> <tr> <td>①③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>○（地震）</td> <td></td> <td>○（地震、風（台風）、積雪）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	原子炉格納容器内	原子炉格納容器外	屋外	設備	A ○	Ba ○	Bb ○	Bc ○	Bd ○	C ○	①③	○	○	○	○	○	○	②	×					○	⑥	○（地震）		○（地震、風（台風）、積雪）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>I (海水を通水する系統)</th> <th>II (淡水又は海水から選択)</th> <th>III (海水を通水しない系統)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	区分	I (海水を通水する系統)	II (淡水又は海水から選択)	III (海水を通水しない系統)	④	○	○	×	<p>○:考慮必要 ×:考慮不要</p>	<p>○:考慮必要 ×:考慮不要</p>	<p>○:考慮必要 ×:考慮不要</p>	<p>○:考慮必要 ×:考慮不要</p>
区分	原子炉格納容器内	原子炉格納容器外	屋外																																																																																																																					
設備	A ○	B ○	C ○	D ○	E ○	F ○																																																																																																																		
①③	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
②	×					○																																																																																																																		
⑥	○（地震）		○（地震、積雪、降下火砕物）																																																																																																																					
区分	原子炉格納容器内	原子炉格納容器外	屋外																																																																																																																					
設備	A ○	B ○	C ○	D ○	E ○	F ○																																																																																																																		
①③	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
②	×					○																																																																																																																		
⑥	○（地震）		○（地震、風（台風）、積雪）																																																																																																																					
区分	I (海水を通水する系統)	II (淡水又は海水から選択)	III (海水を通水しない系統)																																																																																																																					
④	○	○	×																																																																																																																					
区分	原子炉格納容器内	原子炉格納容器外	屋外																																																																																																																					
設備	A ○	Ba ○	Bb ○	Bc ○	Bd ○	C ○																																																																																																																		
①③	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
②	×					○																																																																																																																		
⑥	○（地震）		○（地震、風（台風）、積雪）																																																																																																																					
区分	I (海水を通水する系統)	II (淡水又は海水から選択)	III (海水を通水しない系統)																																																																																																																					
④	○	○	×																																																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由	
・重大事故等による環境温度、環境圧力、湿度の影響範囲 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							・重大事故等による環境温度、環境圧力、湿度及び放射線の影響範囲 運転中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							・重大事故等による環境温度、環境圧力、湿度の影響範囲 運転中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							記載表現の相違（女川）	
事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		
2次冷却系からの除熱機能喪失	○	○	○	○	C/V内		高圧・低圧注水機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		2次冷却系からの除熱機能喪失	○	○	○	○	C/V内		・炉型の相違により、事故シーケンスグループ、格納容器破損モードに相違はあるが、DBAを超える状態を想定し、温度・湿度・圧力・放射線による影響を考慮する方針は同じである。	
全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内		高圧注水・減圧機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内		・PWR（泊、大飯）は、事象発生箇所がC/V内であるため、大きく環境状態が変化する箇所をC/V内とし、設置設備に対し、環境変化の程度が大きいものを「@」として選定している。ただし、C/V内の事故例とUSFP事故については、環境変化の大きい箇所をC/V外として想定する事例ごとで影響の大きい範囲を明示している。	
原子炉補機冷却機能喪失	○	○	○	○	C/V内		原子炉停止機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		原子炉停止機能喪失	×	×	×	×	—		・女川は、各事象で影響を受ける範囲（影響の及ぶ範囲）を識別選定しております。重大事故発生時には敷地全域に影響が及ぶことを明示している。	
原子炉格納容器の除熱機能喪失	○	○	○	○	C/V内		崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		ECCS注水機能喪失	○	○	○	○	C/V内		・重大事故時における作業成立性の検討として、炉心損傷後の建屋内及び屋外の温度・放射線環境の変遷を評価し、通行制限区域や作業時の被ばく量評価を泊でも実施しており、女川の記載を参考として、重大事故時には建屋内外の放射線環境の悪化について追記した。	
原子炉停止機能喪失	×	×	×	×	—		LOCA時注水機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		ECCS再循環機能喪失	○	○	○	○	C/V内			
ECCS注水機能喪失	○	○	○	○	C/V内		格納容器バイパス (IS LOCA, SGTR)	◎	○	◎	◎	・原子炉建屋原子炉棟内		格納容器バイパス (IS LOCA, SGTR)	◎	○	◎	◎	C/V外			
ECCS再循環機能喪失	○	○	○	○	C/V内		格納容器バイパス (インターフェイスシステム LOCA)	○	○	○	○	・原子炉建屋原子炉棟内										
格納容器バイパス (IS LOCA, SGTR)	◎	○	◎	◎	C/V外																	
運転中の原子炉における重大事故							運転中の発電用原子炉における重大事故							運転中の発電用原子炉における重大事故								
格納容器破損モード	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	格納容器破損モード	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	格納容器破損モード	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		
零圧気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧破損)	○	○	◎	◎	C/V内		零圧気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内 ・その他建屋内（放射線） ・屋外（放射線）		零圧気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)	○	○	◎	◎	C/V内			
零圧気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過温破損)	◎	○	○	○	C/V内		高圧溶融物放出／格納容器零圧気 直接加熱	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内 ・その他建屋内（放射線） ・屋外（放射線）		高圧溶融物放出／格納容器零圧気 直接加熱	◎	○	◎	○	C/V内			
高圧溶融物放出／格納容器零圧気 直接加熱	◎	○	○	○	C/V内		原子炉圧力容器外の溶融燃料一冷 却材相互作用	○	○	◎	◎	C/V内		原子炉圧力容器外の溶融燃料一冷 却材相互作用	○	○	○	○	C/V内			
原子炉圧力容器外の溶融燃料一冷 却材相互作用	○	○	◎	◎	C/V内		水素燃焼	○	○	○	○	C/V内		水素燃焼	○	○	○	○	C/V内			
水素燃焼	○	○	○	○	C/V内		溶融炉心・コンクリート相互作用	○	○	○	○	C/V内		溶融炉心・コンクリート相互作用	○	○	○	○	C/V内			
溶融炉心・コンクリート相互作用	○	○	◎	◎	C/V内																	
(注) 重大事故時は、C/V外建屋内及び屋外においても、放射線影響を考慮する必要がある																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由	
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							運転停止中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故							運転停止中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故								
事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	事故シーケンスグループ	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		
崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	C/V内		崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		崩壊熱除去機能喪失	○	○	○	○	C/V内			
全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内		全交流動力電源喪失	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		全交流動力電源喪失	○	○	○	○	C/V内			
原子炉冷却材流出	○	○	○	○	C/V内		原子炉冷却材の流出	○	○	○	○	・原子炉格納容器内 ・原子炉建屋原子炉棟内		原子炉冷却材流出	○	○	○	○	C/V内			
反応度の誤投入	×	×	×	×	-		反応度の誤投入	×	×	×	×	-		反応度の誤投入	×	×	×	×	-			
女川の記載類を比較のため、入れ替えた																						
使用済燃料ビットにおける重大事故に至るおそれがある事故																						
想定事故	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	想定事故	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考	想定事故	温度	湿度	圧力	放射線	影響範囲	備考		
想定事故1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ビット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	○	○	○	○	C/V外 (SFP事故時)		想定事故1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ビット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	○	○	○	○	・原子炉建屋原子炉棟内		想定事故1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ビット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	○	○	○	○	C/V外 (SFP事故時)			
想定事故2 サイフォン現象等により使用済燃料ビット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ビットの水位が低下する事故	○	○	○	○	C/V外 (SFP事故時)	初期水位の観点から厳しい	想定事故2 サイフォン現象等により使用済燃料ビット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ビットの水位が低下する事故	○	○	○	○	・原子炉建屋原子炉棟内		想定事故2 サイフォン現象等により使用済燃料ビット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ビットの水位が低下する事故	○	○	○	○	C/V外 (SFP事故時)	初期水位の観点から厳しい		
◎：環境条件として想定する事故 ○：影響あり ×：影響なし -：該当なし																						
◎：環境条件として想定する事故 ○：影響あり ×：影響なし -：該当なし																						
◎及び○：対象機器の機能を期待する各事故シーケンスの環境条件を確認し、適切に設定																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
設備分類	設計方針	エビデンス	備考	設備分類	設計方針	関係資料	備考	設備分類	設計方針	関係資料	備考	
A C/V内	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計とする。 屋内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とする。 			2. 設計方針について <p>【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <p>(1) ①環境温度・湿度・圧力／②屋外の天候による影響／③放射線による影響（被ばく／機器）／⑥荷重</p>	2. 設計方針について <p>【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <p>(1) ①環境温度・湿度・圧力／②屋外の天候による影響／③放射線による影響／⑥荷重</p>							
B IS LOC CA	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアニュラス部内及び緊急時対策所内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。 											
C SFP	<ul style="list-style-type: none"> 操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。 原子炉補助建屋のうち制御建屋内、原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアニュラス部内及び緊急時対策所内の重大事故等対処設備は、地震による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とする。 	比較のため 記載順序を入れ替え 配置図・仕様表 健全性説明書 強度計算書 耐震計算書			2. 設計方針について <p>【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <p>(1) ①環境温度・湿度・圧力／②屋外の天候による影響／③放射線による影響（被ばく／機器）／⑥荷重</p>							
D SGTR												
E その他耐震 建屋内	<ul style="list-style-type: none"> このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。 特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。 											
F 屋外	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が操作して使用可能な設計とする。 屋外の重大事故等対処設備は、地震、積雪及び降下火砲物による荷重を適切に考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、風（台風）及び塵埃による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。 											
※ 個別条文で記載する項目を下部で示す												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
(2) ④海水を通水する系統への影響				(2) ④海水を通水する系統への影響				(2) ④海水を通水する系統への影響							
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	設備分類	設計方針	関連資料	備考	設備分類	設計方針	関連資料	備考				
I	常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐候食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	系統図 健全性説明書		I	常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐候食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。また、海水の影響を考慮した設計とする。また、海水の影響を考慮した設計とする。	系統図 (健全性説明書)		I	常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は、耐候食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	系統図 (健全性説明書)		運用の相違（女川） ・泊においても、ヒット補給等では淡水を優先して使用する方針であるが、炉心及び格納容器への注水等は対応開始以降に水源枯渇などによるSA対応の中止が生じないよう、海水を優先して使用することから、設備設計としては「海水を使用する可能性があるなら海水影響を考慮した設計」を行う。			
II	使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。			II	使用時に海水を通水する設備は海水の影響を考慮する。 ・淡水だけでなく海水も海水を通水可能な設備は、海水の影響を考慮する。具体的には、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。 ・海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮する。	系統図 (健全性説明書)		II	重大事故等時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	系統図 (健全性説明書)					
III	海水を通水しないため設計上の考慮は必要ない。（海水通水なし）			対象	海水を通水しない ・海水を通水しないため設計上の考慮は必要ない。（海水通水なし）			対象外	海水を通水しないため設計上の考慮は必要ない。（海水通水なし）						
(3) ⑤電磁波による影響／⑦他設備からの影響				(3) ⑥荷重				(3) ⑤電磁的影響／⑦他設備からの影響							
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考				
電磁波による影響	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。			荷重	・常設重大事故等対処設備は地震、風（台風）及び積雪による荷重を考慮し、機能を有効に發揮できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固定等の措置をとる。	(健全性説明書)		電磁的影響	重大事故等時において、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、電磁波による影響を確認する。ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。			電磁的の影響	重大事故等時においても、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。		記載箇所の相違（女川） ・泊では、荷重は(1)項にて同内容を考慮している。
周辺機器等からの影響	事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。	健全性説明書		電磁的の障害	事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの影響により機能を損なわない設計とする。 ・期待する安全機能は想定される重大事故等で発生する内部溢水（インターフェイスシステムLOCA）によりその機能が喪失しないように、溢水伝播防止対策等を実施する。 ・常設重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）と位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る設計とする。位置的分散は「常設重大事故防止設備の共通要因故障防止について」及び「可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止について」に示す。 ・「重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に則り、重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に機能喪失するおそれがないこと等の設計とする。詳細は「常設重大事故防止設備の共通要因故障防止について」及び「可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止について」に示す。 ・地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に示す。	(健全性説明書)		周辺機器等からの影響	事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。溢水に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等により機能を損なわない設計とする。 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）と位置的分散を図り、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る設計とする。位置的分散は「常設重大事故防止設備の共通要因故障防止について」及び「可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止について」に示す。 地震による荷重を含む耐震設計については、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に示す。	(健全性説明書)					

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43 条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

84. 通常の取扱いにおいては、他の医療情報カードよりも大きな目立つ形で記載する。また、参考書等バイブル（イーパークニッシュ・システムズム・LOCA）等の医療機関用医療情報カードの頭部に記載する。参考書等バイブル（イーパークニッシュ・システムズム・LOCA）等の頭部に記載する。

85. 通常の取扱いにおいては、他の医療情報カードよりも大きな目立つ形で記載する。参考書等バイブル（イーパークニッシュ・システムズム・LOCA）等の頭部に記載する。

86. 通常の取扱いにおいては、他の医療情報カードよりも大きな目立つ形で記載する。参考書等バイブル（イーパークニッシュ・システムズム・LOCA）等の頭部に記載する。

87. 通常の取扱いにおいては、他の医療情報カードよりも大きな目立つ形で記載する。参考書等バイブル（イーパークニッシュ・システムズム・LOCA）等の頭部に記載する。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、操作の確実性を確保するための区分及び設計方針について以下に整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合においても、重大事故等対処設備を確実に操作できるように、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行う。手順に定めた操作を確実なものとするため、操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（1.3.3 環境条件等） 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。 操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガの張り出し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。 また、電源操作は、感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事故等対処設備の操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。 現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。 現場での接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。ディスタンスピースはボルト締めフランジで取り付ける構造とする等操作が確実に行える設計とする。 また、重大事故等対処するために急速な手動操作を必要とする機器及び弁の操作は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 操作環境（①環境条件（被ばく影響等）、②空間確保、③足場の確保、④防護具、照明の確保）、操作準備（⑤工具、⑥設備の運搬、設置）、操作内容（⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業、⑪ディスタンスピース取替作業）、その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>b. 類型化 操作が不要な設備については、設備対応不要となるため、「C」に分類。 操作が必要な設備については、中央制御室での操作は中央制御室の環境条件や制御盤の設計で考慮されることから、「B」に分類。 現場操作については、「A」に分類。 現場操作の考慮事項のうち、③足場の確保、⑤工具、⑥設備の運搬、設置、⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作又は⑩接続作業については、設備ごとに対応の組合せが異なるため、その対応を設備ごとに明記する。 操作が不要な設備については、設備対応不要となるため、その対応を設備ごとに明記する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第二号 操作の確実性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、操作の確実性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする（「重大事故等時の環境条件における健全性について」） 操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。 現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は、運転員の操作性を考慮した設計とする。 想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 操作環境（①環境条件（被ばく影響等）、②空間確保、③足場の確保、④防護具、照明の確保）、操作準備（⑤工具、⑥設備の運搬、設置）、操作内容（⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業）、状態確認（⑪作動状態確認）、その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>b. 類型化 操作が必要な設備のうち中央制御室での操作は、中央制御室の環境条件や制御盤の設計で考慮されることから「A」に分類、現場操作については「B」に分類する。 現場操作の考慮事項のうち、③足場の確保、⑤工具、⑥設備の運搬、設置、⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作又は⑩接続作業については、設備ごとに対応の組合せが異なるため、その対応を設備ごとに明記する。 操作が不要な設備については、設備対応不要となる。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、操作の確実性を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件に対し、操作が可能な設計とする（「重大事故等時の環境条件における健全性について」） 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作台を設置又は近傍に配置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 現場において人力で操作を行う弁は、手動操作又は専用工具による操作が可能な設計とする。 現場での接続作業は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計とする。 想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 操作環境（①環境条件（被ばく影響等）、②空間確保、③足場の確保、④防護具、照明の確保）、操作準備（⑤工具、⑥設備の運搬、設置）、操作内容（⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作、⑩接続作業）、状態確認（⑪作動状態確認）、その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>b. 類型化 操作が必要な設備のうち、現場操作については、「A」に分類。 操作が必要な設備のうち、中央制御室での操作は中央制御室の環境条件や制御盤の設計で考慮されることから、「B」に分類。 現場操作の考慮事項のうち、③足場の確保、⑤工具、⑥設備の運搬、設置、⑦操作スイッチ操作、⑧電源操作、⑨弁操作又は⑩接続作業については、設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに明記する。 操作が不要な設備については、設備対応不要となる。</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>記載方針の相違 ・常設のみならず、近傍に台を用意しておき、使用時に使う方法もあるため「近傍に配置」も記載した。 （大飯と類似） 記載表現の相違 ・「取付金具」も含めて「専用工具」として記載した。（女川と類似）</p> <p>記載内容の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>考慮事項付番の相違 ・考慮事項の分類付番に付番はあるが、考慮事項としている項目に相違はない。</p> <p>類型化分類の相違 以下の類型化分類の差相違はあるが、考慮事項と分類区分は同じである。 ・現場操作 　泊：A、女川：B ・中央制御室操作 　泊：B、女川A ・操作不要</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
操作の確実性の確保	操作が必要な設備 ・着火環境 ①着火条件（被ぼく影響等） ②防護具 ③足場の確保 ④器具、器具の確保 ・操作準備 ⑤工具 ⑥作業の運搬、設置 ・操作内容 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪ディスタンスピース取替作業 ⑫作動状況確認 ⑬作動状況確認	現場操作 — A 中央操作 — B	操作が不要な設備	操作の確実性の確保 操作が必要な設備 ・着火条件 ①着火条件（被ぼく影響等） ②防護具、器具の確保 ③足場の確保 ④器具、器具の確保 ・操作準備 ⑤工具 ⑥作業の運搬・設置 ・操作内容 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪作動状況確認 ⑫その他の設備ごとの考慮事項	中央制御室での操作 — A 現場での操作 — B a～B g	操作の確実性の確保	操作が必要な設備 ・操作準備 ①環境条件（被ぼく影響等） ②空間確保 ③防護具、照明の確保 ④足場の確保 ⑤工具 ⑥設備の運搬・設置 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪作動状況確認 ⑫その他の設備ごとの考慮事項	現場操作 — A 中央操作 — B	操作の確実性の確保 操作が必要な設備 ・操作準備 ①環境条件（被ぼく影響等） ②空間確保 ③防護具、照明の確保 ④足場の確保 ⑤工具 ⑥設備の運搬・設置 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪作動状況確認 ⑫その他、設備等の考慮事項	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項付番の相違 ・考慮事項の分類付番に相違はあるが、考慮事項としている項目に相違はない。
操作環境	X	A 現場操作	B 中央操作	A 中央制御室での操作	B 現場での操作	対象外 (操作不要)	A 現場操作	B 中央操作	対象外 (操作不要)	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作準備		①環境条件（被ぼく影響等）	○ (中制室設計)	○ (中央制御室設計)	○	X	①環境条件（被ぼく影響等）	○ (中制室設計)	○ (中制室設計)	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作内容		②空間確保	○ (中制室設計)	○ (中央制御室設計)	○	X	②空間確保	○ (中制室設計)	○ (中制室設計)	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
状態確認		③防護具、照明の確保	X	○ (中制室設計)	○	X	③足場の確保	○	X	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作環境		④足場の確保	○ (中制室設計)	○ (中央制御室設計)	○	X	④防護具、照明の確保	○ (中制室設計)	○ (中制室設計)	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作準備		⑤工具	○	○	○	X	⑤工具	○	X	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作内容		⑥設備の運搬・設置	○	○	○	X	⑥設備の運搬・設置	○	X	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
状態確認		⑦操作スイッチ操作	○ (中制室設計)	○ (中央制御室設計)	○	X	⑦操作スイッチ操作	○ (中制室設計)	○ (中制室設計)	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作環境		⑧電源操作	X	X	○	X	⑧電源操作	○	X	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作準備		⑨弁操作	○	○	○	X	⑨弁操作	○	X	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
操作内容		⑩接続作業	○	○	○	X	⑩接続作業	○	X	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
状態確認		⑪作動状況確認	○	○	○	X	⑪作動状況確認	○	○	操作が不要な設備	操作が不要な設備	考慮事項操作の相違 ・表中に緑枠で囲った操作時の考慮事項に相違がある。 ・泊では中央制御室操作において、足場の確保を要する操作はない。 ・泊では中央制御室の環境が悪化した際には、可燃照明の使用、防護具着用し操作する場合がある。 ・泊では中央制御室内操作において、接続作業はない。
	○：考慮必要、×：考慮不要											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。					
区分	設計方針	エビデンス	バターン	備考	概型化区分	設計方針	関連資料	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	
操作環境	① 環境条件（被ばく影響等） 重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（I.3.3 環境条件等） ② 空間確保 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保する設計とする。 ③ 足場の確保 確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。 ④ 防護具、照明の確保 防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。				A 中央制御室操作	重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内で操作できるよう中央制御室から操作スイッチで操作可能な設計とする。操作スイッチは運転員の操作性を考慮した設計とし、その作動状態の確認が可能な設計とする。	(第26条 原子炉制御室等)	(操作スイッチ操作)		①環境条件（被ばく影響等） 重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「重大事故等時の環境条件における健全性について」）			
A 現場操作	⑤ 工具 一般的に用いられる工具又は取扱い金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスマートの近傍に保管できる設計とする。 ⑥ 設備の運搬、設置 人力又は車両等による運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガの設置等により固定できる設計とする。	配置図（写真）	A	※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (足場有) (工具有) (運搬設置) (操作スイッチ操作) (電源操作) (弁操作) (接続作業) (ディスタンスピース取替作業)	操作環境 —	共通の設計方針 ①環境条件（被ばく影響等） 重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「重大事故等時の環境条件における健全性について」） ②空間確保 操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保する設計とする。 ③防護具、照明の確保 防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用可能な場所に配備する。		記載位置の相違	②空間確保 操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保する設計とする。 ③足場の確保 確実な操作ができるよう、必要に応じて操作台を設置又は近傍に配置できる設計とする。 ④防護具、照明の確保 防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。	A 現場操作 操作準備 —	④足場の確保＊ 確実な操作ができるよう、必要に応じて、操作足場を設置する。		※：設備ごとに組み合わせが異なるため、その対応を設備毎に記載する。 (足場の確保) (工具有) (設備の運搬設置) (操作スイッチ操作) (電源操作) (弁操作) (接続作業)
操作内容	⑦ 操作スイッチ操作 現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。 ⑧ 電源操作 感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事故等対処設備の操作に際しては手帳どおりの操作でなければ接続できない構造の設計としている。 ⑨ 弁操作 現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。 ⑩ 接続作業 接続部は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。 ⑪ ディスタンスピース取替作業 ディスタンスピースは、ボルト締めフランジで取付ける構造とする等操作が確実に行える設計とする。				B 現場操作	⑤工具＊ 一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業が可能な設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスマートの近傍に保管できる設計とする。		*設備ごとに対応の組合せが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (足場の確保) (工具) (設備の運搬、設置) (操作スイッチ操作) (電源操作) (弁操作) (接続作業)	⑦操作スイッチ操作＊ 運転員等の操作性を考慮した操作スイッチ、遮断器等により操作可能な設計とする。	操作内容 —	⑧電源操作＊ 感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。		⑦操作スイッチ操作 現場の操作スイッチは、操作性及び人間工学的観点を考慮した操作スイッチ、遮断器等により操作可能な設計とする。 ⑧電源操作 感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。
B 中央制御室操作	重大事故等に対処するため急速な手動操作を必要とする機器 及び弁の操作は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とする。	(第26条 原子炉制御室等)	B	(操作スイッチ操作)	状態確認	共通の設計方針 ⑩作動状態確認定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、ランプ表示等により、その作動状態の確認が可能な設計とする。			⑩接続作業＊ ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。	B 中央制御室操作		重大事故等に対処するため迅速な手動操作を必要とする機器は、必要な時間内で操作できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、その作動状態の確認が可能な設計とする。	(操作スイッチ操作)
C 操作不要	操作の必要性のない機器（例：静的機器）については、操作性に係る設計上の配慮は必要ない。	仕様表	C		操作不要	操作性に係る設計上の配慮の必要はない。	—						

※個別条文で記載する事項を下部で示す

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

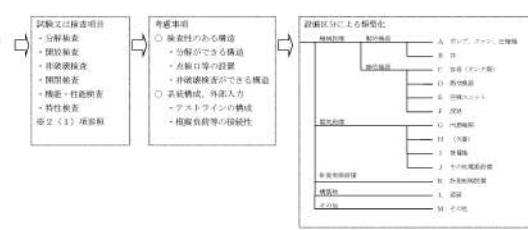
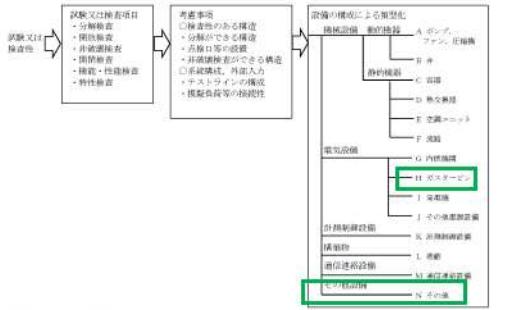
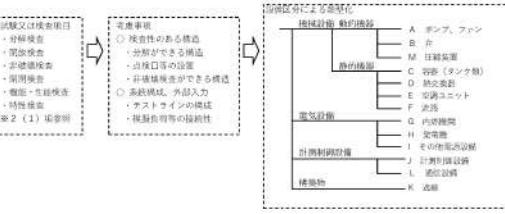
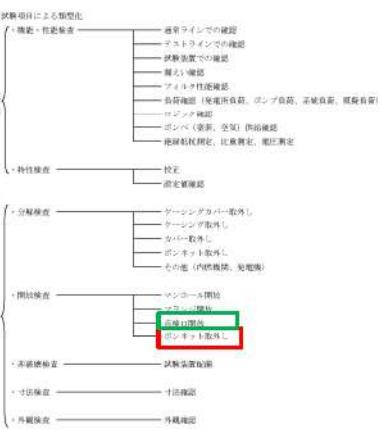
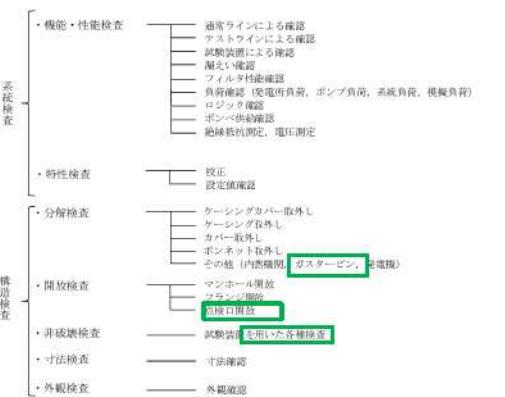
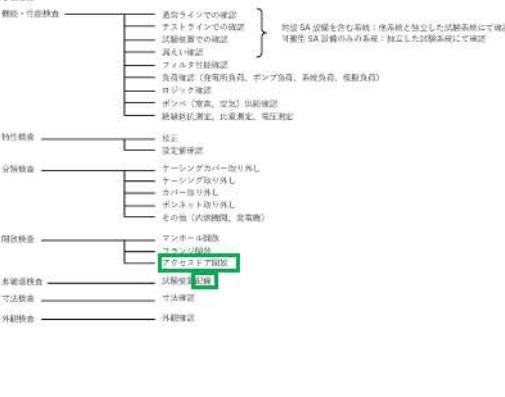
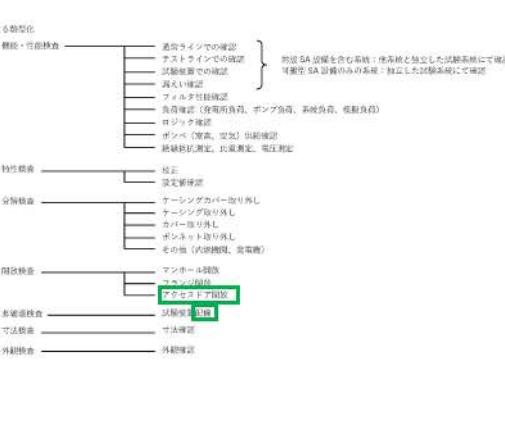
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の試験・検査性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「発電用原子力設備における破壊を引き起こす龟裂その他の欠陥の解釈について」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。 また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とするとともに非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計とする。 これらの試験及び検査については、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査を実施できることに加え、保全プログラムに基づく点検及び日常点検の保守点検内容を考慮して設計するものとする。 機能、性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則、系統試験及び漏えいが確認可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテ스트ライン等の設備を設置又は必要に応じて準備する。また、悪影響防止の観点から他と区別する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するため個別に確認を実施するものは、特性及び機能・性能確認が可能な設計とする。 原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。ただし、運転中の試験又は検査によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りとはしない設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、その健全性並びに多様性及び多重性を確認するため、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。 運転中ににおける安全保護系に係る設備である、ATWS緩和設備においては、重大事故等対処設備としての多重性を有さないため、検査実施中に機能自体の確実性はできないが、原則として運転中に定期的に健全性を確認するための試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。 代替電源設備及び可搬型のポンプを駆動するための電源は、系統の重要な部分として適切な定期的試験又は検査が可能な設計とする。 構造・強度を確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 試験又は検査項目を踏まえた上で以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○ 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テ스트ライン等の構成 ・模擬負荷等の接続性 	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第三号 試験・検査性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の試験・検査性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。 試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施可能な設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。 構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 重大事故等対処設備の試験・検査性は、「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従うことで、設置許可基準規則第12条第4項の解釈に準じた設計とする。 試験・検査性を考慮する対象の具体的な試験又は検査項目は、これまでの類似設備の保守経験等を基に策定することとし、「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」に示す。「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」においては、機器種類ごとに試験・検査性に関する設計方針を具体的に定め、これらの方針に従うことでの「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従う設備設計を実現する。 設備設計に当たっては試験又は検査項目を踏まえた上で以下を考慮する。 ○検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テ스트ライン等の構成 ・模擬負荷等の接続性 </p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の試験・検査性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。 試験及び検査は、使用前検査、使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。 機能・性能の確認においては、所要の系統機能を確認する設備について、原則として系統試験及び漏えいが確認可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテ스트ライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することにより、可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成するものは独立した試験系統、常設重大事故等対処設備を含む設備にて系統構成するものは他設備から独立した試験系統にて確認できることで、試験範囲外の系統に悪影響を与えない設計とする。 発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的に試験又は検査が実施可能な設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。 共通型故障対策装置（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、運転中に重大事故等対処設備としての機能を停止した上で試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要的動作が発生しない設計とする。 代替電源設備は、電気系統の重要な部分として適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。 構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 重大事故等対処設備の試験・検査性は、「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従うことで、設置許可基準規則第12条第4項の解釈に準じた設計とする。 試験・検査性を考慮する対象の具体的な試験又は検査項目は、これまでの類似設備の保守経験等を基に策定することとし、「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」に示す。「2.(2)設備区分ごとの設計方針の整理」においては、機器種類ごとに試験・検査性に関する設計方針を具体的に定め、これらの方針に従うことでの「(1)基本設計方針」に示す基本的な設計方針に従う設備設計を実現する。 設備設計にあたっては、試験又は検査項目を踏まえた上で以下を考慮する。 ○検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テ스트ライン等の構成 ・模擬負荷等の接続性 </p>	<p>規則改正による相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 設備区分による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 考慮事項を踏まえて、分解点検を行うための分解ができる構造であること、開放点検を行うためのマンホールや点検口等が設置されていること、非破壊検査ができる構造であること、機能・性能検査を行うためのテ스트ラインの系統構成ができること、機能・性能及び特性検査を行うための模擬負荷等の接続ができる構造であることの整理を行う。</p> <p>(c) 設備区分は、設置許可基準規則で要求されている設備を機械設備（動的機器、静的機器）、電気設備、計測制御設備、構築物、その他に分類し、分類した設備を代表的な設備区分ごとにA～Mに分類する。</p> <p>(d) A～Mの区分に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に理由及び個別の設計方針を定める。</p> 	<p>b. 類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 考慮事項を踏まえて、分解点検が可能な構造であること、開放点検を行うためのマンホールや点検口等が設置されていること、非破壊検査が可能な構造であること、機能・性能検査を行うためのテ스트ラインの系統構成が可能であること、機能・性能及び特性検査を行うための模擬負荷等の接続が可能な構造であることの整理を行う。</p> <p>(c) 設備区分は、設置許可基準規則で要求されている設備を機械設備（動的機器、静的機器）、電気設備、計測制御設備、構築物又は通信連絡設備に分類し、分類した設備を代表的な設備区分ごとにA～Nに分類する。</p> <p>(d) A～Mの区分に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に設計方針を定める。</p> 	<p>b. 設備区分による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 考慮事項を踏まえて、分解点検が可能な構造であること、開放点検を行うためのマンホールや点検口等が設置されていること、非破壊検査が可能な構造であること、機能・性能検査を行うためのテ스트ラインの系統構成が可能であること、機能・性能及び特性検査を行うための模擬負荷等の接続が可能な構造であることの整理を行う。</p> <p>(c) 設備区分は、設置許可基準規則で要求されている設備を機械設備（動的機器、静的機器）、電気設備、計測制御設備、構築物又は通信連絡設備に分類し、分類した設備を代表的な設備区分ごとにA～Mに分類する。</p> <p>(d) A～Mの区分に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、区分をNとして個別に理由及び個別の設計方針を定める。</p> 	<p>記載表現の相違 ・泊は、「その他」について類型化区分として付番しないが、A～Mに該当しない設備について個別に設計方針は同じである。</p>
<p>c. 試験項目による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 各設備の試験又は検査項目を考慮し、機能・性能検査、特性検査、分解検査、開放検査、非破壊検査、寸法検査及び外観検査に分類し、各検査における確認内容を分類する。</p> <p>(c) 分類に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に理由及び個別の設計方針を定める。</p> 	<p>c. 試験項目による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 各設備の試験又は検査項目を考慮し、機能・性能検査、特性検査、分解検査、開放検査、非破壊検査、寸法検査及び外観検査に分類し、各検査における確認内容を分類する。</p> <p>(c) 分類に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に設計方針を定める。</p> 	<p>c. 試験項目による類型化</p> <p>(a) 設置許可基準規則で要求されている設備における試験又は検査項目を抽出する。</p> <p>(b) 各設備の試験又は検査項目を考慮し、機能・性能検査、特性検査、分解検査、開放検査、非破壊検査、寸法検査及び外観検査に分類し、各検査における確認内容を分類する。</p> <p>(c) 分類に対して、試験及び検査項目に対する設計ができない場合は、個別に設計方針を定める。</p> 	<p>類型化分類の相違 ・泊は、「ガスタービン」に該当する設備を設けていないため、類型化分類していない。今後、ガスタービンに該当する設備を設ける場合には、分類「N」として個別に試験及び検査項目を策定し、必要な場合には類型化分類を更新する。</p>
			<p>記載表現の相違 ・泊は、「ピット構造」の設備の点検口を「アクセスドア」と称している。</p>

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由		
2. 設計方針について							2. 設計方針について							2. 設計方針について									
設備区分	使用前 社内検査	定期事業者 検査	保全プログラム		溶接 事業者検査		PSI	ISI	定期事業者検査							定期事業者検査							規則改正による相違
			停止時	運転時	停止時	運転時			保全プログラム	溶接事業者検査	PSI (供用前検査)	ISI (供用期間中検査)	保全プログラム	溶接事業者検査	PSI (供用前検査)	ISI (供用期間中検査)	保全プログラム	溶接事業者検査	PSI (供用前検査)	ISI (供用期間中検査)			
A ポンプ、ファン、圧縮機	構造検査 機能・性能検査	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験	起動試験	○(ポンプ) ○(ポンブ)	○(ポンブ)	○(ポンブ)			分解点検又は 取替又は (非破壊検査含む) 機能・性能試験 漏えい試験	起動試験	—	○(ポンブ)	○(ポンブ)	分解点検又は 取替又は (非破壊検査含む) 機能・性能試験	起動試験	○(ポンブ)	○(ポンブ)	分解点検又は 取替又は (非破壊検査含む) 機能・性能試験	起動試験	○(ポンブ)	○(ポンブ)	規則改正による相違	
B 手動弁、自動弁、空気作動弁、安全弁	構造検査 機能・性能検査 (開閉検査) 漏えい検査	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (開閉検査) 漏えい検査	開閉試験	○	○	○			分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (開閉検査) 漏えい検査	開閉試験	—	○	○	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (開閉検査) 漏えい検査	開閉試験	—	○	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (開閉検査) 漏えい検査	開閉試験	—	○	記載内容の相違（女川） ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。	
C 容器（タンク類）	構造検査 機能・性能検査 (容量確認検査)	—	開放点検 漏えい試験	水量、濃度、漏えい確認	○	○	○		開放点検 漏えい試験	—	○	○	開放点検 漏えい試験	—	○	○	開放点検 漏えい試験	—	○	○	記載表現の相違 ・泊の記載は、保全プログラムにて定める保全項目名を記載し、（）にて具体的な保全内容を記載している。		
D 熱交換器	構造検査 機能・性能検査	開放点検 (非破壊検査含む)	開放点検 (非破壊検査含む)	漏えい確認	○	○	○		開放点検 (非破壊検査含む)	漏えい確認	○	○	開放点検 (非破壊検査含む)	漏えい確認	○	○	開放点検 (非破壊検査含む)	漏えい確認	○	○	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。		
E 空調ユニット	構造検査 機能・性能検査	機能・性能試験	開放点検 機能・性能検査	差圧確認	—	—	—		開放点検 漏えい試験	—	○	○	開放点検 漏えい試験	—	○	○	開放点検 漏えい試験	—	○	○	記載表現の相違 ・泊の記載は、保全プログラムにて定める保全項目名を記載し、（）にて具体的な保全内容を記載している。		
F 流路	構造検査 機能・性能検査	—	開放点検 外観点検	差圧確認	—	—	—		開放点検 漏えい試験	—	○	○	開放点検 漏えい試験	—	○	○	開放点検 漏えい試験	—	○	○	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。		
G 内燃機関	機能・性能検査 (負荷検査)	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	—		分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷検査)	起動試験 負荷試験	—	—	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。			
H ガスター・ピン	機能・性能検査 (負荷検査)	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	—		分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (負荷試験)	起動試験 負荷試験	—	—	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。			
I 発電機	機能・性能検査 (模擬負荷による負荷検査)	機能・性能検査 (模擬負荷による負荷検査)	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (模擬負荷による負荷検査)	起動試験 負荷試験	—	—	—		分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (模擬負荷による負荷検査)	起動試験 負荷試験	—	—	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (模擬負荷による負荷検査)	起動試験 負荷試験	—	—	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験 (模擬負荷による負荷検査)	起動試験 負荷試験	—	—	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。		
J その他電源設備	機能・性能検査	機能・性能検査	機能・性能試験	電圧、比重確認	—	—	—		機能・性能検査	機能・性能試験	—	—	機能・性能検査	機能・性能試験	—	—	機能・性能検査	機能・性能試験	—	—	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。		
K 計測制御設備	機能・性能検査 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値確認検査、校正)	機能・性能検査 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値確認検査、校正)	分解点検 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値確認検査、校正)	バラメータ確認	—	—	—		機能・性能検査 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値確認検査、校正)	バラメータ確認	—	—	機能・性能検査 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値確認検査、校正)	バラメータ確認	—	—	機能・性能検査 (ロジック検査、校正) 特性検査 (設定値確認検査、校正)	バラメータ確認	—	—	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。		
L 遮蔽	構造検査	—	外観点検	—	—	—		外観点検	—	—	—	外観点検	—	—	—	外観点検	—	—	—	—	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。		
M 通信設備	構造検査	—	外観点検	—	—	—		外観点検	—	—	—	外観点検	—	—	—	外観点検	—	—	—	—	記載内容の相違 ・弁類の定期事業者検査として機能・性能検査で行う（開閉試験）、漏えい検査を記載した。		
N その他	構造検査 機能・性能検査	—	外観点検 機能・性能検査	外観点検 機能・性能検査	—	—	—		分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験	（個別の設計）	（個別の設計）	（個別の設計）	（個別の設計）	—	—	分解点検 (非破壊検査含む) 機能・性能試験	起動試験	—	—	—	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉								相違理由	
		△	その他	(個別の設計)	(個別の設計)	(個別の設計)	(個別の設計)	-	-	-	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
(2) 設備区分ごとの設計方針の整理			(2) 設備区分ごとの設計方針の整理			(2) 設備区分ごとの設計方針の整理			記載方針の相違
A ボンブ ファン 圧縮機	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 <u>悪影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。</u> 分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	A ボンブ、ブ ラン、圧縮機	○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、分解が可能 ・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計するとともに、この確認が可能となる場合は、外観の確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は分解又は取替えが可能な設計とする。 ボンブ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	A ボンブ、ブ ラン	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は分解又は取替えが可能な設計とする。 ボンブ車は車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	泊は、a.項として設備単体に対する試験及び検査にかかる設計方針を記載し、次へb.項にて系統機能に対する試験及び検査を実施する際の悪影響防止の設計方針を記載している。
B 手動弁 電動弁 空気作動弁 安全弁	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。 余熱除去ポンプ入口弁は、遠隔駆動装置による開閉確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	B 弁 (手動弁) (電気作動弁) (空気作動弁) (安全弁)	○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、分解が可能 ・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・分解が可能な設計とする。 ・人力による手動開閉機構を有する弁は規定トルクによる開閉確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	B 手動弁 電動弁 空気作動弁 安全弁	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・分解が可能な設計とする。 ・人力による手動開閉機構を有する弁(余熱除去ポンプ入口弁等)は、手動による開閉確認及び遠隔操作機器で開閉確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	
C 容器 (タンク類)	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 <u>悪影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。</u> 内部の確認が可能のように、マンホール等を設ける設計とする。 ほう酸タンク及び燃料取扱用水ビットについては、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。 燃料取扱用水ビット及び雨水ビットについては、外観の確認が可能な設計とする。	構造図	C 容器 (タンク類)	○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、内部の確認が可能、マンホール等設置 ・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計するとともに、この確認が可能となる場合は、外観の確認が可能な設計とする。 内部の確認が可能のように、マンホール等を設ける。又は外観の確認が可能な設計とする。 原子炉格納容器は、全体漏えい率試験が可能な設計とする。 ボンベは耐圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 ○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、外観の確認が可能な設計とする。 ・燃耗特性等、ガスフィルタは併用オフサイトの性能確認が可能な設計とする。 ○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、分解点標示が可能 ・油缶タクシ及びガスタービン発電設備軽油タンクは油量を確認可能な設計とする。 ○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、分解点標示が可能 ・クリクロリエは、車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	構造図	C 容器 (タンク類)	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能のように、マンホール等を設ける設計とする。又は外観の確認が可能な設計とする。 原子炉格納容器は、全体漏えい率試験が可能な設計とする。 ボンベは規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 ・ほう酸注入タップ、ほう酸タンク及び燃料取扱用水ビットについては、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。 ・ディーゼル発電機燃料供給油槽、燃料栓(SA)については、油量を確認可能な設計とする。 ・可搬型タンククリオリーは車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	構造図	
D 热交換器	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 <u>悪影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。</u> 内部の確認が可能のように、マンホール等を設ける設計とする。 再生熱交換器は、他系統と独立した試験系統により機能・性能確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。また、構造については応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計である。外観の確認が可能な設計とする。	構造図	D 热交換器	○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、分解点標示が可能 ・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統への影響を及ぼさず試験可能な設計とする。 ・開放点標示が可能な設計とする。 ・熱交換器ユニットは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	構造図	D 热交換器	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・内部の確認が可能のように、マンホール等を設ける設計とする。 ・再生熱交換器及び格納容器巻き管ガスサンブル冷却器は、他系統と独立した試験系統により機能・性能確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。また、構造については応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、外観の確認が可能な設計とする。	構造図	
E 空調ユニット	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 <u>悪影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。</u> 外観の確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能のように、点検口を設ける設計とする。	構造図	E 空調ユニット	○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、内部の確認が可能、外接荷の設置 ・機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統への影響を及ぼさず試験可能な設計とする。 ・フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能のように、点検口を設ける設計とする。	構造図	E 空調ユニット	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能のように、点検口を設ける設計とする。	構造図	
F 流路	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 <u>悪影響防止のため、異系統での確認は個別で実施できる設計とする。</u> 内部の確認が可能な設計とする。	構造図	F 流路	○機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能、分解が可能 ・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統への影響を及ぼさず試験可能な設計とする。 ・熱交換器設置するものは、熱交換器の設置台面に従う。 ・フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能のように、点検口を設ける設計とする。	構造図	F 流路	・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 ・フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能のように、点検口を設ける設計とする。	構造図	
G 内燃機関	機能・性能検査が可能のように、発電機側の負荷を用いる試験系統等により、機能・性能確認ができる系統設計とする。 分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	G 内燃機関	○機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・機能・性能の確認が可能のように、発電機側の負荷を用いる試験系統等により、機能・性能確認ができる設計とする。 ・分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は分解又は取替えが可能な設計とする。	構造図 系統図	G 内燃機関	・機能・性能の確認が可能のように、各種負荷(ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷)により機能・性能確認ができる系統設計とする。 ・分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	
H (次番)			H ガスターイ ン	○機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・機能・性能の確認が可能のように、蓄電機側の負荷を用いる試験系統等により、機能・性能確認が可能な設計とする。 ・分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	H 発電機	・機能・性能の確認が可能により機能・性能確認ができる設計とする。 ・分解が可能な設計とする。	構造図	
I 発電機	機能・性能検査が可能のように、各種負荷(ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷)により機能・性能確認ができる系統設計とする。 分解が可能な設計とする。	系統図	I 発電機	○機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・機能・性能の確認が可能のように、各種負荷(ポンプ負荷、系統負荷、模擬負荷)により機能・性能確認が可能な設計とする。 ・分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は分解又は取替えが可能な設計とする。 ・電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	系統図	I 発電機	・各種負荷(ポンプ負荷、模擬負荷)により機能・性能確認が可能な設計とする。 ・電源車は車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	系統図	
J その他電源設備	各種負荷(系統負荷、模擬負荷)、過録抗衡測定又は試験装置により、機能・性能の確認ができる系統設計とする。又は、蓄電池は電圧及び比重測定が、他の電池は電圧測定が可能な系統設計とする。 分解が可能な設計とする。	構造図 系統図	J その他電源設備	○機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・各種負荷(蓄電池負荷)、過録抗衡測定、弁の開閉又は試験装置により、機能・性能の確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	J 計測制御設 備	・各種負荷(蓄電池負荷)、過録抗衡測定又は試験装置により、機能・性能の確認が可能な設計とする。 ・電源車は車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	
K 計測制御設備	特性又は性能検査が可能のように、校正ができる設計とする。 特性検査が可能のように、設定値確認ができる設計とする。 機能・性能検査が可能のように、ロジック回路動作確認ができる設計とする。	ブロック図	K 計測制御設 備	○機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・機能・性能の確認が可能のように、動作確認が可能とする。 ・模擬入力による機能・性能の確認(特性確認又は設定値確認)及び校正が可能な設計とする。 ・ロジック回路を有する設備は、模擬入力による機能確認として、ロジック回路動作確認が可能な設計とする。	ブロック図	K 遮蔽	・主要部分の新規寸法が確認できる設計とする。 ・外観の確認が可能な設計とする。	構造図	
L 遮蔽	主要部分の新規寸法が確認できる設計とする。 外観の確認が可能な設計とする。	構造図	L 遮蔽	○機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・外観の確認が可能な設計とする。	構造図	L 通信設備	・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	一	
M その他	機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 分解が可能な設計とする。 外観の確認が可能な設計とする。	構造図 系統図	M 通信連絡設 備	○機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・外観の確認が可能な設計とする。	一	M 压縮装置	・機能・性能の確認が可能、分解が可能 ・分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は分解又は取替えが可能な設計とする。	構造図	
N その他			N その他	・A～Mに該当しない設備(静的測定式水素再結合装置等)は、個別の設計とする。	一	N その他	A～Mに該当しない設備(放射性物質吸着剤等)は、個別の設計とする。	一	
※必要に応じて点検計画・設備概要を含む。									
※ 個別条件文で記載する事項を下部で示す									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 機能・性能試験又は検査に際して、試験範囲外の他設備への悪影響を与えないための設計方針について以下に整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成する場合には、可搬型重大事故等対処設備のみで独立した試験系統にて確認できる設計とする。 ・常設重大事故等対処設備を含めた系統構成する場合には、試験範囲外の他設備へ影響を与えないよう適切な試験範囲を構成することで他設備から独立した試験系統にて確認できる設計とする。 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について				■設置許可基準規則 第四十三条第1項第四号 系統の切替性について				■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について				
1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、切り替え性を確認するための区分及び設計方針について整理した。 (1) 基本設計方針 重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要のある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。				1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、切り替え性を確認するための区分及び設計方針について整理した。 (1) 基本設計方針 重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。				1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、切り替え性を確認するための区分及び設計方針について整理した。 (1) 基本設計方針 重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する設備であっては、通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。				
(2) 対象選定の考え方 a. 考慮事項 速やかに切り替えられること b. 対象選定フロー 対象選定の考え方方は以下のとおり。 重大事故等に対処するために使用する系統であって、重大事故等時に通常時から系統構成を変更する系統を選定する。				(2) 対象選定の考え方 a. 考慮事項 速やかに系統を切り替えられること。 b. 対象選定 ・重大事故等に対処するために使用する系統であって、重大事故等時に通常時から系統構成を変更する系統を選定する。				(2) 対象選定の考え方 a. 考慮事項 速やかに系統を切り替えられること b. 対象選定フロー 対象選定の考え方方は以下のとおり。 重大事故等に対処するために使用する系統であって、重大事故等時に通常時から系統構成を変更する系統を選定する。				
2. 設計方針について 【要求事項】：本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。】 設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項】：本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。】 設計方針について、以下の表にまとめた。				2. 設計方針について 【要求事項】：本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。】 設計方針について、以下の表にまとめた。				
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分				区分				
				A				A				
A	重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要のある設備は、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図		A	○本来の用途以外の用途として使用するための切替え操作が必要 ・通常時の使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図		A	○本来の用途以外の用途として使用するための切替え操作が必要 ・通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	系統図		
B	重大事故等対処設備のうち、通常時から系統構成を変更せずに使用できる系統設計又は設備とする。	系統図 配置図		B	当該設備の使用に当たり切替え操作が必要 ○本来の用途として使用 - 切替え操作が必要 ・事象発生前の系統状態から速やかに切替え操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける。	系統図		Ba	当該設備の使用に当たり切替え操作が必要 ○本来の用途として使用 - 切替え操作が必要 ・事象発生前の系統状態から速やかに切替え操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける。	系統図		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																				
		<p style="text-align: center;">表1 各手段で使用される合意の相違区分(1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>手段区分</th> <th>項目</th> <th>手段名</th> <th>現状運営区分</th> <th>現状運営区分</th> <th>現状運営区分</th> <th>現状運営区分</th> <th>現状運営区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">1. 対応停止手段に 該当する手段</td> <td rowspan="11">1. 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○ 対応停止手段</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応停止手段に該当する手段</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">2. 対応強制手段に 該当する手段</td> <td rowspan="11">2. 対応強制手段に該当する手段</td> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">3. 対応強制手段に 該当しない手段</td> <td rowspan="11">3. 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○ 対応強制手段に該当しない手段</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) ○: 対応手段が設備の運営を目的とする。×: 対応手段が運営を目的としない。 (2) ○: 対応手段が運営以上で運営を目的とする。×: 対応手段が運営以上の運営を目的とする。 (3) ○: 対応手段が運営以上で運営を目的とする。×: 対応手段が運営以上で運営を目的とする。 (4) ○: 対応手段が運営以上で運営を目的とする。×: 対応手段が運営以上で運営を目的とする。 (5) ○: 対応手段が運営以上で運営を目的とする。×: 対応手段が運営以上で運営を目的とする。</p>	手段区分	項目	手段名	現状運営区分	現状運営区分	現状運営区分	現状運営区分	現状運営区分	1. 対応停止手段に 該当する手段	1. 対応停止手段に該当する手段	○ 対応停止手段	○	×	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—	2. 対応強制手段に 該当する手段	2. 対応強制手段に該当する手段	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—	3. 対応強制手段に 該当しない手段	3. 対応強制手段に該当しない手段	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—	<p>対象選定結果、「本来の用途以外の用途で使用するために切替が必要があるもの」について、赤枠で識別する。</p> <p>異系統を接続して使用する手段等を対象として抽出している。</p>
手段区分	項目	手段名	現状運営区分	現状運営区分	現状運営区分	現状運営区分	現状運営区分																																																																																																																																																																																																																
1. 対応停止手段に 該当する手段	1. 対応停止手段に該当する手段	○ 対応停止手段	○	×	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応停止手段に該当する手段	○	○	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
2. 対応強制手段に 該当する手段	2. 対応強制手段に該当する手段	○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
3. 対応強制手段に 該当しない手段	3. 対応強制手段に該当しない手段	○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
		○ 対応強制手段に該当しない手段	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

4.3 条 重大事故等對外設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																
		<p style="text-align: center;">表1 各手順で使用される設備の切替性区分(4/9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">手順名</th> <th colspan="3">各手順で使用される設備の切替性区分</th> </tr> <tr> <th>2回目以降(手順番号 番号(1)～ 番号(2))</th> <th>DEK回(手順番号 番号(3)～ 番号(4))</th> <th>空港回(手順番号 番号(5)～ 番号(6))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">14. 水素</td> <td rowspan="14">水素供給装置</td> <td>水素供給装置の初期運転手順</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">15. 水素</td> <td rowspan="14">水素供給装置</td> <td>水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">16. 水素</td> <td rowspan="14">水素供給装置</td> <td>水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">17. 水素</td> <td rowspan="14">水素供給装置</td> <td>水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	設備名	手順名	各手順で使用される設備の切替性区分			2回目以降(手順番号 番号(1)～ 番号(2))	DEK回(手順番号 番号(3)～ 番号(4))	空港回(手順番号 番号(5)～ 番号(6))	14. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順	○	×	—	15. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	×	—	—	水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○	16. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○	17. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																												
No.	設備名	手順名				各手順で使用される設備の切替性区分																																																																																																																																																																																																																																													
			2回目以降(手順番号 番号(1)～ 番号(2))	DEK回(手順番号 番号(3)～ 番号(4))	空港回(手順番号 番号(5)～ 番号(6))																																																																																																																																																																																																																																														
14. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順	○	×	—																																																																																																																																																																																																																																														
15. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	×	—	—																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
16. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
17. 水素	水素供給装置	水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
		水素供給装置の初期運転手順(初期運転手順)	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																			
		<p style="text-align: center;">表1 各手段で使用される設備の切替性区分(6/9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">機器本体</th> <th colspan="3">機器運転形態</th> </tr> <tr> <th>通常運転時</th> <th>非常運転時</th> <th>定期検査時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">1138</td> <td rowspan="11">重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）</td> <td>運転操作モード</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>停電時起動モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>停電時起動モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>正常運転モード</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>正常運転モード</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>緊急運転モード</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">1139</td> <td rowspan="11">重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）</td> <td>運転操作モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>停電時起動モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>停電時起動モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>正常運転モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正常運転モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急運転モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">1140</td> <td rowspan="11">重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）</td> <td>運転操作モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>停電時起動モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>停電時起動モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正常運転モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正常運転モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急運転モード</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No.	設備名	機器本体	機器運転形態			通常運転時	非常運転時	定期検査時	1138	重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）	運転操作モード	○	○	○	停電時起動モード	—	—	赤	停電時起動モード	—	—	青	正常運転モード	○	○	○	正常運転モード	○	○	○	緊急運転モード	○	○	○	1139	重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）	運転操作モード	—	—	—	停電時起動モード	—	—	赤	停電時起動モード	—	—	青	正常運転モード	—	—	—	正常運転モード	—	—	—	緊急運転モード	—	—	—	1140	重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）	運転操作モード	—	—	—	停電時起動モード	—	—	—	停電時起動モード	—	—	—	正常運転モード	—	—	—	正常運転モード	—	—	—	緊急運転モード	—	—	—																																																													
No.	設備名	機器本体				機器運転形態																																																																																																																																																
			通常運転時	非常運転時	定期検査時																																																																																																																																																	
1138	重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）	運転操作モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		停電時起動モード	—	—	赤																																																																																																																																																	
		停電時起動モード	—	—	青																																																																																																																																																	
		正常運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		正常運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	○	○	○																																																																																																																																																	
1139	重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）	運転操作モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		停電時起動モード	—	—	赤																																																																																																																																																	
		停電時起動モード	—	—	青																																																																																																																																																	
		正常運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		正常運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
1140	重大事故等対処設備 （主に安全系の機器）	運転操作モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		停電時起動モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		停電時起動モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		正常運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		正常運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	
		緊急運転モード	—	—	—																																																																																																																																																	

- 注1 ○：重大事故等対処設備専用モード、△：専門性認定機器専用モード、—：設備専用モードなしのモード
 □：計画運転時専用モード（運転モード）、○：運転モード専用モード（運転モード）
 ▲：運転モード専用モード（運転モード）、△：運転モード専用モード（運転モード）
 △：重大事故等対処設備専用モード、○：重大事故等対処設備専用モード
 ▲：計画運転時専用モード（運転モード）、△：運転モード専用モード（運転モード）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
		<table border="1"> <caption>表1 各手順で使用される設備の切替性区分(7/8)</caption> <thead> <tr> <th>手順区分</th> <th>項目</th> <th>手順区分</th> <th>機器選択</th> <th>専用機器</th> <th>専用機器</th> <th>専用機器</th> <th>専用機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">1.1.4 電源の供給停止による停機</td> <td rowspan="11">内燃発電機による起動</td> <td>内燃機器起動手順</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>内燃機器起動手順による停機</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ○: 重複する機器を有する手順、△: 専用機器を有する手順、-: 既存機器を有しない手順 注2 ○: 専用機器を有する手順、△: 専用機器を有しない手順 注3 ○: 専用機器を有する手順、△: 専用機器を有しない手順 注4 ○: 専用機器を有する手順、△: 専用機器を有しない手順 □: 専用機器を有する手順、△: 専用機器を有しない手順</p>	手順区分	項目	手順区分	機器選択	専用機器	専用機器	専用機器	専用機器	1.1.4 電源の供給停止による停機	内燃発電機による起動	内燃機器起動手順	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△	
手順区分	項目	手順区分	機器選択	専用機器	専用機器	専用機器	専用機器																																																																								
1.1.4 電源の供給停止による停機	内燃発電機による起動	内燃機器起動手順	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								
		内燃機器起動手順による停機	○	△	△	△	△																																																																								

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

4.3 条 重大事故等對外設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

4.3 条 重大事故等對外設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響の区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は原子炉施設（他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。 他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竪巻による影響並びにターピンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。 他設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように。 弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離すること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成すること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンスピースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。 地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、設置場所での固縛又は固定が可能な設計とする。 地震に対する耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。 火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 放水砲による建屋への放水により、屋外の設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 風（台風）及び竪巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、屋外の重大事故等対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとり、設計基準事故対処設備（防護対象施設）の他、当該設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする（「1.3.3 環境条件等」）。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第五号 悪影響の防止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竪巻による影響並びにターピンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。 系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成すること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成すること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、重大事故等発生前（通常時）に確実に隔離し、使用時に通水できるように隔離弁を直列に2個設置するか、重大事故等発生前（通常時）に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。 耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。 火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p> <p>地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竪巻による影響並びにターピンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。 系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成すること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成すること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、重大事故等発生前（通常時）に確実に隔離し、使用時に通水できるように隔離弁を直列に2個設置するか、重大事故等発生前（通常時）に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>同一設備の機能的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。 耐震設計については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。 火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p> <p>地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>風（台風）及び竪巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による上上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とす</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本箇所からの設計方針（放水砲の影響を除く）は、悪影響防止の観点で考慮事項として設定している設計方針である（大體と同様）。 ・但し各段落の末尾に記載のとおり、他要求事項の適合方針として策定することで、本項（悪影響防止）の設計方針としても有効な内容である。 ・屋外保管のSFA設備は、竪巻影響を考慮した飛散防止固縛することで、他設備に悪影響を与えない方針としている。飛散防止固縛をした状態にて竪巻被害を受けた場合、機能維持することはできにあが、屋外保管設備をすべて飛散防止固縛しておくことで共通要因故障防止も図る設計方針である。ただし、共通要因故障防止は位置的分散にて達成する設計方針としている。

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重量機器の落下を考慮する。重大事故等対処設備としては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物とならない設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 系統設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的な影響 ② 同一設備の機能的な影響（複数の機能要求） ○ 配置設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ③ 地震による影響（地震起因の火災、溢水含む） ④ 火災による影響（地震起因以外） ⑤ 内部溢水による影響（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻 ○ その他の考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 内部発生飛散物による影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪影響防止については、①～⑥は同時に考慮すべき事項として考慮事項をA項目として類型化した。 また、内部発生飛散物について考慮する。 <pre> graph LR A[重大事故等対処設備の適用に付いては、設計基準対象設備に悪影響を及ぼさないようにすること] --> B[①～⑥] C[⑦ 内部発生飛散物] --> D[高速回転機器] B --> D </pre>	<p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 系統的な影響 ② 同一設備の機能的な影響（複数の機能要求） ・その他の考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ② 内部発生飛散物による影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①については、「A a」～「A e」に分類し考慮する。 ・②については、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器を「B a」、タービンを有する高速回転機器を「B b」と分類し考慮する。 <pre> graph TD A[重大事故等対処設備の適用に付いては、設計基準対象設備に悪影響を及ぼさないようにすること] --> B[①～⑥] C[⑦ 内部発生飛散物] --> D[高速回転機器] E[タービンを有する高速回転機器] B --> Aa B --> Ab B --> Ac B --> Ad B --> Ae C --> Ba C --> Bb </pre>	<p>るとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 系統設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 系統的な影響 ② 同一設備の機能的な影響（複数の機能要求） ○ 配置設計的考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ③ 地震による影響（地震起因の火災、溢水含む） ④ 火災による影響（地震起因以外） ⑤ 内部溢水による影響（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巒 ○ その他の考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 内部発生飛散物による影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪影響防止については、①～⑥は同時に考慮すべき事項として考慮事項を設定し、①系統設計としての考慮事項についてはA項目として、A a～A eに分類し類型化した。 また、⑦内部発生飛散物について考慮する。 <pre> graph TD A[重大事故等対処設備の適用に付いては、設計基準対象設備に悪影響を及ぼさないようにすること] --> B[①～⑥] C[⑦ 内部発生飛散物] --> D[高速回転機器] E[タービンを有する高速回転機器] B --> Aa B --> Ab B --> Ac B --> Ad B --> Ae C --> Ba C --> Bb </pre>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の①及び⑦と女川の①及び②は同一の設計方針であり、相違していない。 ・前へ→の相違理由に記載のとおり、他要求事項への適合方針として実施する悪影響防止策についても、②～⑥として類型化し整理している（大飯と同様）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																															
2. 設計方針について		2. 設計方針について	2. 設計方針について																																																																																																																																																																
<p>【要求事項：工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。】 (1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。 ①～⑥ 系統的な影響、機能的な影響、地震、溢水、火災、風（台風）及び竜巻</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">系統的な影響</td> <td colspan="4"> 悪影響を及ぼさないよう以下の設計とする。 • 通常時の系統構成を変えることなく重大事故等時としての系統構成ができる。 • 通常時又は重大事故等時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離ができる。 • 通常時の分離された状態から接続することで重大事故等対処設備としての系統構成ができる。 • 他の設備から独立して単独で使用が可能。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるようにディスタンシングバースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">機能的な影響</td> <td>兼用</td> <td colspan="3"> 要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。 </td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td colspan="3"> 第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="67 635 224 714" style="vertical-align: top;">地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)</td> <td colspan="4"> 第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。 波浪場所での固縛又は固定が可能な設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="67 714 224 794" style="vertical-align: top;">地震起因以外 の火災による 影響</td> <td colspan="4"> 第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="67 794 224 952" style="vertical-align: top;">地震起因以外 の溢水による 影響</td> <td colspan="4"> 第9条（溢水による 損傷の防止等）に基 づき設計すること で、他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計 とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="67 952 224 1111" style="vertical-align: top;">風（台風） 竜巻</td> <td colspan="4"> 第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する ことで、竜巻防護装置 設備に悪影響を及ぼ さない設計とする。 第6条（外部 からの衝擊による 損傷の防 止）に基づき設 計する ことで、他の设备 に悪影 響を及ぼ さない設 計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="67 1111 224 1270" style="vertical-align: top;">落雷</td> <td colspan="4"> 系統的な影響に含む。（系統分離） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1111 449 1270" style="vertical-align: top;"> 森林火災 飛来物 爆発 近隣工 場の火災 </td> <td colspan="4"> 地震起因以外の火災による影響に含む。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	常設SA設備		可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	系統的な影響	悪影響を及ぼさないよう以下の設計とする。 • 通常時の系統構成を変えることなく重大事故等時としての系統構成ができる。 • 通常時又は重大事故等時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離ができる。 • 通常時の分離された状態から接続することで重大事故等対処設備としての系統構成ができる。 • 他の設備から独立して単独で使用が可能。				特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるようにディスタンシングバースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				機能的な影響	兼用	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。			共用	第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。			地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。 波浪場所での固縛又は固定が可能な設計とする。				地震起因以外 の火災による 影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。				地震起因以外 の溢水による 影響	第9条（溢水による 損傷の防止等）に基 づき設計すること で、他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計 とする。				風（台風） 竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する ことで、 竜巻防護装置 設備に悪影響を及ぼ さない設計とする。 第6条（外部 からの衝擊による 損傷の防 止）に基づき設 計する ことで、 他の设备 に悪影 響を及ぼ さない設 計とする。				落雷	系統的な影響に含む。（系統分離）				森林火災 飛来物 爆発 近隣工 場の火災	地震起因以外の火災による影響に含む。				<p>【要求事項：工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。】 (1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。 ①系統的な影響</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">系統的な影響</td> <td colspan="4"> 他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能なよう以下のいずれかの設計とする。 • 通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 通常時の分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 • 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 • 上記のいずれにも該当しない場合は、設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるように断開弁を直列に2個設置する。通常時に接続先と分離された状態により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">機能的な影響</td> <td>兼用</td> <td colspan="3"> 要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。 </td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td colspan="3"> 第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 635 898 714" style="vertical-align: top;">地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)</td> <td colspan="4"> 第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とするとともに、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 714 898 794" style="vertical-align: top;">地震起因以外 の火災による 影響</td> <td colspan="4"> 第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 794 898 952" style="vertical-align: top;">地震起因以外 の溢水による 影響</td> <td colspan="4"> 想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 952 898 1111" style="vertical-align: top;">風（台風） 竜巻</td> <td colspan="4"> 第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する。他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 1111 898 1270" style="vertical-align: top;">落雷</td> <td colspan="4"> 第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計された建屋内に保管することで他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	常設SA設備		可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	系統的な影響	他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能なよう以下のいずれかの設計とする。 • 通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 通常時の分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 • 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 • 上記のいずれにも該当しない場合は、設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるように断開弁を直列に2個設置する。通常時に接続先と分離された状態により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				機能的な影響	兼用	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。			共用	第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。			地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とするとともに、 転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定 が可能な設計とする。				地震起因以外 の火災による 影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。				地震起因以外 の溢水による 影響	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。				風（台風） 竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する。他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計とする。				落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計された建屋内に保管することで他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。				<p>【要求事項：工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。】 (1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">系統的な影響</td> <td colspan="4"> 他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能なよう以下のうちいずれかの設計とする。 • 通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 通常時の分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 • 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 • 上記のいずれにも該当しない場合は、設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるように断開弁を直列に2個設置する。通常時に接続先と分離された状態により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">機能的な影響</td> <td>兼用</td> <td colspan="3"> 要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。 </td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td colspan="3"> 第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1325 635 1527 714" style="vertical-align: top;">地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)</td> <td colspan="4"> 第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とともに、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1325 714 1527 794" style="vertical-align: top;">地震起因以外 の火災による 影響</td> <td colspan="4"> 第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1325 794 1527 952" style="vertical-align: top;">地震起因以外 の溢水による 影響</td> <td colspan="4"> 想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1325 952 1527 1111" style="vertical-align: top;">風（台風） 竜巻</td> <td colspan="4"> 第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する。他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1325 1111 1527 1270" style="vertical-align: top;">落雷</td> <td colspan="4"> 第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計された建屋内に保管することで他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	常設SA設備		可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	系統的な影響	他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能なよう以下のうちいずれかの設計とする。 • 通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 通常時の分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 • 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 • 上記のいずれにも該当しない場合は、設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるように断開弁を直列に2個設置する。通常時に接続先と分離された状態により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				機能的な影響	兼用	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。			共用	第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。			地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とともに、 転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定 が可能な設計とする。				地震起因以外 の火災による 影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。				地震起因以外 の溢水による 影響	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。				風（台風） 竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する。他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計とする。				落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計された建屋内に保管することで他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。			
項目		常設SA設備		可搬型SA設備																																																																																																																																																															
	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																															
系統的な影響	悪影響を及ぼさないよう以下の設計とする。 • 通常時の系統構成を変えることなく重大事故等時としての系統構成ができる。 • 通常時又は重大事故等時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離ができる。 • 通常時の分離された状態から接続することで重大事故等対処設備としての系統構成ができる。 • 他の設備から独立して単独で使用が可能。																																																																																																																																																																		
	特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるようにディスタンシングバースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
機能的な影響	兼用	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。																																																																																																																																																																	
	共用	第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																	
地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。 波浪場所での固縛又は固定が可能な設計とする。																																																																																																																																																																		
地震起因以外 の火災による 影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。																																																																																																																																																																		
地震起因以外 の溢水による 影響	第9条（溢水による 損傷の防止等）に基 づき設計すること で、他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計 とする。																																																																																																																																																																		
風（台風） 竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する ことで、 竜巻防護装置 設備に悪影響を及ぼ さない設計とする。 第6条（外部 からの衝擊による 損傷の防 止）に基づき設 計する ことで、 他の设备 に悪影 響を及ぼ さない設 計とする。																																																																																																																																																																		
落雷	系統的な影響に含む。（系統分離）																																																																																																																																																																		
森林火災 飛来物 爆発 近隣工 場の火災	地震起因以外の火災による影響に含む。																																																																																																																																																																		
項目	常設SA設備		可搬型SA設備																																																																																																																																																																
	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																															
系統的な影響	他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能なよう以下のいずれかの設計とする。 • 通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 通常時の分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 • 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 • 上記のいずれにも該当しない場合は、設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
	特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるように断開弁を直列に2個設置する。通常時に接続先と分離された状態により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
機能的な影響	兼用	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。																																																																																																																																																																	
	共用	第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																	
地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とするとともに、 転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定 が可能な設計とする。																																																																																																																																																																		
地震起因以外 の火災による 影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。																																																																																																																																																																		
地震起因以外 の溢水による 影響	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
風（台風） 竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する。他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計された建屋内に保管することで他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
項目	常設SA設備		可搬型SA設備																																																																																																																																																																
	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																															
系統的な影響	他の系統へ悪影響を及ぼさない系統構成が可能なよう以下のうちいずれかの設計とする。 • 通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 通常時の分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。 • 他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。 • 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。 • 上記のいずれにも該当しない場合は、設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
	特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に閉鎖し、使用時に通水できるように断開弁を直列に2個設置する。通常時に接続先と分離された状態により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
機能的な影響	兼用	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。																																																																																																																																																																	
	共用	第43条第2項第二号（共用の禁止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																	
地震による 他の設備への 影響 (地震起因 の火災、溢 水を含む)	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とともに、 転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定 が可能な設計とする。																																																																																																																																																																		
地震起因以外 の火災による 影響	第41条（火災による損傷の防止）に示す火災防護を行う。																																																																																																																																																																		
地震起因以外 の溢水による 影響	想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
風（台風） 竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計する。他の設備へ悪影 響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防 止）に基づき設計された建屋内に保管することで他の設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。																																																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑦ 内部発生飛散物		② 内部発生飛散物による影響	⑦ 内部発生飛散物	
項目	設計方針	項目	設計方針	
内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器はない。	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管について、十分な強度を有する設計とする。 ポンベは高圧ガス保安法に適合する容器弁により飛散物が発生しないものとする。	
高速回転機器の破損	飛散物とならない設計とする。	高速回転機器	飛散物とならない設計とする。	
ガス爆発	爆発性のガスを内包する機器はない。	ガス爆発	爆発性のガスを内包する機器は設置しない。	
重量機器の落下	落下により他の設備に悪影響を与えるような重量機器はない。	重量機器の落下	落下により他の設備に悪影響を与えるような重量機器は設置しない。	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。							
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考	影響評価項目	設計方針	関連資料	影響評価項目	設計方針	関連資料	備考					
系統設計的考慮事項	①(他設備への系統的な影響)	系統図配置図	<ul style="list-style-type: none"> 弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成をすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能となること。並びに通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (系統構成可能・系統分離) 特に放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンスピースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (系統構成可能・系統分離) 	①系統的な影響	A a 弁等の操作で系統構成	通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。	系統図配置図	①(他設備への系統的な影響)	Aa : 弁等で系統構成	通常時の系統構成から、弁等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。	系統図配置図				
					A b 通常時は隔離又は分離	通常時の隔離又は分離された状態から、弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。			Ab : 通常時は分離	通常時の隔離又は分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成が可能な設計とする。					
					A c 他設備から独立	他の設備から独立して単独で使用可能な設計とする。			Ac : 他設備から独立	他の設備から独立して単独で使用可能とする。					
					A d DB施設と同じ系統構成	設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。			Ad : DBと同系統構成	設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。					
					A e その他	設備ごとの設計により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。			Ae : 放射性物質又は海水を含む系統との分離	特に放射性物質又は海水を含む系統と含まない系統を接続する場合は、通常時に確実に隔離し、使用時に通水できるようには隔離弁を直列に2個設置するか、通常時に接続先と分離された状態とするなどにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (系統分離)					
	②(同一設備の機能的な影響:二つ以上の機能要求)	容量設定根拠		②内部発生飛散物による影響	B a 内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管について、十分な強度を有する設計とする。 (強度計算書)			②(同一設備の機能的な影響:二つ以上の機能要求)	-	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設備の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。 (容量の兼用) 容量の設定根拠については、「1.3.2 容量等」に記載する。		容量設定根拠			
					B b 高速回転機器	タービン等が破損により飛散することがないよう設計する。 構造図			-	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設備の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。 (容量の兼用) 容量の設定根拠については、「1.3.2 容量等」に記載する。		容量設定根拠			
					対象外	-			-	要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能を使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設備の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。 (容量の兼用) 容量の設定根拠については、「1.3.2 容量等」に記載する。		容量設定根拠			
					※ 個別条文へ記載する事項を下部に示す				③(地震)	-	地盤により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地盤による火災源、溢水源となるないように設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、設置場所での固縛又は固定が可能な設計とする。 (第39条 地震による損傷の防止)	(地震、溢水、火災による影響)			
					比較のため次頁へ転記					-	地盤により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地盤による火災源及び溢水源となるないように、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。 (第39条 地震による損傷の防止)				
配置設計的考慮事項	③(地震) ④(火災) ⑤(内部溢水) ⑥(風(台風)、竜巻)	-	(地震、溢水、火災により他設備へ影響を及ぼさない)		地盤起因以外の火災 火災発生防止、感知、消火による火災防護ができる設計とする。 (第41条 火災による損傷の防止)					-	地盤起因以外の火災 火災発生防止、感知及び消火による火災防護ができる設計とする。 (第41条 火災による損傷の防止)				
					地盤起因以外の溢水 地盤起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放水砲による建屋への放水により、屋外の設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。					-	地盤起因以外の溢水 地盤起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放水砲について、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				
					外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。					-	・風(台風)及び竜巻(屋内) 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。				
					また、屋外の重大事故等対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとり、設計基準事故対処設備(防護対象施設)の他、当該設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする(1.1.3.3 構造条件等)。					-	・風(台風)及び竜巻(屋外) 風荷重による浮上及び転倒滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとる設計とする。				
										-	(地震、溢水、火災により他設備へ影響を及ぼさない)				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

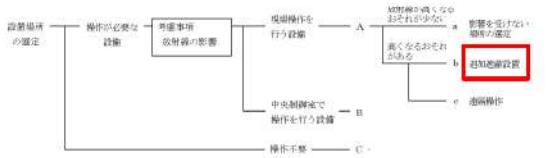
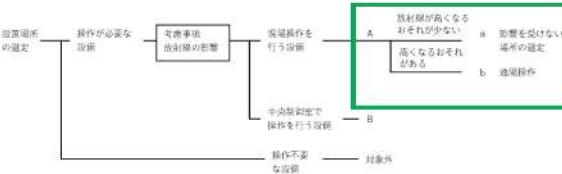
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
影響評価項目		設計方針	エビデンス	類型化区分			設計方針	関連資料	設計方針			関連資料	備考
I	⑦ (内部発生飛散物)	高遡回転機器は、飛散物となるない設計とする。	評価書	②内部発生飛散物 による影響	B a	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管について、十分な強度を有する時計とする。	(強度計算書)	B a : 高速回転機器 (今回設置又は配備)	内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮する。内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、変更許可申請以前から設計基準対象施設として設置している高速回転機器は、基準規則の要求事項に変更がないため、影響評価の対象外とする。	構造図			
				B b	タービン等が破損により飛散するところがないよう設計する。	構造図							
				対象外	—	—							

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、設置場所の区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とするか、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で、若しくは中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・操作の有無で分類を行い、操作（復旧作業を含む。以下同じ。）不要な設備は「C」として分類。 ・中央制御室遮蔽区域の内外か外で分類し、放射線の影響を受ける中央制御室外の現場で操作を行う設備は「A」として分類。 ・現場操作を行なう「A」分類の設備において、放射線量が高くなるおそれが少ない場合を「a」、高くなるおそれがある場合については、「追加の遮蔽設置によるもの」を「b」、遠隔操作によるものを「c」として分類。 ・放射線の影響を考慮した設計を行なっている中央制御室遮蔽区域である中央制御室での遠隔操作可能な設備は「B」として分類。</p> 	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第1項第六号 重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・操作（復旧作業を含む。以下同じ。）の有無で分類を行い、操作が必要な設備を「A」又は「B」に、操作不要な設備を「対象外」として分類。 ・中央制御室遮蔽区域の内外で分類し、放射線の影響を受ける中央制御室外で現場操作を行う設備は「A」として分類し、設置場所で操作可能な設備を「a」、離れた場所から操作可能な設備を「b」として分類。 ・放射線の影響を考慮した設計を行なっている中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設備を「B」として分類。</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、設置場所の区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量が高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・操作（復旧作業を含む。以下同じ。）の有無で分類を行い、操作が必要な設備を「A」又は「B」に、操作不要な設備は「対象外」として分類。 ・中央制御室遮蔽区域の内外で分類し、放射線の影響を受ける中央制御室外で現場操作を行う設備は「A」として分類。 ・現場操作を行なう「A」分類の設備において、放射線量が高くなるおそれが少ない場合を「a」、高くなるおそれがある場合を「b」として分類。 ・放射線の影響を考慮した設計を行なっている中央制御室遮蔽区域である中央制御室から操作可能な設備は「B」として分類。</p> 																																																																	
<p>2. 設計方針について 【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>パターン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A 現場操作</td> <td>a. 遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれのない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。</td> <td>配図</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とする。</td> <td>配図</td> <td>Ab</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。</td> <td>配図</td> <td>Ac</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 中央制御室操作</td> <td>中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</td> <td>-</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 操作不要</td> <td>設備の操作の必要がない機器（静的機器）については、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。</td> <td>仕様表</td> <td>C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考	A 現場操作	a. 遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれのない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。	配図	Aa		b. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とする。	配図	Ab		c. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配図	Ac		B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	-	B		C 操作不要	設備の操作の必要がない機器（静的機器）については、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。	仕様表	C		<p>2. 設計方針について 【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 現場操作</td> <td>A a 現場（設置場所）で操作可能</td> <td>現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。</td> <td>配図 接続図</td> </tr> <tr> <td>A b 現場（遠隔）で操作可能</td> <td>現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。</td> <td>配図 接続図</td> </tr> <tr> <td>B 中央制御室操作</td> <td>B a 中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</td> <td>中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 個別条文へ記載する事項を下部に示す</p>	区分	設計方針	関連資料	A 現場操作	A a 現場（設置場所）で操作可能	現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配図 接続図	A b 現場（遠隔）で操作可能	現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配図 接続図	B 中央制御室操作	B a 中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	-	操作不要	対象外	操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	-	<p>2. 設計方針について 【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 現場操作</td> <td>a. 現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。</td> <td>配図 接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。</td> <td>配図 接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 中央制御室操作</td> <td>中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（対象外）操作不要</td> <td>操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	A 現場操作	a. 現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配図 接続図		b. 現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配図 接続図		B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	-		（対象外）操作不要	操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	-	
区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考																																																															
A 現場操作	a. 遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれのない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。	配図	Aa																																																																
	b. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とする。	配図	Ab																																																																
	c. 放射線量が高くなるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配図	Ac																																																																
B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	-	B																																																																
C 操作不要	設備の操作の必要がない機器（静的機器）については、設置場所に係る設計上の配慮は必要ない。	仕様表	C																																																																
区分	設計方針	関連資料																																																																	
A 現場操作	A a 現場（設置場所）で操作可能	現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配図 接続図																																																																
	A b 現場（遠隔）で操作可能	現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配図 接続図																																																																
B 中央制御室操作	B a 中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	-																																																																
操作不要	対象外	操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	-																																																																
区分	設計方針	関連資料	備考																																																																
A 現場操作	a. 現場操作（設置場所） 放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所（使用場所）で操作可能な設計とする。	配図 接続図																																																																	
	b. 現場操作（遠隔） 放射線の影響を受けない離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。	配図 接続図																																																																	
B 中央制御室操作	中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。	-																																																																	
（対象外）操作不要	操作不要な設備については、設置場所に係る設計上の配慮はない。	-																																																																	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備			
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故等対処設備の容量の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁放出流量及び発電機容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。 事故対応手段の系統設計において、常設重大事故等対処設備のうち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対しても十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。 常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。 常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独で、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>(2) 類型化 a. 考慮事項 使用条件を踏まえた系統設計 ①圧力、②配管圧損、③温度について、設備仕様により考慮する。 ④DBA設備との容量比較 ⑤補給による追加手段 その他、設備ごとの考慮事項があれば、必要により個別設備の設計方針に加える。</p> <p>b. 類型化 常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器は「A」と分類する。 常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、想定される重大事故等の収束に必要となる容量等の仕様に対して十分であることを評価して確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とし「A」と分類する。 常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて想定される重大事故等の収束に必要となる容量等を有する設計とし「B」と分類する。 設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用する場合、常設重大事故等対処設備単独で想定される重大事故等の収束に必要となる容量等を有する設計とし「C」として分類する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第2項第一号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するものについては、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、設計基準対象施設としての容量等と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>なお、「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁吹出量、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号の設定値等とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁吹出量、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号等の設定値とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p>	<p>記載方針の相違 泊は、43条まとめ本文の記載順と同じく、「容量等の定義」に続けて、常設SA設備の容量等の設計方針3つを記載する。</p> <p>相違化付番の相違 ・泊と女川で、常設SA設備の容量等の3つ設計方針は同じであるが、相違化付番が以下のとおり相違している。 ・DB設備をSA時にそのまま使用するSA設備 泊：A、女川：B ・DB設備をSA時に使用し、補給を要するSA設備 泊：B、女川：C ・SA専用のSA設備 泊：C、女川：A ・女川は「BとC」を一項目で記載している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.3.0

43条 重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<ul style="list-style-type: none"> 流路として期待する配管、ストレーナ、熱交換器等は対象外とする。（これら設備による圧力損失は、詳細設計段階でポンプ流量の設定において考慮する）また、“容量等”に該当しない各設備の容量についても対象外とする。 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>必要な容量等の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 内蔵事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 圧力 ② 管圧損 ③ 温度 ④ DBA容積との容量比較 ⑤ 対応 その他、設備ごとの考慮事項 設計基準設計対応設備の使用 <ul style="list-style-type: none"> A 設計基準設計対象設備の容量等が系統の目的に応じて必要な容量等に対して十分であるとの判断 B 設計基準設計対象設備の容量等が系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備 C 設計基準設計対応設備以外を使用 <p>設計基準設計対応設備等を有する設備</p>	<p>必要な容量等の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 圧力 ② 管圧損 ③ 温度 ④ 設計基準対象設備との容量等の比較 ⑤ 構造による追加手段その他の設備ごとの考慮 <p>重大事故等への対処を本末の目的として措置するもの</p> <p>設計基準設計対象設備の系統 必要な容量等に対して十分であるもの</p> <p>設計基準設計対象設備の容量等を有するもの</p> <p>武道 対象外</p>	<p>必要な容量等の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> 内蔵事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 圧力 ② 管圧損 ③ 温度 ④ DBA容積との容量比較 ⑤ 対応 その他、設備ごとの考慮事項 設計基準設計対応設備の使用 <ul style="list-style-type: none"> A 設計基準設計対象設備の容量等が系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備 B 設計基準設計対象設備の容量等が系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備 C 最大事故等の対応設備で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備 <p>最大事故等の対応設備で系統の目的に応じて必要な容量等を有する設備としてのみ活性化する設備 対象外</p>	<p>類型化付番の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊と女川で、常設SA設備の容量等の3つ設計方針は同じであるが、類型化付番が以下のとおり相違している。 ・IP設備をSA時にそのまま使用するSA設備 泊 : A, 女川 : B ・IP設備をSA時に使用し、補給を要するSA設備 泊 : B, 女川 : C ・SA専用のSA設備 泊 : C, 女川 : A

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、共用の禁止を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の原子炉施設において共用しない設計とする。 ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。 共用する設備は、非常用取水設備のうち貯水槽、号機間電力融通ケーブル、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、中央制御室、中央制御室遮蔽、中央制御室空調装置、緊急時対策所及び通信連絡設備である。 非常用取水設備のうち貯水槽は、共用により自号炉だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の海水取水箇所も使用することで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。 この設備は容量がなく3号炉及び4号炉に必要な取水容量を十分に有しているが、共用により悪影響を及ぼさないように引き波時においても貯水槽により3号炉及び4号炉に必要な海水を確保する設計とする。 号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）からの号機間電力融通は、号機間電力融通ケーブルを手動で3号炉及び4号炉の非常用高圧母線へ接続し、遮断器を投入することにより、重大事故等の対応に必要となる電力を供給可能となり、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。 これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう重大事故等発生時以外、号機間電力融通恒設ケーブルを非常用高圧母線の遮断器から切り離し、遮断器を開放することにより、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）と分離が可能な設計とする。 また、重大事故等時にタンクローリーを用いた燃料補給を行う場合の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、補給作業時間の短縮を図り作業員の安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。3号炉及び4号炉の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。 なお、ディーゼル発電機、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時に他号炉へ号機間電力融通を行なう場合、3号炉及び4号炉共用とする。 中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故対応を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。 各号炉の監視・操作盤は共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。 中央制御室空調装置は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の系統も使用することで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。 3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。 緊急時対策所は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第2項第二号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、共用の禁止を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、共用の禁止を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>設計方針の相違 ・単基申請の泊・女川は共用しない設計方針であるのに対し、タブレット申請の大飯では共用が必要な設備について共用する方針</p>

柏発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

4.3 条 重大事故筆對外設備

相違理由	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	大飯発電所3／4号炉												
			<p>考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所連蔽、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、SPDS表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号炉ごとに表示及び監視できる設計とする。また、通信連絡設備は、3号炉及び4号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>また、緊急時対策所は、1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提として1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に設置し、連蔽のみを共用するため、1号炉及び2号炉に悪影響を及ぼさない。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共有する設計とする。</p> <p>通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>												
(2) 対象選定の考え方			<p>(2) 対象選定の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用することによって安全性の向上が期待される配慮があり、さらに他の設備に悪影響を与えない場合は、共用できる。 <p>b. 対象選定フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定の考え方は以下のとおり。 <p>重大事故等に対する対応設備であるため、共用している設備を選定する。</p> <pre> graph LR A[重大事故等時に使用する設備] --> B{共用している設備} B --> C[選定対象 A] B --> D[共用しない設備] </pre>												
2. 設計方針について			<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項】二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。】</p> <p>設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上するよう配慮した上で、共用によりそれぞれの号炉の機能が喪失するような悪影響を及ぼさない設計とする。</td> <td>仕様表 (共-1 共用に関する設計上の考慮)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において、共用しない設備とする。</td> <td>仕様表</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	エビデンス	備考	A	共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上するよう配慮した上で、共用によりそれぞれの号炉の機能が喪失するような悪影響を及ぼさない設計とする。	仕様表 (共-1 共用に関する設計上の考慮)		B	2以上の発電用原子炉施設において、共用しない設備とする。	仕様表	
区分	設計方針	エビデンス	備考												
A	共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（安全機能）を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上するよう配慮した上で、共用によりそれぞれの号炉の機能が喪失するような悪影響を及ぼさない設計とする。	仕様表 (共-1 共用に関する設計上の考慮)													
B	2以上の発電用原子炉施設において、共用しない設備とする。	仕様表													
			<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項】二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。】</p> <p>設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-					
区分	設計方針	関連資料	備考												
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替 バラメータ（当該バラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要な監視バラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とすることで、重要な監視バラメータに対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替バラメータは重要な監視バラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び爆発等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム及び重大事故等時の高爆薬量を考慮する。</p> <p>なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。</p> <p>設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備を内包する建屋並びに地中の配管トレンチについては、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、重大事故防止設備と同様に可能な限り多様性を考慮する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第2項第三号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視バラメータ（当該バラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要監視バラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とする等、重要監視バラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とする。重要代替監視バラメータは、重要監視バラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>サポート系の故障については、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源を考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、常設重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視バラメータ（当該バラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要監視バラメータと異なる物理量又は測定原理とする等、重要監視バラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とする。重要代替監視バラメータは、重要監視バラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>サポート系の故障については、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源を考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して常設重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上に設置する。地震、津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置する。</p> <p>落雷に対して空冷式非常用発電装置は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重性を持つ設計とする。</p> <p>高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p>	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故防止設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する。常設重大事故防止設備は、地震、津波及び火災に対して、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震による下位クラス施設からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>津波による共通要因故障の特性は、津波の流入、進入、引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を図る。</p> <p>風（台風）による共通要因故障の特性は、風（台風）による荷重（風圧力、気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>落雷による共通要因故障の特性は、雷電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、常設代替交流電源設備は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</p> <p>火山の影響による共通要因故障の特性は、降下火砕物により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物による共通要因故障の特性は、電気盤内での地絡・短絡により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とするか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>高潮による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備（非常用取水設備は除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>外部火災（森林火災、焼発及び近隣工場等の火災）による共通要因故障の特性は、熱損傷、ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>飛来物（航空機落下）による共通要因故障の特性は、衝突荷重により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>有毒ガスによる共通要因故障の特性は、有毒ガスの毒性影響により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部から</p>	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して常設重大事故防止設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する。常設重大事故防止設備は、地震、津波及び火災に対して、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震による下位クラス施設からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>津波による共通要因故障の特性は、津波の流入、進入、引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を図る。</p> <p>風（台風）による共通要因故障の特性は、風（台風）による荷重（風圧力、気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>落雷による共通要因故障の特性は、雷電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、常設代替交流電源設備は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</p> <p>火山の影響による共通要因故障の特性は、降下火砕物により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物による共通要因故障の特性は、電気盤内での地絡・短絡により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とするか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>高潮による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備（非常用取水設備は除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>外部火災（森林火災、焼発及び近隣工場等の火災）による共通要因故障の特性は、熱損傷、ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>飛来物（航空機落下）による共通要因故障の特性は、衝突荷重により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>有毒ガスによる共通要因故障の特性は、有毒ガスの毒性影響により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部から</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。</p>	<p>船舶の衝突による共通要因故障の特性は、取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。また、常設重大事故防止設備は、地震による使用済燃料プールからの溢水に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>内部火災による共通要因故障の特性は、熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当しない常設重大事故等対処設備は、共通要因に対して、同一の機能を有する設備と同時に機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とするか、又は修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>さらに、重大事故等対処設備は、共通要因により、重大事故等対処設備の有する発電用原子炉の未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能及び使用済燃料プール注水の各機能を損なわないよう、同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>船舶の衝突による共通要因故障の特性は、取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、想定する溢水水位を考慮した高所に設置すること等で想定する溢水水位に対して機能を損なうことのない設計とするとともに、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。また、常設重大事故防止設備は、地震による使用済燃料ピットからの溢水に対して機能を損なわない設計とする。</p> <p>内部火災による共通要因故障の特性は、熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>なお、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計、又は駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</p> <p>なお、常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当しない常設重大事故等対処設備は、共通要因に対して、同一の機能を有する設備と同時に機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とするか、又は修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>さらに、重大事故等対処設備は、共通要因により、重大事故等対処設備の有する発電用原子炉の未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能及び使用済燃料ピット注水の各機能を損なわないよう、同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 類型化の考え方は以下のとおり。</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災による影響 ②サポート系による要因：共通要因故障対象設備に対し独立した又は多様性を有するサポート系としての系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水及び水源 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。 ②サポート系による要因については、設備ごとに考慮する。 	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 ②サポート系による要因：系統又は機器に供給される電力、燃料油、空気、冷却水、水源 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。 ②サポート系による要因については、設備ごとに考慮する。 	<p>(2) 類型化の考え方は以下のとおり。</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災 ②サポート系による要因：系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。 ②サポート系による要因については、設備毎に考慮する。 	<p>類型化仕分けの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊と女川では、サポート系の有無で類型化する方針は同じであるが、女川では多様化したが、供給が可能であるかで細分化している。 サポート系による共通要因故障を防止する方針として、泊においても同様の対応方針としており、類型化仕分けは相違するが共通要因故障防止のための考慮事項及び方針は同じである。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																										
<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。（第2項第3号）】</p> <p>「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油及ぶ冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。（第2条第2項第18号解釈）</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。</p>	<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。</p> <p>①環境条件、地震、津波、その他自然現象、人為事象、溢水、火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>DB設備</th> <th>常設SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td>第12条（安全施設）に基づく設計とする。</td> <td>第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td>第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>常設代替交流遮断設備等により防護する設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>地滑りを起こすような地形は存在しない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	DB設備	常設SA設備	屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。			地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。			地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。			位置的分散（2項）					津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。			位置的分散（2項）					洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。				風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	常設代替交流遮断設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。				火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					<p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。（第2項第3号）】</p> <p>「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。（第2条第2項第18号解釈）</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。</p> <p>①環境条件、地震、津波、その他自然現象、人為事象、溢水、火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>DB設備</th> <th>常設SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td>第12条（安全施設）に基づく設計とする。</td> <td>第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td>第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>常設代替交流遮断設備等により防護する設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>地滑りを起こすような地形は存在しない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置的分散（2項）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	DB設備	常設SA設備	屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。			地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。			地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。			位置的分散（2項）					津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。			位置的分散（2項）					洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。				風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）					竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	常設代替交流遮断設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。				火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。		位置的分散（2項）					
項目	DB設備	常設SA設備																																																																																																																																																																																																																																											
屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																																										
環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																																																																											
地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																																																																																																																											
地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																											
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																											
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																																																																												
風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	常設代替交流遮断設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。																																																																																																																																																																																																																																												
火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
項目	DB設備	常設SA設備																																																																																																																																																																																																																																											
屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																																										
環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																																																																											
地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																																																																																																																											
地震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																											
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
津波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																											
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																																																																												
風（台風）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
竜巻	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
凍結	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	常設代替交流遮断設備等により防護する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													
地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。																																																																																																																																																																																																																																												
火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																										
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">BB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生物学的事象</td> <td colspan="4">ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するため必要な機が損なわれないおそれがない設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢</td> <td colspan="4">影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">森林 火災</td> <td colspan="4">設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、防火帯の内側に設置し、延焼しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部 火災 爆発 近隣 工場 等の 火災</td> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飛来物（航空機落下）</td> <td colspan="4">航空機落下確率評価の結果、防護設計をする判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダムの崩壊</td> <td colspan="4">発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、発電所周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有毒ガス</td> <td colspan="4">設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船舶の衝突</td> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電磁的障害</td> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">故意による 大型航空機 の衝突その 他のテロリズム</td> <td colspan="4">（屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び射撲建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は海水を供給する能力を有する江水設備及び海潮設備は、必要な容量等を有することができる設備のセットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は海水を供給する江水設備及び海潮設備のものは、必要な容量等を有することができる設備のセットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている屋子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する耐震水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。）</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漏水</td> <td colspan="4">第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">位置的分散（2項）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td colspan="2">第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td colspan="2">第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> <td colspan="2">位置的分散（2項）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	BB設備		常設SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	生物学的事象	ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するため必要な機が損なわれないおそれがない設計とする。				第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。				位置的分散（2項）					高齢	影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。				影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。				森林 火災	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、防火帯の内側に設置し、延焼しない設計とする。				第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。				位置的分散（2項）					外部 火災 爆発 近隣 工場 等の 火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。				第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。				位置的分散（2項）					飛来物（航空機落下）	航空機落下確率評価の結果、防護設計をする判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。				設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。				位置的分散（2項）					ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、発電所周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。				第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。				位置的分散（2項）					有毒ガス	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。				第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。				位置的分散（2項）					人為事象	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。				設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。				位置的分散（2項）					船舶の衝突	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。				第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。				位置的分散（2項）					電磁的障害	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。				第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。				位置的分散（2項）					故意による 大型航空機 の衝突その 他のテロリズム	（屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び射撲建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。）				（屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は海水を供給する能力を有する江水設備及び海潮設備は、必要な容量等を有することができる設備のセットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は海水を供給する江水設備及び海潮設備のものは、必要な容量等を有することができる設備のセットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている屋子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する耐震水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。）				位置的分散（2項）					漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。				設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。				位置的分散（2項）					火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（2項）		位置的分散（2項）		
項目	BB設備		常設SA設備																																																																																																																																																																																				
	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																			
生物学的事象	ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するため必要な機が損なわれないおそれがない設計とする。																																																																																																																																																																																						
	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
高齢	影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。																																																																																																																																																																																						
	影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。																																																																																																																																																																																						
森林 火災	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、防火帯の内側に設置し、延焼しない設計とする。																																																																																																																																																																																						
	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
外部 火災 爆発 近隣 工場 等の 火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
飛来物（航空機落下）	航空機落下確率評価の結果、防護設計をする判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。																																																																																																																																																																																						
	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、発電所周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																						
	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
有毒ガス	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。																																																																																																																																																																																						
	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
人為事象	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
船舶の衝突	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
電磁的障害	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
故意による 大型航空機 の衝突その 他のテロリズム	（屋内の可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び射撲建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。）																																																																																																																																																																																						
	（屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は海水を供給する能力を有する江水設備及び海潮設備は、必要な容量等を有することができる設備のセットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は海水を供給する江水設備及び海潮設備のものは、必要な容量等を有することができる設備のセットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている屋子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する耐震水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。）																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																						
	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。																																																																																																																																																																																						
位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																							
火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																				
	位置的分散（2項）		位置的分散（2項）																																																																																																																																																																																				

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43 条 重大事故等對外設備

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉

(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			
影響評価 項目	設計方針		エビデンス 備考
	共通	地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、陸水槽による溢水位を考慮した高所に設置する。	一
①環境条件、自然現象、外部人から事象、溢水、火災	a. 屋内	風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物シンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び 無い 複数の二次的影響)、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建筋内に設置する。	配置図
	b. 屋外	風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物シンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び 無い 複数の二次的影響)、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を保護とともに、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置する。 落雷に対して空冷式中常用発電装置は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重性を持つ設計とする。高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波に包括されることから影響を受けない。	配置図
②サポート系による要因		サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及 び 冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却液を用いる設計とし、駆動原及 び 冷却液が同じ場合は別手段の可能な設計とする。 また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。(多様性、独立性)	配置図、系統図

女川原子力発電所 2号炉

(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			
影響評価項目	設計方針	エビデンス	備考
①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	<p>共通 地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水罠による溢水水位を考慮した箇所に設置する。</p> <p>a・屋内 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及く無い煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建筋内に設置する。</p> <p>b・屋外 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及く無い煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を保護するとともに、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置する。 落雷に対して空冷式非常用発電装置は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重要を持つ設計とする。高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p>	—	配置図
②サポート系による要因	サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及 冷却水 を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却液を用いる設計とする。駆動源及び冷却液が同じ場合は別の手段が可能な限り設計とする。 また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水槽を持つ設計とする。（多様性、独立性）	配置図、系統図	配置図、系統図
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			
類型化区分		設計方針	
共通		ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
常設重大事故防止設備あり	屋内 A a	○防護設備一対象（代替対象IPB設備あり）一屋内地震、津波、溢水及び火災に対しては、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計とする。 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建筋内に設置する。	配置図
	屋外 A b	○防護設備一対象（代替対象IPB設備あり）一屋外地震、津波、溢水及び火災に対しては、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る設計とする。 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、位置的分散を図り設置する。	配置図
火災	対象外	○防護設備一対象外（共通要因の考慮対象設備なし） (環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。)	配置図
	B	○緩和設備又は防護でも緩和でもない設備一対象（同一機能のSA設備あり） (環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、可能な限りの多様性、位置的分散を図る設計とする。若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。)	配置図
同一機能の設備なし	対象外	○緩和設備又は防護でも緩和でもない設備一対象外（同一機能のSA設備なし） (環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。)	配置図
	C a 異なる駆動源、冷却液	○対象（サポート系あり）一異なる駆動源、冷却液常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却液を用いる設計とする。また、水源についても可能な限り異なる水源を用いる設計とする。	配置図
②サポート系あり	C b 別の手段	○対象（サポート系あり）一別の手段常設重大事故防止設備は、駆動源、冷却液が同じ場合は別の手段が可能な限り設計とする。また、水槽についても可能な限り異なる水槽を用いる設計とする。	配置図
	サポート系なし	○対象外（サポート系なし）	—

泊発電所3号炉

(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			
影響評価項目	設計方針		関連資料
	<p>凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震、津波、洪水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対応設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対応設備等と位置的分散を図る設計とする。 想定される溢水水位に対して機能喪失しない設計とする。</p>		配置図 系統図
A.a. 屋内の重大事故防止設備	<p>風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近接工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。</p>		配置図 系統図
①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	<p>風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近接工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、設計基準事故対応設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対応設備等を保護するとともに、設計基準事故対応設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。</p>		配置図 系統図
Ab. 屋外の重大事故防止設備	<p>落雷に対して代替非常用発電機は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。 生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能が損なわれるおそれのない設計とする。タラゴ等の海生生物から影響をうけるおそれのある常設重大事故防止設備は、多生歯をもつ設計とする。</p> <p>高潮に対して常設重大事故防止設備(非常用取水設備を除く)は、高潮の影響を受けない適地高さに設置する。</p>		配置図 系統図
B. 重大事故緩和設備、防止・緩和以外	<p>(同一目的の重大事故等対応設備がある場合) 環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とする。若しくは修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。</p>		
②サポート系による要因	C. サポート系あり	<p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対応設備等と異なる駆動源又は冷却液源を用いる設計とするか、駆動原又は冷却液源と同じ場合は別手段で可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対応設備等と可能なら異なる水源を持つ設計とする。(多様性、独立性)</p>	系統図 単線接続図

※個別条文で記載する事項を下部で示す

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

4.3 条 重大事故等對外設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の容量の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電容量及びポンベ容量並びに計装設備の計測範囲とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の容量等は、系統の目的に応じて1セットで必要な容量等を有する設計とする。これを複数セット保有することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する電源設備及び注水設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備を1基当たり2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。 また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベは、1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。 ただし、待機要求のない時期に保守点検を実施、又は保守点検が目視点検等であり保守点検中でも使用可能なものについては、保守点検時用は考慮せずに、故障時のバックアップを考慮する。</p> <p>(2) 類型化 a. 考慮事項 (a) 容量 ・想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。 (b) 数量 ・可搬型設備の使用方法を考慮し、バックアップの数量を設計する。 考慮事項1 ①原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ②負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベかどうか ③①、②以外 考慮事項2 考慮事項1において、それぞれの設備が ④プラント定期検査等当該可搬型重大事故等対処設備が待機要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤保守点検中でも使用可能（外観目視・給油・給脂・メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか ⑥④、⑤以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第一号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。 「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計装設備の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>なお、「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。 また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する高圧空素ガスポンベ、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池等は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 (a) 容量 ・想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。 (b) 数量 ・可搬型設備の使用方法を考慮し、必要数量を設計する。</p> <p>①原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備か。 ②負荷に直接接続する可搬型直流電源設備等か。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の容量等の適合性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これららの系統の組合せにより達成する。 「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計装設備の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。 また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する加圧器逃がし弁操作用可搬型空素ガスポンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリ等は、必要となる容量等を有する設備を1負荷当たり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>(2) 類型化の考え方は以下のとおり。 a. 考慮事項 (a) 容量 ・想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。 (b) 数量 ・可搬型設備の使用方法を考慮し、必要数量を設計する。</p> <p>考慮事項1 ①原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ②負荷に直接接続する加圧器逃がし弁操作用可搬型空素ガスポンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリ等かどうか ③①、②以外</p>	<p>相違理由</p> <p>類型化考慮事項の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、可搬型SA設備の予備保有数を保守管理等の内容を考慮した類型化考慮事項として設定している。 ・泊は、大飯と同様の方針を基本とするが、設備個別で予備保有数を設定し、機能期待する期間にわたって必要数を維持する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 類型化</p> <p>(a) 必要容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。(類型化なし) <p>(b) 数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 配備する必要数量の考え方については以下の「A」～「C」区分に分類し、さらにその予備数量の考え方については以下の「a」～「c」区分に分類し、必要数量と予備数量とをあわせて整理する。 <p>必要数量の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備を「A」とする。 ②負荷に直接接続する可搬型設備を「B」とする。 ③①、②以外を「C」とする。 <p>予備数量の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ④プラント定期中等当該可搬型重大事故等対処設備が待機要求されない時期に保守点検を実施する設備を「a」とする。 ⑤保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備を「b」とする。 ⑥④、⑤いずれにも該当しない設備を「c」とする。 <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型設備 ③ 他の可搬型設備 ④ ①以外 ⑤ ②以外 ⑥ ③以外</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】 ④ プラント定期中等当該可搬型重大事故等対処設備が待機要求されない時期に保守点検を実施する設備 ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等） ⑥ ④以外</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>b. 類型化</p> <p>(a) 容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類型化なし <p>(b) 数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備を「A」、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備を「B」、それ以外を「C」に分類する。 <p>泊発電所3号炉</p> <p>b. 類型化</p> <p>(a) 容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類型化なし <p>(b) 数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。) <p>必要数量の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備を「A」とする。 ②負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備を「B」とする。 ③①、②以外を「C」とする。 <p>類型化考慮事項の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、可搬型SA設備の予備保有数を保守管理等の内容を考慮した類型化考慮事項として設定している。 ・泊は、大飯と同様の方針を基本とするが、設備別で予備保有数を設定し、機能期待する期間にわたって必要数を維持する。 			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																				
2. 設計方針について			2. 設計方針について			2. 設計方針について																																							
【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。】各区分における設計方針について、以下のとおりまとめた。			【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。】各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			【要求事項：想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。】各区分における設計方針について、以下のとおりまとめた。																																							
(1) 必要容量			(1) 必要容量			(1) 必要容量																																							
系統の目的に応じて必要な容量を有する設計とする。 複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。			系統の目的に応じて必要な容量を有する設計とする。 複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減を図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用可能な設計とする。			系統の目的に応じて1セットで必要な容量等を有する設計とする。 複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用可能な設計とする。																																							
(2) 数量			(2) 数量			(2) 数量																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象設備</th><th>設計方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</td><td>系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ2セット保有する。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等</td><td>系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。</td></tr> <tr> <td>C</td><td>A, B以外</td><td>系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。</td></tr> </tbody> </table>	区分	対象設備	設計方針	A	原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ2セット保有する。	B	負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等	系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。	C	A, B以外	系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象設備</th><th>設計方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備</td><td>必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。 ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・電源車 ・熱交換器ユニット</td></tr> <tr> <td>B</td><td>負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備</td><td>必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。 ・高压蓄素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</td></tr> <tr> <td>C</td><td>その他設備</td><td>必要となる容量等を有する設備を1セット確保することに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 ・その他設備</td></tr> </tbody> </table>	区分	対象設備	設計方針	A	原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。 ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・電源車 ・熱交換器ユニット	B	負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。 ・高压蓄素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	C	その他設備	必要となる容量等を有する設備を1セット確保することに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 ・その他設備			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象設備</th><th>設計方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備</td><td>必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備</td><td>必要となる容量等を有する設備を1セットに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。</td></tr> <tr> <td>C</td><td>A, B以外</td><td>必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</td></tr> </tbody> </table>	区分	対象設備	設計方針	A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	B	負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を1セットに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。	C	A, B以外	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。			
区分	対象設備	設計方針																																											
A	原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ2セット保有する。																																											
B	負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等	系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。																																											
C	A, B以外	系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様を有するものを3号炉及び4号炉でそれぞれ1セット保有する。																																											
区分	対象設備	設計方針																																											
A	原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。 ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・電源車 ・熱交換器ユニット																																											
B	負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。 ・高压蓄素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池																																											
C	その他設備	必要となる容量等を有する設備を1セット確保することに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 ・その他設備																																											
区分	対象設備	設計方針																																											
A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。																																											
B	負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備	必要となる容量等を有する設備を1セットに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で1台以上確保する。																																											
C	A, B以外	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、プラントの安全性を向上させる観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象設備</th><th>設計方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td><td>プラント定期検査等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備</td><td>機能要求の無い時期に保守点検を実施するため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。</td></tr> <tr> <td>b</td><td>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認等）である設備</td><td>保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。</td></tr> <tr> <td>c</td><td>a, b以外</td><td>故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の2個を保管し、その予備は共有できる設計とする。</td></tr> </tbody> </table>			区分	対象設備	設計方針	a	プラント定期検査等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備	機能要求の無い時期に保守点検を実施するため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。	b	保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認等）である設備	保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。	c	a, b以外	故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の2個を保管し、その予備は共有できる設計とする。	<p>記載方針の相違（女川）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、計装設備の容量等の設計方針についても記載した。 <p>○容量等 「容量等」とは、必要となるポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計装設備の計測範囲等とする。</p>																														
区分	対象設備	設計方針																																											
a	プラント定期検査等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備	機能要求の無い時期に保守点検を実施するため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。																																											
b	保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、機能確認等）である設備	保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を保管し、その予備は共有できる設計とする。																																											
c	a, b以外	故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の2個を保管し、その予備は共有できる設計とする。																																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設計方針の相違</div>																																													

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。 また、原子炉施設が相互に使用することができるよう3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・容易かつ確実に接続する。 ・相互に使用することができるよう3号炉及び4号炉との同一形状とする。 b. 類型化 ・内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続形態を採用しており、その接続形態に応じた区分の類型化を実施した。</p> <pre> graph LR A["接続 常設設備と 接続するもの に限る"] B["接続方法 常設設備と 接続するもの に限る"] C["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] D["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] E["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] A --> C A --> D A --> E B --> C B --> D B --> E </pre>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第二号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を行い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。 可搬型タンクローリー等については、各々専用の接続方式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・容易かつ確実に接続できる設計とする。 ・複数の系統で相互に使用することが可能なように接続方式の統一も考慮した設計とする。</p> <p>b. 類型化 ・内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続方式を採用しており、その接続形態に応じた区分に類型化する。</p> <pre> graph LR A["接続 常設設備と 接続するもの に限る"] B["接続方法 常設設備と 接続するもの に限る"] C["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] D["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] E["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] A --> C A --> D A --> E B --> C B --> D B --> E </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を行い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。 可搬型タンクローリー等については、各々専用の接続方式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系では口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・容易かつ確実に接続できる設計とする。 ・接続部の接続方式の統一も考慮した設計とする。</p> <p>b. 類型化 ・内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続方式を採用しており、その接続形態に応じた区分に類型化する。</p> <pre> graph LR A["接続 常設設備と 接続するもの に限る"] B["接続方法 常設設備と 接続するもの に限る"] C["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] D["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] E["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] A --> C A --> D A --> E B --> C B --> D B --> E </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を行い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。 可搬型タンクローリー等については、各々専用の接続方式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系では口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・容易かつ確実に接続できる設計とする。 ・接続部の接続方式の統一も考慮した設計とする。</p> <p>b. 類型化 ・内部流体等（水、空気、油、電気）に応じて各々適切な接続方式を採用しており、その接続形態に応じた区分に類型化する。</p> <pre> graph LR A["接続 常設設備と 接続するもの に限る"] B["接続方法 常設設備と 接続するもの に限る"] C["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] D["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] E["考慮事項 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一"] A --> C A --> D A --> E B --> C B --> D B --> E </pre>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	区分	設計方針	関連資料	備考		
2. 設計方針について				2. 設計方針について				2. 設計方針について					
【要求事項】常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。】				【要求事項】常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。】				【要求事項】常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。】					
各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。					
A	【コネクタ接続】 ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタを用いる設計とする。 また、原子炉施設が相互に使用することができるよう3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに、複数の系統での規格の統一も考慮する。	系統図 (写真)		A	【ボルト・ネジ接続】 配管は、 <u>ボルト・ネジ接続等</u> を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 ・可搬型計測器等	A	【端子のボルトネジによる接続】 ケーブルは、種別によって規格の統一を考慮したボルトネジ接続等を用い、容易かつ確実に接続できるとともに、 <u>外部支援の受け入れが容易な設計</u> とする。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型代替電源車 ・可搬型加圧器述がし弁操作用バッテリ等		類型化の相違（大飯） ・大飯は、可搬型電源車の供給ケーブルの接続を接続が容易なコネクタを採用し、「ヨウケ接続」に分類している。 ・女川は、電源車ケーブルを簡便な接続として分類している。 ・泊は、電源車ケーブルの接続方法として一般的かつ頑丈な構造の羽子板を採用し、長期SBO時にも市中からの電源車応援に対応できるよう設計している。 ・同一接続方式を採用する場合、いずれの類型化分類であっても確実かつ容易な接続が実施可能である。
B	【ボルト締フランジ接続】 配管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジを用いる設計とする。 また、原子炉施設が相互に使用することができるよう3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。	系統図 (写真)	同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする。	B	配管は、 <u>大口径又は高圧の系統においては、フランジ接続により容易かつ確実に接続できる設計</u> とする。	配置図 接続図 (写真)	・大容量送水ポンプ（タイプ1）等	B	【ボルト締フランジ接続】 配管は配管径や内部流体の圧力によって、 <u>大口径配管</u> 又は高圧環境においてはフランジを用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型大容量海水送水ポンプ車（自走対策手順）等		
C	【より簡便な接続規格等による接続】 ケーブルは種別によってより簡便な接続規格等を用いる設計とする。 配管は配管径や内部流体の圧力によって、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。 また、原子炉施設が相互に使用することができるよう3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。	系統図 (写真)	「より簡便な接続規格等」とは「カプラ接続」「正輸端子接続」等のことという。	C	ケーブルは、より簡便な接続方式としてコネクタ接続を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 配管は、小口径かつ低圧の <u>系統は、簡便な接続方式としてはめ合い構造</u> を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一を図った設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・電源車 ・大容量送水ポンプ（タイプ1） ・熱交換器ユニット等	C	【より簡便な接続規格等による接続】 配管は配管径や内部流体の圧力によって、小口径配管かつ低圧環境においては簡便な接続方式としてはめ合い構造を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。 また、同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型大型送水ポンプ車等		
D	【その他適切な措置】 上記以外の接続方法については、個別に設計するが、3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とする。	系統図 (写真)		D	上記以外の接続方法については、個別に設計する。	配置図 接続図 (写真)	・高圧亜素ガスポンベ ・空気ポンベ ・タンクローリー等	D	【専用の接続】 燃料油配管、計量設備とその電源及び付属配管、通信設備及び緊急時対策所の各設備は、各々専用の接続方法を用い、容易かつ確実に接続できる設計とする。	配置図 接続図 (写真)	・可搬型亜素ガスポンベ ・可搬型タンクローリー等		
E	常設設備と接続しない設計とする。	系統図											

※ 個別条文で記載する事項を下部に示す

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、異なる複数の接続箇所の確保を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可燃型重大事故等対処設備のうち、原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な離隔距離をもって複数箇所設置する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を考慮する。 自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。</p> <p>地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。 地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム及び重大事故等時の高緯度下を考慮する。なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可燃型重大事故等対処設備にて考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とともに、屋内若しくは建屋面に設置する場合、又は屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所、屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して屋内又は建屋面に設置する場合は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上に、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、屋外側は地震により生ずる敷地斜面の滑り、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損傷等の影響を受けない位置に設置するとともに、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条第3項第三号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、異なる複数の接続箇所の確保を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可燃型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とともに、接続口は、建屋内及び建屋面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して接続口は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、異なる複数の接続箇所の確保を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可燃型重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とともに、接続口は、建屋内及び建屋面の適切に離隔した隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して接続口は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置するとともに、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、溢水による溢水水位を考慮した高所に設置する。室内若しくは建屋面に設置する場合、又は屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び火煙等の二次的影響、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋内若しくは建屋面に設置する場合、又は屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して、屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。大容量ポンプを用いた海水供給については、3号炉及び4号炉同時供給時においても、それぞれ独立した接続口、ホースにて供給できる設計とする。</p>	<p>地震、津波及び火災に対しては、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、接続口は、建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。</p>	<p>地震、津波及び火災に対しては、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び大飯で設置する接続口は、交流給電又は直流給電、送水のための接続口であり、電磁波による影響を受けやすい制御系^{アーバン}の接続口は設けていないことから、影響を受けないと記載した。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、有効性評価／技術的能力の手順において、一つの接続口を同時に使用することはないが、複数の機能を使用する場合にはそれぞれの機能に必要な容量が確保できることを設計方針とした。(柏崎刈羽と同様)。

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線による影響因子 溢水、火災 自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象 外部人為事象のうち故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋の外からの可搬型重大事故等対処設備接続対象として、炉心冷却及び格納容器冷却機能、使用済燃料ピットの補給又は格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水又は電力と、その他（空気）で分類し、水又は電力の接続場所に応じて屋内（壁面含む）のみの場合と屋内及び屋外それぞれに設置の場合に分類した。 <pre> graph LR A[接続箇所 建屋外から供給するものに限る 【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・溢水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象] --> A[木・電力 屋内又は建屋面] A --> B[屋外] A --> C[その他(空気)] A --> D[接続箇所なし] </pre> <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件 ②自然現象 ③人為事象 ④溢水 ⑤火災 ⑥容量 <p>記載順の相違</p> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備の接続対象として、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものを「A」と分類し、その他設備を対象外と分類。 <p>・複数の機能で一つの接続口を使用する設備については「a」、その他を「b」と分類。</p> <pre> graph LR A[可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口] --> Aa[原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備 考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・人為事象 ・溢水 ・火災 ・容量] --> Ab[複数の機能で同時に使用 単独の機能で使用] A --> Ac[原子炉建屋の外から水又は電力を供給しない設備] Ab --> Aa Ab --> Ac Ab --> Ad[対象外] </pre> <p>2. 設計方針について</p> <p>【要求事項：常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は、以下の表にまとめた。</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<table border="1"> <tr> <td>項目</td><td colspan="2">可搬型SA設備と常設SA設備の接続口 建屋面 建屋内</td></tr> <tr> <td>環境条件</td><td colspan="2">第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。 位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>地盤</td><td colspan="2">第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td colspan="2">第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td colspan="2">第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td></tr> <tr> <td>洪水</td><td colspan="2">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td></tr> <tr> <td>風（台風）</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>自然現象</td><td>降水</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td colspan="2">地滑りを起こすような地形は存在しない</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> </table>	項目	可搬型SA設備と常設SA設備の接続口 建屋面 建屋内		環境条件	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。 位置的分散（複数箇所）		地盤	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		地震	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		津波	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。		風（台風）	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。			位置的分散（複数箇所）		竜巻	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。			位置的分散（複数箇所）		凍結	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。			位置的分散（複数箇所）		自然現象	降水	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		位置的分散（複数箇所）		積雪	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。			位置的分散（複数箇所）		落雷	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。			位置的分散（複数箇所）		地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない		火山の影響	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。			位置的分散（複数箇所）	
項目	可搬型SA設備と常設SA設備の接続口 建屋面 建屋内																																																																						
環境条件	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。 位置的分散（複数箇所）																																																																						
地盤	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																						
地震	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																						
津波	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																						
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																						
風（台風）	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																						
竜巻	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																						
凍結	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																						
自然現象	降水	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																				
	位置的分散（複数箇所）																																																																						
積雪	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																						
落雷	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																						
地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない																																																																						
火山の影響	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																					
	位置的分散（複数箇所）																																																																						

 | | | | | |-------|--|--|---| | 項目 | 可搬型SA設備と常設SA設備の接続口
建屋面 建屋内 | | | | 環境条件 | 第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。
位置的分散（複数箇所） | | | | 地盤 | 第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。 | | | | 地震 | 第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。 | | | | 津波 | 第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。 | | | | 洪水 | 敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。 | | | | 風（台風） | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | 竜巻 | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | 凍結 | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | 自然現象 | 降水 | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | 積雪 | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | 落雷 | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | 地滑り | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | 火山の影響 | 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。 | 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。 | | | | 位置的分散（複数箇所） | | | | |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>可搬型SA設備と常設SA設備の接続口</th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>建屋面</th> <th>建屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自然現象</td> <td rowspan="2">生物学的事象</td> <td>開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部火災</td> <td>高潮</td> <td colspan="2">高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>接続口は、防火帯の内側の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災</td> <td rowspan="2">爆発 近隣工場等の火災</td> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛来物（航空機落下）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td> <td rowspan="2">ダムの崩壊</td> <td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有毒ガス</td> <td>発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地面積の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船舶の衝突</td> <td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電磁的障害</td> <td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td> <td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溢水</td> <td>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td>第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。</td> <td>第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目		可搬型SA設備と常設SA設備の接続口				建屋面	建屋内	自然現象	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		外部火災	高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。		森林火災	接続口は、防火帯の内側の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	災	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）		飛来物（航空機落下）		人為事象	ダムの崩壊	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		有毒ガス	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地面積の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		船舶の衝突	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		電磁的障害	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。	位置的分散（複数箇所）		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>可搬型SA設備と常設SA設備の接続口</th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>建屋面</th> <th>建屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自然現象</td> <td rowspan="2">生物学的事象</td> <td>開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</td> <td>第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部火災</td> <td>高潮</td> <td colspan="2">高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災</td> <td rowspan="2">爆発 近隣工場等の火災</td> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛来物（航空機落下）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td> <td rowspan="2">ダムの崩壊</td> <td>航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> <td>航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有毒ガス</td> <td>発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地面積の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> <td>第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">船舶の衝突</td> <td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電磁的障害</td> <td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</td> <td>第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td> <td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> <td>第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溢水</td> <td>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td> <td>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td>第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。</td> <td>第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目		可搬型SA設備と常設SA設備の接続口				建屋面	建屋内	自然現象	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		外部火災	高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。		森林火災	接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	災	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）		飛来物（航空機落下）		人為事象	ダムの崩壊	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	位置的分散（複数箇所）		有毒ガス	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地面積の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		船舶の衝突	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		電磁的障害	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	位置的分散（複数箇所）		溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	位置的分散（複数箇所）		火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。	位置的分散（複数箇所）		
項目		可搬型SA設備と常設SA設備の接続口																																																																																																																															
		建屋面	建屋内																																																																																																																														
自然現象	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																														
		位置的分散（複数箇所）																																																																																																																															
外部火災	高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。																																																																																																																															
	森林火災	接続口は、防火帯の内側の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																														
災	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																															
		飛来物（航空機落下）																																																																																																																															
人為事象	ダムの崩壊	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																														
		位置的分散（複数箇所）																																																																																																																															
有毒ガス	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地面積の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
船舶の衝突	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
電磁的障害	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
項目		可搬型SA設備と常設SA設備の接続口																																																																																																																															
		建屋面	建屋内																																																																																																																														
自然現象	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																														
		位置的分散（複数箇所）																																																																																																																															
外部火災	高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。																																																																																																																															
	森林火災	接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																														
災	爆発 近隣工場等の火災	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																															
		飛来物（航空機落下）																																																																																																																															
人為事象	ダムの崩壊	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。																																																																																																																														
		位置的分散（複数箇所）																																																																																																																															
有毒ガス	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地面積の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
船舶の衝突	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
電磁的障害	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
溢水	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																
火災	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づき設計とする。																																																																																																																															
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2)各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	区分	設計方針	関連資料	備考	
A	屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。	配置図		Aa	可燃型重大事故等対処設備のうち、 原子炉建屋 の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に 複数箇所 に設置する。 また、一つの接続口で、複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保可能な接続口を設ける。	接続図	A	可燃型重大事故等対処設備のうち、 原子炉建屋 又は 原子炉補助建屋 の外から水又は電力を供給する設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に 複数箇所 設置する。	接続図		類型分類の相違 ・女川は接続口を「兼用で使用」と「単独で使用」に類型化しているが、泊は「兼用及び単独」での使用で一つの設計方針としている。 ・いずれも、接続口の配置、設計方針と容量設計方針の組合せであり、設計方針に相違はない。
B	屋内及び屋外にそれぞれ設置する場合は異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所、屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。	配置図		Ab	可燃型重大事故等対処設備のうち、 原子炉建屋 の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置 複数箇所 に設置する。	接続図					
C	原子炉補助建屋 の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	配置図		対象外	—	—	対象外	原子炉建屋 又は 原子炉補助建屋 の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	—	—	
D	原子炉補助建屋 の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	配置図		※ 個別条文で記載する事項を下部で示す							

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・使用済燃料ピット事故時には遮蔽としてのSFP水量が減少していくことから、使用済燃料ピット事故時に使用する設備については、「A」として分類。 ・上記以外の設備については、作業に対する放射線の影響で分類でき、「B」とする。</p> <pre> graph LR A["設置場所の選定 考慮事項 放射線の影響"] --- SFP["SFP 事故時に使用する設備"] A --- B["その他の設備"] </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条第3項第四号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・なし</p> <p>2. 設計方針について 【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>パターン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A SFP</td> <td>設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFP水による遮蔽や線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。</td> <td>配置図</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B SFP 以外</td> <td>設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか、追加遮蔽の設置を行う。</td> <td>配置図</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 個別条文で記載する事項を下部で示す</p>	区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考	A SFP	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFP水による遮蔽や線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。	配置図	A		B SFP 以外	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか、追加遮蔽の設置を行う。	配置図	B		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・なし</p> <p>2. 設計方針について 【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A SFP</td> <td>可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B SFP 以外</td> <td>可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	A SFP	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図		B SFP 以外	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、類型化せず設計方針を策定している。 ・泊は、事象進展に伴い作業環境の線量が変化（悪化）する設置場所としてSFP事故に使用する可搬型SA設備を分類し、それ以外は一般的な遮蔽・離隔距離確保に分類した。（PRRは同様）
区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考																										
A SFP	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFP水による遮蔽や線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。	配置図	A																											
B SFP 以外	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか、追加遮蔽の設置を行う。	配置図	B																											
区分	設計方針	関連資料	備考																											
A SFP	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図																												
B SFP 以外	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を考慮する。 自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。</p> <p>地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。 地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。 外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム及び重大事故等時の高線量下を考慮する。 なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、重大事故防止設備と同様に可能な限り多様性を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。 風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び掘り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条第3項第五号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の現象を考慮する。 これらの現象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある現象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある現象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の現象を考慮する。</p> <p>これらの現象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある現象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。</p> <p>地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は掘り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある現象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。 発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の現象を考慮する。 これらの現象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある現象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重を考慮する。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。 発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある現象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の現象を考慮する。</p> <p>これらの現象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある現象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。</p> <p>風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等の発生頻度を踏まえ、重大事故等時の環境条件の設定として竜巻、火山の影響は対象外。（補足説明資料 共一-3）（女川と同様） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セット数を強制なく地盤上に保管する設計方

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ビットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ビットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護とともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>生物学的事象のうち、ぐらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管。又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p>	<p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は掘り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」及び「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備の機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれない設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>針とする。(伊方と同様)</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要カット数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。(伊方と同様) <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外ではなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補助機冷却海水ポンプがあるため、建屋名を記載している

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境条件 自然現象 外部人為事象 溢水 火災 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、保管場所を屋内「A」と屋外「B」に分類し、さらに、当該設備に対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、「A a」又は「B a」、対応する常設重大事故等対処設備がないものについては「A b」又は「B b」に分類し、分散配置の考え方を明確にした。 	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境条件 自然現象 人為事象 溢水 火災 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備の保管場所で、屋内「A」と屋外「B」に分類し、さらに、当該設備に対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、「A a」又は「B a」、対応する常設重大事故等対処設備がないものについては「A b」又は「B b」に分類し、分散配置の考え方を明確にした。 	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境条件 自然現象 外部人為事象 溢水 火災 <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、保管場所を屋内「A」と屋外「B」に分類し、それぞれ共通要因の考慮対象設備のなし「A a」と共通要因の考慮対処設備あり「B a」について、分散配置の考え方を明確にした。 	<p>類型化付番の相違</p> <p>泊と女川で、共通要因の考慮対象設備の有無の子付番が相違しているが、類型化及び考慮事項は同じである。</p>

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉

2. 設計方針について

【要求事項：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。】

(1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。

女川原子力発電所2号炉

2. 設計方針について

【要求事項：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。】

(1) 各考慮事項における設計方針について、以下の表にまとめた。

項目	DB設備		部設SA設備		別型SA設備	
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内
環境条件	第12条（安全施設）に基づく設計とする。				第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。	
地盤	第3条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	地盤により生ずる軟弱下盤面のすべり、液状化又は挿入沈下、縫隙流動又は浮き上がり、地盤支持力の不足、建中埋設構造物の損傷等の悪影響により、必要な機器を喪失しない適切な位置に分散して保管する。	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づき設置された建屋内に保管する設計とする。		
地 震	第4条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第39条（地震による損傷の防止）にて考慮された設計とする。			
	位置的分散（2項）					
	役割的分散（3項）					
津 波	第5条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第40条（津波による損傷の防止）にて考慮された設計とする。			
	位置的分散（2項）					
	役割的分散（3項）					
洪 水	敷地周囲の川河川は、いずれも発電所とは丘陵間により隔てられていることから、敷地が洪水による被水を受けることはない。					
自 然 現 象	第6条（外浦からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて設置重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）					
	役割的分散（3項）					
台 風	第6条（外浦からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて設置重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）					
	役割的分散（3項）					
竜 巻	第6条（外浦からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて設置重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）					
	役割的分散（3項）					
津 波	第6条（外浦からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて設置重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）					
	役割的分散（3項）					
油 玷	第6条（外浦からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて設置重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	
	位置的分散（2項）					
	役割的分散（3項）					

泊発電所3号炉

設計方針について

要求事項：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対応設備と異なる保管場所に保管すること。】

各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。

項目	BB設備	震害SA設備	可搬型SA設備	
環境条件	屋外 屋内	屋外 屋内	屋外 屋内	
地盤	第 12 条（安全設置）に基づく設計とする。	第 43 条第 1 項第 1 号の環境条件として健全性を確認している。		
地震	第 3 条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	第 38 条（重大事故等対応施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	表面により生ずる軟地盤下面のすべり、被状化又は接着すべりによる不等沈下、傾斜及び浮き上昇、地盤持力不足、地盤中間構造物の崩壊等の影響により、必要な機器を喪失しない複数の位置に分散して保管する。	
地震	第 4 条（地盤による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 39 条（地盤による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 39 条（地盤による損傷の防止）にて考慮された設計とする。	
位端的分散（2 項）				
位端的分散（3 項）				
津波	第 5 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 40 条（津波による損傷の防止）にて考慮された設計とする。	
位端的分散（2 項）				
位端的分散（3 項）				
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。			
自然現象	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位端的分散を図り、設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事例対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位端的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。
	位端的分散（2 項）			
位端的分散（3 項）				
竜巻	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事故対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位端的分散を図り、設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事例対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位端的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。
位端的分散（2 項）				
位端的分散（3 項）				
凍結	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位端的分散を図り、設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事例対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位端的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。
位端的分散（2 項）				
位端的分散（3 項）				

相違理由

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

油発電所3号炉

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由								
項目	現設備		常設SA設備		可搬型SA設備		項目	現設備		常設SA設備		可搬型SA設備		
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	
爆発 近隣 火薬工 火災 等の 火災	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。 位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	航空機落下衝撃評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下衝撃評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下衝撃評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下衝撃評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	可能な限り設計基準事故対処設備等の配置で、その他のテロリストによる重大事故以上設備に位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	飛来物(航空機落下)	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	
飛来物 (航空機落下)	評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。 位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、発電所周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、ダムが崩壊による被害を受けることはない。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	可能な限り設計基準事故対処設備等の配置で、その他のテロリストによる重大事故以上設備に位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	有毒ガス	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)
人為事象	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。 位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	船触の衝突	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計された建屋内に保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	可能な限り設計基準事故対処設備等の配置で、その他のテロリストによる重大事故以上設備に位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	電磁的障害	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)
船触の衝突	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。 位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する離隔水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる重大事故等対処設備	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計された建屋内に保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計された建屋内に保管する。	可能な限り設計基準事故対処設備等の配置で、その他のテロリストによる重大事故以上設備に位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる重大事故等対処設備	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	位置的分散(2項) 位置的分散(3項)
電磁的障害	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。 位置的分散(2項) 位置的分散(3項)	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる重大事故等対処設備	—	—	—	—	—	—	—	—
故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる重大事故等対処設備	境内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。建屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">BB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水</td><td>第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。</td><td>屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に保管する。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td><td>位置的分散（2項）</td></tr> </tbody> </table>	項目	BB設備		常設SA設備		可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。	屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に保管する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">BB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水</td><td>第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。</td><td>想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。</td><td>想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。</td><td>想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。</td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。</td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td><td>位置的分散（3項）</td></tr> </tbody> </table>	項目	BB設備		常設SA設備		可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	
項目	BB設備		常設SA設備		可搬型SA設備																																																				
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																			
漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。	屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に保管する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）																																																			
火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）																																																			
項目	BB設備		常設SA設備		可搬型SA設備																																																				
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																			
漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）																																																			
火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）																																																			

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	区分	設計方針	関連資料	備考				
共通	地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した箇所に保管する。	—		共通	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、溢水及び火災に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なわないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。	—	共通	風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的影響に対して、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震、津波、溢水及び火災に対して設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。 想定される溢水水位に對して機能喪失しない設計とする。	—					
A 屋内	地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び飛来煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図		A a 屋内 (共通要因の考慮対象設備あり)	可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。また、可搬型重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備の機能を代替するものは、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。	—	Aa 屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する設計とする。	配置図 保管場所図	地震及び地滑りに対しては、屋内の可搬型重大事故等対処設備は「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に對して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。	配置図 保管場所図			
B 屋外	地震及び地滑りに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。 風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び飛来煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を保護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されるため影響を受けない。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。	配置図		B a 屋外 (共通要因の考慮対象設備あり)	可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。 飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉建屋及び副建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数の箇所に分散して保管する設計とする。	配置図 保管場所図	Ba 屋外	地震及び地滑りに対しては、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか又は必要により固縛等の処置をする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を購入することができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を購入することができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。	配置図 保管場所図					
				B b 屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。		大飯、女川の青枠部分は 泊の「Bb」と比較 (比較のため、次頁に転記)							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
区分	設計方針	関連資料	備考	
B 屋外	<p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び高い壁等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を保護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうち、くらげ等の海岸生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されるため影響を受けない。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p>	配置図		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要ｾｯﾄ数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）。
Ba 屋外	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は播入り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。</p>			
Bb 屋外	<p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数の箇所に分散して保管する設計とする。</p>			<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要ｾｯﾄ数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）。
				<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要ｾｯﾄ数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）。

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

示字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
音字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
形字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

4.3 条 重大事故等對外設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮し、</p> <p>外部人為事象に対して飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては道路・通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、定期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルーパンツルームを設置する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第六号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的影響、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する影響度、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、有毒ガスが発生した場合を考慮し、防護具を配備する。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>船舶の衝突に対しては、カーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されることからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の倒壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、定期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルーパンツルームを設置する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的影響、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する影響度、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の倒壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、定期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルーパンツルームを設置する。</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> カーテンウォールは女川の固有設備。泊において船舶の衝突は、人為として考慮し、複数のアクセスルートを確保する設計とする。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

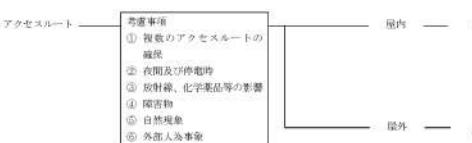
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>トの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザー1台（予備1台）を保管及び使用する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザーにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>また、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び早い煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とともに、政省が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行なう設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所においては、陥没対策を講じる設計とする。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤを装着することにより、並びに急勾配の箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消防活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>ドーザ及びバックホウをそれぞれ1台使用する。ブルドーザの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消防活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>ルローダ及び段差箇所の復旧に対応可能なバックホウをそれぞれ1台使用する。ハイールローダの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>地滑りに対しては、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消防活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧に使用する設備の相違 泊は、障害物の除去にはハイールローダーを用いる。あらかじめ段差緩和対策を実施しているが、想定を上回る段差が発生した場合には段差箇所の復旧にバックホウを用いる。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、発電所敷地内に地滑り地形があることから、考慮する共通要因としている。地滑り地形の影響箇所は、限定期であることをから、地滑り地形の影響範囲を避ける方針とした。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 融雪路面用タイヤとしてすべり止めタイヤを装着する車両もあるため“等”とした。 また、すべり止めタイヤは冬に装着するため“常時”とは記載しない。 泊発電所のアクセスルートに急勾配箇所はなく、すべり止め舗装はしない。 <p>設計方針の相違（女川）</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びポンベ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）について、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人為事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ぼくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のアクセスルートの確保 ・夜間及び停電時 ・放射線、化学薬品等の影響 ・障害物の除去 ・自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象等 ・外部人為事象のうち、故意による大型航空機の衝突、その他のテロリストの影響等 <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p>  <pre> graph LR A[アクセスルート] --> B[考慮事項] B --- C["①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物の除去 ⑤自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象等 ⑥外部人為事象のうち、故意による大型航空機の衝突、その他のテロリストの影響等"] C --> D[屋内] C --> E[屋外] D --- F[A] E --- G[B] </pre>	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>また、発電所発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水に対して適切な防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ぼくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明設備を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び停電時 ・放射線、化学薬品等の影響 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災 <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p>  <pre> graph LR A[アクセスルート] --> B[考慮事項] B --- C["①自然現象 ②人為事象 ③溢水 ④火災 ⑤夜間及び停電時"] C --> D[屋内] C --> E[屋外] D --- F[A] E --- G[B] </pre>	<p>燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置について、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>また、発電所発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水に対して適切な防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ぼくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</p> <p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び停電時 ・放射線、化学薬品等の影響 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災 <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p>  <pre> graph LR A[アクセスルート] --> B[考慮事項] B --- C["①自然現象 ②人為事象 ③溢水 ④火災 ⑤夜間及び停電時"] C --> D[屋内] C --> E[屋外] D --- F[A] E --- G[B] </pre>	<p>・泊には発電所敷地内に可燃物ポンベがあり、大飯同様に火災の発生防止策としてポンベ口金の通常閉運用も定める。 設計方針の相違（大飯）</p> <p>・泊は、油計量タンクは運用停止して空にしており火災の拡大防止策を定める対象ではない。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
2. 設計方針について			2. 設計方針について			2. 設計方針について					
		【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。	【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。	【要求事項：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。							
(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。		(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。	(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。	(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。							
①環境要因、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水及び火災		①環境要因、地震、津波その他の自然現象、人為事象、溢水、火災		①環境要因、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水、火災							
考慮事項	屋内	屋外	考慮事項	屋内	屋外	考慮事項	屋内	屋外			
環境条件 夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	地盤	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 また、前震格度の低い地盤に設定する場合は、道路面の傾きによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。 不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陸沈消対策を講じる設計とする。 なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 (第38条(重大事故等対処施設の地盤))に基づく地盤上に設置された建屋内に確保する) また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う、迂回する、又は碎石による段差解消対策により対処する設計とする。	地盤の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な橋脚を確保する。	地盤	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保することにより通行可能な設計とする。 (第39条(地震による損傷防止)に基づき設置された建屋内に確保する資機材の倒壊時の通行性確保対策及び地震随伴溢水を想定した防護具の配備については、「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す)。	地盤の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な橋脚を確保する。	地盤の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な橋脚を確保する。	地盤
自然現象 地震 (第39条対応)	迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととするなどにより、撤去可能な資機材についても必要に応じて回避又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。これらの運用については、「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	自然現象 津波 (第40条対応)	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。 防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回るガレキ発生に対してはブルドーザにより運搬や撤去することにより対処する。	基準津波に対して防潮堤及び防潮壁を設置することから建屋近傍まで遡する浸水はないため、影響を受けない。	自然現象 津波 (第40条対応)	基準津波に対して防潮堤及び防潮壁により防護されたアクセスルートを確保する設計とする。	基準津波に対して防潮堤を設置することから建屋近傍まで遡する浸水はないため、影響を受けない。	自然現象 津波 (第40条対応)		
その他 1 2 現象を選定 外部事象として D B	洪水 風(台風) 竜巻 (飛来物)	敷地付近に河川はないため、影響を受けない。 複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	洪水 風(台風) 竜巻 (飛来物)	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。 第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	洪水 風(台風) 竜巻 (飛来物)	洪水 風(台風) 竜巻 (飛来物)	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。 第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	洪水 風(台風) 竜巻 (飛来物)	B その と じ 1 2 現象を選定 外部事象として D B		
	凍結	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。	凍結	車両は常時スタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、すべり止め材を配備するとともにすべり止め装置等を施工。常時スタッドレスタイヤを装着する。(「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」)							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.3.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
降水	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。	降水 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	降水 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	降水 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。
積雪	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	積雪 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	積雪 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。（「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）	積雪 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。（「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）
落雷	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。	落雷 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	落雷 落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないから、アクセスルートへの影響はない。	落雷 道路面が直接影響を受けることはない。
地滑り	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	基準地震動に対して相應程度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い通行性を確保する設計とする。	地滑り 地滑りを起すような地形は存在しない。	地滑り 地滑りにより影響を受ける範囲にない。	地滑り 通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。
火山の影響 (降灰)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	火山の影響 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	火山の影響(降灰) アクセスルート上の降下火砕物については、ブルドーザにより撤去を行う設計とする。	火山の影響(降灰) アクセスルート上の降下火砕物については、ハイエルローダ等により撤去を行う設計とする。
生物学的事象	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	容易に排除可能なことから影響を受けない。	生物学的事象 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	生物学的事象 容易に排除可能であり、生物学的事象によりアクセスルートが影響を受けることはない。	生物学的事象 容易に排除可能なことから影響はない。
森林火災 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。			
高潮	津波に包絡されることから影響を受けない。		高潮 通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。	高潮 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	高潮 通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
考慮事項	屋内	屋外	考慮事項	屋内	屋外	考慮事項	屋内	屋外	
(外部事象として 外部人D/Bと同じ 事象十ヶを選定)	石油コンビナート等の施設の火災、爆発	敷地付近に石油コンビナート施設はないため、影響を受けない。	自然現象	アクセスルート		自然現象	アクセスルート		
	近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	森林火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	アセスルートは防火帯の内側であり、輻射強度を考慮しても影響はない。	森林火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	アセスルートは防火帯の内側であり、輻射強度を考慮しても影響はない。	近隣の産業施設の火災（外部火災）
	船舶の衝突	船舶が取水口に漂着する可能性は低い。また、日本海航行中の大型タンカー等が重複し、重油が流出した場合は、取水機能に影響を与えないようオイルフェンスを設置することから水路が閉鎖することなく、影響を受けない。	外部火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	外部火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム
	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	[技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム]に示す。	飛来物（航空機落下）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	飛来物（航空機落下）	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	飛来物（航空機落下）
	飛来物（航空機落下）	防護設計の要否判断の基準を超えないことから、設計上考慮する必要はない。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	ダムの崩壊
	ダムの崩壊	近傍にダムが無いことから影響を受けない。	有毒ガス	防護具装着により、通行に影響はない。	有毒ガス	防護具装着により、通行に影響はない。	有毒ガス	防護具装着により、通行に影響はない。	有毒ガス
	電磁的障害（その他使用条件）	道路・路面が直接影響を受けることはない。	船舶の衝突	取水口外側にカーテンウォールが設置されており、アクセスルートに直接衝突されるおそれはない。	船舶の衝突	取水口外側にカーテンウォールが設置されており、アクセスルートに直接衝突されるおそれはない。	船舶の衝突	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	船舶の衝突
	電磁的障害（その他使用条件）	道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。	電磁的障害（その他使用条件）	複数ルートでの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。	電磁的障害（その他使用条件）	複数ルートでの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。	電磁的障害（その他使用条件）	複数ルートでの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。	電磁的障害（その他使用条件）
	溢水	地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	溢水	量内アクセスルートにおける溢水に対する防護具の着用により通行可能。（「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」）	溢水	量内アクセスルートにおける溢水に対する防護具の着用により通行可能。（「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」）	溢水	量内アクセスルートにおける溢水に対しては防護具の着用により通行可能。（「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」）	溢水
	火災	地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去可能な資機材についても必要な時にて撤去し、転倒防止により支障をきたさない備蓄を講じる。これらの運用については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。	火災	火災の発生防止計画に定める。	火災	火災の発生防止策及び火災の拡大防止策については、「火災防護計画」に定める。	火災	火災の発生防止策（可燃物収納容器の筐体による転倒防止及びボンベロ金の通常開運用）及び火災の拡大防止策（大量的可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油壁の設置）については、「火災防護計画」に定める。	火災
一	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	記載箇所の相違 (前ページ最上段)		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	
A 屋内	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人災事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 屋内アクセスルートは、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した防射線防護具を着用する。 地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策として、離去出来ない資機材は設置しないこととともに、離去出来ない資機材についても必要に応じて固定又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 	・アクセスルート説明資料		<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内アクセスルートの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自然現象による影響（津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災）及び人災事象（飛来物（航空機落下）爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 	一	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水等に対して、適切な防護具を着用する。 ・地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固定、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。 ・被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、停電時及び夜間の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。 	アセスルート図	アセスルート図		
B 屋外	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（津波による漂着物、台風及び竜巻による飛来物、積雪及び降雨）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザー1台（予備1台）を保管及び使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。 津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定をもとに各ガレキ発生に対するブルドーザーにより運びかに撤去することにより対応する。また、高潮に対する津波に包絡されることから影響を受けない。自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人災事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対する迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては避雷装置が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。生物学的事象に対しては容易に排除能なことから影響を受けない。 屋外アクセスルートは、基礎震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。 アクセスルートの地盤については、基礎震動による地盤力に対して、耐震裕度を有する地盤に設置することで通行性を確保する設計とする。また、前震裕度の低い地盤に設置する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う。迂回する。又は碎石による段差解消対策により対応する設計とする。 屋外アクセスルートは、地盤の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う。迂回する。又は碎石による段差解消対策により対応する設計とする。 屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う。迂回する。又は碎石による段差解消対策により対応する設計とする。 屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う。迂回する。又は碎石による段差解消対策により対応する設計とする。 屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。また、地盤によるタンクからの溢水に対する要品防護具の運用については「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消防活動等については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物吸納容器の固定による転倒防止及びポンベロボの通常閉鎖運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内蔵する要品、油量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油槽の設置）については、「火災防護計画」に定める。 	・アクセスルート説明資料		<ul style="list-style-type: none"> 屋外アクセスルートの確保 ・地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザー及びバックホウをそれぞれ1台（予備1台）を保管、使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。 津波の影響については、基準津波に対して防潮堤及び防潮壁により防護されたアクセスルートを確保する設計とする。 	アセスルート図	<ul style="list-style-type: none"> 屋外アクセスルート ・地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪及び降雨）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザー及びバックホウをそれぞれ1台を保管、使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。 津波の影響については、基準津波に対して余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。また、高潮に対する津波に包絡したことから影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。 森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。 飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては道路面が直接受けることはないため、生物学的事象に対しては日易に排除能なことからアクセスルートへの影響はない。 屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う。迂回する。又は碎石による段差解消対策により対応する設計とする。 屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、道路については融雪剤を配備し、車両ヘッタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。なお、融雪剤の配備等については「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消防活動等については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物吸納容器の固定による転倒防止及びポンベロボの通常閉鎖運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内蔵する要品及び補助ボイラ燃料タンクの防油槽の設置）については、「火災防護計画」に定める。 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、停電時及び夜間の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。 	アセスルート図	アセスルート図				

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯発電所3／4号炉 <small>・停電時及び夜間等の確実な運転や移動のため可搬型照明装置を配備する。 これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</small>			